



Title	イランにおける選挙不正の調整メカニズム－国会選挙管理の二元構造に着目して
Author(s)	千坂, 知世
Citation	大阪大学, 2021, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85426
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イランにおける選挙不正の調整メカニズム
—国会選挙管理の二元構造に着目して

比較公共政策専攻
博士後期課程
31B16804
千坂 知世

目次

序章.....	1
第1節 背景	1
第2節 問題の所在	3
第3節 先行研究.....	6
3-1. イラン研究	6
3-2. 権威主義研究.....	8
第4節 本研究の視点.....	11
4-1. 分析枠組み	11
4-2. 事例選択	12
第5節 資料.....	13
第6節 構成	14
第1章 分析枠組み：EMBsの二元構造と選挙不正	16
第1節 権威主義国におけるEMBsの構造	16
第2節 イランにおけるEMBsの構造	18
2-1. EMBs二元化の背景	19
2-2. EMBs二元構造の概要	21
2-3. 中央レベル	23
2-3. 選挙区レベル.....	28
2-4. 投票所レベル.....	30
2-5. 小括	32
第3節 分析枠組み：EMBsの党派性と選挙不正の選好.....	35
3-1. イランにおけるEMBsの党派	35
3-2. 選挙不正の選好	42
第4節 分析枠組み：不正度合い決定のメカニズム	49
4-1. EMBsの二元構造が中程度の不正を導くメカニズムの概要.....	49
4-2. 選挙プロセス.....	50
第5節 代替説明.....	60

第6節 事例の選択	61
第2章 ハータミー政権期の国会選挙管理	64
第1節 背景	64
1-1. 国会選挙前の形勢	64
1-2. 政権と国会	67
1-3. 有権者の選挙不正に対する反応	68
第2節 不正度合いの調整：公正な選挙から中程度の不正へ	70
2-1. 選挙法	70
2-2. 立候補者登録	74
2-3. メディア活動	79
2-4. 選挙資金活動	83
2-5. 開票・結果公表	84
第3節 小括	90
第3章 アフマディーネジャード政権期の国会選挙管理	92
第1節 背景	93
1-1. 国会選挙前の形勢	93
1-2. 政権と国会	94
1-3. 支持層の選挙不正への反応	95
第2節 不正度合いの調整：過度な不正から中程度の不正へ	98
2-1. 選挙法	98
2-2. 立候補者登録	102
2-3. メディア活動	110
2-4. 選挙資金管理	113
2-5. 開票・結果公表	118
第3節 小括	123
第4章 ロウハーニー政権期の国会選挙管理	126
第1節 背景	126
1-1. 国会選挙前の形勢	126
1-2. 政権と国会	129
1-3. 支持層の選挙不正への反応	130

第2節 不正度合いの調整：中程度の不正.....	132
2-1. 選挙法.....	132
2-2. 立候補者登録.....	136
2-3. メディア活動.....	140
2-4. 選挙資金管理.....	143
2-5. 開票・結果公表.....	146
第3節 小括.....	149
終章.....	152
第1節 総括.....	152
第2節 研究の意義.....	154
第3節 今後の課題.....	155
参考文献.....	156

序章

第1節 背景

本論文の目的は、イラン・イスラーム共和国（以下、イラン）における選挙管理の構造が、イスラーム評議会（以下、国会）選挙における不正度合いに与える影響とそのメカニズムを明らかにすることである。

1979年、革命によって君主制が崩壊して以降、イランの政治体制はイスラーム法学者（聖職者）が国を統治するイスラーム共和制へと移行した。イスラーム共和制下のイランでは、国家の最高意思決定者である最高指導者は国民の直接選挙で選ばれない一方で、大統領選挙、国会選挙、専門家会議選挙、地方評議会選挙の四種類の選挙が実施されている。これらの選挙は定期的に開催されているものの、イランの政治活動家や一般国民から、体制によって操作された見せかけの選挙である、イラン国民が国家の命運を決める権利が体制によって大幅に制約されている、などの批判が相次いでいる。

本研究で取り上げるイラン国会選挙も例外ではない。例えば、イラン人政治活動家ガンジー（Akbar Ganji）は、国会選挙の立候補資格に、イスラームとイスラーム共和制への実践的な信仰とコミットメント、憲法と「イスラーム法学者の絶対的統治（*velāyat-e motlaqeh-ye faqīh*）という原則」への揺ぎ無い公言などが含まれ、その制度が特定の政治勢力の選挙からの排除に利用されていることを問題視し、イランの選挙が自由選挙ではないと指摘する（Ganji 2008: 46-47）。このようなイランの選挙不正はどのようなメカニズムで発生するのだろうか。この問いに取り組むことが本研究の目的であるが、まずは本研究が扱う不正選挙とは何かを定義するところから始めたい。

一般に不正選挙とは、公正な選挙¹に對置される概念であり、特定の候補者や政党を有利にするために操作された選挙を指す²。このような操作のことを選挙不正と呼ぶ。代表的な選挙不正には次のようなものが挙げられる。①与党に有利な選挙法、選挙区割りの制定

¹ 公正な選挙の条件は、Diamond (2002: 29) のリストに倣うと、中立的な主体によって選挙が運営される、選挙管理機関が不正を摘発する能力を持つ、警察・軍・裁判所が選挙プロセスにおいて競合する候補者を平等に扱う、候補者全員が公共メディアにアクセスできる、選挙区割りが野党に不利な設計ではない、独立した選挙監視が全てのプロセスで許可される、などが挙げられる。

² なお、選挙不正を合法性に基づき判断する定義もある（Lehoucq 2003: 234）。しかし、選挙法そのものが特定の候補や政党に有利な制度設計になっている場合がある（Mozaffar and Schedler 2002; van Ham and Lindberg 2015）。イランの選挙法も同様であり（Bakhtiari 1993; Sarabi 1994; Samii 2001）、本稿の定義に合法性を用いるのは適切ではない。

(Schedler 2013; Mozaffar and Schedler 2002)³、②選挙年における与党支持者への予算や補助金の増額 (Magaloni 2006; Blaydes 2011)、③選挙活動中、野党のメディア出演禁止、国営メディアによる与党の美化と野党への誹謗中傷 (Wedeen 2015; Birch 2011)、④票の売買 (Lehoucq 2003)、⑤司法機関による与党の不正の見逃し、野党への罰則 (Cheeseman and Klaas 2018:68-69) などである。

本稿の文脈において注意すべきは、この不正選挙には、過度な不正と中程度の不正の二つの種類があるということである。いずれも特定の候補または政党を有利にする操作がなされている点では共通するが、有権者の投票が選挙結果に反映される度合いに違いがある⁴。過度な不正とは、与党に有利な選挙区割りが行われるシンガポール、また一党優位支配体制下で与党が選挙活動に公的資金を利用したかつてのメキシコのように、必ず与党が 90 パーセント以上の議席を獲得するなど、有権者の投票と公式な選挙結果に何の関係も見出せないほどの選挙不正である。これに対して、中程度の不正は、与党によって選挙人登録の操作、不正投票、結果の改ざんなどの不正が発生するが、野党の立候補登録を承認しメディア活動の機会も与えるなど、有権者の投票行動と選挙結果にある程度のある関係がある選挙不正である。

イランの選挙不正は、後者に分類される。そこでは、現職大統領や最高指導者のように国家の要職を占める者とは異なる政策選好を持つ候補者 (野党)⁵の立候補が、わずかに許容され、立候補が許容された場合、制限付きだがメディア活動にもアクセスでき、野党の当選結果が認められる (Abdolmohammadi and Cama 2015; Gobadzadeh and Rahim 2016)、中程度の不正を見ることができる。

³ Mozaffar and Schedler (2002:8) によると、選挙規範には、①選挙区割りや投票権などの「選挙法の制定」、②立候補者登録、開票、集計などの「法の執行」、③紛争解決や報告書の作成などの「法の裁定」の3つがある。

⁴ なお、シンプサー (Alberto Simpser) は得票差を基に過度な不正か否かを判断する基準を示した。しかし、そこでは、不正度合いは一重に選挙結果に基づき、選挙プロセスで不正が試みられた度合いは無関係とされる (Simpser 2013: 75)。そのため、選挙プロセス全体で生じる不正を分析対象とする本研究の定義には適合しない。

⁵ ただし、イランにおいて選挙で候補者を出すことが許される政治勢力は、現職大統領・政府や最高指導者などの国家の要職を占める者らを自由闊達に批判することができる (民主制で想定される) 公然野党ではない。疑似的な公然野党の候補と見るのが妥当とされる (松永 2016: 268-269, 274)。そのため、「忠実な野党」とも呼ばれている (Chehabi 1990: 278; Tezcur 2006)。

第2節 問題の所在

本稿の問題意識は、後述するように、イランでは、大統領選挙で政権の党派が変わると、政策も大きく変化することが先行研究で指摘されているにもかかわらず、国会選挙の不正度合いが常に中程度に保たれている、という点にある。なぜ、これがパズルなのか、以下説明を加えたい。（なぜ、これがパズルか説明しないと。）

イランの大統領は、行政府の長であり、制度上、最高指導者に次ぐ政治権力を有する。任期は4年であり、3選禁止である。そのため、最大で8年間継続可能なポストである。イランの大統領選挙で、政権の党派が前任から変化した最初の選挙は、1997年の第7期大統領選挙である（Moslem 2002）。1997年、それまで初代最高指導者ルーホッラー・ムーサヴィー・ホメイニー（Rūḥ Allāh Mūsavī Khomeynī）の盟友で「テヘラン闘う聖職者協会（Jāme‘eh-ye Rowhāniyāt-e Mobārez-e Tehrān, 以下 JRM）」に属する聖職者が16年にわたり大統領を務めてきたイランにおいて⁶、初めて異なる党派の大統領が選出された。その大統領とは、「テヘラン闘う聖職者集団（Majma‘-e Rowhaniyūn-e Mubārez-e Tehrān, 以下 MRM）」⁷に属するモハンマド・ハータミー（Moḥammad Khātāmī）である。

ハータミー政権期（1997—2005年）の特徴として、先行研究が着目したのは市民的自由を強調する政策である例えば、言論・結社の自由、人権保護政策（Tazmini 2009）、改革派ブレスの興隆（Mir-Hosseini and Tapper 2008）、イスラーム神学と西欧哲学に精通した改革派知識人の台頭（Sadeghi-Boroujerdi 2019）、抑圧的な政治体制に対する学生の抗議集会の増加（Mashayeski 2001）などである。

こうしたハータミー政権の政策志向を踏まえると、公正な選挙が実施されると予想され

⁶ ホメイニーとの対立によって失脚（国外逃亡）した初代大統領と大統領就任直後に暗殺された2代目の大統領を除く。

⁷ 第1章でイランの党派については詳述するが、JRMは、イランの伝統的中産階級（バーザール商人、伝統的なイスラーム法学者を出身母体とする勢力であり、私的所有権の原則と小さな政府的政策を追求する。MRMは、1970年代のアジア・アフリカのナショナリズム〔反帝国主義〕の運動の影響を受けたより若手の聖職者で、私的財産の没収・国有化、基幹産業や貿易の国有化をめざす、より対外的にラディカルで、大きな政府型の社会改革をめざす。詳細は松永（2002a: 69-70）を参照。

る。しかし、実際には、2度にわたり開催された国会選挙が公正になることはなかった例えば、2000年第6期国会選挙では、イラン南部ホルムズガン州のバンダレアッバース選挙区（1議席）で、ハータミー政権支持政党「イラン・イスラーム参加戦線（Iran Islamic Participation Front、以下 IIPF）」候補の当選が一度公表されたが、その後、最高指導者の任命機関である監督者評議会（Showrā-ye Negahbān）によって不正投票を理由に取り消される事態が発生した。これは、ホルムズガン州の IIPF 事務所長の抗議声明の発表だけでなく、IIPF 候補に票を投じた有権者による幹線道路を塞ぐ抗議集会を引き起こした⁸。この他にも数名の IIPF 候補の当選が取消された一方で、少なくとも 193 議席（290 議席中）で IIPF を含むハータミー支持候補、つまり最高指導者とは異なる党派の候補の当選結果が承認された⁹。

次に、政権を担う党派が交代したのは 2005 年の第 9 期大統領選挙である。この選挙では革命防衛隊¹⁰出身のマフムード・アフマディーネジャード（Maḥmūd Aḥmadīnezḥād）が当選した。アフマディーネジャード政権（2005—2013 年）は、前ハータミー政権とは対極的に、イスラーム革命の原則を強調し、抑圧的・閉鎖的な政治を志向する傾向が既存研究で指摘されている。例えば、軍の政治関与、財政基盤の強化（Alfoneh 2013; Golkar 2015）、厳しい言論統制によるジャーナリストや知識人の弾圧¹¹、政権による不平等な国の財源分配（Maloney 2015）、政府高官による汚職の蔓延（Habibi 2015）などである。

このようなアフマディーネジャード政権の特徴を踏まえると、国会選挙で政権支持候補を有利にする過度な不正は生じそうである。しかし、実際には中程度の不正にとどまっていた例えば、2008 年第 8 期国会選挙の選挙期間中、イラン国営放送が、前大統領ハータミー支持候補の演説報道を拒否し、アフマディーネジャード政権の政府高官や体制の宗教指導

⁸ BBC Summary of World Broadcasts. “Islamic Iran Participation Front Says Rejection of Poll Results Unreasonable,” 13 March 2000. Translation of report from *IRNA*, 12 March 2000.

⁹ 第 6 期国会の議長選挙で、民主的な統治志向のハータミー支持候補メフディー・キャッルービーの獲得票を計上。“Karrūbī be Onvān-e Raīs-e Majles-e Sheshom-e Īrān Bar-gozīde Shod,” *IRNA*, 22 Khordād 1379/ 11 June 2000, <https://www.irna.ir/news/5632148/>（2021 年 5 月 6 日閲覧）

¹⁰ イランの革命防衛隊は正規軍とは異なる。正規軍は国防に専念する一方で、革命防衛隊は内政を含むあらゆる側面からの衝撃からイスラーム共和制を護る、いわば聖職者の近衛兵（Praetorian Guard）である（Safshekan and Sabet 2010: 548）。

¹¹ Akbar Ganji, “Dowlat-e Aḥmadīnezḥād va Majles-e Soltanatī,” *Īrān-e Emrūz*, 2 May 2008, <https://www.iran-emrooz.net/index.php/politic/more/15368/>（2021 年 6 月 11 日閲覧）

者¹²の演説のみを報道する、という不正が発生した (Alfoneh 2013: 34)。しかし、新聞報道に目を向けると、現職大統領とは異なる党派「国民信託党 (National Trust Party、以下 NTP)」の機関誌「エッテマーデ・メッリー (E'temād-e Melli)」の発行が許可されていた。つまり現職大統領や最高指導者に近い候補には劣るものの、野党候補もある程度メディア活動の機会を得ていたのである (そして選挙結果を見ても、第 8 期国会は現職大統領アフマディーネジャード支持の獲得議席は全体の 26 パーセントにとどまった)¹³。

続いて、政権の党派が交代したのは 2013 年の第 11 期大統領選挙である。この選挙では、JRM 創設メンバーの一人ハサン・ロウハーニー (Hasan Rowhānī) が当選した。ロウハーニー政権 (2013—2021 年) については先行研究が限られるが、個人の性質としては外交手腕に長けた聖職者との評価がなされている (Randjbar-Daemi 2018; Ansari 2019)。他方、ロウハーニーのように JRM に所属する体制の宗教指導者に関する研究は多い。そこでは、最高指導者を筆頭とする体制の宗教指導者による法律の制定・執行の独占 (Zonis 1985; Arjomand 2009)、国の宗教ネットワークの独占¹⁴と経済的利益の分配による信徒との主従関係の構築 (Almadari 2005; 黒田 2015)、金曜礼拝指導者による世論統制 (Buchta 2000) などの特徴が論じられてきた。

しかし、体制の宗教指導者に近いロウハーニー政権期であっても、国会選挙で過度な不正が発生することはなかった。例えば、2016 年第 10 期国会選挙では、テヘラン選挙区 (30 議席) において、ハータミー政権期の政府高官の立候補登録が「体制への忠誠心の欠如」などを理由に、監督者評議会によって否認された。一方、ハータミー政権期の第一副大統領などの当選の可能性が高い有力候補の立候補登録が一部承認された。

以上の背景を踏まえると、次のような疑問がわく。すなわち、なぜ民主的政策を志向する大統領が政権を執っても、イランの国会選挙が公正にはならなかったのだろうか。なぜ革命防衛隊出身の強権的な大統領や、体制の宗教指導者と緊密な大統領が政権を執っても、イラ

¹² 本稿では、「体制の宗教指導者」を、最高指導者とその任命機関 (例、司法長官、検事総長、最高裁判所長官、金曜礼拝指導者、軍・大学・メディアなどの公的機関における最高指導者名代) に就く聖職者と定義する。

¹³ 2008 年国会選挙における現職大統領アフマディーネジャード支持候補の連帯は「保守派統一戦線 (Jabh-ye Mottahed-e Osulgrāyān、以下 JMO)」である。議席数は Sanandaji (2009:638) を参照。

¹⁴ 例えば、1994 年の年間予算の 58 パーセントを最高指導者府 (第二代最高指導者は元 JRM 幹部) が運営する宗教財団が占めていた (Buchta 2000: 73)。

ンの国会選挙で過度な不正が生じなかったのだろうか。これらをまとめて本稿では、なぜイランの国会選挙では、公正な選挙も、過度な不正選挙も発生しないのか、という問いを検討する。

第3節 先行研究

3-1. イラン研究

本稿の目的は、先述のようにイランの国会選挙において不正度合いが中程度になる要因を解明することである。だが、従来のイランの選挙研究は、国会選挙に見られる派閥政治 (factional politics)、および選挙後の路上抗議運動が主な分析対象となってきた。派閥政治を扱う研究では、体制内エリートの内部分裂¹⁵に伴う権力の分極化¹⁶や、経済・社会状況に応じた有権者の政策選好の変化¹⁷が、国会選挙における異なる党派の乱立、第一党派の交代に与える影響を議論してきた。また、選挙後の路上抗議運動に関する研究は、抑圧されたイランの政治空間において体制に対する大規模な路上抗議運動が発生する要因¹⁸やそれが失敗に終わる要因¹⁹を明らかにすることを目的とする。それに対して、イランの国会選挙における選挙不正に対して正面から分析した研究はほとんどない。

もっとも、イランの法制度や政治的抑圧に関する研究の文脈で、事前の立候補資格審査に

¹⁵ ホメイニー期の体制内エリートの分裂と国会内政治と選挙の分析は Bakhtiari (1996)、ハーメネイー期については Moslem (2002) を参照。

¹⁶ 1992 年第 4 期国会選挙における体制内聖職者の右派と左派の対立は Bakhtiari (1993) や Sarabi (1994)、1996 年第 5 期国会選挙における伝統主義者とテクノクラートの対立は Wells (1999) や Fairbanks (1998)、2008 年第 8 期国会選挙における保守派内部の強硬派と穏健派の対立は Fazili (2010) を参照。

¹⁷ 例えば、大学教育を受けた若い世代の間でのイスラーム共和制に批判的な知識人の思想の普及が、2000 年第 6 期国会選挙において民主的統治を志向する第一党の誕生を分析した Kadivar (2013)、経済状況の悪化とポピュリスト的な政治家の当選との関係性を分析した Raisi (2019) を参照。

¹⁸ イランにおけるソーシャルメディアの普及が主な要因と考えられている (Reisinezhad 2015; Elson et al. 2012; Rahimi 2011)。また、ポスト・ホメイニー期におけるイランの制度政治の閉塞化が、政治エリートの一部を非制度的な政治領域での抗議行動に掻き立てたと見る研究もある (松永 2012: 138)。

¹⁹ 選挙後の反体制抗議運動の失敗要因は、単にイランの体制による暴力的な弾圧 (Tezcür 2012; Jones and Newlee 2019) だけではなく、抗議運動のリーダーの不在や目的の共有不足など抗議運動の参加者側にも存在するという議論は Bayat (2017) を参照。

着目する研究は数多く存在する。イランでは、最高指導者の任命機関（詳しくは第1章で説明）である監督者評議会が、イスラームの信仰と実践、体制やイスラーム法学者の統治という原則への忠誠などの立候補要件を満たすかを事前に審査する権限が憲法と国会選挙法で定められている（Baktiari 1993; Sarabi 1994; Samii 2001; Arjomand 2009）。この制度を受けて、監督者評議会と異なる党派に属する候補者が失格になってきたという事実を指摘する研究が、事例ベースで蓄積されてきた²⁰。このようなイランにおける立候補資格審査の法制度とその運用は、最高指導者とその任命機関と同じ党派の候補のみ国会に取り込み、それ以外の党派を排除する恣意的な選挙操作であると論じられる（Boroumand and Boroumand 2000; Chehabi 2001）。

しかし、この立候補資格審査に関しては、別の見方も提示されている。イランでは、最高指導者と異なる党派の立候補者が全員失格になるわけではないという見方である少数ではあるが（Chehabi 1990; Tezcur 2006; Abdolmohammadi and Cama 2015）。このような中程度の不正が、イランの立候補資格審査において発生する要因として、大きく三点指摘されている。

第一に、革命で崩壊した王政よりもイスラーム共和制が公正な政治体制であるという最高指導者や体制の宗教指導者の主張を正統化するためである（Katouzian 1997; Keshavarzian 2005）。第二に、体制に不満を持つ政党や政治活動家のガス抜きである（Abdolmohammadi and Cama 2015）。具体的には、選挙プロセスに参加させることで、日常では公然と表明できない体制に対する抗議の意を表明する機会を与えるという議論である（Rivetti 2017）。第三に、体制に不満を持つ一般国民のガス抜きである。たとえ候補者が限られていても、最高指導者が支持する候補者と、その対立候補が存在する場合、体制に不満を抱く有権者は、最高指導者に対する抗議の意で対抗馬に投票するとされる（Matsunaga 2006）。

しかし、これらの先行研究の見解には、二つの問題がある。一つは、選挙を通じた体制の正統性確保や不満への対処をどの程度重視するかは、市民的自由を尊重する改革派政権、イスラームの原則を重んじる原理派など、政権の党派に応じて変化すると予想される。しかし、それにもかかわらず常に国会選挙の不正度合いが中程度に保たれているという疑問が残る。もう一つは、立候補資格審査に分析対象が偏るあまり、選挙プロセス全体を捉えていない。

²⁰ 立候補資格審査の事例分析として、1992年第4期国会選挙はBaktiari (1993)とSarabi (1994)、2000年第6期国会選挙はBoroumand and Boroumand (2000)とSamii (2001)、2004年第7期国会選挙はKazemzadeh (2008)、2008年第8期国会選挙はSanandaji (2009)を参照。

そのため選挙法の制定から結果公表に至るまで、他の選挙プロセス²¹においても、不正度合いが中程度になる要因を説明することができない。他の選挙プロセスで過度な不正が発生した場合、先行研究が指摘する体制の正統性確保も不満への対処も成立しないことになる。従って、本稿では、立候補資格審査に限らずイランの選挙運営の制度とその運用、すなわち EMBs の構造に焦点を当て、国会選挙における不正度合いが決まるメカニズムを明らかにする。

3-2. 権威主義研究

以上、イラン研究では選挙不正そのものを分析対象とする研究が極めて少ないという問題を述べてきた。他方、権威主義国の選挙不正に関する研究では中程度の不正に影響を与える要因が多様な観点から検討されてきた。

一般に権威主義国においても、国民の直接投票による国会選挙が実施されることは珍しいことではない (Gandhi 2008:36-37)。特に冷戦終結以降、野党の参加を許す選挙を実施する権威主義国の数が増加傾向にある (Magaloni 2010: 752-753)。こうした現実を受けて、なぜ権威主義国において中程度の不正が発生するのかを問う研究が数多く蓄積されてきた。それらは、四つに大別できる。

第一に、権威主義国の国家能力である。国家の全域にわたり中央政府による行政やメディアの管理が行き届いている場合、与党の候補者はコストの高い過度な不正よりもコストの低いわずかな不正で勝利できるため、後者を選択するという議論である (Seeberg 2019)。だが、この主張はわずかな不正であっても候補者が確実に勝利できることを前提とする点に問題がある。イランの場合、不正をした候補者や政党が確実に大多数の議席を獲得できるわけではない。また、たとえ過度な不正が発生したとしても、国家能力が高い場合、不正が隠蔽できるため、必ずしも国家能力の高さが中程度の不正に影響を及ぼしているとは言えない (Hartlyn and McCoy 2006: 47)。

第二に、権威主義国の政党の強さである。モース (Yonatan L. Morse) は、信頼された与党 (credible ruling party) という概念を用いて、与党が日常的に有権者に十分な富を分配し、信

²¹ 選挙管理プロセスは、選挙前、選挙活動、投票、選挙後という四つの時期に分かれる。それらはさらに、選挙法、選挙手続き、選挙区確定、有権者登録、政党/候補者登録、メディア活動、選挙資金管理、投票、票の集計、結果公表、選挙管理機関の評価、という 11 のプロセスに細分化される (Norris et. al. 2014)。

頼を得ている場合、不正をしなくても当選できるため、過度な選挙不正が発生しにくいと論じた (Morse 2019:43)。だが、この立場も、一つ目と同様に、選挙不正をしなくても与党が確実に勝利できることが前提となっている。イランでも、監督者評議会を独占する政党「コム神学校教師協会 (Jāme‘e-ye Modarresīn-e Howze-ye ‘Elmīye-ye Qom、以下 JMHEQ)」や JRM が、潤沢な宗教財団の富をイラン国民に分配していることが指摘されている (Buchta 2000; Almadari 2005)。一方で、JMHEQ 党首モハンマド・ヤズディー (Moḥammad Yazdī) でさえ 1988 年第 3 期国会選挙で落選した。また、理論的にも、政党の強さは必ずしも中程度の不正を導くわけではない。権威主義国の与党は、不正をしなくても勝てる場合でも、豊富なリソースを持つという情報を伝達する手段として過度な不正を利用することで、反対派の抵抗意欲を下げ、支持者の離反を防ぐ効果²²があることも指摘されている (Simpser 2013: 3)。

第三に、欧米の民主化圧力である (Levitsky and Way 2010)。国際条約の加盟や貿易を通して欧米と関係が強いほど、与党が選挙不正をすれば欧米からの投資や貿易が減少するというコストが大きくなる (Hafner-burton 2005)。そのため、欧米との関係性が強い権威主義国では選挙不正の度合いが弱くなる傾向にある論じられている。しかし、革命後のイランは、王政期とは違い、欧米との貿易や外交関係が希薄である (Takeyh 2009)。また、イランは、「欧米の民主化圧力を低下させるとされるロシアや中国との関係」(Levitsky and Way 2010: 71) が強いいため、欧米の民主化圧力がイランにおける選挙不正の度合いに与える影響は低いと考えられる。

第四に、野党の結束である。野党の結束が強いと、与党が当選するために払う財政的なコストや、選挙後の不正選挙への抗議デモを鎮圧するために払うコストが高くなる (Howard and Roessler 2006; Tucker 2007; Fearon 2011)。野党の結束が強固で与党の敗北が確実にになると、軍が与党を見限り野党につく場合もある (Magaloni 2010)。このように、野党の連合、さらには野党と軍の結束が強い場合、与党はたとえ選挙不正によって議員生命を維持できたとしても、暴動やクーデターが選挙後に発生し失脚させられ、生命そのものが脅かされるという落選以上のコストに直面する (Cox 2009; Goemans 2008)。このようなコストを回避するために、野党の結束が強いほど選挙不正の度合いが弱くなるという通説的な見解が見ら

²² 同じロジックで、選挙の趨勢に関わらず、官僚の昇進を独裁者が決めるなど官僚の独裁者への依存度合いが大きいほど、選挙不正の度合いが大きくなることを説明した研究も存在する (Gehlbach Simpson 2015)。

れる。

しかしイランの場合、2000 年第 6 期国会選挙のように、改革派の結束が強まった時でも、国会選挙では他の選挙と同様の不正が発生した。具体的には、ハータミー大統領を支持する改革派政党が連合を結成したが、改革派候補の立候補の失格や改革派候補の当選結果の取り消しなど (Samii 2001)、結束が弱いと時と変わらない程度の不正が発生した。また、イランの革命防衛隊は、体制からの経済的利益の享受に加えて、体制への忠誠心が宗教的な善行という思想統制を受けているため、どのような戦局でも最高指導者や体制の宗教指導者から離反することはない (Wehrey et. a. 2009; Golkar 2015; Ostovar 2016)。従って、反対派 (イランの場合は改革派) の結束が、国会選挙の中程度の不正にもたらす効果は弱いと考えられる。

このように、権威主義国の選挙不正を扱う先行研究では、事実レベルでイランのケースを上手く説明できない。加えて、先行研究には、分析視点に問題があると言える。具体的には、独裁者が一人、または与党が他の追随を許さない覇権政党として存在する権威主義国を想定し、理論が組み立てられてきたことである。つまり既存の権威主義研究は、個人支配体制では現職大統領が、一党優位体制下では覇権政党が、権力を維持するために国会選挙でどれほど不正をすべきかに焦点を当て議論を展開してきたのである。

それに対して、イスラーム共和制下のイランでは、大統領という選挙で選ばれるリーダーとは別に、最高指導者という宗教的権威に基づく国家の最高意思決定者が存在する、いわば二頭体制がとられている (Ghobadzadeh and Rahim 2016; Abdolmohammadi and Cama 2015; Matsunaga 2009)。もっとも、二人のリーダーの権力は同等ではない (Buchta 2000)。だが、イランでは 1989 年に首相制が廃止されて以降、大統領の制度上の権限が強化され (Arjomand 2009)、政権が変われば実際に政策も変化するほど、イランの大統領は政治的な影響力を有する (Randjbar-Daemi 2018)。

このように、大統領と最高指導者という二人の異なるリーダーが併存するイランでは、選挙不正の度合いにリーダーの二元性が何等かの影響を及ぼしている可能性が高い。本稿では、こうした問題意識のもとで、リーダーの二元性が最も顕著に反映されるイランの EMBs の二元構造を明らかにする作業を重視する。その上で、EMBs の二元構造が国会選挙の不正度合いを中程度に保つメカニズムに作用するのではないかという仮説を構築する。

第4節 本研究の視点

4-1. 分析枠組み

本節では、イランの国会選挙の不正度合いを決める要因とそのメカニズムを理解するための分析枠組みを検討する。詳細は第1章で述べるため、ここでは特に重視する方針を二つ示したい。

第一に、イスラーム共和制下のイランにおける EMBs の二元構造に着目することである。EMBs とは、「有権者登録、投票所の設置・管理、開票作業、投票結果の一義的な公表などの、選挙管理の本質的要素と呼ばれる機能を担当する」機関である（大西 2017: 5）。選挙の主役は、立候補者と有権者であるため、選挙の運営側に関する分析が欠如する傾向にある。この問題を提起したパストール（Robert A. Pastor）は、「イランのような」発展途上国における選挙管理の技術的な欠陥は、政治的な要因で発生するケースが多いと指摘する。その上で、EMBs の構造に象徴される選挙管理の方法を、選挙の質「不正度合い」を左右する要因として、積極的に分析対象に組み込むべきだと主張する（Pastor 1999a: 77-80）。この主張は、後続の研究に影響を与え、これまで EMBs の制度設計や運用が選挙の不正度合いに与える影響を考察した研究が数多く蓄積されてきた（Lehoucq 2002; Hartlyn, McCoy, and Mustillo 2008; Norris et. al. 2014）。本稿でも、こうした既存研究の視点を重視する。

ただし、本稿が批判的に検討するのは、既存の選挙研究で、権威主義国の EMBs を分析する場合、EMBs が一人の独裁者または覇権政党によって、一元的に支配されることを前提とする傾向である²³。そのため、イランのように大統領と最高指導者によって二元的に支配された EMBs が、選挙不正の度合いに影響を及ぼすメカニズムについては未解明なままである。それに対して本稿では、イランの EMBs は、実施部門を政権が担う一方で、監視部門を最高指導者の配下にある委員会が担うという二元構造に着目する、という従来の研究とは異なる分析視点を提示する。

第二に、イランにおける選挙の運営側の党派に着目することである。既存のイラン研究が、立候補者の派閥対立に見られる党派、また有権者の政治選好について明らかにしてきたこ

²³ 詳しくは第1章で述べる。例えば、「制度革命党（PRI）」優位体制下のメキシコの国会選挙管理を扱った Lehoucq（2002）、「与党連合（BN）」支配下のマレーシアの EMBs を分析した Hai（2005）などが挙げられる。

とは本章第3節で述べた。しかし、政治選好という党派の違いが選挙の運営側に存在するという視点は欠落している。その点、本稿は、EMBsを構成する実施部門と監視部門の党派が、選挙不正の度合いに影響を及ぼす、という仮説を提示する。具体的には、イランには国民の政治参加を重視する度合いが大きい順に、改革派、伝統保守派、原理派、という三つの大きな政治潮流が存在する（詳細は第1章で述べる）。

このEMBsの党派と選挙不正の関係を考察する際、本稿では、立候補者や政党は選挙での勝利が不確実な場合不正をする傾向にあるという定説（Birch 2011: 57; Rozenas 2015: 232）を参照する。ただし、このロジックをイランに援用する場合、注意すべき点がある。それは、たとえ勝利が不確実という条件が同じでも、国会選挙で不正をする利点と欠点が、党派に応じて異なるという点である。

党派の利点と欠点の比較については第1章で詳述するが、ここでは分析枠組みの大枠を示すために、党派の不正選好だけを概説する。まず、改革派は、不正をして国会選挙で勝利する欠点が利点を上回るため、勝利が不確実な場合でも、公正な選挙を好む。次に、伝統保守派は国会選挙における不正の利点と欠点がほぼ同じであるため中程度の不正を好む。続いて、原理派は国会選挙における不正の利点が欠点を上回るため過度な不正を好む、というのが本稿の仮説である。

このような党派の違いは、EMBsの実施部門のみに見られる。なぜなら、実施部門を担う政権は選挙によって変化する一方で、監視部門は常に最高指導者の影響を受ける伝統保守派で固定されているからである。

以上を基に、EMBsの二元構造が中程度の不正に影響を及ぼすメカニズムを導出すると、次のようになる。改革派政権期では、改革派の実施部門によって公正な選挙になる可能性が見えるが、伝統保守派の監視部門の妨害を受けて、中程度の不正まで戻る。次に、原理派政権期では、原理派の実施部門によって過度な不正が生じそうになるが、伝統保守派の監視部門の介入によって、中程度の不正へ戻る。最後に、伝統保守派政権期では、実施部門と監視部門の選好が同じため、国会選挙の不正度合いが公正にも過度な不正にも振れることなく、中程度の不正が発生する、というものである。

4-2. 事例選択

本稿では、事例分析を用いて、先述の理論の妥当性を検証する。改革派政権期の事例にはハタミー政権期（1997－2005年）の2000年第6期、2004年第7期国会選挙を取り上げる。

ハータミー政権は言論の自由や市民社会の強化といった民主的な改革を志向したことが先行研究で注目を集めた。しかし、国会選挙は公正になることはなかった。この背景には、EMBsの二元構造が、公正な選挙から中程度の不正へ、というメカニズムに作用していた可能性を検証する余地がある。

続いて、原理派政権期の事例にはアフマディーネジャード政権期（2005－2013 年）における 2008 年第 8 期、2012 年第 9 期国会選挙を取り上げる。アフマディーネジャード政権期は厳格な情報統制や公的資金の汚職が先行研究で論じられてきた。だが、国会選挙で発生した不正の度合いは中程度にとどまった。よって、EMBsの二元構造が、過度な不正から中程度の不正へ、という揺り戻しに影響を及ぼした可能性がある。

最後に、伝統保守派政権期の事例としてロウハーニー政権期（2013－2021 年）における 2016 年第 10 期、2020 年第 11 期国会選挙を分析対象とする。ロウハーニー政権は最高指導者と同じ伝統保守派に属する。そのため、EMBsの実施部門と監視部門の党派が同じ場合、一度も両極端に振れることなく、選挙不正の度合いが中程度になる、という仮説を検証するための適切な事例である。

第 5 節 資料

事例分析のために用いる一次資料は、イラン・イスラーム共和国憲法、国会選挙法などの法律、国会議事録、および政府や監督者評議会の公式文書である。これらは、イランの EMBsの二元構造を浮き彫りにするために有用である。二次資料として、イラン国内外で出版される新聞（紙媒体、Web 版）を参照する。イランでは、新聞の発行元は、国家だけでなく、個人や政党であるため、新聞報道は党派の性格を色濃く反映している。そのため、できるだけ多様な党派の新聞を収集し、候補者や政党から選挙の実施と監視主体への不服内容を確認する。

新聞の詳細は参考文献にまとめた。ここでは各党派の主要な新聞のみ紹介する。改革派の主要な新聞として、「ヤーセ・ノ（Yās-e now）」などの改革派政党の機関誌を参照する。また亡命イラン人が運営する BBC Persian などの国外ニュースも改革派の不服を確認するために用いる。伝統保守派は、第 1 章で述べるように分裂を繰り返しているため、発行者によって報道トーンに違いがある。原理派よりの新聞として最高指導者府が発行する日刊紙「ケイハーン(Keyhān)」、改革派よりの新聞として元大統領アリー・アクバル・ハーシェミー・ラフサンジャニー事務所が発行する「エッテラアート（Ettelā'āt）」、伝統保守派よりの元革

命防衛隊司令官が発行する「タスニーム (Tasnīm)」、イラン国営放送の Web 版「イルナー (IRNA)」などを参照する。原理派の報道は、伝統保守派でもカバーされているが、加えて革命防衛隊傘下の民兵バスィージの学生組合が発行する機関誌も参照する。

最後に、メディア報道以上に間接的な証拠になるが、EMBs 構成員に対して、筆者が 2019 年にイラン国内で行ったインタビュー調査を補完的に用いる。対象者は、監視部門から監督者評議会の法律家の長 (2004-現在) であるアッバース・アリー・キャドホダーイー氏、実施部門から元内務次官 (1985-89) で改革派政党「建設の幹部党 (Kargozaran-e Sazandegi、以下 KS)」の創設メンバーでもあるモハンマド・アトリヤーンファル氏、および大テヘラン選挙区の選挙スタッフ経験者 T 氏 (大統領選挙 4 回、国会選挙 3 回) である。

第 6 節 構成

本稿は以下の構成をとる。

第一章は理論部にあたり、本研究の分析枠組みを提示する。具体的には、二元的に支配された EMBs がイランの国会選挙の不正度合いに影響を及ぼすメカニズムを説明する。その際、実施部門の選好が政権によって変わり、それに応じて監視部門の行動も変化する、という点に特段の注意を払う。すなわち、政権の派閥に関係なく国会選挙の不正度合いが最終的に中程度になることは同じであるが、その結果に至るまでのメカニズムが政権によって異なると仮定する。その上で、事例分析において観察すべき証拠について整理する。

第二章から第四章は実証部にあたり、事例分析を行う。第二章では、改革派政権の事例としてハータミー政権期の二度の国会選挙を取り上げ、民主的統治を志向する改革派政権であっても、中程度の不正が生じる背景を分析する。具体的には、国会選挙の管理プロセスにおいて、改革派の実施部門の影響で公正な選挙運営がなされる兆しがあったが、伝統保守派の監視部門の妨害によって、一度公正な方向に振れた選挙が中程度の不正まで揺り戻ったことを確認する。

第三章では、原理派政権の事例としてアフマディーネジャード政権期の二度の国会選挙を取り上げる。強権的な支配と汚職が特徴とされる原理派政権期であっても、中程度の不正にとどまった理由を考察する。具体的には、各選挙プロセスにおいて、原理派の実施部門の影響で過度な不正が発生しそうになった。しかし、選挙プロセスの途中で伝統保守派の監視部門が介入することで過度な不正の発生が抑止された、または中程度の不正に戻ったかを

確認する。

第四章では、伝統保守派政権の事例としてロウハーニー政権期の二度の国会選挙を取り上げる。体制の宗教指導者と同じ党派であり選挙不正を行うだけの条件が揃っている伝統保守派政権期でも、中程度の不正にとどまった背景を明らかにする。伝統保守派政権期は、他二つの政権期とは違い、実施部門の選挙運営の段階で既に中程度の不正に調整されているため、一度も両極端に振れることなく、中程度の不正が発生したことを確認する。

終章では、本稿の議論をまとめるとともに今後の課題と研究意義を述べる。

第1章 分析枠組み：EMBsの二元構造と選挙不正

本章の目的は、イランでは EMBs の二元構造が国会選挙の不正度合いに影響を及ぼすメカニズムを理解するための分析枠組みを、理論的に導出することである。本稿の理論部の特色は、イランの EMBs の二元構造と党派性に着目することである。EMBs の構造については、本章第1節と第2節で検討する。第1節では、イランの EMBs の特異性を理解するための準備として、権威主義国の一般的な EMBs が一元構造であることを述べる。第2節では、イランの EMBs の二元構造を詳述する。具体的には、①EMBs の実施部門は政権が担う一方で、監視部門は最高指導者の影響を受ける委員会が担う、②イランの監視部門は単なる選挙監視にとどまらず、実施部門の活動の承認権限を持つ、③二元構造が中央レベルから投票所レベルまで浸透している、という特徴を明らかにする。

EMBs の党派性と選挙不正との関係については、第3節と第4節で論ずる。第3節では、時の政権に応じて党派性が変わる EMBs の実施部門は、人々の政治参加の度合いを推奨する順に並べると、改革派、伝統保守派、原理派という三つの党派がこれまで担ってきた、という歴史を概観する。さらに、党派毎に、国会選挙で不正を働く利点と欠点の重みが違うため、選挙不正の選好も異なるという仮説を提示する。

第4節では、イランの国会選挙では、EMBs の二元構造が中程度の不正に作用するメカニズムについて検討する。その際、全11の選挙プロセスのうちイランの制度との適合性に合わせて選択した5つを取り上げる。その上で、最終的に中程度の不正におさまるのは監視部門が影響を及ぼすが、それに至るメカニズムは EMBs の実施部門を担う政権の党派によって異なる、という仮説を構築する。具体的には、改革派政権期には、公正な選挙から中程度の不正へ、という揺り戻しが生じる。原理派政権期には、過度な不正から中程度の不正へ、という揺り戻しが生じる。伝統保守派期には一度も両極端に振れることなく中程度の不正が発生する、という理論を導出する。

第5節では、本稿が提示する EMBs の二元構造の他に、中程度の不正に影響を与え得る要因を検討する。第6節では、本稿の仮説を実証するための事例の選択理由を述べる。

第1節 権威主義国における EMBs の構造

イランの EMBs の特徴を理解するためには、まず、一般的な権威主義国の EMBs の構造を理解する必要がある。本節では、一般的な権威主義国の EMBs は一元的に支配されてお

り、その結果、与党による過度な不正が発生しやすいという点を概観する。

権威主義国の EMBs は、体制の支配者（王制であれば国王、個人支配体制であれば独裁的なリーダー、一党優位体制であれば覇権政党、軍政であれば軍）によって一元的に支配されている傾向にある。このように独裁者または覇権政党によって一元的に支配された EMBs の下では、選挙法の制定や開票・結果公表などあらゆる選挙プロセスで過度な不正が発生しやすいと見られている（Mozaffar and Schedler 2002; Hartlyn and MacCoy 2006）。

どのようなメカニズムで、EMBs の一元構造が過度な不正に影響を与えるのだろうか。その鍵は、一人の強権的なリーダーまたは単独の覇権政党による EMBs の人事権の掌握にある。具体例を挙げながら説明したい。ロシアでは、1993 年以降の下院議会選挙が選挙区単位で地方行政区の首長によって運営されてきた。これは一見、地方分権型に思われる。しかし実際は、大統領が地方行政区の首長を任命するため、大統領が EMBs の人事を一元的に管理しているのである（Sakwa 1995: 201）。さらに、ロシアでは大統領が地方首長を中央政府に昇進させる人事権も持っている。そのため、下院議会選挙の運営に際し、地方行政区の首長が、中央政府への昇進という見返りを求めて、与党候補が 100 パーセントの得票率を獲得するなどの不正投票や結果の改ざんを働き、過度な不正が発生するのである（Sidorkin and Vorobyev 2020）。

また、選挙の実施と監視を担う委員会の人事権が覇権政党によって掌握された権威主義国で、過度な不正が発生する例としてメキシコが挙げられる。1990 年以前のメキシコでは、内務省が国会選挙を実施し、議会が監視する仕組みをとっていた。これは一見、二元構造のように思われるが、実態は異なる。なぜなら、内務省も議会も覇権政党 PRI の政党员が独占しており、PRI が EMBs を一元的に支配していたからである（Lehoucq 2002）。PRI は、1929 年以降に行われた国会選挙に際し、憲法を約 400 回改正したことに加え、選挙年には PRI の支持層である農業セクターに多額の予算をつけるなど公的資金を選挙活動のために不正に利用してきた（Magaloni 2006）。それによって 1929 年以降、定期的に行われた国会選挙で必ず PRI が圧倒的勝利をおさめる仕組みとなっていた（岸川 2002）。

さらに、覇権政党が EMBs の一元構造がとられる権威主義国では、与党に有利な法制度が制定され、結果として有権者の投票を無意味にする過度な不正が発生する。そうした例として、一党優位体制下のシンガポールとマレーシアが挙げられる。シンガポールでは、1968 年以降、首相官邸が直轄する選挙管理部門が国会選挙の運営を担ってきた（Hwee 2002: 209）。このように首相の政党「人民行動党（PAP）」によって EMBs が一元的に支配されたシンガ

ポールでは、PAP よりも組織力が弱い野党候補が不利になるグループ選挙区制が用いられてきた (Case 2006: 99-100)。それによって、PAP に対する有権者の支持が実質的には低下した時でも、国会総選挙で 90 パーセント以上の議席を PAP が獲得してきた (久末 2020)。マレーシアでは、1963 年以降、覇権政党「与党連合 (BN)」が、選挙管理委員会の中央執行部 5 名 (1980 年まで 4 名) を選出してきた (Hai 2005)。BN が EMBs を一元的に支配するマレーシアでは、BN に優位な選挙区割りが設定されており (鷲田 2017)、有権者の実際の投票行動とは関係なく、BN が国会議席で確実に安定多数を獲得する仕組みになっている。例えば、1990 年のマレーシア国会選挙では、BN の全国得票率は 53.4 パーセントであったにもかかわらず、不平等な選挙区割りの影響で、全 180 議席中 127 議席を BN が獲得した (Seeberg 2014:1274)。

以上、権威主義国では、一人の強権的な大統領または単独の覇権政党が、EMBs を一元的に支配しており、その結果、体制の支配者の支持政党が確実に勝利するような選挙プロセスの操作、すなわち過度な不正が発生する、という傾向を確認した。

しかし、イランのように、二人の異なるリーダーが併存する権威主義国において、EMBs の構造、つまり人事権や各選挙プロセスでの役割・権限などが、既存研究の想定する単一の支配者が統治する権威主義国の理論的分析枠組みと同一であるかは定かではない。従って、次節では、イランの EMBs の制度設計を明らかにする。具体例には、二元構造をとるようになった経緯、選挙の実施と監視を担う委員会の人事権、実施部門と監視部門の各選挙プロセスでの役割に焦点を当て、検討していく。

第 2 節 イランにおける EMBs の構造

イランにおける EMBs の制度設計の特徴とは何か。結論から述べると、①大統領の人事権が及ぶ機関が選挙実施を担う一方で、最高指導者の人事権が及ぶ機関が選挙監視を担う、②人事構造 (①) は中央レベルから選挙区レベル、ひいては投票所レベルまで浸透している、③監視部門は単なる監視にとどまらず、実施部門の活動の承認権限を持つ、という三つの特徴に象徴される二元構造である。

このような二元構造の詳細な検討に入る前に、なぜ、そもそもイランでは EMBs の二元構造がとられるようになったのか、という背景について理解しておく必要がある。

2-1. EMBs 二元化の背景

イランにおける EMBs の二元構造の来歴は、1979 年のイラン革命にさかのぼる。革命前、すなわち王政期のイランでは、国王が人事権を掌握する内務省によって、EMBs が一元的に管理されていた。1906 年、イランで初の国会選挙法が制定されて以降、2 年に一度の国会選挙は、挙時に限り選挙区単位で設置される監督委員会が担ってきた。すなわち、各選挙区においてどの程度不正が発生するかは、地方行政区の首長の裁量に委ねられていた。しかし、1925 年、当時の首相レザーがパフラヴィー朝（1925—1979）の初代国王に就任する直前の選挙法改正において、それまで地方分権化していた国会選挙の管理権限が内務省に集約されることになった。具体的には、内務省が選挙区レベルの監督委員会の人選権を掌握する規則が国会選挙法で定められたのである（Alem 2011: 8）。国王レザーは軍出身であることから、それまでも投票日に軍を動員した不正投票を行うなど明白な選挙不正を行っていた（吉村 2007）。それに加えて、1925 年以降、国王の配下にある内務省が、投票前の選挙活動、投票後の結果公表など全ての選挙プロセスの管理に影響を及ぼすようになったのである（Abrahamian 1982: 138）。これが、王政期のイランにおける EMBs の一元構造の起源である。

このような EMBs の一元構造は、（後に革命によって崩壊する）パフラヴィー朝第二代国王モハンマド・レザー（Moḥammad Rezā）の治世（1941—1979）において強化されていく。1963 年、国王モハンマド・レザーは、官製与党「新イラン党（Ḥezb-e Īrān-e Nowvīn）」を設立し、その党首を内務省の人事権を持つ首相に任命し、さらに官製与党の政党员を各選挙区の選挙管理を担う行政区の首長に就任させる仕組みを形成した。1975 年、王政期最後の議会選挙が開催される直前、国王は新イラン党の後継（政党员は継続）「復興党（Ḥezb-e Rastākhīz）」を設立すると同時に、官製野党を全て解体した（Amini 2002）。それによって、国王の配下にある単独の覇権政党が、EMBs を一元的に支配し、何の制約もなく、あらゆる選挙プロセスでの不正を可能としたのである。実際、1975 年の第 24 期国会選挙前、復興党の地方支部は、約 500 万人もの有権者を脅迫するなどして強制的に加入させ、有権者の選好を無意味にし、確実に復興党に投票させる過度な不正が発生した（Abrahamian 1982: 442）²⁴。そして結果としても第 24 期議員は復興党の政党员が独占した。

しかし、このようなイランにおける EMBs の一元的支配は、革命による王政の崩壊とと

²⁴ 新イラン党、復興党の政党员であった者はイスラーム共和制下の国会選挙での被選挙権が剥奪されている（国会選挙法第 30 条 10 項）

もに終焉を迎える。イスラーム共和制下のイランでは、王政期と同様に内務省が選挙実施を担う一方で、新たに監督者評議会が監視を担うという制度が導入され、EMBsの二元構造が設立されたのである。

なぜ、新体制の国家元首、すなわち最高指導者は、自らが人事権を握る監督者評議会によって EMBs を一元的に支配させず、国民の直接選挙で選ばれる大統領が管轄する内務省に選挙実施の権限を一部委譲したのだろうか。

理由は二つ考えられる。第一に、選挙管理における権力分有である。革命後のイランでは、覇権政党が存在せず、異なる政治信条や利権を求める党派が乱立している (Brownlee 2007: 64)。この傾向は、ポスト・ホメイニー期では、それまで結束していた体制の宗教指導者の内部分裂として表出した。革命のカリスマ的指導者ホメイニーに従っていた聖職者が、ハーメネイーによる地位継承の後、最高指導者の権威から独立した政治権力を求めるようになったのである (Almadari 2005; Siavoshi 1992)。このように政治エリートの権力が分極化した状況で、一つの党派が一元的に国会選挙を管理する場合、対立する党派の立候補者や有権者が、たとえ公正な選挙が行われても、選挙実施を担う党派による不正を疑いやすくなる (Pastor 1999b; Magaloni 2010)。従って、体制の宗教指導者は、異なる党派からの選挙不正疑惑を避けるために、選挙実施を一部に政権に譲渡すると考えられる²⁵。

第二に、体制の宗教指導者が、選挙の運営プロセスで生じる欠陥の責任を大統領が統括する実施部門に負わせ、自らは責任を回避するためである。新体制の宗教指導者は、公正な選挙をする気はないが、不正の責任から逃れ、権力を維持したいと考えている (Abdolmoḥammadi and Cama 2015)。そこで、意図的な不正か偶発的な過失にかかわらず選挙プロセスで何らかの欠陥が生じ、立候補者や有権者から不満が噴出した場合、体制の宗教指導者は全ての責任を政権が担う実施部門に押し付ける。それによって、選挙を実施する政権側の人物が失脚したとしても、監視を担当する宗教指導者は権力を維持できるというわけである²⁶。このように、立候補者や有権者からの不満の矛先が、直接体制の宗教指導者

²⁵ なお、与党による野党への選挙管理権限の一部の委譲は、公正な選挙を行う方法の一つとされるが、そこでは与党と野党が選挙運営に関わる平等な権限を持ち、互いに牽制できる構造 (structures of mutual restraint) が前提とされる (Mozaffar and Schedler 2002: 16)。一方、イランの場合、実施部門と監視部門の権限が不平等なので、この議論とは異なる。

²⁶ 主要な先行研究では、「ポスト・ホメイニー期、体制の宗教指導者は、それまでの制度的な両者の差異に加えて、人事の重複を解消することで、行政に対する日常的な大衆の不満に体制

に向かうことを避けるために、イランでは国会選挙の EMBs が二元的に管理されている。

2-2. EMBs 二元構造の概要

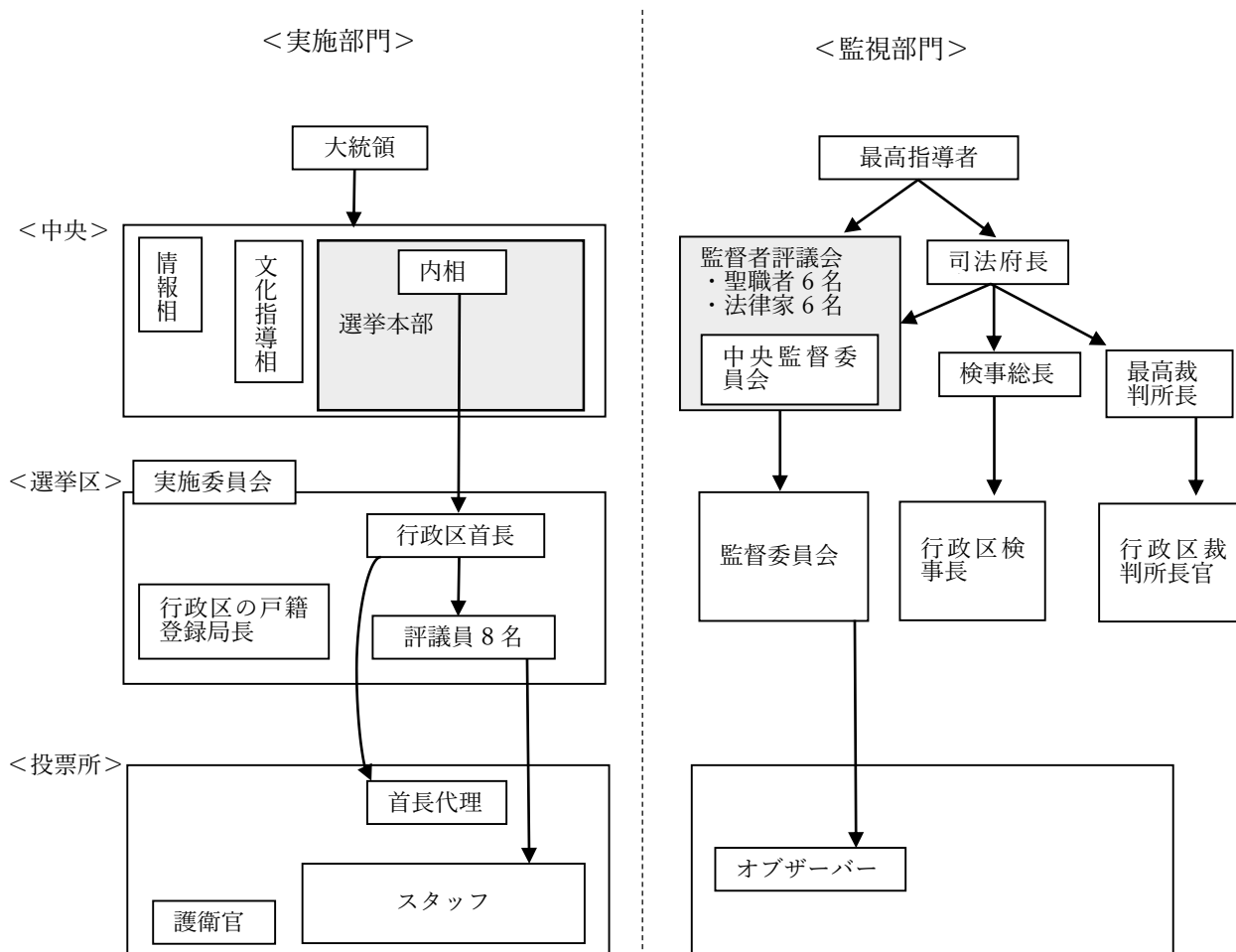
イランの EMBs は、実施部門 (Hei'at-e Ejra'i) と監視部門 (Hei'at-e Nezarat) に分かれている。そして、実施部門は大統領の任命機関、具体的には内務省が管轄する一方で、監視部門は最高指導者の任命機関、具体的には監督者評議会が管轄する。図 1-1 は、イランの EMBs の二元構造の全体像を描いたものである。

この二元構造は、前節で見た権威主義国の一般的な EMBs とは違う、イラン特有の設計である。ただし、ここでイランの EMBs の二元構造の特徴をより深く理解するために、EMBs 一般の中の位置付けについて触れておきたい。ロペスピントール (Rafael López-Pintor) によると、各国の EMBs は、①内務省が全ての選挙プロセスを管轄する政府モデル、②政府とは独立した専門機関が管轄する独立モデル、③内務省が実施するが、政府と独立した司法が監視する混合モデル、という三つのモデルのいずれかに分類される (López-Pintor 2000: 21-30)。イランは、内務省が選挙を実施する一方で、政府と独立した監督者評議会が監視するという観点から、混合モデルに区分されている (Catt et. al. 2014: 382)。

しかし、イランの監督者評議会が政府から独立しているからといって、他国の混合モデルと同質と考えるのは、おそらく短絡的である。本来、混合モデルにおける監視部門は、政府だけでなく、他のどの政党 (政治家) の政治信条にも影響を受けない中立機関であることが望ましいとされる。なぜなら、混合モデルには、政府の政治信条が内務省による選挙実施に影響を与える可能性があるため、中立機関が監視することで選挙の公正さを保証することが期待されているからである (López-Pintor 2000: 60-61)。言い換えれば、監視部門がいずれかの政党 (政治家) の政治信条の影響を受けている場合、選挙の公正さを保障することが困

の宗教指導者が直接晒されないよう対処してきた」という指摘がなされている (Matsunaga 2009: 480)。

図 1-1、イランの国会選挙をめぐる二元化された EMBs



(注) 矢印は任命/選定を示す

(出所) 1989 年 7 月 28 日改正「イラン・イスラーム共和国憲法 (以下、憲法)」、2016 年 5 月 23 日改正「イスラーム評議会選挙法 (以下、国会選挙法)」、2016 年 2 月 14 日改正「国会選挙法実施規則 (以下、実施規則)」、1986 年 7 月 31 日改正「監督者評議会による国会選挙の監督法 (以下、監督法)」を基に筆者作成。

※以降、特段のことわりがない限り、各法律はこれらの改正日のものを用いる。

難になる。

イランの監視部門は、この問題を抱えている。すなわち、イランでは、監視部門を担う監督者評議会が政府からは独立しているが、国家元首である最高指導者からは独立していないのである。党派的にはイランの監視部門は最高指導者の影響を受けると見ることができる。従って、イランの EMBs は政府に加えて最高指導者の党派性の影響も受けている、という観点から、一般的な混合モデルの EMBs とは峻別されるべきである。

以上の問題意識を踏まえ、以下では、イランの EMBs の実施部門と監視部門の人事権、役割、権限の同異性に特段の注意を払い、二元構造の制度設計を確認したい。イランでは、実施部門と監視部門のメンバーを任命する人事権が、中央レベルの委員会から投票所レベルまで順になっているため、それに沿って説明する。

2-3. 中央レベル

イラン国会選挙法の精緻な邦訳と考察は先行研究（吉村 1992; 松永 2002b）で提供されている。しかし、イランの法律は頻繁に改正されるため、本稿が分析対象とする時代の EMBs の制度設計を理解するためには、現行の選挙法を参照し、改正された規則を補完する必要がある。また、既存研究の目的は国会選挙の管理制度の分析ではないため、EMBs の制度設計を理解するための規則が不足している。そのため、本稿では実施規則、監督法、選挙スタッフの教育要綱などの資料を追加で用いて、イランの EMBs の制度設計を明らかにする。

（1）実施部門

イランでは、大統領が内相の任命権限を持つ（ただし国会の信任投票が必要）。内相は、選挙関連法案の作成（ただし制定には国会と監督者評議会の承認が必要）を主導するだけでなく、国会選挙のロジスティクス全般を統括する選挙実施本部（Setād-e entekhābāt-e keshvar）のメンバーの任命権限を持つ。そのメンバーには、常設ポストである複数の内務次官が就任する。政務担当内務次官が、選挙実施本部長を務め、選挙スケジュールの公表、立候補登録・審査状況の報告（実質的な審査は選挙区レベルで対応）、選挙結果の公表（承認は監督者評議会）などを担う。

イランの選挙実施本部には、予算や治安維持などの専門委員会が設置されている。選挙予算案の作成・執行を担うのは財政支援委員会であり、資源・経営開発担当内務次官が委員長を務める（ただし予算の承認は監督者評議会）。また、イランでは、投票日、選挙区の規模

に応じて数万から数千人規模の武装した治安部隊が投票所に配置される。選挙実施本部において治安部隊の派遣を管轄するのは、安全保障委員会の役割であり、安全保障・治安維持担当内務次官が委員長を務める（派遣の実行は選挙区レベル）。安全保障・治安維持担当内務次官は、常時から治安部隊の統率を担うため、軍部の高官が任命される傾向にある。さらに、選挙実施本部の中には、本部の設置から最終結果の確定まで、立候補者から選挙不正の苦情を受け付け、捜査する選挙検査中央委員会が設置され、法律・国会担当内務次官が委員長を務める²⁷。

加えて、イランでは内務次官兼戸籍登録局（Sāzemān-e ṣabt-aḥvāl-e keshvar）局長も、選挙実施本部の構成員になっている²⁸。戸籍登録局長は、選挙区レベルの戸籍登録局の支部長の任命権限を持つ。戸籍登録局は、①立候補登録用紙に記入された候補者の個人情報、戸籍登録局の記録と一致するかを確かめるための実施委員会への情報提供（選挙プロセスの立候補者登録に該当）、②二重投票や身分証明書の偽造などの不正投票が行われていないかのチェック（選挙プロセスの開票・結果公表に該当）、という二つの義務を負う（選挙区レベルの業務）。

なお、投票所レベルで述べるが、イランでは住民票が存在しないため、事前の選挙人登録は行われない。その代わり、イランの有権者は、戸籍登録局が発行するシェナースナーメと呼ばれる身分証明手帳とカルテ・メッリーと呼ばれる国民カードを提示すれば、どこの投票所でも投票できる仕組みになっている（鈴木 2018: 72）。

表 1-1 は、イラン内務省の常設ポスト、および選挙時限定で設置される選挙実施本部の役職を照合し、整理したものである。この表から、内務省が国会選挙の実施を全般的に管轄する最も重要な機関であることが読み取れる。表 1-1 にまとめた業務内容は、選挙区および投票所レベルの下位の実施委員会が担当する場合が多い。

²⁷ 法的には内務次官に選挙実施本部の役職が割当てられるとは規定されていない。あくまで慣習的なものである。一例として内相が発表した第 11 期国会選挙の選挙実施本部の人事を参照 “Vazīr-e Keshvar ‘Ozā-e Setād-e Entekhābāt-e Keshvar rā Maṣṣūb Kard,” *Tasnīm*, 7 Ordibehesht 1398, <https://www.Tasnīmnews.com/fa/news/1398/02/07/1998699/>（2021 年 5 月 21 日閲覧）

²⁸ 国内メディア「メフル」を参照 “Ra’īs-e Sāzmān-e ṣabt-aḥvāl be Onvān-e ‘Ozv-e Setād-e Entekhābāt-e Keshvar Maṣṣūb Shod,” *Mehr*, 31 Ordibehesht 1394/ 21 May 2015, <https://www.mehrnews.com/news/2586895/>（2021 年 5 月 21 日閲覧）

表 1-1、選挙実施本部の人事構成

内務省・常設ポスト	選挙実施本部	業務内容	関連法
政務担当内務次官	本部長	ロジスティクス全般の統括	—
資源・経営開発担当内務次官	財政支援委員会委員長	選挙予算の作成・執行	—
安全保障・治安維持担当内務次官	安全保障委員会委員長	投票所護衛官の派遣	実施規則第 64 条
法律・国会担当内務次官	選挙検査中央委員会委員長	不服処理	国会選挙法第 25 条
戸籍登録局長兼内務次官	戸籍登録局長	身分証明書の発行	国会選挙法第 10 条

(出所) 筆者作成

イランでは、選挙実施本部の構成員ではないが、国会選挙法の規定を見ると、選挙プロセスに影響を及ぼす閣僚ポストが少なくともあと二つある。一つは、イスラーム文化指導相である（国会選挙法第 59 条）。イスラーム文化指導省は、権威主義国でしばしば見られるメディアの検閲機関である。イラン国内で発行される新聞などの出版物、オンラインニュースや政治家のブログなどのウェブサイトに対して、発行許可 (mojavvez) を与える権限を持つ²⁹。この権限は、選挙期間中に限らず³⁰、常時行使できる。そのため、選挙プロセスにおけるメディア活動の公正さは、イスラーム文化指導省がどの程度国内メディアに発行許可を付与するかに左右される。なお、イランの法制度を細かく見ると、イスラーム文化指導相の一存でメディア検閲がなされているわけではない。制度的には、イスラーム文化指導省、司法府、コム神学校、大学教員などの代表者で構成³¹される報道監督委員会 (Hei'at-e nezārat-e maṭbū'āt) における合議で判断されることになっている（報道法第 16 条）。

もう一つは、情報省である。情報省は、立候補者登録において、実施委員会から送付され

²⁹ イスラーム文化指導省の目的・義務の関連法 (Qānūn-e ahdāf va vazāyef-e vezārat-e farhang va ershād-e Eslāmī) 第 6 条を参照

³⁰ 国会選挙法第 59 条注 2 では「イラン国内の出版物は特定の候補を支持する記事の掲載を禁止ずる」と規定されており、違反行為が発覚した場合、イスラーム文化指導相は発行許可を停止する責務を負う。

³¹ 報道法第 10 条によると、報道監督委員会は、司法府 1 名、コム神学校教師 1 名、イスラーム文化革命機構（最高指導者の任命機関）1 名、イスラーム文化指導省 1 名、大学教員 1 名から構成される。

る登録者リストを受け取った後、立候補登録者の個人情報を提供する役割を担うことが国会選挙法第 48 条で規定されている（選挙区レベルの業務）。実施委員会は、情報省から受け取った情報に基づき、立候補者の資格を審査するのである（選挙プロセスの立候補者登録に該当）。ただし、後述するように、立候補者登録者の個人情報は、情報省だけでなく、監視部門も提供することに留意せねばならない。

(2) 監視部門

このような中央レベルの実施部門の活動は、最高指導者の影響を強く受ける監督者評議会の監督下におかれる（憲法 99 条）³²。監督者評議会は、12 名で構成され、その内訳は最高指導者が任命する聖職者（foqahā）6 名、および法律家（hoqūqdān）6 名である（憲法 91 条）。法律家は、司法府長官（Ra'īs-e qovve-ye qazā'eyyeh）が推薦する者人々の中から国会の信任投票を選出される（憲法 93 条）。イランの司法府は、中立・独立機関であると憲法で謳われている。しかし、司法府長官は最高指導者によって直接任命されるため、「法執行の際には、最高指導者によって提唱された政治的方針を踏襲する義務を負っている」（Shambayati 2008: 301）。イランには、最高裁判所、刑事・民事裁判所などどの国にも存在する裁判所に加え、聖職者の政治犯を裁くための「聖職者のための特別法廷」や反体制的な記事を書いたジャーナリストを裁くための報道法廷が設置されている（Entessar 2002: 29-34）。イランでは、これらの各種裁判所、検察、法務省³³をまとめ司法府と呼び、司法府を取締っているのが司法府長官である。

監督者評議会は常設機関である。だが、選挙時に限り中央監督委員会（Hei'at-e markazī-ye nezārat）を設置する。そのメンバーは、監督者評議会が絶対多数の議決で選出した 5 名のムスリムから構成され、そのうち最低 1 名は監督者評議会のメンバーが含まれる（監督法第 1 条）。監督者評議会と中央監督委員会の主な業務は、①選挙法案（選挙区割りを含む）の承

³²Qānūn-e nezārat-e showrā-ye negahbān bar entekhābāt-e majles-e showrā-ye eslāmī「監督者評議会による国会選挙の監督法」（法律名は「 」で正式名称の翻訳を）第 3 条では、「中央監督委員会は、全ての選挙プロセスにおける内務省と実施委員会の活動、および立候補者の資格の判別、選挙プロセスの適切性を監督する」と規定されている。「体制の宗教指導者は、この監督法 3 条と憲法 99 条を監督者評議会が監督の名目で選挙プロセスに直接介入する法的根拠とする」（Fattāhī Zafarqandī 1398: 330）。

³³ イランでは、内閣任命は大統領の権限であるが、司法大臣のみ司法府長官が有する（憲法第 160 条）

認、②選挙手続きの承認、③候補者登録の最終審査、④不服審査の受理、⑤再開票の判断、⑥最終結果の判断である。①選挙法に関しては、監督者評議会は、内閣や国会の作成した法案のイスラームとの適合性や合憲性を審査し、承認する権限を持つ（憲法 94 条）³⁴。②選挙手続きに関しては、内務省が提案する投票や開票の方式を監督者評議会が承認する権限を持つ（憲法 99 条、監督法第 3 条）。さらに、③候補者登録に関しては、監督者評議会が最終的な決定権限を持つ（憲法 99 条、監督法第 3 条）。業務④～⑥については、監督者評議会が、再開票の必要性の判断、各選挙区の投票結果の判断の最終承認権限を持つ（国会選挙法第 70 条注、監督法第 11 条）。このような法規定から、監督者評議会が、各選挙プロセスにおいて、内務省を上回る権限を持つことが読み取れる³⁵。

イランでは、司法府も中央レベルで監視部門を構成する。イランの司法府長官は、最高指導者の任命ポストであり、任期は 5 年である。司法府長官は、検事総長と最高裁判所長官の任命権限を持つ（憲法 162 条）³⁶。司法府の業務は、主に①立候補登録者、②メディア活動、③選挙資金活動である。①立候補登録者には検察が関与する。業務は選挙区レベルで対応されるが、検察は、立候補登録者の犯罪歴の有無を、選挙区の実施委員会と監督委員会に提供する義務がある（国会選挙法第 48 条）。②メディア活動には裁判所が関与する。これも実働は選挙区レベルの裁判所が担うが、裁判所は、報道監査委員会が発行許可を停止した出版物に再び発行許可を与える権限（報道法第 31 条）、また、出版物の違法性（反イスラーム、反体制）を認めれば、報道監査委員会に発禁処分を要請する権限（報道法 7 条）を有する。

③選挙活動資金については裁判所と司法府長官が関与する。イランでは、票の売買が国会選挙法第 66 条で禁止されているが、選挙活動期間中に立候補者を裁判所に召喚する、または逮捕する権限は、司法府長官のみ有する（国会選挙法第 67 条注）³⁷。つまり、票の売買や

³⁴ 「国会での全ての可決議案は監督者評議会に送付されねばならぬ。監督者評議会は議案がイスラームの基準や憲法に合致しているか否かを、受領日より最大限 10 日以内に審査しなければならない。もし違反していると判断される場合には、修正のため議会に返送される。それ以外の場合には、議決は施行可能である」（憲法第 94 条）

³⁵ 再開票の結果、仮に内務省の当初の公表結果の変更が必要な場合、監督者評議会が最終結果を判断する（国会選挙法第 70 条注）。「監督者評議会以外のいかなる機関も選挙中止または停止の権限を持たない」（監督法第 11 条）。

³⁶ 司法府長官は、検事総長と最高裁判所長官をムジュタヒド（イスラーム法学を解釈する資格をもつ学者）の中から任期 5 年で任命する（憲法第 162 条）。

³⁷ 立候補登録日から選挙の公式な終了日まで、立候補者を選挙不正疑惑で裁判所に召喚した

公的資金の流用などの選挙活動資金の不正利用の通報を受けて、内務省の中央検査委員会は調査することができる。しかし、選挙不正を犯した人物を実際に取り締まるかどうかは司法府に委ねられているのである。

2-3. 選挙区レベル

(1) 実施部門

続いて、選挙区レベルの分析に移る。選挙区レベルで、実施部門を統括するのは、選挙実施委員会 (Hei'at-e ejrā'i) である。選挙実施委員会の委員長は、選挙区に割り当てられた行政区³⁸の首長³⁹である。選挙実施委員会は、首長、戸籍登録局長、評議員 (mo'tamedīn) 8 名、検察官から構成される (国会選挙法 31 条)⁴⁰。首長は、選挙実施委員会の議長として評議員を選定する。評議員の資格は、その地区出身者または 3 年以上その地区に居住する者である⁴¹。また、前体制の関係者は評議員から排除され、その代わりイスラームの信仰と実践、憲法の遵守、評判の良さなどの要件が含まれている (国会選挙法第 32 条注 3)。なお、首長が単独で評議員を選定できるわけではなく、30 名の評議員の推薦リストは監督委員会の承認を得なければならない (国会選挙法第 32 条)。監督委員会の承認を経た後、8 名が評議員として活動する⁴²。

選挙実施委員会は、中央レベルで述べた選挙実施本部の役割の実働を担う。具体的には、投票所スタッフの確保・講習・報酬支払、投票所護衛官の確保・派遣、立候補登録所の選定・登録・審査、投票所の選定、メディア活動や選挙資金活動の管理、投票の集計、不服受理・調査などである。このうち、立候補者登録については、情報省、検察、戸籍登録局、警察か

り、逮捕したりすることは禁止されている。しかし司法府長官が議論の余地がないと判断した場合はその限りではない (国会選挙法第 67 条)。

³⁸ イランの国会選挙の選挙区は、郡 (shahrestān)、市 (shahr)、区 (bakhsh) の行政区からなる。基本は州 (ostān) 毎であるが、まれに州をまたぐ選挙区もある。

³⁹ 国会選挙法には郡長 (farmandār) または区長 (bakhshdār) と標記されてるが、本稿ではこれらをまとめて「首長」と呼ぶ。

⁴⁰ 2016 年 5 月 23 日改正国会選挙法において「検察官」が追加された。

⁴¹ 2016 年 5 月 23 日改正国会選挙法において「評議員には少なくとも一人の聖職者を含む」という規則が追加された (第 32 条)。

⁴² 5 人を臨時評議員 (正規評議員が病気や事故で職務遂行不可能になった場合の代理) として選出することも規定されている (第 32 条)。

ら得た情報に基づき（国会選挙法第 48 条）、選挙実施委員会は、登録終了後の 10 日間で審査し（国会選挙法第 50 条）、結果を候補者と監督委員会に送る（国会選挙法第 51 条）。また、メディア活動について、「立候補者が選挙対策本部を設置する場合、事前に首長の承認を得なければならない」（実施規則第 50 条）や「首長は治安維持部隊や市長の協力を得て規定場所以外に掲載されたポスターを取り除く義務がある」（実施規則第 53 条）などの法律がある通り、首長の裁量がメディア活動の公正さに影響を与えると見られる。

公表結果に対する不服について、選挙実施委員会は、結果公表後の 2 日間、不服を受け付ける（国会選挙法第 68 条）。もし不服が 1 件もなければ、その旨を選挙実施本部（中央）に提出する（実施規則第 78 条）。選挙実施委員会は、不服審査と再開票の過程で、投票に問題を見つけた場合、選挙区の結果を左右しない限りにおいて、投票所の結果を無効にできる（実施規則第 79 条）。ただし、この権限は、後述する監督委員会の承認がないと行使できない。また、選挙実施委員会の義務には、不服記録と審査結果報告のコピーを選挙実施本部と中央監督委員会に提出することも含まれている（実施規則第 80 条）。

(2) 監視部門

選挙区レベルにおいて、監視を担うのは監督委員会（Hei'āt-e neẓārat）である。監督委員会は、州レベルと選挙区レベルの二つに分かれている。州レベルは、中央監督委員会が選ぶ 5 名、選挙区レベルは州の監督委員会が選出する 3 名で構成される（監督法第 6 条）。監督委員会が選挙実施委員会の全ての活動を監督する義務は、監督法第 5 条に明示されている⁴³。

なお、この州と行政区毎の監督委員会は、2000 年第 6 期国会選挙までは、選挙時限定で設置されていた。しかし、第 6 期国会選挙の後、監督者評議会は、州や行政区レベルでの監督委員会の常設化の必要性を唱えるようになった。この提案は、2002 年 9 月、監督者評議会の州事務所の設置という形で実現された⁴⁴。それゆえ、2004 年第 7 期国会選挙以降、常設の監督者評議会の州事務所長が、監督委員会の委員長を務めている。

⁴³ 例外は、①投票前と投票中における選挙区の選挙中止または中断、②投票後、結果を左右する投票所の選挙結果の無効、③立候補資格の最終承認、の 3 つである（監督法第 5 条）。

⁴⁴ セイエド・マフムード・ハーシェミー・シャーホルディー司法府長官による「より良い選挙監督のための州と行政区における監督者評議会事務所の協力」と題する回覧文書（2002 年 9 月 28 日）を参照。Qovveh-ye qazā'eyeh, *Bakhshnāmeḥ*, 6 Mehr 1381/ 28 September 2002.

中央レベルと同様に、選挙区レベルの監視は、単なる監視ではなく、実施部門の活動の承認権限を意味する。①選挙手続き、②立候補者登録、③票の集計、④結果公表、の順に監督委員会の役割を述べる。まず、①選挙手続きの一つ選挙スタッフの選定に関して、監督委員会は実施委員会が選んだ評議員を承認する権限を持つ（国会選挙法第 32 条）。②立候補者登録に関しては、監督委員会は、実施委員会が行った立候補資格審査の結果を審査する権限を持つ（国会選挙法第 52 条）。また、資格審査に通過した立候補者が、投票所に派遣する立会人を承認する権限をもつ（国会選挙法第 55 条）。これは、立候補者が、投票日での不正がないかを確認するために、投票開始から報告書の作成まで、法律で規定された割合の投票所に立会人を配置する権利である⁴⁵。監督委員会は、立候補者から投票日の 5 日前までに提出された代理人のリスト、身分証明書、3×4cm の顔写真を審査し（実施規則第 64 条注 1）、投票時間の 24 時間前までに代理人に立会人カードを配布する義務がある（実施規則第 64 条注 3）。

③票の集計と、④再開票後の結果公表に際し、不正投票が疑われるという理由で実施委員会が投票所の結果を無効にする場合、必ず監督委員会の承認を得なければならない（国会選挙法第 70 条）。なお、実施委員会からの要請がない場合でも、監督委員会は監督法第 12 条を根拠に投票所の結果を無効にできる。監督法第 12 条では、「選挙区の監督委員 3 名が、一か所以上の投票所の結果の合法性が承認できない場合、理由とともに選挙区の実施委員会に通達する。もし実施委員会が監督委員会の申立てを承認しなければ、中央監督委員会に通達する」と明示されている。すなわち、監督委員会は、選挙区の結果を左右しない限りにおいて、各投票所レベルの投票の有効・無効を判断する権限を持つ。

2-4. 投票所レベル

(1) 実施部門

最後に投票所レベルの二元構造について述べる。投票所に常駐する実施部門の役職は、首長代理（namāyand-e farmandār/ bakhshdār）、投票所スタッフ（‘ozā-ye sho‘ab）⁴⁶、投票所護衛

⁴⁵ 立候補者は立会人を「1 人区では各投票所一名、2 人区では 2 か所あたり一名、3 人区では 3 か所あたり一名、4 人区では 4 か所あたり 1 名、5 人区では 5 か所あたり一名、6 人区では 6 か所あたり一人配置できる」（国会選挙法第 55 条）。法律に明記されていないが 30 人区の大テヘラン選挙区は 30 か所に一人と予想される。

⁴⁶ 「選挙実施委員会は、全ての登録所兼投票所のスタッフとして 5 人（人口密度の高い選挙区

官 (moḥāfeẓīn-e sho‘ab)、内務省の検査員 (bāzresān) である⁴⁷。投票所での業務は、①有権者の案内、②身分証明書の確認、③有権者の登録、④投票、⑤開票と集計、⑥報告書の作成、の6つからなる(実施規則第65条)⁴⁸。②身分証の確認とは、シェナースナーメやカルテ・メッリーと呼ばれる身分証明書が本物であるか、また有権者本人の物であるかを確認する業務である。③有権者登録とは、有権者情報を記録用紙 (ṣūratjarese) に手書きで記入し、投票済の証拠としてシェナースナーメに有権者の右手人差し指の指紋をとる作業である。④投票とは、投票用紙のうち立候補者の氏名記入欄の部分を切り離し⁴⁹、有権者に渡す作業である。選挙スタッフは有権者情報を記入した部分を内務省用の箱に投函する。

⑤開票と集計に関して、オブザーバー、首長代理、内務省検査委員、立候補者代表の立ち合いのもと、投票所スタッフが手作業で開票する⁵⁰。A) もし立候補者氏名が記入された投票用紙の数がオブザーバー用の特別用紙よりも多ければ、投票箱の中からランダムに余剰枚数を取り出し、朱筆で「無効 (bāṭel ast)」と記入する。B) もしAを行っても、投票用紙の数が有権者情報用紙よりも多い場合、投票箱の中からランダムに票を取り出し朱筆で無効と記入する(実施規則第65条)。なお、このような投票用紙の一部を無効にする作業は、後述するオブザーバーの承認を得た上で実行せねばならない点に注意すべきである。

⑥投票結果の報告書は、投票所スタッフが6部作成する。報告書には、首長代理、投票所スタッフ、オブザーバー、内務省検査員がそれぞれ署名しなければならない。投票所スタッフは投票用紙を投票箱に戻し、内務省検査員とオブザーバーとともに投票箱に施錠し(鍵の種類が異なる)、投票箱と報告書を選挙区の実施委員会に郵送する(実施規則65条)。

は実施委員会の決議の上で7人)識字力があり信頼できる地元住民の中から選定し、首長の承認を得る」(国会選挙法第40条)。

⁴⁷ 内務省「投票所スタッフ訓練要項」

⁴⁸ 6つ以外にも、投票所スタッフは、投票時間の1時間前までに集合し、投票所周辺に残っている候補者のポスターを投票開始時間までに取り除く義務がある(実施規則第49条)。

⁴⁹ イランの投票用紙は、①有権者情報(内務省用)、②オブザーバー確認用、③立候補者氏名記入用の3部構成である。それぞれ別個の箱に投函される。(2000年1月3日制定の国会選挙法接合法第3条)

⁵⁰ なお厳密に言えば、⑤開票について、実施規則65条の説明は、1手作業開票、2機械開票の二つの部分に分かれている。本稿で扱う会期の選挙では、機械開票よりも手作業開票を採用している選挙区が多いことから手作業開票に絞る。

(2) 監視部門

投票所の監視は、選挙区の監督委員会によって派遣される 4～5 名のオブザーバー (nāzerīn-e sho‘ab) が担う。オブザーバーは、投票所スタッフの 6 つの業務を全て監視する。

③有権者登録に関して、オブザーバーは、投票用紙のオブザーバー用と有権者情報、オブザーバー用と立候補氏名記入欄の境目に割印を押す (実施規則 65 条)。オブザーバーの割印がない投票用紙はたとえ立候補者氏名が記入されていたとしても無効である (監督法第 2 条)。

④投票に関して、オブザーバーは、有権者本人が投票用紙に立候補者氏名を記入し、誰も代筆しないよう監視する義務がある。もし違反を見つけた場合、オブザーバーは、投票所スタッフに報告し、違反内容を報告書に記録し、検察などの司法機関に提出する (実施規則第 65 条) ⁵¹。

⑤開票に際し、オブザーバーは、立候補者氏名が記入された投票用紙とオブザーバー用の数が一致しない場合、投票所スタッフがランダムに選んだ票を無効にする行為を承認する (2000 年 1 月 24 日改正監督法第 4 条注)。

⑥報告書の作成に関して、オブザーバーは、投票所の投票結果や不正行為を記した報告書への署名、投票箱の施錠、報告書のコピーとオブザーバー用の用紙の中央監督委員会への提出という義務を負う (2000 年 1 月 24 日改正監督法第 4 条)。

2-5. 小括

表 1-2 は、選挙前、選挙活動、投票、選挙後に区分した選挙プロセスにおいて、実施部門と監視部門の役割を整理したものである。

総合的にまとめると、イランの国会選挙の管理には三つの特徴がある。第一に、国会選挙の実施は政権に帰属する内務省が管轄し、監督は最高指導者が任命する監督者評議会が管轄するという点である。第二に、制度設計上、この二元性は、中央レベル、選挙区レベル、投票所レベルの全てにあてはまる。第三に、イランでは、監視部門の委員会の役割は、単なる「監視」ではなく、実施部門の委員会が担当する活動の「承認」である。従って、各選挙プロセスの最終的な形態には、監視部門の判断が少なからず反映される仕組みになっている。

⁵¹ 1990 年代前半まで、イランでは有権者の識字率が低いことが原因で、非識字者の代筆を選挙スタッフが行う不正投票が横行していた (Sarabi 1994: 103)。

ただし、この三つ目の特徴は、イランの EMBs の二元構造、具体的には実施部門の存在を無意味にするものではない。序章で見た通り、イランでは、政権の交代は、国の政策の変化に影響を及ぼすことが先行研究で明らかにされている。従って、選挙管理においても、政権が管轄する実施部門の働きが、選挙の不正度合いを決めるメカニズムに作用するのではないかと考える。具体的には、最終的には中程度の不正になることは、政権を問わず同じであるが、それに至るまでのメカニズムが政権に応じて異なる、と想定される。そして、このメカニズムを左右するのが、次節で考察する党派性である。

表 1-2、国会選挙の管理プロセスにおける実施部門と監視部門の業務（網掛け部分担当）

	プロセス	細目	実施部門	監視部門
選挙前	1、選挙法	国会選挙法		
	2、選挙手続き	各選挙区実施委員会の評議員		
		投票所スタッフの選定		
		投票所オブザーバーの選定		
	3、選挙区確定	選挙法と同じ		
	4、選挙人登録	制度なし		
選挙活動	5、政党・候補者登録	立候補者の資格審査		
		政党代表者の投票所立会人登録		
	6、メディア活動	新聞/雑誌の報道取締り		
		ウェブサイトの報道取締り		
	7、選挙資金管理	公的資金利用の取締り		
		票の売買の取締り		
投票	8、投票	軍部の投票所配属		
		投票所での身分証明書の登録		
		投票用紙の配布		
選挙後	9、票の集計	開票		
		報告書の作成		
		PC への結果入力		
		投票箱の施錠		
		投票箱（開票済投票用紙同梱）の運搬		
		投票箱（開票済投票用紙同梱）の保管		
		投票所の報告書コピーの提出		
	10、結果公表	不服処理		
		再開票		
		投票結果の有効性の判断		
		結果公表		
	11、EMB の評価	制度なし		

（出所）Norris et. al. 2014、憲法、国会選挙法、実施規則、監督法を基に筆者作成

第3節 分析枠組み：EMBsの党派性と選挙不正の選好

本節では、本稿の着眼点の特色の二つ目である EMBs の党派性について考察する。その上で、党派性毎に選挙不正の選好がどのように異なるのか検討する。

3-1. イランにおける EMBs の党派

イラン政治における党派とは何か。先行研究では、派閥政治、すなわち異なる政治信条や利益を追求するエリートが選挙で競合し、国内政治や経済政策などをめぐり激しく対立してきたことが、イラン政治の特徴だと論じられている（Bakhtiari 1996; Moslem 2002; Abdolmohammadi and Cama 2015; Ghobazadeh and Rahim 2016）。このように、イランでは最高指導者が揺るぎない権力を持つ一方で、選挙政治に関しては例外的に権力の分極化が存在するという見解は主要なイラン政治の先行研究で一致している（Buchta 2000; Almadari 2005; Keshavarzian 2005）。

しかし、イランの党派を分析枠組みに取り込む際の問題は、何派と何派の間で分極が生じているのか、誰が何派なのか、という問いをめぐり、当事者であるイラン人政治家の間でも、研究者の間でも、共通認識が欠如する点にある。というのも、イランでは、選挙時限定で、候補者が政党に推薦されており、候補者本人は政党所属や党派性を否定するキャンペーンを展開するケースが多いからである（松永 2002a: 80）。また、イスラーム共和制では政党政治が制度化されていない（Razavi 2010）ことも、党派性の分析を困難にする一因である。実際、イランの政党は、結成・消滅・分裂・合同を伴う変化、さらには人の政党間移動が頻繁に生じており、名ばかりの政党にしか過ぎないという評価がくだされている（松永 2016: 277）。

ただし、特定の政策、あるいはイデオロギーを軸に、イラン人政治家の党派を検討する場合、両極端の立場をとる党派、その中間の立場をとる党派が存在するという見方は、先行研究（松永 2002a; 吉村 2011; 黒田 2015）で概ね一致する⁵²。本稿は、既存研究の中で、本稿

⁵² 革命から第一次ハタミー政権まで（1979—2001 年）の政党の党派性を分析した松永（2002a）は、出身母体〔社会階層〕、および国家の市場経済への介入度合いの選好を基に、政治勢力を右派と左派に分け、その中間をとる党派を現実派と呼称した。この研究では、一つの政党が複数の党派性を持つことが認められている（松永 2002a: 77）。他方、革命からラフサンジャーニー政権期まで（1979—1997 年）イランにおいて、政治勢力の外交・社会経済・文化政策の志向を基に党派性を区分した吉村（2011）は、ムーサヴィー首相（1980—1989 年）の存在

と分析対象の時代が比較的近い黒田（2015:7）の訳語を参照し、EMBsの実施と監視を担うメンバーの党派に、改革派、伝統保守派、原理派という三つの名称を付ける。ただし、訳語が同じだけであり、その定義は本稿の分析概念に沿ったものにする。

もう一つ、先行研究で特筆すべきは、「イスラーム法学者の統治」論をめぐる解釈の対立がイランの知識人や政治家などのエリートの間で、時代を問わず存在するという視点である。すなわち、ホメイニーが提唱した「イスラーム法学者の統治」論では、統治者の権限は、神の承認のみで十分か、あるいは人々の承認が必要か、仮に人々の承認が必要だとすればどれほど許容されるのか、という論議を軸に、イランの政治（思想）の潮流に関する複数の研究が発表されてきた（Sadeghi-Boroujerdi 2019; Matsunaga 2007; Buchta 2000; Moslem 2002; Dārabi 1397）。

このような研究動向を踏まえ、本稿では、人々の政治参加を許容する度合いが大きい順に、先に述べた三つの党派を並べると、改革派、伝統保守派、原理派、という順になるという分析枠組みを提示する。以下、各党派の代表的な政治家聖職者、および彼の系譜を受け継ぐ政治勢力に注目しながら、三つの党派を区分していく。なお、このような分類は、イランでは、政党政治が制度化されていない一方で、1960年代に宗教学院が設立されて以降⁵³、宗教界における政治思想の系譜の継承が定着しているという先行研究の分析視点を共有するものである（Fischer 1980; 黒田 2015; 嶋本 2011）。

（1）改革派

まず、改革派である。改革派の起源は、イスラーム左派と呼ばれる系譜にある。イスラーム左派の代表的な政治家聖職者は、ホセイニアリー・モンタゼリー（Hoseyn ‘Alī Montazerī）

を踏まえ、彼が率いる党派を急進派、その対極にハーメネイー最高指導者が率いる保守派が存在し、中間にラフサンジャニーを中心とする現実派が存在すると指摘した（吉村 2011: 188）。

⁵³ 1960年代に、後の革命の指導者ホメイニーとその同志が、宗教学院を設立した理由は少なくとも二つ指摘できる。一つは、親米の国王モハンマド・レザーが、米政権からの提案で「世俗的な」近代教育制度（a literacy corps）を整備しはじめたことに対するシーア派宗教界の抵抗である（Brumberg 2001b: 73）。もう一つは、ソ連の共産主義思想がイランに流入し、独裁王政に批判的な労働者や知識人の間では無神論を含むマルクス主義が人気を博しつつあった。それに対して、イランの宗教指導者は、共産主義から若手知識人を離し、イスラームに回帰させることを目指した（Rahnema and Nomani 1995）。

である (Safshekan and Sabet 2010:551)。モンタゼリーは、一時はホメイニーの後継者資格を専門家会議（最高指導者の選出機関）から公認されていたほど、体制内の有力な聖職者であった。しかし、モンタゼリーは、ホメイニーが反体制勢力と見なしていた（リベラル派）政党 FMI の政党活動を承認することに賛同し（松永 2002a: 73）、さらに FMI 関係者の処刑を人権侵害と強く非難したことを一因として、1989 年 3 月に継承者資格を失った (Akhavi 2008)。このように、モンタゼリーは、当時の大統領ハーメネイーとの最高指導者の地位継承争いから失脚し、その後、晩年まで自宅軟禁におかれ、政治活動が禁止されることになる。

さて、モンタゼリーは選挙に関して、どのような意見を表明していたのか。代表的なのは、「選挙はイスラームの共同体とその指導者との契約に等しい。選挙で選ばれたリーダーの義務は政治・行政において人々の要求に応えることである。もし応答できなければ、リーダーは彼を選んだ人々によって解任されるべきだ」という見解である (Akhavi 2008: 663)。また、モンタゼリーは、イスラーム法学者の選挙介入は制約すべきとの立場をとり、監督者評議会が立候補者の資格を判断することはイスラーム共和制が追求する人民主権に矛盾する、という主張を残している (Fatāhī-Zafarqandī 1397: 412)。従って、モンタゼリーは、選挙を通して人々がリーダーを承認することを積極的に推奨する立場をとる。

モンタゼリーは、政治家としても、宗教指導者としても、数多くの政治エリートに支持されていた。その影響力は、晩年まで自宅軟禁に置かれるほど、体制が警戒していたことから明らかである。モンタゼリーを支持する政治勢力を、歴史的変遷に沿って、簡単に整理したい。代表的な組織として、メフディー・キャッルービーを党首として 1987 年に設立された MRM が挙げられる。もっとも設立当初 MRM は若者のイスラームへの関心の回復を唱えていた一方で、民主的統治の重要性を唱えていたわけではなかった。MRM が重視していたのは、国家主導の経済政策、反帝国主義の影響を受けた対外強硬策であった (Dārabī 1397: 248)。国家主導の経済政策はハーメネイー最高指導者の弟が党首を務める「イマーム路線」も同様の立場をとった。また、対外強硬策を支持する勢力には、大学教育を受けた若手知識人、1979 年の在テヘラン米国大使館人質事件を主導した学生団体「イマーム路線学生組合」や元革命防衛隊⁵⁴の左派勢力 IRMO⁵⁵も含まれる。

⁵⁴ 革命防衛隊の中にもモンタゼリーの支持者は存在した。しかし、1989 年以降、革命防衛隊における最高指導者名代による思想統制、内部闘争によって、モンタゼリー支持者は革命防衛隊から一掃された (Alfoneh 2013: 116)。

⁵⁵ IRMO の前身は反王政急進イスラーム組織「モジャヘディーン・ハルグ機構 (Mojahedin-e

1980年代は急進左派とも呼ばれていたこれらの政治勢力は、1989年の最高指導者の交代に伴い、次第にモンタゼリーが提唱した民主的統治の重要性を共有していく。1989年の最高指導者の交代は、それまでホメイニーを支持するという点で一致していた聖職者間の個人的なライバル関係を顕在化させたのである（Buchta 2000; Almadari 2005）。第二代最高指導者ハーメネイーが所属していた右派と対立する左派勢力は、ホメイニー期に掌握していた行政府、立法府、司法府などあらゆる権力から失脚することになった⁵⁶。こうした体制の中核からの周縁化を受けて、左派勢力は、従来のラディカルな姿勢から、抑圧的な政治を批判し、民主的政策の重要性を唱えるようになったのである（Brumberg 2001:162）。これが1997年の大統領選挙でMRM ハータミーが改革派として出馬する経緯になる。

同じ系譜には、1996年の第5期国会選挙前にラフサンジャーニー政権（1989—1997年）の官僚中心に結成されたKSも含まれる⁵⁷。KSは、欧米との関係構築を頑なに拒む伝統保守派とは違い、経済政策や科学技術などの最先端の知識を取り入れ、国家開発に取り組むべきだという立場をとる（Dārabī 1937: 260）。先行研究ではKSの経済政策が重視されるが、選挙に対する見解に目を向けると、KS幹部でラフサンジャーニー政権期の内務次官が、監督者評議会による選挙介入をほぼ全面的に否定する立場をとっていることから⁵⁸、KSは人々

Kharq Organization、以下 MKO)」である。MKOは王政打倒に貢献したが、一部のメンバーがホメイニーの統治に反発し、各地で主要な聖職者の暗殺を繰り返した。それに対して IRMO は、革命防衛隊の創設メンバーとなり、MKO 討伐に貢献した。しかし、IRMO は左派、右派、中道派に内部分裂したことで、1986 年ホメイニーの命で解体された。1991 年、ベフザード・ナバヴィー（Behzād Nabavī）、モハンマド・サラマティー（Moḥammad Salāmātī）、モフセン・アールミン（Moḥsen Ārmīn）、サーデグ・ノールズィー（Šadeq Nowrūzī）、モスタファアー・タージザーデ（Mostafa Tajizade）、ハーシェム・アーガージェリー（Hāshem Āghājerī）によって再結成された（Shādli 1397: 408-410）。

⁵⁶ 行政府での左派の退潮は、それまで左派勢力が支持していたミールホセイーン・ムーサヴィーが務めていた首相職が、右派勢力が主導して改正した憲法によって廃止されたことと関連する。立法府に関しては、1992 年の第 4 期国会選挙での立候補失格が指摘される（Sarabi 1994）。司法府に関しては、ホメイニーに統治下、MRM は検事総長などの要職に就いていた。しかし、ポスト・ホメイニー期 JMHEQ 党首ヤズディーが司法府長官に就任して以降、MRM が司法府高官に任命されることはなかった（Salīmī-Banī 1390: 144-147）。

⁵⁷ KS の創設メンバーは、ラフサンジャーニー政権の 10 人の閣僚、4 人の副大統領、中央銀行総裁、テヘラン市長である（Khosroshīrī and Javān 1392: 105）。

⁵⁸ モハンマド・アトリヤーンファル政務担当内務次官（1985-1989）、2020 年 2 月 12 日、テヘラン、筆者インタビュー。

の選挙参加を推奨する立場をとる改革派と見られる。

この系譜の最後に選挙管理を担ったのは、1997 年の大統領選挙でハータミーを支持した政治家で構成された IIPF である。IIPF の創設メンバーの中には、改革派運動のイデオログ、サイド・ハッジャーリヤーン (Said Hajjariyan)、IRMO の機関誌「アスレ・マー」編集長モフセン・アールミンなどが含まれていた。IIPF は、もともと選挙への参加など、体制の宗教指導者が定めた制度内での体制側との対話を通して、政策改革の道を探っていたが、第 6 期国会中 (2000—2004 年) にそれが困難であることを理解し、既存の制度の改革を唱えるようになった (Kadivar 2013)。このように IIPF は、改革派の系譜の中で、最も人々の政治参加を強く支持する勢力である。

(2) 伝統保守派

次に、伝統保守派である。伝統保守派の代表的な聖職者は、モルタザー・モタッハリーである。モタッハリーは、コム宗教学院でイスラーム共和制の中枢を占める聖職者を数多く育成したことで知られるが (嶋本 2011)、彼自身は革命直後 (1979 年 5 月) に暗殺され、新体制での政治歴はほとんどない。反王政運動のイデオログであったモタッハリーは、イスラーム法学者が国を統治することを原則としつつ、ある程度の人々の政治参加を許容する必要性を説いた。その思想の根拠は、イスラーム教シーア派の伝統的な財政制度にある。モタッハリーは、従来、シーア派ムスリムの共同体は、民衆が政府に対して納めるフムス (戦利品の 5 分の 1 税) とザカート (財産の喜捨) から成り立っていたことを重視し、イスラーム共和制においても、指導者と民衆の信頼関係の構築が社会の発展の基礎になると説いた (Safshekan and Sabet 2015: 551) ⁵⁹。

モタッハリーは非常に広範な支持層を持つが、その一つがバーザール商人である。1963 年、テヘランのバーザール商人と聖職者の連帯によって結成された「イスラーム連合党 (Hezbe Mo'talefeh-ye Eslāmī、以下 ICP)」⁶⁰は、イスラーム共和制下の選挙において、伝統保守派

⁵⁹ モタッハリーは西欧哲学の思想や表現の自由にも精通し、一部肯定する立場をとっていた。しかし、西欧の自由主義は、社会の混乱や腐敗を招くなどの弊害があることから、宗教指導者の下、自由が認められてこそ、イスラーム社会の公益が保障されるという考えを提唱した (Rahnema and Nomani 1995: 72)。

⁶⁰ ICP は、1960 年代初期にホメイニー支持派の聖職者とバーザール商人を連帯させる目的で設立された。革命後の 1980 年、ベヘシュティーによって ICP の子政党として、革命期間に反乱

の立候補の擁立に協力する。王政下で、モタッハリーが、バーザール商人の支持を集めた理由は、①私有財産の保護、②収奪国家の否定、③完全に平等な収入の否定、④富裕層から貧困層への施しの肯定、などの思想を広めたことが一因と考えられる（Rahnema and Nomani 1995: 75）。

さて、モタッハリーを含む伝統保守派の勢力基盤が、コムของ宗教学院であることから、イスラーム共和制の設立から現在まで、体制の中枢を掌握する宗教指導者は、1961年にコムで発足したJMHEQに所属する（Dārabī 1397: 229）。モタッハリーの死後、伝統保守派の系譜を引き継いだのが、JMHEQとJRMに属する聖職者である。JRMは、イスラーム共和制において、極めて限定的だが人々の選挙参加を支持する立場をとる。例えば、JRM幹部で、革命防衛隊における最高指導者名代を務めたモヴァッヘディーケルマーニーは、「選挙は宗教的な義務である。だが、イスラーム法学者の統治と矛盾してはいけない。なぜなら、人々の選択ではなく、神の教えに基づく統治こそがイラン社会に利益をもたらすからである」という考えを提唱する（Dārabī 1397: 122, 125）⁶¹。現在の最高指導者ハーメネイーも、地位継承前はJRMに属していた。

革命から40年経った現在から見ると、JMHEQやJRMの聖職者は、旧世代の伝統保守派と言えるかもしれない。だが、彼らが今なお、司法府、監督者評議会、軍隊・大学・メディアなどにおける最高指導者名代、金曜礼拝指導者、宗教財団の責任者などの体制の中枢を独占していることは変わらない。

伝統保守派の系譜の中で、選挙管理を担った新しい勢力として中庸発展党（MDP）が挙げられる。MDPは、1999年に第5期国会の右派議員を中心に発足した政党であるが、その目標は、JRMやJMHEQの体制の宗教指導者が作った体制の枠組みを踏襲しつつ、現代の課題の必要性に応じて比較的柔軟な政策をとる立場をとる。

部隊に物資を提供したテヘランのバーザール商人をまとめる「テヘランギルドとバーザールのイスラーム連合協会（Jame‘eh-ye Anjomanha-ye Eslami-ye Asnaf va Bazar-e Tehran）」が設立された（Keshavarzian 2007: 161）。

⁶¹ 「イスラーム法学者の統治」とは、イスラーム教シーア派12イマーム派では預言者からイマームたちに宗教共同体の指導権が伝わったとするが、イマームのお隠れ以降はファキーフ（イスラーム法学者）がその代理であるとする統治理論である。詳しくはホメイニー（2003）、富田（2007）を参照。

(3) 原理派

最後に、原理派である。代表的な聖職者は、モハンマド・タギー・メスバーフヤズディー (Moḥammad Taqī Meṣbāḥ Yazdī) である。メスバーフヤズディーの選挙に対する見解は、「選挙は『イスラーム法学者の統治』の正統性とは全く関係ない。最高指導者の権威は神が認めたものであり、人々に選択の余地はない」という主張 (Sadeghi-Boroujerdi 2019: 248) に象徴される。すなわち、メスバーフヤズディーは、人々による指導者の承認の必要性をほぼ全面的に否定する立場をとる。

メスバーフヤズディーは、イラン・イラク戦争中 (1980-1988)、殉教がいかにシーア派教義における善行かを説き、若者を戦地へとかりたてるイデオログの役割を果たした (Dārabī 1397: 471)。これが、後に大統領に就任するアフマディーネジャードのようなイラン・イラク戦争の退役軍人が、政界に進出する際、メスバーフヤズディーを宗教指導者として仰ぐ理由である。

このように、原理派は、伝統保守派と同じく、「イスラーム法学者の統治」における神権を重視するが、人々の政治参加を許容する度合いは伝統保守派よりも低い点で異なる。また、革命防衛隊出身の原理派の中には、改革派と伝統保守派とは違い、指導者の権力の源泉は、人々による承認でも、イスラームでもなく、アフマディーネジャードとその盟友のように経済発展とナショナリズムにある、という立場をとる政治家もいる。経済発展に関しては、伝統保守派ラフサンジャーニー政権期にも重視されたが、原理派アフマディーネジャード政権期では、エリート層ではなく貧困層への富の分配に力点がおかれた。ナショナリズムに関しては、伝統保守派の聖職者が 1979 年の革命を重んじるのに対して、革命防衛隊出身の原理派はイラン・イラク戦争の記憶を重んじる、という違いがある (Safshekan and Sabet 2015: 522-523)。こうした背景が、国会選挙における不正を働いてまで、経済的利益の拡充を追求する原理派の選好に作用するのである。

表 1-3 は、3 つの党派の宗教指導者、およびその支持層をまとめたものである。

表 1-3. イランにおける党派性

	改革派	伝統保守派	原理派
人々の政治参加度合い	大	中	小
宗教指導者	モンタゼリー	・モンタゼリー ・メフダヴィーカーニー ・モヴァッヘディーケルマーニー	メスバーフヤズデ イー
支持層	・テヘラン闘う聖職者集団 (MRM) ・イスラーム革命モジャハーヘ デー機関 (IRMO) ・統一強化事務所 (OSU) ・イマーム路線 (KI) ・労働の家 (LH) ・建設の奉仕党 (KS) ・イラン・イスラーム参加戦線 (IIPF) ・国民信託党 (NTP)	・テヘラン闘う聖職者協会 (JRM) ・コム神学校教師協会 (JMHEQ) ・イスラーム連合党 (ICP) ・中庸発展党 (MDP)	・革命防衛隊 ・バスイージ

(出所) 筆者作成

3-2. 選挙不正の選好

各党派が国会選挙の管理を担う際、不正をどの程度好むか検討する。その際、国会選挙で同じ党派の勝利が不確実な場合、選挙不正をして勝利する利点と欠点に注意して議論を進める。

(1) 改革派の選好

本稿では、改革派は、たとえ選挙での当選が不確実であっても、公正な選挙をすると仮定する。なぜなら、国会選挙で不正をする欠点が利点を上回るからである。

利点は、議会での内閣信任決議や内閣提出法案の可決である。イランの国会は、内閣提出法案を否決する権限や、内閣の信任決議や不信任決議の動議を発動する権限を持つ(憲法 74 条、国会内規則 121 条)。そのため、改革派が議会で多数派を形成すれば、改革派政権の作成した法案が可決されやすい(もっとも、監督者評議会に否決される可能性はある)。また、改革派の人物を大臣に起用した際、国会の信任決議が得られやすく、不信任決議によって大臣が解任される懸念も軽減される。

このような議会の決議権限を掌握することが改革派にとって利点である理由は、先に述べた通り、1989年の最高指導者の交代以降、改革派（当時の呼称は左派）は、最高指導者の任命ポストから排除されたためである。すなわち、司法府では決して改革派が権力を握ることはできない。それに対して、行政府の長である大統領と立法権限を持つ国会は、最高指導者の任命ではなく、国民の直接投票による選挙で決まる。つまり、国会選挙での勝利が、改革派が政治権力を回復する限られた方法の一つなのである。

しかしながら、この利点は、改革派が選挙不正によって直面する欠点に比べると、あまりにも小さいと思われる。欠点とは、①改革派支持層の選挙ボイコット⁶²と不正に対する抗議デモへの参加、および②司法府による弾圧である。

第一の欠点は、改革派支持の有権者からの反発である。具体的には、選挙ボイコットと選挙不正デモへの参加である。改革派は、体制の宗教指導者（伝統保守派）、革命防衛隊および民兵バスィージ（原理派）による選挙不正を国民の権利の侵害だと批判する（Hajjarian 1379）。この主張は、改革派のエリート層だけで共有されるものではない。知識人やジャーナリストを主体とする改革派政党は、政党機関誌（日刊紙）を発行し、一般有権者に体制批判を普及させる傾向にある（Sadeghi-Boroujerdi 2019:287）。こうした活動を通して、バーザール商人（伝統保守派）や軍隊（原理派）という固定支持層を持たない改革派は、体制に不満を持つ浮動票投票者に改革派への投票を促す戦略をとる（Hajjarian 1379）。

しかし、改革派の選挙実施メンバーが、選挙不正を犯す、あるいは改革派候補の不正を許すと、それまで伝統保守派や原理派への抗議票として改革派に投票していた浮動票投票者（Wells 1999; Matsunaga 2006）は、改革派に投票する意味を失う。つまり、改革派による選挙不正は、改革派支持層の選挙ボイコットを誘発するのである。この問題は、不正が発生した選挙のみならず、後続の選挙にも影響を及ぼすと考えられる。つまり、伝統保守派や原理派が内部分裂するなどして、改革派の勝機が高まった場合でも、浮動票投票者が改革派を他の党派と同一と見なしていれば、選挙ボイコットを選択する可能性が高い。従って、改革派候補の支持が停滞している時、改革派の選挙実施主体は、不正をして無理に改革派候補を国会選挙で当選させることはせず、公正な選挙を行い、長期的な視座で改革派の支持回復を待

⁶² 選挙ボイコットは、権威主義体制下において反対派が選挙前の不正に対する抗議を表明する手段である（Beaulieu and Hyde 2009; Bhasin and Gandhi 2013）。

つと予想される⁶³。

同様に、選挙後の不正選挙デモに改革派支持層が参加するという反発も見込まれる。先に述べた通り、イランの改革派の指導者、具体的には大統領や国会議員は、イスラームの宗教的権威よりも、人々による承認を重視する立場をとる。しかし、改革派支持層の有権者が不正選挙デモを起こせば、改革派の指導者の権力が、有権者に承認されていないことを顕在化させる。そうすると、改革派（選挙を実施する政権）は、たとえ不正によって国会選挙で改革派が勝利したとしても、政権や国会以外でより強力な権限（司法権・軍事権）を持つ伝統保守派や原理派からの批判に晒され、政策が妨害される可能性が高まると予想される。

第二の欠点は、司法府による罰則、具体的には政界からの追放である。既存の選挙不正研究において、司法による罰則は、たとえ当選が不確実な時でも、立候補者に選挙不正を躊躇させる制度的な制約だと指摘されている（Hafner-Burton et. al. 2014: 158-159）。イランでは、この制約が該当するのは、改革派のみだと考えられる。というのも、伝統保守派が司法府を掌握し、司法府の支持に従い弾圧を実行する主体は原理派だからである。実際、イランの司法府は、日常的に、改革派出版物の発禁、改革派の聖職者やジャーナリストなどの逮捕を遂行している（Mir-Hosseini and Tapper 2008）。それゆえ、選挙管理のプロセスにおいても、改革派の選挙実施メンバーが、改革派候補に有利な（伝統保守派・原理派候補に不利な）不正を働く、あるいは改革派候補の不正を見逃せば、司法府からの厳しい弾圧が待ち受けていることは、容易に想像できる。例えば、選挙実施のメンバーが、公務員法廷に召喚され、単なる罰金や禁固刑だけでなく、公職追放、政党結成や所属の禁止などの罰則がかされ、政界から追放されるなどである。

まとめると、選挙不正をして改革派を勝利される利点よりも、改革派支持の有権者の反発や司法府による罰則という欠点が大きいために、たとえ選挙での勝利が不確実な場合でも、改革派が国会選挙の実施を担う場合は、公正な選挙が実施される、という仮説を導くことができる。

⁶³ 例えば、1992 年第 4 期国会選挙においてイスラーム左派（後の改革派）MRM の推薦候補が大部分の選挙区で落選した時、MRM 政党幹部が編集する日刊紙『サラーム』ではすぐに MRM の敗北を認め、次期選挙を見据える報道がなされた（Sarabi 1994:104）。

(2) 伝統保守派の選好

本稿は、伝統保守派が、国会選挙の実施や監視を担う際、国会選挙で勝利が不確実な場合、不正を働く利点と欠点がほぼ同じであるため、中程度の不正を好む、と仮定する。

伝統保守派が、国会選挙で不正をする利点は、体制に反対する勢力の当選を確実に阻むことである。イランにおいて、伝統保守派の聖職者が、国家の統治権を掌握できる理由は、言うまでもなく「イスラーム法学者の統治」論に基づくイスラーム共和制が存続しているためである。言い換えれば、イスラーム共和制の崩壊は、伝統保守派の聖職者が独占する経済や政治における既得権益の喪失に等しい。そのため、伝統保守派は、民主制や王政など、イスラーム共和制の代替となる政治体制を提唱する候補者の当選を確実に妨害しなければならない (Chehabi 1990)。これが、選挙不正をする伝統保守派の利点である。

一方で、伝統保守派の選挙の実施や監視メンバーが、伝統保守派候補の国会選挙における当選が不確実な場合、不正をしてまで伝統保守派に国会で多数派を形成させる利点は、他の二つの党派に比べると少ない。なぜなら、イランでは、[伝統保守派が独占する] 最高指導者と最高指導者府に直接任命される公職の権限が極めて大きく、行政府や立法府の相対的重要度が低いからである (松永 2002a: 81)。特に立法府に関しては、最高指導者と司法府長官の任命機関である監督者評議会が、議会が可決した法案に対する拒否権を有している⁶⁴。そのため、たとえ改革派または原理派多数の国会が、伝統保守派の意に反する法案を可決したとしても、監督者評議会が拒否権を行使すれば、法案は制定されないのである。また、最高指導者府が直轄する宗教財団がイランの年間予算の約半分を占めるなど、伝統保守派は、行政府や立法府による監査権限の及ばない経済権益を有している (Keshavarzian 2007: 167)。

続いて、伝統保守派の選挙不正の欠点を考察する。まず、先に改革派が直面すると述べた司法府による罰則は、伝統保守派には該当しない。なぜなら、伝統保守派自身が司法の執行機関を全て独占しているからである (Künkler 2009)。

他方、伝統保守派は、改革派と同様に、支持層による反発という欠点に直面する。具体的には、伝統保守派支持層の有権者による選挙ボイコット、および不正選挙デモである。伝統保守派の支持層とは、最高指導者を筆頭とする体制の宗教指導者の支持層である。イランの体制の宗教指導者は、全てのイラン市民の [選挙参加の] 権利を平等と見なしていない

⁶⁴ 監督者評議会が、反イスラームや違憲性を認め、拒否権を行使した場合、いかなる法案も成立しない (憲法第 96 条)

(Chehabi 2001; Selvik 2018; Boroumand and Boroumand 2000)。常に、インサイダー (khudi) とアウトサイダー (gheir-e khudi) という言説を用いて (Selvik 2018: 4)、体制の宗教指導者に忠実な前者を一級市民、そうではない後者を二級市民として扱ってきた (Boroumand and Boroumand 2000:121; Chehabi 2001: 66)。従って、体制の宗教指導者が、選挙参加と、選挙結果の承認を期待するのは、伝統保守派の支持層に限られる。つまり、改革派支持層のボイコットや不正選挙デモへの参加は問題にはならない。このように、伝統保守派の支持層さえ選挙に参加し、選挙結果を承認すれば、イスラーム共和制が「人々」に承認されているという主張を裏付けることができると、伝統保守派の聖職者は考えているのである (Katouzian 1997; Keshavarzian 2005)。

しかし、伝統保守派の選挙の実施または監視担当者が、過度な不正をした、あるいは立候補者の過度な不正を見逃した場合、伝統保守派の支持層は、選挙をボイコットする恐れがある⁶⁵。すると、伝統保守派、具体的には体制の宗教指導者は、人々（つまり伝統保守派支持層）によって権力が承認されていることを示す根拠を失ってしまう。

より深刻な選挙不正の問題は、伝統保守派支持層の不正選挙デモへの参加である。伝統保守派の支持層は、改革派支持層が不正選挙デモを起こしたとしても、真偽が定かではない中程度の不正であれば、デモには参加しない。しかし、非暴力の路上抗議運動に対する暴力的な弾圧のように、選挙結果を強引に承認させようとする選挙実施または監視主体の行動は、伝統保守派支持層のデモ参加を招く危険性がある。なぜなら、イランでは、慣習的に、「敬虔なシーア派信徒が、独裁者による暴力的な弾圧を目の当たりにした場合、同情の抗議 (sympathy protest) に参加する傾向がある」ためである (Rasler 1996: 144)⁶⁶。イランのような権威主義国で、指導者が忠実な市民 (loyal citizens) の支持を失った場合、体制内部で穏健派と強硬派の分裂が生じる (Magaloni and Wallace 2008)。このような体制の内部分裂は、多くの場合、国内外の反体制勢力による体制転換を引き起こすとされている (O'Donnell and Schmitter 1986: 20)。

以上から、選挙不正による体制の反対勢力の当選を確実に妨害するという利点と有権者

⁶⁵ 権威主義国では、選挙不正の情報を受け取った有権者の中で、情報を受け取っていない時と比べて、最も投票率が下がるのは、体制の支持層であることが既存研究 (Reuter and Szakonyi 2021) で明らかにされている。

⁶⁶ 「感情が恐怖を上回ると独裁者への抗議運動に参加する」という議論がある (Aldama, Vasquez-Cortes and Young 2019: 105)。

の反発という欠点の重要性がほぼ同じであるため、伝統保守派が選挙の実施または監視を担う際、中程度の不正を好む、という仮説を導くことができる。

(3) 原理派の選好

最後に、原理派の選好について説明する。本稿では、原理派が選挙実施を担う際、不正をして勝利する利点が欠点を上回るため、原理派候補の国会選挙での勝利が不確実な場合、過度な不正を好む、という仮説を提示する。

利点は二つある。第一に、伝統保守派と同様に、体制に反対する勢力の当選を確実に妨害できることである。原理派、特に革命防衛隊出身の政治家が、巨大な経済的利権を得ている背景にはイスラーム共和制の存続がある⁶⁷。イスラーム共和制下で作成された憲法 147 条では、数百の子会社を抱えるハータム・アル・アンビアー建設会社など革命防衛隊の経済活動への積極的な関与が保障されている (Maloney 2015: 244)。つまり、イランでイスラーム共和制以外の政治体制が発足し、憲法が改正されてしまうと、革命防衛隊出身の政治家は既得権益を失うことになる。それゆえに、体制に反対する勢力の国会選挙での当選を妨害するために、不正を働く利点がある。

第二に、改革派と同様に、国会における内閣提出法案の可決や内閣信任投票を得るための原理派の多数派形成という利点である。特に、原理派が重視するのは経済的利権を拡大することである。先述した通り、原理派（政権）の権力の拠り所は、伝統保守派のようなイスラームでも、改革派のような人々の承認でもなく、経済発展とそれに伴う貧困層への分配の増加である。ただし、原理派が政権に就いたとしても、大統領が作成する予算案には議会の承認が必要である（憲法第 52 条）。また、改革派でも説明した通り、国会は内閣信任権（憲法第 89 条）および不信任権限を持っている。なお、不信任決議は国会議員 10 名の署名によって発議され（憲法第 89 条）、決議は出席議員の 3 分の 2 の賛成で採択される。このように、国会が、予算を否決したり、内閣不信任決議を採択すると、原理派の経済利益の拡大が制約される可能性がある。従って、原理派は、そうした国会における制約を撤廃し、経済利権を拡大するために、国会選挙で選挙不正を働く利点がある。

続いて、原理派の選挙不正の欠点を述べる。結論から述べると、他二つの党派に比べると、

⁶⁷ 選挙不正の動機として、落選による経済的利益の損失コストに注目する研究は Thompson and Kuntz (2006:120) を参照。

欠点は格段に少ないと言える。まず、原理派は、改革派のように司法府からの罰則コストがない。1993 年 11 月以降、原理派、具体的にはバスィージは、伝統保守派の聖職者の支持に従い、伝統保守派の聖職者（主に最高指導者、司法府、監督者評議会）が反体制勢力だと判断した知識人やジャーナリストに対する弾圧を請け負ってきた（Ostovar 2016: 144）⁶⁸。このように、原理派は、常時、イラン国民の権利を制約する伝統保守派の意向の実働を担っており、選挙期間も例外ではない。すなわち、伝統保守派の司法府が選挙不正を犯した人物を逮捕するという意思決定を下しても、その実働を担うのは原理派なのである。言い換えれば、原理派が動かない限り、選挙不正を犯した人物は罰せられる可能性は低い。

さらに、原理派は、改革派や伝統保守派とは違い、支持層による反発という欠点もない。既存の選挙不正研究において、政党帰属意識が強く、政党から物資的利益を享受する有権者ほど、選挙不正を承認しやすいことが明らかにされている（Ocantos, Keiwiet de Jonge, Nickerson 2014）。イランでは、この主張が、政党ではないが、原理派の支持層である革命防衛隊やバスィージに該当すると思われる。革命防衛隊やバスィージに所属しているからこそ、原理派支持層は、天然資源開発やインフラ建設会社などの革命防衛隊が運営する企業に雇用されている（Safshekan and Sabet 2010; Lob 2018; Harris 2013; Forozan and Shahi 2017）。また、退役軍人や傷痍軍人は、他の国民よりも豊富な社会福祉サービスを国から提供されている（Harris 2017）。このように組織に所属しているからこそ、物質的な利益を享受する原理派支持層は、革命防衛隊やバスィージへの帰属意識が強いと考えられる（Wehrey et al. 2009: 45）。

以上から、選挙不正には反体制勢力の当選妨害、および議会での内閣提出法案や内閣信任投票の獲得、という利点はあるが、欠点がほとんどないため、原理派が選挙の実施を担う際、新保守派の当選を確実にする過度な不正を好む、という仮説を導出できる。

表 1-4 は、三つの党派が国会選挙における不正によって得られる利点と欠点を比較したものである。

⁶⁸ 1993 年、最高指導者ハーメネイーは、監督者評議会書記ジャンナティーを責任者とする「勧善と不法行為の禁止本部（Setād-e amr be ma'rūf va nahī az monkar）」を設立した。この機関は、バスィージを中心に構成された。1990 年代、イラン社会に広まりつつあった西欧哲学思想や世俗文化を排除し、イスラーム倫理を普及させる目的を達成するために、暴力の行使もなされた（Moslem 2002: 170, 219）。

表 1-4. 国会選挙での不正の利点と欠点の党派比較

			改革派	原理派	伝統保守派
選挙不正	利点	体制に反対する人物の当選妨害	×	○	○
		政権党派の議会独占による内閣提出法案/内閣信任決議の可決	○	○	×
	欠点	党派支持者の選挙ボイコット/不正選挙デモ参加	○	×	○
		司法府による罰則	○	×	×
	選好		公正な選挙	過度な不正	中程度の不正

(出所) 筆者作成

第 4 節 分析枠組み：不正度合い決定のメカニズム

4-1. EMBs の二元構造が中程度の不正を導くメカニズムの概要

本節では、イランにおける EMBs の二元構造が、どのようなメカニズムで、国会選挙の不正度合いの決定に作用するのかを考える。詳細なメカニズムを検討する前に、先述したイランの EMBs の特徴を整理しながら、メカニズムの総論を述べたい。

第一に、他の権威主義国とイランの EMBs を分かち最大の特徴は、その二元性にある。すなわち、一般的な権威主義国では EMBs が一人の独裁者または一つの覇権政党によって一元的に支配されているのに対して、イランでは大統領と最高指導者という二人の異なるリーダーによって二元的に支配されている。第二に、イランの EMBs 実施部門の選好は、時の政権に左右される一方で、監視部門の選好は選挙に左右されない最高指導者の影響を受けするため常に伝統保守派で固定されている⁶⁹、という特徴である。

以上、二点を踏まえると、EMBs の二元構造が中程度の不正に影響を及ぼすメカニズムは、次の三つが導き出せる。

第一に、改革派政権期では、実施部門が完全に公正な選挙を試みるが、伝統保守派の監視

⁶⁹ 監視部門の党派性の恒常性については先行研究でも指摘されている。例えば、「党派的には監督者評議会および中央監督評議会のメンバーは、イスラーム右派（現在の原則忠実派）のみで占められている」（松永 2016: 277）などを参照。

部門がある程度の不正をするため、公正から中程度の不正へ、という揺り戻しが選挙プロセスで生じる。第二に、原理派政権期では、実施部門が過度な不正を志向するが、伝統保守派の監視部門がある程度不正を正す、または未然に抑止することによって、過度な不正から中程度の不正へ、という揺り戻しが生じる。第三に、伝統保守派政権期では、実施部門と監視部門の不正への選好が同じであるため、選挙実施が公正にも過度な不正にも振れることなく、ある程度の不正が選挙プロセスで発生する。表 1-5 は、これらのメカニズムをまとめたものである。

表 1-5. EMBs の二元構造と国会選挙の不正度合い決定メカニズム

			政権		
			改革派	原理派	伝統保守派
EMBs	実施部門	党派	改革	新保守	伝統保守
		選好	公正な選挙	過度な不正	中程度の不正
	監視部門	党派	伝統保守		
		選好	中程度の不正		
メカニズム			公正→中程度の不正	過度な不正→中程度の不正	中程度の不正

(出所) 筆者作成

以上、本稿の分析枠組みの軸となるメカニズムの総論を示した。以下では、各選挙プロセスにおいて想定されるメカニズムの詳細を検討する。

4-2. 選挙プロセス

本稿が参照する選挙プロセスは Project of Electoral Integrity (以下、PEI) の世論調査票に基づく。このサーベイは各国の選挙専門家を対象に不正度合いに関する認識を調査するものであり、観察者の視点から選挙の公正さ (integrity) を測るものである。なお、本稿では PEI が提示する全 11 の選挙サイクルのうち、①選挙法⁷⁰、②立候補者登録、③メディア活動、④選挙資金管理、⑤票の集計・結果公表、の 5 つを取り上げる。選択理由は、次の通り

⁷⁰ Electoral Integrity Project の「選挙前」のプロセスには、選挙法、選挙区確定、選挙手続き、有権者登録、立候補登録の 5 つが含まれる。イランの場合、選挙区確定と選挙手続きは法案作成に含まれる。また選挙人登録の制度がないため、不正度合いを論じる余地がないため分析対象から除外する。

である。まず、①選挙法の中に、イランでは、選挙区確定と選挙手続きが含まれている。また、「選挙人登録」と「EMBs の評価」はイランでは制度が存在しないため分析から除く。さらに、イランの場合、投票所では、投票開始から開票作業の終了後の報告書作成まで、実施部門、監視部門、各候補者の代理人が立ち会い、互いに監視しているので（本章第2節3項）、他のプロセスに比べて不正が発生しにくい⁷¹。そのため「投票」を分析対象から除く。

また、本稿では、不正度合いの判断にあたり、イラン内務省と監督者評議会に提出された立候補者からの不服申告を参照する。なお、不服申告の調査は、コスタリカを事例に不正投票の研究を行った Lehoucq and Molina (2002)でも用いられている。ただし、この方法を非民主制下のイランに適用するにあたり、二つの注意点を示しておく。第一に、「不正申告がないことをもって選挙が公正と判断できない」ことである（Lehoucq and Molina 2002: 23）。情報統制が厳しいイランでは不服が報道されないことも十分に考えられる。従って、不服がない場合、他の状況と照らし合わせて不正度合いを判断する。第二に、不服申告の正確性である。イランの場合、日常的に抑圧されている改革派の政治家や一般国民は、最高指導者や他の体制の宗教指導者に懐疑的であり、たとえ伝統保守派が公正な選挙をしても不正と判断する場合がある。逆に伝統保守派や原理派の政治家や一般国民は改革派への信頼が低いいため、改革派が公正であっても不正をしたと判断する可能性がある⁷²。そのため、不服内容をそのまま不正度合いとして引用することなく、他の状況と十分に照合した上で、不正度合いを説明することにする。

以下、イランにおける各選挙プロセスの制度、および実証部で確認すべきメカニズムについて述べる。

(1) 選挙法

第一に、選挙サイクルの中で選挙前に区分される、選挙法について説明する。各国の選挙法で定められる項目とは、選挙区割り、選挙区定数、議会の定数、選挙スケジュール、選挙権であり、これらは選挙の競争性を決める規則である。さらに、有権者登録、政党/候補者登録、選挙資金管理と規制、選挙監視、投票用紙の形式、投票所、投票、開票、集計、選挙

⁷¹他のプロセスで不正ができるのであれば、誰も見つかる不正はしないと論じられている（Cheeseman and Klaas 2018）。

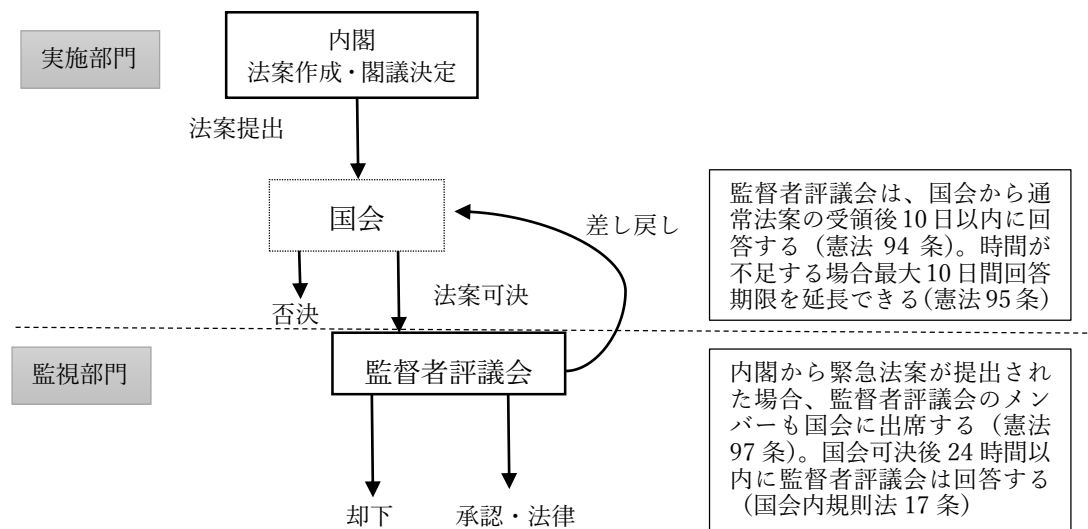
⁷² 選挙不正の認識バイアスを現職と無党派の関係から検討した研究は Pastor（1999b）を参照。

管理機関、紛争解決機関など、選挙ガバナンスに関する規則も定められる（Mozaffar and Schedler 2002: 8）。公正さの判断は、このような規則が、①小政党に不利か、②政権政党に有利か、③市民権を制限するか、という観点でなされる（Norris 2014: 57）。イランでは、①政党の規模ではなく、党派性が問題になる。また、イランでは、③普通選挙制がとられ、少数民族にも選挙権がある。そのため、本稿では、②政権党派と伝統保守派ではない党派に、規則が不利かに焦点を当てる。

メカニズムを説明する前に、イランの選挙法の制定手続きを確認する。図 1-2 は、選挙法制定（改正）をめぐる EMBs の二元構造を示したものである。まず、実施部門である内閣が、選挙法関連法案を作成し、閣議決定の後、国会に提出する。次に、国会は内閣提出法案を審議し、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成票で可決し、監督者評議会に提出する。その後、法案は監視部門である監督者評議会でも審議される。監督者評議会は、法案の合憲性とイスラームとの適合性を審査し、最終的な判断を下す。監督者評議会の判決には、承認、却下、差し戻し、の 3 つがある。監督者評議会に承認されると、法案は法律として成立する。却下されると、法案は非成立ということになる。他方、差し戻しとは、法案の条文の一部修正が必要のため、国会に法案の再提出を要求することである。差し戻しでは、監督者評議会は、修正案を添付し、国会はそれに基づき修正する。国会は修正した法案を再び 3 分の 2 以上の賛成票で可決し、監督者評議会に再提出する。この作業を、監督者評議会に承認されるまで続けることになる。

以上の手続きを踏まえると、EMBs の二元構造が選挙不正の度合いに影響を及ぼすメカニズムは、実施部門の党派に応じて、次の三つが想定される。改革派政権期では、実施部門である内務省などの省庁が選挙法改正法案を作成し、閣議決定する。この時点で、現行法のうち少なくとも一つの項目が公正になると予想される。その後、国会で可決された法案は、監視部門である監督者評議会に提出される。監督者評議会は、公正なルールを作成すれば、改革派が議会を独占する、または代替の政治体制を提案する第三潮流の政治家が当選する機会を与えることを恐れる。そのため、選挙法改正法案を議会に差し戻し、修正・再提出を求めると考えられる。

図 1-2、イランにおける内閣立法



（出所）国会内規則法（Qānūn-e Āyn Nāme-ye Dākherī-ye Majles-e Showrā-ye Eslāmī）、憲法を基に筆者作成

ただし、監督者評議会が修正を求めるのは、あくまで公正な規則に対してのみであり、その修正提案は現行法の範囲内で行われ、現行法よりも改革派を不利にする（保守派を有利にする）規則の提案はなされないと考えられる。伝統保守派の選挙プロセスの監視部門が、現行の国会選挙法の不正度合いを維持する点について、最高指導者であっても同じ立場をとることは既存研究で次のように説明されている。「イスラーム革命運動の指導者で初代最高指導者ホメイニーの諸判断・決定、さらに彼のもとで合意され制度化された 1979 年憲法、さらにその発意で改正された 1989 年憲法をはじめとするイスラーム共和国体制のあり方を揺るがすことは、現最高指導者であっても可能とは思っていない」（松永 2016: 272）。

次に、原理派政権期では、実施部門である内閣が、原理派候補の勝利を確実にする規則を少なくとも一つ現行法に追加した法案を作成すると推定される。これは、法案制定プロセスで過度な不正が発生する可能性を示すものである。しかしながら、国会で可決された法案が、監督者評議会による審議の過程で中程度に戻されると想定される。つまり、監督者評議会は、原理派が国会選挙での圧倒的勝利を可能にするような選挙法の制定は望んでいないため、過度に不平等な規則の修正を求めて議会に差し戻すと考えられる。ただし、この修正案には、規則を現行法よりも公正にするものは含まれていないと思われる。

続いて、伝統保守派政権期では、実施部門である内閣が作成する選挙法関連法案の段階で既に規則の不平等性が中程度に調整されているため、監視部門である監督者評議会は、法案の修正を求めず、そのまま承認する、というメカニズムが想定される。

(2) 立候補者登録

第二に、「立候補者登録」をめぐる EMBs の二元構造が不正度合いの決定に影響を及ぼすメカニズムを考える。立候補者登録は、①野党候補の登録が拒否された、②女性が平等な被選挙権を持たなかった、③人種、民族的マイノリティが平等な被選挙権を持たなかった、④党幹部のみが候補者を選定した、⑤選挙集会の開催を妨げられた政党や候補者が存在した、という項目で公正さが判断される (Norris 2014:57)。イランでは、②女性の立候補登録を制限する規則は国会選挙には存在しない。また③人種や民族ではないが宗教的マイノリティに 5 議席が割り当てられている。さらに④政党毎に立候補登録をしないので、政党内の予備選挙のような活動はない。よって、②③④に関しては、党派性の影響を受けない項目である。そのため、分析に際し、①野党の登録妨害、⑤選挙集会の妨害に焦点を当てる。

図 1-3 は、立候補者の資格審査プロセスの二元性を示したものである。まず、一次審査は選挙区レベルの選挙実施委員会で行われる (国会選挙法 50 条)。実施委員会は、情報省、戸籍登録局、検察、警察に立候補者の個人情報に照会したうえで (国会選挙法 48 条)、国会選挙法第 28 条から 30 条の要件を満たすかを審査する。この要件には、年齢制限の他、「イスラームの信仰と実践」、「イスラーム共和制やイスラーム法学者の統治への忠誠」、「違法政党に属していない」、「王政時代の与党、内閣、上院下院議会、地方評議会に属していない」などイラン特有の項目が含まれる。一次審査の結果は、選挙実施委員会によって立候補者と監督委員会に通知される (国会選挙法 48、50 条)。

二次審査および三次審査は監視部門が担当する。二次審査では、選挙区レベルの監督委員会が、一次審査を通過した候補者、および失格者のうち不服申し立てした候補者の資格を審査する。監督委員会は、実施部門と同じ 4 つの機関に加えて、民兵バスィージを使った独自のルートで立候補者の個人情報を入手する⁷³。二次審査の結果は、実施委員会と監督者評議会に送られる (国会選挙法第 52 条)。その後、実施委員会が立候補者に二次審査の結果を通知する。

三次審査は中央レベルの監督者評議会が担う。監督者評議会は、二次審査の通過者と、不服申し立てした失格者の立候補資格を 20 日以内に審査する (国会選挙法第 52 条注 4)。最

⁷³ 立候補要件の一つに「悪い評判がない」という項目がある (国会選挙法第 28 条)。評判は立候補者の身辺調査を行うバスィージによって、審査機関に提供される (Bakhtiari 1993: 378)。

終審査の結果は、実施委員会を通して候補者に通知される。これが制度であるが、20 日間で 5,000 人から 1 万人の資格の審査は間に合わないというのが実態であり、監督者評議会は公式な選挙活動の開始日の前日（投票日の 9 日前）までに最終的な審査結果を公表する⁷⁴。

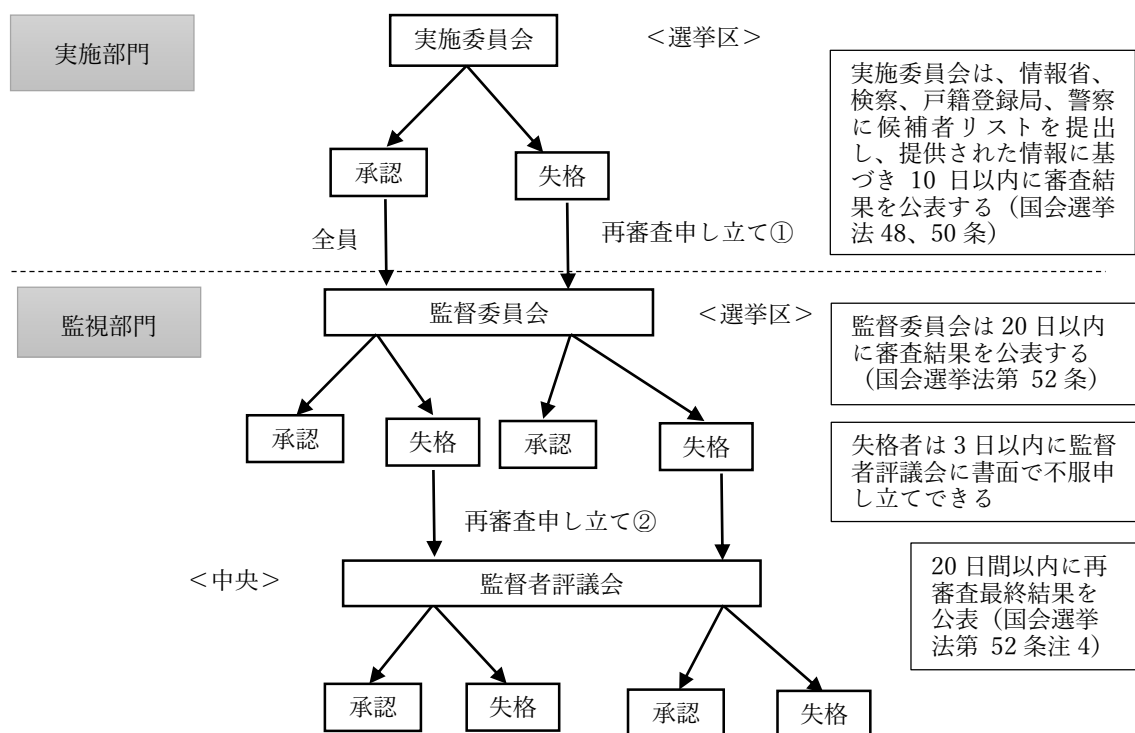
以上の制度を踏まえると、改革派政権期は、実施部門による一次審査では全ての党派の候補者の立候補登録が承認される。しかし、監視部門による二次審査と三次審査で、一次審査を通過した改革派候補が一部の選挙区で失格になると考えられる。ただし、改革派候補は一部の選挙区で立候補を許可されると想定される。

原理派政権期、一次審査を担う実施委員会が、原理派候補の対抗馬となる改革派や伝統保守派候補をほぼ全ての選挙区で失格にする。また、汚職などの犯罪歴で本来失格になるべき原理派候補が、実施部門によって承認される、と考えられる。しかしながら、監視部門による二次審査と三次審査で、一次審査で失格になった改革派候補が一部の選挙区で承認される、また本来失格になるべき原理派候補が一部の選挙区で失格になる、と予想される。ただし、伝統保守派の監視部門は、改革派の勝利を妨害したいので、改革派候補の承認は一部の選挙区にとどめると考えられる。

伝統保守派政権期、選挙実施委員会による一次審査の段階で、改革派候補の立候補登録が一部の選挙区で認められる、という不正度合いを中程度にする措置がとられている。そのため、監視部門による審査結果は、実施部門による審査結果と大きく違いはない、と思われる。

図 1-3、イラン国会選挙における立候補審査

⁷⁴ アッバース・アリー・キャドホダーイー（監督者評議会の法律家）、2019 年 10 月 14 日、テヘラン、筆者インタビュー



(出所) 国会選挙法を基に筆者作成

(3) メディア活動

第三に、メディア活動について、EMBsの二元構造と不正度合いが調整される仕組みを説明する。メディア活動とは、①新聞がバランスのとれた選挙報道をするか、②テレビが政権与党の報道に偏るか、③政党や候補者が政治的報道や広告に平等にアクセスできるか、④ジャーナリストが平等な選挙報道を提供するか、⑤ソーシャルメディアがフェイクニュースを流すなど不正利用に使われているか、という項目に照らし合わせて不正度合いが判断される (Norris et. al. 2014:57)。

これらをイランのメディア活動の分析に当てはめる場合、各党派の新聞が出版されるか、ニュースサイトの運営が、1週間の選挙活動期間中 (国会選挙法第 56 条) に許可されるかに注目するのが適切だと考えられる。なぜなら、イランの新聞やニュースサイトの発行ライセンスは政党や個人に帰属するからである。一つの新聞に異なる政治党派の見解が掲載されることはない。そのため、①バランスのとれた報道、③候補者の報道アクセスの平等性、④ジャーナリストによる平等な選挙報道の提供、を満たす公正なメディア活動のためには、全ての党派の政党や候補者の出版物の発行が選挙活動中に許可されている必要がある。それに対して、いずれかの党派の出版物が全て発禁になれば、メディア活動で過度な不正が生

じていると判断できる。他方、全てではないが一部の出版物が発禁になった場合、中程度の不正と言える。

これは⑤ソーシャルメディアを含むニュースサイトの検閲にも共通する。ウェブサイトの検閲とは、インターネットアクセス制限の一種であり、イランから当該サイトを閲覧できなくなる状態である。イランの国会選挙法では、フェイクニュースはもちろん（第 65 条 1 項）、他の候補者への誹謗中傷（同 7 項）、社会の利益に反する内容の掲載などが禁止されている（同 8 項）。特に、「他の候補者への誹謗中傷」に関して、本来であれば選挙実施委員会 は検閲しなければならないが、どの党派の政権が実施するかで取締りは異なると考えられる。

以上を基に、各党派で想定されるメカニズムを検討すると次のようになる。改革派政権期、実施部門のイスラーム文化指導省が、選挙前に全ての党派の新聞やウェブサイトの発行を許可する。あるいは、実施委員会が、改革派候補を誹謗中傷したという理由で、原理派や伝統保守派のメディアを検閲するよう司法府に要請するなどして、公正なメディア活動を実施する。それに対して、監視部門の司法府が、改革派が発行ライセンスを付与した新聞やウェブサイトを一部、または期間限定で検閲する。あるいは、司法府が、原理派や伝統保守派メディアが改革派候補の誹謗中傷の報道を許すが、注意喚起は行うなどして、中程度の不正へ戻す。

原理派政権期、実施部門のイスラーム文化指導省または報道監査委員会が、選挙前や選挙活動中、改革派や伝統保守派の新聞やウェブサイトを検閲する。あるいは、実施委員会が原理派メディアによる改革派候補への誹謗中傷を容認するなどして、過度な不正が発生する可能性がある。しかし、監視部門の司法府が、イスラーム文化指導省が検閲した一部の改革派や伝統保守派メディアを解禁する。または、司法府が誹謗中傷をやめるよう一部の原理派メディアに注意するなどして、中程度まで揺り戻す。

伝統保守派政権期、実施部門による中程度の不正としては、司法府が判断する改革派メディアの検閲には従うが、実施部門のイスラーム文化指導省や関連省庁の権限が及ぶ範囲で、改革派候補のメディア活動を部分的に許可する、などが考えられる。それに対して、監視部門は、実施部門が許可した改革派のメディア活動を妨害することはない。

(4) 選挙資金管理

第四に、選挙活動資金の不正度合いをめぐるメカニズムについて検討する。公正さを測る

ための基準となるのは、①政党や候補者が公的助成金に平等にアクセスできたか、②政党や候補者が寄付金に平等にアクセスできたか、③政党や候補者が選挙活動の財政報告書を提出したか、④票の売買がなされたか、⑤公的資金が選挙活動に使用されたか、という項目がある（Norris 2014:57）。イランの場合、①助成金と③財政報告義務は規則がないため党派を問わず該当しない⁷⁵。争点は、②寄付金、④票の売買、⑤公的資金の利用、である。

改革派政権期、内務省に属する実施委員会が、選挙法で禁止されている④票の売買と⑤公的資金を選挙活動中に行った立候補者を彼らの党派を問わず調査し、司法府に逮捕や監督者評議会に選挙結果の見直しを求める。しかし、司法府と監督者評議会は、原理派と伝統保守派候補による選挙活動の不正利用には対処しない。もっとも、これら監視部門は何も対処しないわけではなく、調査をしたうえで不正が見つからなかったと公表するか、一部のあからさまな選挙資金の不正を犯した候補者は罰すると考えられる。

原理派政権期、実施委員会は、原理派の立候補者が票の売買や公的資金の不正利用などをおかしたという報告を他の候補者から受けているにもかかわらず、調査をしない。それに対して、監督委員会が保守派系候補の違法行為を調査して、改革派政権期と同程度の対処をする、と思われる。加えて、原理派政権期、伝統保守派の監視部門は、原理派の実施部門が不正をする可能性が高いと予想し、選挙前に公的資金の汚職関係者を逮捕するなどして実施委員会による過度な不正を抑止する、という経路も考えられる。

伝統保守派政権期、実施委員会は、原理派候補による過度な選挙資金活動の不正は取締る。しかし、伝統保守派が運営する宗教施設での食事の提供は選挙活動期間中も継続するなど不正を一部許す。実施部門による活動で不正度合いが調整されているため、監視部門は実施委員会の活動には介入しないと予想される。

(5) 票の集計・結果公表

第五に、選挙後にあたる「票の集計・結果公表」において不正度合いが決まるメカニズムについて述べる。「票の集計」は、①投票箱は保護されていたか、②結果が遅延なく公表されたか、③投票は公正に数えられたか、④国際選挙監視団の監視が制限されたか、⑤国内の機関の選挙監視が制限されたか、という点が公正さを判断する基準となる。他方、「結果公

⁷⁵ 政府から政党への助成金はハタミー政権二期（2001～2005）のみ存在したが、アフマディーネジャード政権の発足に伴い予算から削除された（Tajrlu and Pahlovanlo 1391）。

表」は、①政党や立候補者が結果に不服申し立てをしたか、②選挙後に非暴力の抗議運動が発生したか、③選挙後に暴力的な抗議運動が発生したか、④紛争は法的手続きを経て解決されたか、という項目が判断の規準となる（Norris 2014: 58）。

イランでは、「開票」において④と⑤の選挙監視は国会選挙法第 25 条によって禁止されているため判断規準には不適合である。①投票箱の保護に関して、革命直後は反体制武装勢力による投票箱の破壊が一部の投票所で発生したが（Bakhash 1986）、本稿が分析対象とする 2000 年選挙以降はきわめて稀である。そのため、②結果公表の遅延と③公正な開票の二つが焦点となる。「結果公表」については、全てイランにも該当する基準である。なお、不服申し立てから最終結果の公表は、Electoral Integrity Project の指標では峻別されるが、表 1-6 にまとめた通り、イランでは一連の手続きのため一つのプロセスとして分析する。

表 1-6. 不服処理と再開票

	実施部門	監視部門
不服受理	選挙区の中央実施委員会 ⁷⁶	監督者評議会 ⁷⁷
再開票の決定		監督者評議会
再開票の作業	実施委員会	監督委員会
最終結果の判断		監督者評議会 ⁷⁸ (必要に応じて最高指導者)

（出所）筆者作成

改革派政権期、選挙実施委員会は、全ての党派の落選候補からの不服を受理し、監督者評議会に再開票を求める。監督者評議会は、改革派の不服には応じず、原理派と伝統保守派候補の不服に応じて再開票を決定する。再開票の後、監督者評議会は、改革派候補が勝利していた選挙区の結果を無効にする。ただし、全ての改革派の勝利を無効にするわけではなく、

⁷⁶ 「実施委員会の立ち上げから結果公表の 2 日後まで、不正行為を見つけた者は実施委員会に通報できる。実施委員会は不服申告が届いてから 7 日以内に、監督委員会との会合で審議したうえで回答する」（国会選挙法第 69 条）

⁷⁷ 「選挙の実施方法に不服がある者は、投票日から 7 日以内に、監督者評議会にも不服申告を提出できる」（国会選挙法 69 条注 1）、「申告書には、氏名、父親の名前、職業、住所、電話番号（保有する場合のみ）、自筆署名を記入する必要がある」（注 2）

⁷⁸ 「実施委員会は、一つまたは複数の投票所で選挙実施の正確性が確認できない場合、監督委員会の同意を得て、投票所の投票結果を無効にする」（国会選挙法 70 条）、「もし、投票所での票の無効が選挙区の結果を左右する場合、監督者評議会が最終的に判断する」（同条注）

一部にとどめる。

原理派政権期、実施委員会が開票中に不正をして原理派候補を勝利させる。改革派の落選候補が不服申し立てをするが、実施委員会は監督者評議会に再開票を要請しない。しかし、改革派候補からの不服を受理した監督者評議会は、調査員を選挙区に派遣し、原理派の実施委員会による不正を調査し、再開票する。その後、監督者評議会は、実施委員会による集票結果の改ざんが明らかな場合、原理派候補の当選結果を無効にする。ただし、監督者評議会は改革派候補からの全ての不服に応じることはせず、一部の選挙区では原理派の実施委員会や候補者、伝統保守派の候補者による不正による勝利を容認する。

伝統保守派政権期、実施委員会が、改革派の落選候補の不服に応じて、一部の投票所で再開票する。ただし、依頼のあった全ての投票所で再開票をするわけではない。このように、実施委員会が不服処理の不正度合いを中程度に調整しているため、監督者評議会は、実施委員会から提出される不服の調査・再開票の結果に同意する。

第5節 代替説明

本稿が提示する EMBs の二元構造以外の要因が、中程度の不正に影響を及ぼしていないことを確認するために、ここでは代替説明を検討する。序章第3節第2項で見た権威主義体制における不正度合いを左右する要因の中で①反対派の結束、および②欧米の圧力は、時代に応じて影響力が強くなる可能性がある。①反対派の結束とは、イランの場合、原理派と伝統保守派と対立する改革派の結束を指す。各国家選挙の前に、改革派の結束が強かったために、伝統保守派、あるいは原理派が過度な不正を躊躇したわけではない、という点を分析する。また、②欧米の圧力については、各国会選挙前に、イランと欧米諸国との貿易量が増えていたわけではない、あるいは増えていたとしても選挙の不正度合いに影響を及ぼしていない、ことを確認する。

加えて、③選挙前の形勢も検討する。一般に過度な選挙不正には、現職が豊富なリソースを持つという情報を盟友や敵対者に伝達する効果がある (Simpser 2013)。しかし、過度な不正選挙で勝ったとしても、有権者の支持は誰にも伝達されない。つまり、現職は公正な選挙で勝ってはじめて有権者の支持を伝達できるのである。むしろ、現職がかなりの劣勢で、公正な選挙では全く勝ち目がない状況において、過度な不正をすると、現職が有権者に全く支持されていないという信頼性の高い情報が伝達されてしまい、反乱が発生するリスクが高まる (Rozenas 2015: 234)。そのため、劣勢な状況では、過度な不正を避けると考えられる。

この点について、各実証部の第1節で選挙前の形勢をレビューする際、選挙管理（実施・監視）を担う党派が劣勢ではなく、勝てるかもしれないが確実ではないという状況にあることを確認する。

加えて、④選挙不正のリソース不足も挙げられる。例えば、イランのように資源に財政を異存する国（Mahdavi 2015）では、国際的な石油価格の変動などで国家の歳入が大幅に減少するような財政危機に陥った場合、従来通りの票の売買などの選挙不正ができないかもしれない（Lust-Okar 2005）。また、選挙不正に対する抗議デモの発生に備えて、弾圧を担う軍隊に分配するための資源が、財政危機によって枯渇する。そうすると独裁者は過度な不正を控えるかもしれない。従って、経済資源の不足が中程度の不正に影響を及ぼしていないかを実証部で確認する。

第6節 事例の選択

まず、改革派政権期の国会選挙として、ハータミー政権（1997—2005年）における2000年第6期、2004年第7期国会選挙を取り上げる⁷⁹。ハータミーは、MRM幹部であり改革派に区分される聖職者である。ハータミー政権は、比較的民主的な政策を志向したことが先行研究で注目されていることは序章で述べた。しかし、このように公正な選挙を実施しそうなハータミー政権期の2000年第6期国会選挙に目を向けると、改革派の当選結果が一部の選挙区で無効化され、その後改革派支持者による路上抗議デモが発生したことが確認できた。ただし、改革派候補が3分の2議席を獲得したという結果が覆されることはなかった。つまり、開票・結果公表プロセスにおいて中程度の不正が発生した。

また、2004年第7期国会選挙では、改革派の政党機関誌や主要日刊紙の発行が、第1回投票の選挙活動中は許可された一方で、第2回投票の選挙活動中ほぼ全て検閲された。つまり、原理派や伝統保守派候補に比べて、改革派のメディア活動が部分的に妨害される中程度の不正が発生した。従って、ハータミー政権期の二度にわたる国会選挙は、先行研究が着目

⁷⁹ なお、ハータミーは「改革派とは自称しておらず、体制の権力構造改革は意図していない。彼は体制の神権的な基盤への忠誠心が強い人物」だという指摘もある（Sadeghi-Boroujerdi 2019: 303-304）。松永（2005:165）は、ハータミー大統領やその支持者を「体制内改革派」と称し、「イスラーム共和制の内実を保障する憲法の通りに体制の理想を実現することが目的」とであると論じる。しかし、その目的が失敗したことで、体制内改革派の一部が「体制構造改革」を求めるほどにラディカル化したことされる。

する民主的な性質と、国会選挙の不正度合いの実態との間に隔たりがあるため、その背景には EMBs の二元構造が作用していることを検討する余地がある。

次に、原理派政権期の事例分析には、アフマディーネジャード政権（2005—2013 年）における 2008 年第 8 期、2012 年第 9 期国会選挙を取り上げる。アフマディーネジャードは、革命防衛隊出身でありメスバーフヤズディーを宗教指導者として仰ぐため原理派である。アフマディーネジャード政権期の政策の特徴は、改革派メディアの弾圧や政府高官の汚職が先行研究では指摘されている。このように、過度な不正を実施しそうなアフマディーネジャード政権期でも、第 8 期国会選挙の運営を見ると、選挙活動中に改革派候補者の国営放送の出演の妨害という不正が生じた一方で（Alfoneh 2013: 34）、改革派の政党機関誌の一部は出版が許可されていた。つまりメディア活動の不正度合いは中程度であった。

また、第 9 期国会選挙では、原理派支持層である革命防衛隊傘下の企業に対する国からの投資が選挙活動中に継続されていた一方で、原理派政府が提案した、選挙期間中の有権者への現金給付という露骨な政府資金の分配は国会で否決された。これは、選挙活動資金の管理プロセスにおける中程度の不正を示す。このように、先行研究が指摘するアフマディーネジャード政権の強権的な性質と、国会選挙の不正度合いの実態との間にギャップがあるため、EMBs の二元構造が働いた可能性を検討するために適した事例である。

続いて、伝統保守派政権期の事例として、ロウハーニー政権期（2013—2021 年）における 2016 年第 10 期、2020 年第 11 期国会選挙を取り上げる。ロウハーニーは、「JRM 創設メンバーであり、宗教学院において体制の宗教指導者とも親交がある」（Randjbar-Daemi 2018: 243）ことから、伝統保守派の聖職者である。ロウハーニー政権に関する先行研究は外交政策に偏っているため、JRM に関する先行研究を参照すると、司法府や宗教財の独占などの特徴が明らかにされている。このように、選挙プロセスにおいて過度な不正ができそうな伝統保守派政権期においても、第 10 期国会選挙の運営を見てみると、改革派の有力候補が一部の選挙区で失格になったものの、改革派政権期の第一副大統領のような有力候補の立候補が承認されるケースもあった。つまり、立候補者登録のプロセスで、中程度の不正が発生した。

また、第 11 期国会選挙では、選挙資金の透明性を保障する法律が新たに制定されたが、その法律は改革派候補に不利な規則とどの党派にも公平な規則が混在するものであった。つまり、選挙法の制定プロセスにおいて、中程度の不正が発生した。このように、先行研究が指摘する大統領ロウハーニーが所属する JRM の特徴と、国会選挙の実態との間に差異が

あるため、その背景には、中程度の不正を好む EMBs の実施部門と監視部門の選好が作用した可能性を検討する余地がある。

第2章 ハータミー政権期の国会選挙管理

本章の目的は、ハータミー政権期を事例に、改革派政権期の国会選挙において中程度の不正が発生するメカニズムを明らかにすることである。選挙が、政権によって一元的に管理されていた場合、改革派政権期では公正な選挙が実施されたはずである。しかし、実際には、中程度の不正が発生した。本論文の仮説は、そこに選挙の監視を伝統保守派が担っているという EMBs の二元構造が作用しているというものである。これを論証するために、本章は次のような構成をとる。

第一節では、第6期、第7期国会選挙前の背景を確認する。具体的には、①どの党派が優勢か不確実であったかを確認する。また、②改革派が国会で多数派を形成できていない場合、内閣信任投票や法案をめぐる国会との対立に直面していることも確認する。②は改革派が選挙不正をする利点に該当する。さらに、③有権者の不正選挙に対する反応も確認する。具体的には、改革派の支持者は、程度にかかわらず不正が発生すれば、ボイコットまたはデモに参加する。伝統保守派支持の有権者は、中程度の不正では動きがないが、過度な不正が発生した場合、改革派が扇動するボイコットやデモに参加する。③は改革派と伝統保守派の選挙不正のコストである。

ただし、これらでは、改革派が選挙不正をした時に司法府から罰せられるコスト、伝統保守派が反体制勢力の勝利を妨害する利点を示すことができない。よって、この残りの2点は、第2節の選挙プロセスの分析で検討する。第2節では、改革派の実施部門の影響で、公正な選挙が運営される可能性があるが、伝統保守派が部分的に妨害することによって、中程度の不正に戻る、というメカニズムを検証する。

第3節では、本章の議論をまとめる。加えて、EMBs の二元構造以外の要因が中程度の不正に作用していないことを考察する。

第1節 背景

1-1. 国会選挙前の形勢

2000年第6期国会選挙前の全国的な形勢について、1997年第7期大統領選挙、1999年第1期地方評議会選挙の結果を参考に検討する。1997年の第7期大統領選挙では、改革派推薦のMRM ハータミー国立図書館長が69パーセントの得票率で当選した。次点は、伝統保守派推薦のJRM アリーアクバル・ナーテグヌーリー（‘Alī -Akbar Nāteq-Nūrī）現職国会議長

の 24 パーセントであった。原理派の独立候補レイシャフリー元検事総長は、4 位でわずか 2 パーセントの得票率にとどまった。レイシャフリーは、自らを党首として「イスラーム革命の価値防衛協会（Jam‘īyat-e Defā‘ az Arzesh-hā-ye Enqerāb-e Eslāmī）」を形成したが、この協会は規模・組織力ともに極めて脆弱であった。この選挙では、15—29 歳の有権者のうち 85 パーセントがハータミーに投票したように、若手有権者の選挙参加が、ハータミーの当選を後押しした（Fairbanks 1998: 20）。

このように改革派が優勢な状況は、1999 年 2 月の第 1 期地方評議会地方評議会選挙でも継続していた。全国の人口が多い 112 都市のうち、75 パーセントに相当する議席をハータミー支持の改革派が獲得した一方で、保守派（原理派と伝統保守派⁸⁰）は 12 パーセントにとどまった（Gasiorowski 2000: 24）。このように 1997 年と 1999 年の選挙結果を見ると改革派が優勢な一方で、伝統保守派、特に原理派が劣勢であると思われる。

しかし、2000 年 2 月の第 6 期国会選挙前の形勢は、そう簡単には評価できない。つまり、既存の改革派支持層の結束を揺るがすような出来事が選挙前に発生したのである。1999 年 7 月、伝統保守派多数⁸¹の第 5 期国会が、欧米の文化や思想を掲載するメディアを反体制運動として取締るために、司法府の検閲に関する権限を強化する内容を含む改正報道法を可決した。その直後、ハータミーも所属する MRM の政党機関誌（日刊紙）「サラーム」が発禁になり、編集長ムーサヴィー・ホイニハー（Mūsavī Kho‘inihā）が聖職者のための特別法廷に召喚された⁸²。「サラーム」は大学教育を受けた若手知識人の間で人気を博していたため、テヘラン大学の学生が非暴力の路上抗議運動を行った。その夜、監督者評議会書記アフマド・ジャンナティー（Ahmad Jannatī）などの指揮下にあるとイランの改革派政治家が見る武装組織アンサーレ・ヒズブウッラーが、警察とともにテヘラン大学学生寮を襲撃し、複数

⁸⁰ 1999 年の地方評議会選挙では、伝統保守派と原理派が、改革派が強調する市民的自由に基づく政策に抵抗すべく協働していた。伝統保守派は JRM、ICP であり、原理派はイラン・イラク戦争に従軍した若者を中心に結成されたアンサーレ・ヒズブウッラーや革命防衛隊の中の若手が出馬した。その指揮は監督者評議会書記ジャンナティー、司法府長官ヤズディー、原理派の精神的指導者メスバーフヤズディーがとっていたとされる（Gasiorowski 2000: 26）。

⁸¹ 第 5 期国会の党派性は、伝統保守派（当時の呼称右派）146 議席、改革派（当時の呼称左派）92 議席である。国会議長選挙で、JRM ナーテグヌーリーの票を前者、MRM アブドゥッラー・ヌーリーの票を後者に計上した。データは Khosrowshīrī（1392, 108）を参照。

⁸² 一因は 1990 年代後半に発生したナショナリスト系知識人などを標的とした連続殺人事件に、体制の宗教指導者が関与したとする記事を掲載したためである。

の死傷者が発生した。これを受け、テヘランや全国各地の大学で、学生団体による抗議運動が発生し、5 日間にわたり警察との衝突が続いた (Tarock 2001: 590-591)。

ここで重要なのは、1997 年の大統領選挙でハタミーを支持した学生の間で発生したこのような抗議運動は、最高指導者をはじめとする体制の宗教指導者だけでなく、改革派政府に対する抗議の意が表明されていたことである。具体的には、全国の大学に支部を持つ学生団体「統一強化事務所 (Daftar-e Tahkīm-e Vāhedat, 以下 OSU)」のリーダーが、学生と警察との衝突が 1 週間続いた後の集会で「政府が国民の要求に応える能力がないことが明らかになった」と改革派ハタミー政権を公然と批判した (Abdo 2001: 167)。つまり、言論・結社の自由を保障することを強調しながら、(伝統保守派や原理派勢力による妨害によって) なかなか実現できないハタミー政権に対する不満が学生の間で広まっていたのである (Gasiorowski 2000: 32)。従って、1997 年と 1999 年の選挙結果では改革派が優勢だったとしても、その傾向が 2000 年第 6 期国会選挙でも継続するかは不透明な状況であった。

次に、2004 年第 7 期国会選挙前の趨勢について概観する。2001 年第 8 期大統領選挙では、改革派の推薦候補ハタミーが 77 パーセントという前回よりも高い得票率で再選した。他方、伝統保守派と原理派の推薦候補アフマド・タヴァッコリーの得票率は 15 パーセントにとどまった。この結果だけを見ると、改革派が国会で多数派を形成できるほど優勢だと思われる。

しかし、2003 年第 2 期地方評議会選挙の結果では、形勢は一転していた。2003 年 2 月 28 日、第 2 期地方評議会選挙が開催された。この選挙では、テヘラン、エスファハーン、シーラーズなど多くの都市において、投票率が前回より 20 パーセント近く低下した (Alem 2011: 61)。この一因は、イランでは、市議会の権限が他の行政機関に比べると限られており、現職改革派市議会議員が、有権者の期待に応えることができなかったために、前回改革派に票を投じた有権者がボイコットしたものとされる (Samii 2004: 404)。その結果、伝統保守派と原理派の連合が、全国的に改革派を上回る議席数を獲得した。このように、第 7 期国会選挙前は伝統保守派と原理派が優勢と見られるが、前回第 6 期国会選挙では改革派が圧倒的勝利をおさめたことから、現職改革派議員への支持が継続している可能性も残っていた。

以上から、第 6 期、第 7 期国会選挙前ともに、選挙実施を担う改革派、監視を担う伝統保守派の立場からすれば、どの党派が国会で多数派を形成できるほど優性かが不透明であったと考えられる。

1-2. 政権と国会

第1章では、改革派ハータミー政権が国会選挙で不正をする利点は、内閣信任決議を行使できる国会との対立を解消することにあるとの仮説を述べた。よって、ここでは実際に対立が存在したのかを確認する。結論から述べると、ハータミー政権が、文化活動の自由化（それに伴う言論・集会の自由）の促進を目指したのに対して、伝統保守派多数の第5期国会が内閣不信任投票や改正報道法の制定によって対抗したという対立が見られた。具体的な経緯について、以下説明を加える。

ハータミーが、イランにおける文化政策で重要な役割を担うようになったきっかけは、1980年、初代最高指導者ホメイニーによって、最高指導者府が刊行する日刊紙「ケイハーン」の初代編集長に任命されたことであった。その後、文化政策の手腕が認められたハータミーは、ミール・ホセイン・ムーサヴィー（Mīr Ḥoseyn Mūsavī）首相（1980—1989年）およびラフサンジャニー大統領のもとでイスラーム文化指導相（1982—1992年）を務めた。しかし、ハータミーは、対イラク戦争後、戦中に科課されていた文化活動の制限を緩和しようとしたことで、1992年、伝統保守派多数の第4期国会によって不信任投票が発議され、票決前に辞任することになる。

内閣を退いた後1997年の大統領選挙までの間、ハータミーは国立図書館（Ketābkhāne-ye Mellī）の館長を務めた。その間ハータミーは、内閣にいた時よりも頻繁に知識人とコンタクトを取り、より広範な知識人や芸術家コミュニティとの親交を持つようになった（Sadeghi-Boroujerdi 2019: 300）。こうした背景から、大統領ハータミーは、言論・結社の自由を選挙キャンペーンの一つに掲げ、大学教員、若手知識人、学生などの学術・教育活動の推進、そうした改革派エリート層が編集する新聞や雑誌などの定期刊行物の出版支援に積極的に取り組んだ。

しかしながら、こうした政策は、伝統保守派多数の第5期国会（1996—2000年）との対立を引き起こした。例えば、次の項目で説明する第5期国会中間選挙（1998年3月）をめぐり、改革派の学生団体と警察との間に衝突が発生した際、第5期国会は集会開催および警察の監督する義務がある内相がその責任を怠ったと非難し、1998年6月、内相アブドラー・ヌーリー（MRM）に対して不信任決議を採択した。また、1999年5月、第5期国会はイスラーム文化指導相アタオッラー・モハージェラーニー（KS）に対して、イスラームや

体制の原則に沿わない出版物に発行許可を与えたなどの理由で、不信任投票を行った⁸³（この投票ではモハージェラーニーはかろうじて信任を得たが、こうした一連の圧力によって2000年12月に辞任に追い込まれた）。また、2000年4月、第5期国会の提出法案である改正報道法が監督者評議会によって承認されたことで、改革派政府が発行許可を与えた出版物に対する司法府、具体的には報道法廷による弾圧が強化された。

このように文化政策をめぐる改革派政権と伝統保守派多数の国会との対立が存在したことは、それを解消するために改革派の選挙実施担当者が選挙不正をする利点とする本研究の理論部に対応するものである。しかし、改革派政権にとって選挙不正のコストはこの利点を上回ると考えられる。この欠点について、次で説明する。

1-3. 有権者の選挙不正に対する反応

ハタミー政権期における国会選挙の実施を担う改革派、および監視を担う伝統保守派の有権者は、それぞれ選挙不正に対してどのような反応を示していたのだろうか。1998年3月の第5期国会中間選挙を事例に考察したい。

イランでは、国会議員の任期は1期4年である。しかし、病気や事故、内閣への異動、汚職による逮捕などの理由で欠員が生じた場合、本選挙の間に中間選挙が開催される。1998年3月の第5期国会中間選挙では、IRMO ナバヴィーやアールミンがテヘラン選挙区で出馬したが、いずれも監督者評議会による資格審査で失格になった。これに抗議したのは、先に見た1999年7月の改革派紙発禁に対する抗議デモを主導したのと同じ学生団体 OSU であった。選挙前の1998年3月2日、OSU がテヘラン大学前的大通りにて数千人規模の集会（*tajammo'*）を開催した。その集会で OSU のリーダーが「監督者評議会が我々の候補 [IRMO 候補含む] の立候補資格を認めなければ、我々は選挙参加を再検討する」と演説し、監督者評議会による選挙不正に抗議するために選挙ボイコットをする意向を表明した⁸⁴。1998年第5期国会中間選挙では、結局このような改革派支持層の有権者がボイコットしたために、選

⁸³ “Majlies Deputies Defend Mohajerani Impeachment Motion,” *ISNA*, 1 May 1999.

⁸⁴ OSU 主催の集会は、内務省から開催許可を得た非暴力の抗議集会であった。しかし、（内務省の許可を無視して）強制的に集会を解散させようとした警察と参加者の間で衝突が発生したことで、集会参加者の集団が「独裁者に死を」など、抑圧的指導者に対する抗議のスローガンを唱えるようになった。その後、集会の弾圧に武装した治安部隊も加わったことで、負傷者と逮捕者が出るほどの暴力的な衝突が生じた。 *Jāme'e*, 2 Esfand 1376/ 3 March 1998.

挙後のデモは観察できなかった。だが、選挙前から既に不正選挙に抗議する集会を開催していることから、選挙実施を担う改革派の視点からすると、選挙後においても不正が明るみになれば改革派支持層がデモを行う可能性が十分に示唆されていた。

他方、選挙監視を担う伝統保守派支持層の有権者が、この改革派支持者が主催する不正選挙に対する抗議集会に参加したかどうかは、イラン国内メディアでは報じられていない。単にメディア操作の影響かもしれないが、仮に参加しなかったとすれば、その理由は不正の度合いが伝統保守派支持層の有権者にとっては深刻なものではなかったためだと考えられる。このように伝統保守派支持層の一般国民の反応は確認し難いが、選挙監視を担う機関ではない伝統保守派エリート層の有権者の反応を見ると現状以上の過度な不正の発生を回避しようとする姿勢をとっていたそれに関する事例を紹介したい。学生団体の選挙不正に対する抗議デモを受けて、第5期国会では、聖職者政党 MRM（左派系、本稿の党派区分で改革派）の議員が主導して、監督者評議会に失格理由の公表を義務付ける法案を作成し、可決した。この法案は、監督者評議会では却下されたものの、1999年11月、国会と監督者評議会の仲裁を担う体制公益判別評議会（1988年ホメイニーの命で設立）によって承認された⁸⁵。体制公益判別評議会は、当時、伝統保守派の元大統領ラフサンジャニーが議長を務めていた。従って、少なくとも伝統保守派エリート層の有権者は、過度な不正の発生に抗議する改革派有権者を支持する立場をとっていたことが分かる。

以上、ハタミー政権期において二度にわたり開催された国会選挙の前、EMBsを構成する改革派、伝統保守派ともに国会選挙での多数議席の獲得が不透明であったことを確認した。また、選挙実施を担う改革派政権には、国会との対立解消という選挙不正の利点、改革派有権者の選挙ボイコットとデモへの参加という欠点も認められた。さらに、伝統保守派の支持層は中程度の不正では選挙ボイコットやデモには参加しないが、過度な不正には否定的な立場をとることを示した。

ただし、先述のケースでは、改革派政権に選挙不正によって司法府が厳しく罰せられるという欠点、伝統保守派には反体制勢力の当選を妨害する利点がある、という本稿の理論に対応する事実は明らかにできていない。これらの点について、次節で補完したい。

⁸⁵ Majma'e Tashkhīs-e Mašlahat-e Neẓām, "Qānūn-e Lazūm-e Resīdegī-ye Daqīq be Shekāyat-e Dāvotalābīn-e Radd-e Šalāhīyat Shode dar Entekhābāt-e Mokhtalef" 「各種選挙における立候補資格失格者の不服に対する調査必要法」 25 Aban 1378/ 16 November 1999,

第2節 不正度合いの調整：公正な選挙から中程度の不正へ

本節では、EMBsの二元構造が、公正な選挙から中程度の不正へ、というメカニズムに作用する、という本研究の仮説を検証する。

2-1. 選挙法

まず、選挙法の制定プロセスに見られる EMBs 二元構造の影響を検討する。詳細な事例分析に入る前に、不正度合いの判断規準を再度確認しておきたい。ハタミ政権の発足以前に制定された国会選挙法（以下、現行法）は、伝統保守派と原理派に有利な規定を含むが、改革派が選挙で勝てないわけでもないため、不正の程度としては「中程度の不正」とみなす。この現行法を基準とし、伝統保守派と原理派に有利な規定が、少なくとも一つ削除された場合、「公正な選挙」に向かうと判断する。それに対して、伝統保守派と原理派の有利な規則が少なくとも一つ追加された場合、「過度な不正」の発生と判断する。現行法が維持されていれば、「中程度の不正」である。

改革派ハタミ政権で観察されるべき事象は、次の通りである。①実施部門の活動としては、内閣が現行法よりも不平等な規則を一つ以上撤廃した改正国会選挙法案を作成する。②監視部門の活動としては、監督者評議会が、改正法案の中に、反体制勢力の国会選挙での勝利が可能な規則が含まれている（あるいは、これまでの制約が撤廃される）ことに気付き、国会に差し戻す。②は理論部で見た伝統保守派が不正をする利点にあたる。

実証にあたり、ここでは第7期国会選挙前に内務省が草案して内閣に提出した2002年の改正国会選挙法の制定プロセスを事例として取り上げる。もっとも、2000年第6期国会選挙前1999年11月28日にも改正国会選挙法が制定されている。だが、この法律は内閣提出法案ではなく政権と独立した国会の提出法案である。国会は第1章で述べた選挙の実施部門にあたらないため1999年の改正国会選挙法の制定プロセスは本稿の分析対象から除く⁸⁶。

(1) 実施部門：公正な規則の草案

2002年8月11日、ハタミ政権は内務省が作成した改正国会選挙法案を閣議決定し

⁸⁶なお、1999年改正選挙法では、選挙権が16歳から15歳へ、第1回投票での当選に必要な最低得票率が33パーセントから25パーセントへ、それぞれ引き下げられた。この理由は、1997年の大統領選挙での敗北を受けて、保守派〔伝統保守派・原理派〕が勝利の機会を拡大させるためであったと言われている（Gasiorowski 2000: 33）。

た。法案作成を主導した内相アブドゥルヴァーヘド・ムーサヴィーラーリー (Abdul-vāhed Mūsavī-Lārī) の党派は、ハータミーと同じ MRM の聖職者であることから改革派と判断できる。

改革派の内務省が主導して作成した改正国会選挙法案は、全 32 項目から構成され、現行法の規定を大幅に改正する内容が含まれていた。その中で、公正な規則は、少なくとも三点確認できる。第一に、誰が選挙管理に関与できるかを定めた第 25 条である。現行法では、「内務省および監督者評議会以外の選挙プロセスへの関与を禁ずる」と定められている。それに対して、改正法案では、「軍および軍の政治イデオロギー部門が選挙の実施、監督、監査に関わることを禁ずる」という文書が注に追加された⁸⁷。この第 25 条の改正内容の解釈でポイントは、軍だけでなく、あえて①政治・信仰部門、さらには実施と監督だけでなく②監査を追加した点にある。軍の政治・信仰部門とは、各軍に設置される最高指導者名代ポストの一つであり、軍の政治思想の統制を担当する、最高指導者の側近のポストである。党派的には伝統保守派の聖職者が就任することになる。

次に、監査が追加された背景には、第 6 期国会選挙後、イランでは、EMBs の監査は制度化されていないが、選挙実施本部長を務めたタージザーデ内務次官の選挙不正での逮捕を受けて、例外的に特別監査委員会が、監督者評議会の命で設置された。この特別監査委員会を率いたのが、正規軍の政治・信仰部門における最高指導者名代マンスール・ガフフーリー (Manṣūr Ghafūrī) であった⁸⁸。法廷では、ガフフーリーが提出した文書を基に内務次官タージザーデの不正が審議されたが、改革派はガフフーリーの文書に根拠がないと批判していた。結局、タージザーデには有罪判決、公職追放の罰則がかされた⁸⁹。

こうした背景を受けて、改革派の実施部門が恣意的に罰せられないようにするために、軍の政治・信仰部門の選挙の監査を監視するという具体的な内容を盛り込んだものと理解できる。

第二に、結果公表に関する規定を定めた第 72 条である。現行法では、「監督者評議会が選

⁸⁷ Majles-e Showrā-ye Eslāmī, “Lāyeḥe-ye Eslāh-e Qānūn-e Entekhābāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 「改正国会選挙法案」 14 Esfand 1381/ 4 March 2003.

⁸⁸ ガフフーリーの経歴は元革命防衛隊総司令官モフセン・レザーイーが運営するオンラインニュース「タスニーム」を参照。“Morāsem-e Avvalin Sālegard Dargozasht-e Marḥūm-e Manṣūr Ghafūrī Emrūz Bargożār Shod,” *Tasnīm*, 23 Esfand 1392/ 14 March 2014, <https://www.Tasnīmnews.com/fa/news/1392/12/23/312774/> (2021 年 3 月 29 日閲覧)

⁸⁹ “Deputy Minister Sentenced to Jail, Barred from Overseeing Elections,” *IRNA*, 4 March 2001.

挙結果の最終判断権限を有する」と定められている。この法律では、監視部門が投票結果の有効性を判断する権限をもつ一方で、実施部門には判断に介入する余地がない。つまり、伝統保守派による恣意的な結果公表の操作がなされる可能性を示唆するものである。

それに対して、内閣提出の改正法案では、内務省および実施委員会が監督者評議会の判断に異議がある場合、最終結果を最高裁判所の審判に委ねる、という趣旨の条項に変更された⁹⁰。これは、既存の選挙研究（Chernykh et. al. 2014）が、結果の最終判断に関わる選挙の紛争解決手段を独立した司法に委任することは公正な選挙の実施方法の一つとみなしていることから、公正な規則にあたる。

第三に、立候補資格の要件に関する第 28 条と第 30 条の改正である。現行法では、立候補資格を有する者の条件として、「イスラームの信仰と実践」（第 28 条第 1 項）、「憲法とイスラーム法学者の統治に対する絶対的な忠誠」（同第 2 項）が定められている。また、立候補資格が無い者の条件として、「王政の発展のために何等かの役割を果たした者」（第 30 条第 1 項）、「王政において、下院、上院、地方評議会の議員や官製政党の政党员であった者」（同 10 項）が含まれている。このような規則が、改革派の立候補登録が困難な要因であることは、複数の既存研究（Sarabi 1996; Samii 2001; Boroumand and Boroumand 2000）で取り上げられている。それに対して、改正法案では、これらの規則が全て撤廃された。この大幅な修正内容から、改革派に不利な規則が撤廃されたと解釈できる。

(2) 監視部門：法案の差し戻し

以上、改革派ハタミー政権の内務省が作成した改正国会選挙法案の中には、一つ以上現行法の規則を公正な方向に改訂する内容になっていることを確認した。よって、次に、監督者評議会の反応を参考に、監視部門による中程度の不正への揺り戻しが生じたのかを検討する。

2003 年 3 月 31 日、監督者評議会ジャンナティー書記は、キャッルービー国会議長に宛て、監督者評議会による判決結果を送った。結果は、差し戻しであり、監督者評議会ジャン

⁹⁰ 改正国会選挙法案第 72 条の内容は次の通りである「監督者評議会が一部の投票を無効にしたことで、選挙区の結果が変動する場合、監督者評議会は法的根拠と文書証拠を内務省に提出せねばならない。内務省は 24 時間以内に書類一式を選挙区の首長（実施委員会の委員長）に提出する。首長または内務省は、不服がある場合、5 日以内に監督者評議会に申し立てる。その後、最高裁判所の中に特別法廷を設置し、1 か月以内に紛争を解決する」

ナティーの書状には、内閣提出の改正法案 32 項目のうち、18 項目の修正が要請されていた⁹¹。以下、先に述べた改正法案の三つの規則に対応する修正提案の内容を参照し、不正度合いについて考察を加える。

第一に、選挙管理の人材に関する第 25 条の改正に関して、監督者評議会は、軍の選挙関与は既に現行法第 16 条で禁止されているため、追記する必要性を却下した。しかし、監督者評議会は、軍の政治・信仰部門の構成員の選挙管理を禁ずることに違憲性を認めた。理由は、政治・信仰部門の構成員は軍ではなく、監督者評議会が選挙の監視業務を遂行するために必要な人材を制約することは、憲法 99 条に規定された監督者評議会の選挙監視義務の遂行を妨げるためとした⁹²。この事例から、伝統保守派の監視部門は、王政期のような軍の選挙干渉という過度な不正の発生を招くような規則に対して、反対する意見は改革派の実施部門と共有する一方で、現行法の改革派に不利な規則は維持するという観点で、中程度の不正に戻したことが読み取れる。

第二に、結果公表に関する第 72 条の改正に関して、監督者評議会が単独で結果を判断できない規則は、憲法で定められた監督者評議会の独立性と中立性に矛盾するため、違憲だと判断した⁹³。理由はどうあれ、内務省に最終結果の判断に関与する権限は一切認められなかった。つまり、最終結果に伝統保守派の恣意的な操作が反映される可能性を残す現行法の規則が維持された。ただし、現行法よりも改革派を不利にするような修正提案はなされていないので、現行法の中程度の不正のままである。

第三に、立候補資格要件に関する第 28 条と第 30 条の改正について、監督者評議会は、いずれも憲法第 3 条 1 項、および憲法 67 条に違反するという理由から、削除を求めた。具体的には、憲法第 3 条 1 項にはイスラーム共和制は、「信仰と経験に基づく道徳的長所を伸ばすとともに、腐敗や汚職のあらゆる根源と闘うための環境を整備する」という規定がある。また、憲法 67 条には「国会議員はイスラームとイスラーム共和制に忠誠を誓わねばならない」という規定がある。そのため、イスラーム教の信仰と実践や体制への忠誠を資格から削除する改正法案を、監督者評議会は違憲と判断したのである⁹⁴。

⁹¹ Showrā-ye Negahbān, “Nazar-e Showrā-ye Negahbān (marhale-ye yekom),” 「監督者評議会の見解 (1 回目)」 11 Farvardīn 1382/ 31 March 2003.

⁹² 監督者評議会の見解 (1 回目)、p.3.

⁹³ 監督者評議会の見解 (1 回目)、pp.8-9.

⁹⁴ 監督者評議会の見解 (1 回目)、pp.3-5.

これが監督者評議会の公式見解である。しかし、本研究の理論部と対応する事実として重要なのは、体制に忠誠を誓わない者、さらには王政時代の議員に立候補を許可することに対して、監督者評議会が反対したことである。これは、反体制勢力の当選妨害が、伝統保守派による選挙不正の利点と見る理論を裏付ける事実である。

以上の事例から、改革派政権期、実施部門が公正な国会選挙法を草案するが、監視部門の審査によって中程度の不正を許容する現行法の状態に戻される、というメカニズムが作用していることが明らかになった。

最後に、この改正国会選挙法案の結果について簡単に説明する。監督者評議会からの修正提案を受けた取った後、第6期国会は会期中に成立を目指していたことから、急ぎ修正の改正法案を作成した。2003年7月20日、第6期国会は「国会選挙法改正法案（修正）」を可決し、再び監督者評議会に提出した。しかし、当然、改革派議員が、監督者評議会の提案に素直に従うことはなかった。ほとんどの要請を無視した状態で監督者評議会に修正案を提出したのである。2003年8月11日、監督者評議会は、1回目の修正案が全く反映されていないという理由で、再び国会に修正を求めて法案を差し戻した⁹⁵。その後、関連機関において様々な審議がなされたが、第6期国会の閉会とともに改正法案は頓挫した。このように、改革派が目指した公正な選挙法の作成は失敗し、結局中程度の不正の現行法が維持されることになったのである。

2-2. 立候補者登録

本節では、立候補登録における不正度合いが決まるメカニズムを検討する。ここでは、テヘラン選挙区を事例に取り上げる。テヘラン選挙区は、勝利が不確実な場合であっても、改革派は公正な選挙を実施し、伝統保守派は中程度の不正を働く、という理論を検証するため有用である。

まず、2000年第6期国会選挙前の趨勢を判断する上で参考になるのが、1999年2月26日に開催された第1期市長村議会選挙の結果である。テヘラン市議会15議席のうち、12議席を改革派 IIPF、KS、MRM が獲得した (Buchta 2000: 220)。最多票を得たのは1998年6月に不信任決議決議によって内相を退いたアブドゥッラー・ヌーリー (MRM 中央評議会メン

⁹⁵ 監督者評議会の見解（2回目）を参照 “Nāzar-e Showrā-ye Negahbān (marhale-ye dovvom),” *Showrā-ye Negahbān*, 2 Mordād 1382/ 11 August 2003, doc.no. 82/30/3902.

バー)であり、2位は IIPF 中央評議会メンバーで大統領顧問でもあるサイード・ハッジャーリヤーン⁹⁶であった (Siavoshi 1999: 325)。この結果から、テヘラン選挙区では、改革派が伝統保守派よりも優勢であると判断できる。

しかし、先述の全国の趨勢で見た 1999 年 7 月の改革派紙「サラーム」発禁を受けての学生デモの発生によって、テヘラン選挙区において、改革派が全 30 議席を獲得できるかが不透明な状況になったと考えられる。

次に、2004 年第 7 期国会選挙前のテヘラン選挙区の趨勢を確認する。結論から述べると、形勢は一転していた。2003 年 3 月の第 2 期地方評議会選挙において、テヘラン市議会の全 15 議席を、伝統保守派と原理派の連合が独占したのである。投票率が 29 パーセントと低かったことから、少なくとも、投票率が低い場合、伝統保守派と原理派が優勢であることは分かる⁹⁷。しかし、残り 70 パーセントのテヘラン市民の選好を把握することができないため、監視部門を担う伝統保守派の目から見ると、確実に伝統保守派が国会選挙で 30 議席を獲得できるほど優勢かは分からない、と言える。

(1) 実施部門：公正な審査

第 6 期国会選挙のテヘラン選挙区で、実施委員長を務めたのは、アーヤットッラー・アズラミー (Ayat Allah Azami) テヘラン郡長 (farmandār) である。アズラミーは政党無所属の非聖職者であり、前職も内務省官僚であるという経歴しかないため、特定の党派に所属しているわけではないと判断できる。このように、責任者の党派は曖昧であるが、選挙区の評議員を構成するテヘランの教育委員会メンバーは、改革派系の教師組合「イスラーム教師協会

⁹⁶ “Dar 3 Dowre-ye Gozashte Shahr-e Tehran Har Namanyande Che Tedad va Chand Darsad Rai Avard?,” *Khabaronline*, 19 Khordad 1392/ 9 June 2013. <https://www.khabaronline.ir/photo/297530/> (2021 年 7 月 19 日閲覧)

⁹⁷ 最多票を獲得したのは、対イラク戦争の殉教者の中で英雄の一人とされる国防相モスタファー・チャムラーンの兄弟メフディー・チャムラーンである。だが、チャムラーンは党派性で当選したのか、個人的な知名度 (兄弟の名前がテヘランの主要高速道路に名付けられている) で当選したのか定かではない。 “Viografi va Savabeq-e Mostafa Chamran,” *‘Aṣṣr-e Shahrvand*, 4 Tir 1400/25 June 2021. <https://asrshahrvand.com/%D9%85%D9%87%D8%AF%DB%8C-%DA%86%D9%85%D8%B1%D8%A7%D9%86-%D8%A8%DB%8C%D9%88%DA%AF%D8%B1%D8%A7%D9%81%DB%8C-%D9%87%D9%85%D8%B3%D8%B1-%D9%85%D8%B3%D8%A6%D9%88%D9%84%DB%8C%D8%AA-%D9%81%D8%B1%D8%B2%D9%86/280037/> (2021 年 7 月 19 日閲覧)

(Anjoman-e Eslāmī-ye Mo‘allemīn)」に所属していたことから⁹⁸、実施委員会は改革派と解することができる。

第6期国会選挙の立候補登録は、1999年12月11日から1週間の日程で行われた。テヘラン選挙区では、前回までの国会選挙で、左派と称されていた政党MRM、KS、LH、IRMOなどは、新設されたIIPFとともに、「ホルダード月2日戦線」という名の18の政党の改革連合を結成し、立候補者を擁立した。それに対して、伝統保守派JRMやICPは、原理派の革命防衛隊やバスィージ出身者とともに保守派連合を形成し、候補者を擁立した。

1999年12月29日、テヘラン選挙区の実施委員会が一次審査結果を公表した。伝統保守派と原理派の擁立候補は全員承認された。改革派の候補に関しては、前回第5期国会選挙では、イスラームの信仰と実践の欠如、イスラーム共和制やイスラーム法学者の統治に対する忠誠心の欠如を理由に失格にされていたMRM、KS、LH、IRMO、およびハータミーの弟を党首とするIIPFのメンバーの資格をほぼ全て承認した。具体的な例を挙げると、1999年7月の学生でもの発端となった「サラーム」紙発禁に関与する「サラーム」編集長でMRMの聖職者ムーサビー・ホイニハー (Seyyed Mūsavī Kho‘inihā) ⁹⁹、第5期中間選挙では失格になった（それを受けて先に述べた学生団体OSUと治安部隊の衝突が発生）IRMO ナバヴィーやアールミンの立候補登録が承認された¹⁰⁰。

もっとも、失格者も一部存在したが、その理由は政治的なものではなく、登録フォームと戸籍登録局の個人情報の不一致や学歴要件を満たさないなど¹⁰¹、書類の不備や手続き上の問題であった。

理論との関係で注目に値するのは、FMI党首エブラーヒーム・ヤズディー (Ebrāhīm Yazdī) を含む8人のFMI政党员の立候補承認である。FMIは、1988年の第3期国会選挙以降、当時の最高指導者ホメイニーが「反体制勢力」とみなしたことで、選挙参加が禁止されていた (Dārābī 1397: 440)。FMIは、三権を含む全ての政府関係者にイスラーム共和制やイスラーム法学者の統治に対して忠誠を誓うことを義務付ける憲法に公然と反対する立場をとる (Dārābī 1387: 443)。このような、体制の宗教指導者が反体制勢力と見なす立候補者も、改革派の実施委員会が立候補登録を承認したことは、本稿の理論部で述べた通り、改革派には、原理派や伝統保守派とは違い、そうした候補者を選挙から排除する利点がないことを示す。

⁹⁸ *Sharq*, 14 Tir 1385/ 5 July 2006, p.4.

⁹⁹ “Interior Minister Announces Measures to Deal with University Incidents,” *IRNA*, July 12, 1999.

¹⁰⁰ *Jāme‘e*, 12 Esfand 1376/ 3 March 1998, p.2.

¹⁰¹ *‘Aṣṣ-r-e Āzādegān*, 8 Dey 1378/ 29 December 1999, p.3.

次に、第7期国会選挙の立候補審査をめぐる実施委員会の一次審査について考察する。テヘラン州において、第7期国会の実施委員会の責任者となったのは、テヘラン州政務担当副州知事エブラーヒム・レザーイー・バーバーディー（Ebrahim Rezai Babadi）の¹⁰²である。レザーイーバーバーディー自身は、明確な政治的立場を表明する発言が少ないが、後にケルマンシャー知事に任命された時、ケルマンシャー州の改革派政党が連名で歓迎の意を表明する声明を発表していた¹⁰³ことから、彼の政治信条は改革派に近いと考えられる。

第7期国会選挙の立候補登録は、2003年12月13日から1週間の日程で行われた。テヘラン選挙区において、改革派は前回と同様の連帯を形成した。他方、伝統保守派と原理派が「イラン・イスラーム開発者連合（E'telāf-e Ābādgarān-e Īrān-e Eslāmī）」という名の連帯を形成した。なお、伝統保守派と原理派に関しては、連帯を形成したところまでは前回の国会選挙と同じであったが、擁立した候補が全く異なっていた。30人中、6人は2回目の推薦、24人は新人を擁立した¹⁰⁴。

2004年1月3日、テヘラン選挙区の一次審査の結果が発表された。選挙実施委員会は、伝統保守派と原理派の候補はほぼ全員の資格を承認した（Ehteshami and Zweiri 2007:38）。一方で、テヘラン選挙区の実施委員会は、FMIの政黨員を書類の不備を理由に失格にした¹⁰⁵。また、MRMの現職候補ホイニハーを裁判所による「反体制活動などの」有罪判決を理由に失格にした¹⁰⁶。しかし、その他の改革派候補については概ね承認した。このような実施委員会の行動は、前回6期国会選挙に比べると、公正さが損なわれたように見えるが、失格者を最小限にとどめた点で、公正な選挙を実施しようとする姿勢は変わらないと考えられる。

(2) 監視部門：公正な審査の部分的な妨害

以上、第6期、第7期国会選挙の立候補者登録のプロセスにおいて、改革派の実施部門が

¹⁰² “Mas‘ūlān-e Komīte-hā-ye ‘Azā-ye Setād-e Entekhābāt-e Ostān-e Tehrān Manšūb Shodand,” *ISNA*, 4 Ābān 1382/ 26 October 2003, <https://www.isna.ir/news/8208-01263/> (2021年7月22日閲覧)

¹⁰³ ケルマンシャー州イスラマバードの地元紙に掲載されたKSやLHなどの改革派政党のケルマンシャー支部を含む12政党が連盟で発表した声明を参照 “Bayānī-ye Ahezāb-e Eslāhhtalāb-e Ostān-e Kermānsha dar Khoṣūṣ-e Mo‘refī Ostāndār-e Jadīd-e Kermānsha,” *Andīshe-ye Islām Ābād-e Gharb*, 4 Azar 1392/ 25 November 2013, <http://andisheheslamabad.blogfa.com/post/1327> (2021年7月21日閲覧)

¹⁰⁴ “Two Members of Militant Clergy Association Go On ‘Abadgaran’ Election List,” *ISNA*, 4 February 2004.

¹⁰⁵ 改革派系日刊紙「エンテハーブ」を参照 *Entekhāb*, 11 Dey 1382/ 1 January 2004, p.2.

¹⁰⁶ “More than 150 Majlis Deputies Are Expected to Fail Vetting Hurdle,” *ILNA*, January 2, 2004.

公正な選挙を実施するための努力を払っていることを明らかにした。しかし、EMBsの二元構造が作用していれば、伝統保守派が独占する監視部門の介入によって、中程度の不正まで揺り戻されることが想定される。この点について、事実を確認していきたい。

まず、第6期国会について検討する。2000年1月9日、監督委員会による二次審査、2000年2月9日、監督者評議会による最終審査の結果がそれぞれ公表された。この中で、テヘラン選挙区では、先述した IRMO や MRM の立候補者の登録が承認された。しかし、FMI 政党员は全員失格になった¹⁰⁷。こうした監視部門による審査結果は、伝統保守派は反体制勢力の当選を妨害するために不正を働く利点がある、という理論に合致するものである。そうした不正が発生する一方で、有力な改革派候補の立候補登録は承認されていることから、不正度合いは中程度にとどまったと判断できる。

次に、第7期国会である。2004年1月10日、テヘラン選挙区の監督委員会が発表した二次審査の結果では、一次審査を通過した改革派候補が大幅に失格にされていた。テヘランでは、IIPF 党首（現職副議長）モハンマドレザー・ハータミー（Moḥammad-Rezā Khātāmī）をはじめ IIPF や IRMO の政党员が全員失格になった。理由は、イスラーム共和制に関する誤った噂の流布、反体制活動、違法政党との関係、イスラーム共和制に対する忠誠心の欠如、憲法およびイスラーム法学者の統治への不従順（全て国会選挙法第28条、30条に該当）であった¹⁰⁸。

もっとも、テヘラン選挙区では、全ての改革派候補が失格になったわけではなかった。現職（国会議長）キャッルービー、現職アリーアクバル・モフタシャミープール（‘Alī-Akbar Moḥtashamīpūr）、マジード・アンサーリー（Majīd Ansārī）、マフムード・ドアーイー（Maḥmūd Doa’ī）など MRM の聖職者の立候補登録は承認された。また、労働者組合を主体とする改革派政党 LH からアリーレザー・マフジューブ（‘Alī-Rezā Mahjūb）の登録も承認した。

これらのケースから、テヘラン選挙区では、監督者評議会による実施部門による公正な選挙実施の妨害が発生し、中程度の不正まで戻された、という仮説が作用していることが分かる。

¹⁰⁷ “Opposition Leader Dr. Yazdi Disqualified for Lack of University Degree,” *‘Asr-e Azadegan*, 3 February 2000.

¹⁰⁸ *Hamshahrī*, 28 Dey 1382/ 18 January 2004, p.3.

2-3. メディア活動

本節では、メディア活動について、EMBs 二元構造が不正度合いの調整に与える影響を検討する。ここでは、全選挙区のメディア活動に影響を及ぼす、イスラーム文化指導省と司法府のメディア検閲の動向を検証する。公正な選挙とは、選挙活動中、全ての党派の出版物の発行が許可されることを指す。過度な不正とは、改革派の出版物が選挙活動中に発行を許可されないことを示す。中程度の不正とは、それらの間、つまり改革派の出版物は、伝統保守派や原理派に比べると選挙活動中に制限されるが、改革派候補がメディア活動をする余地がある状態を示す。

なお、第1章でも述べたが、本来メディア活動の分析対象は、選挙期間中である。しかし、イランの場合、そもそも選挙期間前、つまり投票日の8日前までに、既に改革派メディアが検閲を受けている可能性もある。そのような場合、選挙期間だけを分析しても、不正度合いが決まるメカニズムを明らかにできない。従って、選挙期間の前から、改革派メディアに対する検閲の動向を把握することで、選挙期間中にどの程度メディア活動の公正さが保たれていたのかを検討する。

(1) 実施部門：公正な選挙報道

2000 年第 6 期国会の選挙前、イスラーム文化指導相を務めていたのは、モハージェラーニーであった。モハージェラーニーは、KS 創設メンバーであることから改革派と判断できる。

モハージェラーニー率いる改革派のイスラーム文化指導省は、改革派政権の発足の 1 年目、新たに 779 の出版物に発行許可を与えた (Tarock 2001:590)。重要なのは、単なる数の増加ではなく、その内容である。改革派政権の発足まで、宗教的な内容や体制の公式見解を報じるメディアが大多数を占めていた。それに対して、改革派政権期で発行許可が与えられたメディアは、伝統保守派や原理派政権期では許可されないような政治体制の腐敗を批判する内容が含まれていた。

例えば、IIPF 中央評議会のメンバーの一人ハミドレザー・ジャライプール (Hamid-Rezā Jalaīpūr) が編集する日刊紙「ジャーメエ」¹⁰⁹では、改革派の知識人が、イランや世界にお

¹⁰⁹ 改革派メディアの検閲を正統化する体制の見解については、大学における最高指導者名代事務局の機関誌「ポルセマーン」を参照。“Ta‘fīlī Rūznāme-hā-ye Zanjīreh dar Dowlat-e Eṣlāḥāt,” *Porsemān*, 7 Ordibehesht 1392/ 27 April 2013,

る社会運動や人権問題などの動向、さらに政治思想や選挙のあり方に関する長い論考（約2ページ分の紙面）が掲載された。「ジャーメエ」は、前身とされる改革派雑誌「キヤーン」（編者アブドルキャリーム・ソルーシュ）よりも、一般国民に分かりやすい内容にしてハータミーの政治政策を市民社会に普及させた（Sadeghi-Boroujerdi 2019: 289）。また、IIPF サイード・ハッジジャーリヤーン（Said Hajjariyan）やモフセン・アールミンが編集する IRMO 政党機関誌「アスレ・マー」では、現代イラン政治に対する批判的な考察が数多く寄稿された（Sadeghi-Boroujerdi 2019: 290）。

このような改革派プレスがあることから、仮に新聞が選挙期間中も発行を許可されたのであれば、改革派候補にも、原理派と伝統保守派の候補と同様に、有権者に政治信条を伝えるメディアにアクセスすることができた、という観点で公正なメディア活動がなされたと判断できる。

続いて、2004 年第 7 期国会選挙のメディア活動に対する、改革派の選挙実施部門の影響を検討する。2001 年に再選したハータミーが、モハーージェラーニーの後任に指名したイスラーム文化指導相は、同省次官アフマド・マスジェドジャーメイ（Ahmad Masjed-Jāme'i）であった。マスジェドジャーメイは、大統領ハータミーが、イスラーム文化指導相を務めていた時代（1980—1991 年）から同省予算・企画担当次官を担っていた経歴から、報道の自由を志向するハータミーの改革運動の同志である¹¹⁰。従って、メディア活動を担う実施部門には改革派の人物が起用されたことが分かる。

マスジェドジャーメイも、前任モハーージェラーニーに引き続き、改革派メディアに発行許可を与えた。中でも、2004 年第 7 期国会選挙前に、改革派候補のメディア活動に寄与する新聞として重要なのは、IIPF 機関誌「ヤーセ・ノウ」（2003 年 3 月発行）、および KS 政党员マフムード・アトリヤーンファルが編集委員の一人である日刊紙「シャルグ」（2003 年 8 月発行）である。これら二紙は、2000 年 4 月制定の改正報道法の下、発禁にされてきた新聞と同様に、体制の腐敗を批判する改革派政党员や知識人の見解を掲載した。

さらに、選挙期間中、改革派の実施部門が原理派による過度な不正を阻んだと見られる事

<https://www.porseman.com/article/%D8%AA%D8%B9%D8%B7%D9%8A%D9%84%D9%8A-%D8%B1%D9%88%D8%B2%D9%86%D8%A7%D9%85%D9%87-%D9%87%D8%A7%D9%8A-%D8%B2%D9%86%D8%AC%D9%8A%D8%B1%D9%87-%D8%A7%D9%8A-%D8%AF%D8%B1-%D8%AF%D9%88%D9%84%D8%AA-%D8%A7%D8%B5%D9%84%D8%A7%D8%AD%D8%A7%D8%AA/21235>（2021 年 5 月 29 日閲覧）

¹¹⁰ “Zendegī Nāme-ye Masjed Jāme'i Vazīr-e Pīshnahādī barā-ye Vezārat-e Farhang va Ershād-e Eslāmī,” *IRNA*, 14 Dey 1379/ 3 January 2001, <https://www.irna.ir/news/5655664/>（2021 年 5 月 27 日閲覧）。

例も確認できる。2004 年の選挙前、原理派の法律家でありながらテヘラン高等検察庁検事長に就任していたサイド・モルタザヴィー (Sa'īd Mortazavī) が、「ヤーセ・ノウ」と「シャルグ」を含む 7 紙（全て改革派政治活動家が編集）¹¹¹が、選挙活動開始前に特定の候補者の声明を掲載する選挙法違反を犯したという理由で、イスラーム文化指導省に発禁を求めた。確かに、国会選挙法に基づくモルタザヴィーの指摘は正しい。しかし問題は、モルタザヴィーが提案した発禁対象の新聞が全て改革派であり、伝統保守派や原理派のメディアは立候補者の政治信条や選挙報道を行っても許可された点にある。

イスラーム文化指導省は、選挙活動に限っては、法違反を判断するのは内務省のみであると反論し、発禁を拒否した¹¹²。これは、改革派が選挙を運営する場合、メディア活動の公正さが保たれる、という仮説が正しいことを示している。

(2) 監視部門：公正な報道の部分的な妨害

以上、改革派のイスラーム文化指導省の働きによって、改革派候補にも、伝統保守派や原理派候補と同様に（最高指導者府が直轄するテレビやラジオは除く）、選挙期間中にメディア活動をするための刊行物の発行が許可される可能性があることを見てきた。しかし、EMBs の二元構造が作用していれば、監視部門が、選挙前に改革派メディアを検閲し、中程度の不正に戻すと予想される。事実はどうであったのであろうか。以下、確認する。

まず、2000 年第 6 期国会選挙の監視部門の活動である。ハータミー政権主導の改革派プレスの興隆は、すぐに原理派と伝統保守派の反発に遭うことになる。原理派と伝統保守派の聖職者は、リベラルな内容の改革派メディアのイラン社会での普及を受けて、イスラーム、体制、イスラーム法学者の統治論からイラン国民が離れてしまうのではないかという危機感を覚えるようになった (Ostovar 2016: 154)。

そのため、司法府は改革派メディアや、その発行許可を持つ改革派政治家、知識人、ジャーナリストに対する弾圧を一層強化した。例えば、1998 年 6 月プレス法廷はイスラーム共和制を冒瀆する記事を掲載したという理由で IIPF の政党機関誌「ジャーメエ」¹¹³、1999 年

¹¹¹ その新聞とは、「ヤーセ・ノウ」、「シャルグ」、「ナスィーメ・サバー」、「ハムバステギー」、「トーセエ・エッテマード」、「アフターベ・ヤズド」、「マルドムサラリー」である。

“Deputy Minister Says Dailies in Election Dispute Did Their Job,” *IRNA*, 3 February 2004.

¹¹² *IRNA*, 3 February 2004.

¹¹³ “Emtiyāz-e Rūznāme Jame‘e Laghv Shod,” *IRNA*, 20 Khordād 1377/ 10 June 1998, <https://www.irna.ir/news/5715157/> (2021 年 5 月 29 日閲覧)。

7月にはMRMの政党機関誌「サラーム」を発禁にした。1999年には、改革派の宗教知識人モフセン・キャディーヴァルがハータミー政権の副大統領ヌーリーが出版する「ホルダード」紙に、王政とイスラーム共和制の共通点を述べた記事を寄稿したことで、キャディーヴァルは聖職者のための特別法廷によって逮捕された（Mir-Hosseini and Tapper 2006: 36）。また、ヌーリーも1999年10月聖職者のための特別法廷から有罪判決を受け、5年間の禁固刑に処され、「ホルダード」も発禁となった（Ostovar 2016: 155-156）。

このように、2000年第6期国会選挙前、改革派の候補者が選挙期間中に使用できるメディアが、司法府によって相次いで発禁とされた。しかし、司法府は、改革派の候補のメディア活動の機会を完全に奪ったわけではなかった。例えば、1999年7月に発禁処分を受けたMRM機関誌「サラーム」に代わり、同11月からMRM幹部モフタシャミープールが編集する「バヤーン」（Shādlū 1395: 321）に、イスラーム文化指導省が発行許可を与えた。司法府は、2000年国会選挙の選挙活動期間中、バヤーンの出版を許可した¹¹⁴。また、1998年6月に発禁になったIIPF機関誌「ジャーメエ」に代わり、新たに「モシャーレキヤト」や「アスレ・アーザーデガーン」など、IIPF政党员が編集する新聞の発行が選挙期間中に許可された。

このような選挙期間中の動向は、改革派が、伝統保守派JRMの機関誌「レサーラト」、伝統保守派の最高指導者府が運営する（論調は原理派寄りの）「ケイハーン」と同様に、有権者に候補者の宣伝ができるメディアを確保できていたことを意味する。

ただし、改革派候補が掲載できる内容には制限があった。実際、第1回投票の選挙活動中は発行が許可された先述のメディアは、全て第2回投票の選挙活動中に発禁になった。具体的には、2000年4月18日、伝統保守派多数の第5期国会が提案した改正報道法が監督者評議会に承認され、成立した（Mir-Hosseini and Tapper 2006: 31）。その後、4月末までに、体制と宗教を冒涇する報道をしたなどの理由で¹¹⁵、IIPF機関誌「モシャーレキヤト」を含む少なくとも20の改革派新聞が発禁になった¹¹⁶。つまり、第2回投票に残った約50議席分の新聞を介した選挙活動の機会を改革派はほとんど失ったのである。

続いて、第7期国会選挙における監視部門の考察に入る。先述したイスラーム文化指導省の働きもあり、「ヤーセ・ノウ」、「シャルグ」とともに選挙期間中も発行を許可された。もっ

¹¹⁴ BBC Monitoring World Media. “Bayan Newspaper Set to Replace Banned Salam,” 18 November 1999. Translation of report from *Iran*, November 16, 1999.

¹¹⁵ *Porsemān*, 27 April 2013.

¹¹⁶ “Two More Reformist Papers Suspended for Violating Press Law,” *IRNA*, April 27, 2000.

とも、これらの新聞は、改革派の候補者リストや公約の掲載など、伝統保守派や原理派メディアと同様の選挙活動を行ったわけではない。なぜなら、改革派候補が、監視部門、具体的には監督者評議会による選挙不正を理由に、選挙ボイコットをしたためである。その代わり、改革派の新聞は、監督者評議会による選挙不正に抗議し、登庁ボイコット、座り込み抗議を続ける現職議員の声明、それに同調する地方行政区の首長、学生集会などの様子や声明を報じた¹¹⁷。

もはやメディア活動とは言い難いが、選挙に参加するかどうか、という選択肢を有権者に与える意味では、改革派、伝統保守派と原理派の連帯に、比較的同じメディア活動の機会が与えられたと見ることができる。つまり、改革派の新聞はボイコットを呼びかけたのに対し、伝統保守派と原理派の新聞は選挙が不正ではないことを強調し、選挙参加を呼びかけた。

ただし、「ヤーセ・ノウ」と「シャルグ」は、投票日前日の2月19日、司法府によって検閲された¹¹⁸。そして第2回投票が行われる2004年5月中にも、発禁が解除されなかったことから、改革派候補は、第2回投票で争われた57議席に関して¹¹⁹、伝統保守派と原理派と同様のメディアにアクセスする機会を失った。このように、第7期国会選挙においても、実施部門が比較的公正なメディア活動のために努力したのに対し、監視部門の妨害に遭い、中程度の不正が発生したのであった。

2-4. 選挙資金活動

選挙資金活動については、第6期、第7期国会選挙ともに、EMBsの二元構造が、公正から中程度の不正へ、というメカニズムに作用したことを示す資料を取得することができな

¹¹⁷ 次の間の日付の「シャルグ」や「ヤーセ・ノウ」を参照。Sharq, *Yās-e now*, 21 Dey 1382/ 11 January 2004 - 20 Bahman 1382/ 9 February 2004.

¹¹⁸ 発禁の理由は、2月18日付の紙面で「ヤーセ・ノウ」と「シャルグ」が、辞任表明した125人の改革派議員が連名でハーメネー最高指導者に宛てた抗議文書を掲載したためである。改革派議員は、公正で競争的な選挙を実施できないという理由から最高指導者に投票日の延期を要請していた。しかし、ハーメネー最高指導者は、改革派の現職議員らが「敵」（反体制勢力の意）の陰謀の協力者であるとして、投票日延期（選挙プロセスの公正さの見直し）要請を退けた。こうした経緯を踏まえて抗議文書では、第7期国会は有権者ではなく監督者評議会に選ばれた議会であり、民意を無視した王政下の国会と同じであるという非難が記されていた。

Yās-e now, 29 Bahman 1378/ 18 February 2004, p.3.

¹¹⁹ “Natayej-e Dour-ye Dovvom-e Entekhābāt-e Majles-e Iran E‘lām shod,” *BBC Persian*, May 8, 2004, https://www.bbc.com/persian/iran/story/2004/05/040508_he-iranelections (2021年5月27日閲覧)。

かった。

もちろん、選挙資金活動に関する不正はいくつか報告されている。例えば、第7期国会選挙の選挙期間中、ダマーヴァンド州のダマーヴァンドとフィルズク選挙区では、シェナースナーメ（投票に必要な身分証明書）の売買が発生した。また、クルディスタン州のマリーヴァーンとサルアーバード選挙区では、立候補者がオブザーバーに土地の権利を譲渡するという不正行為が、第6期国会の調査委員会によって報告されている¹²⁰。しかし、その詳細、つまり誰が不正を犯したのは、どの程度の不正であったのかは国会の報告書では明らかにされていない。

資料が不足する理由として、第6期、第7期国会では、原理派と伝統保守派が連帯を組んで立候補者を擁立したように、本研究の理論上、最も選挙不正を働くと予想される原理派が単独で行動しなかった点にあると思われる。つまり、この時期、選挙の運営側ではなく、立候補者として選挙に参加した原理派は、伝統保守派と行動していたために、改革派議員が調査を担った報告書に特筆されるほどの不正が発生しなかったのではないかと考えられる。

2-5. 開票・結果公表

本節では、開票・結果公表における不正度合いが決まるメカニズムを考察する。「公正な選挙」とは、全ての党派の落選候補からの不服に対して、選挙の運営側（実施、監視）が応答することを指す。「過度な不正」とは、選挙の運営側が、原理派と伝統保守派の不服のみに対応し、改革派候補の当選結果を取消することを意味する。改革派候補の結果が取消されたが、それが一部の候補（議席）にとどまる場合、「中程度の不正」と判断する。

改革派政権期に想定されるメカニズムは、次のようになる。実施委員会や内務省の中央検査委員会が、党派を問わず不服を受理し、監督者評議会に再開票を要請する。しかし、監督者評議会が、原理派と伝統保守派候補の不服のみに対応して、改革派候補の当選を一部取り消す。

なお、ここでは、第6期国会選挙のテヘラン選挙区を取り上げる。第7期国会選挙においても、当然、開票・結果公表で不正が発生した。改革派多数の第6期国会では、2004年4月4日、モハammadレザー・アリーホセイニーを委員長とし、他9人の議員からなる第7期国

¹²⁰ “Rūznāme-ye Rasmī-e Mashrūh-e Mozākerāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 「イラン国会議事録」 6th Legislature. 432nd Session on 5 Khordād 1383/ 25 May 2004., p.11.

会選挙の調査委員会が設置され、2004 年 5 月 25 日の公開セッションで読み上げられた¹²¹。しかし、報告書を見る限り、各選挙区の実施委員会によって公正な処理がなされ、それが監督者評議会などの監視部門に妨害された、という事実は確認できなかった。

第 7 期国会選挙では本研究の仮説が作用しない。その理由は、各選挙区の実施委員会のメンバーの選出過程において、監視部門によって恣意的な操作がなされたためだと考えられる。第 7 期国会選挙では、207 選挙区で、各選挙区の首長が指名した全 29,751 人の評議員のうち、約 1 万人が監督委員会によって失格にされた¹²²。失格理由は公表されていないが、選挙スタッフの資格条件に、立候補者と同様、体制やイスラームへの忠誠などが含まれていることから、改革派に近い人物が選挙スタッフとなることが妨害されたものと見られる。このように、第 7 期国会選挙の実施部門は、中央レベルでは改革派が担うことができた一方で、選挙区レベルでは改革派スタッフの登用が実現しなかったのである。

(1) 実施部門：公正な開票・結果公表

2000 年 2 月 18 日、第 6 期国会選挙の第 1 回投票が行われた。内務省の選挙実施本部によってテヘラン選挙区の集計結果が公表されたのは、投票日から 1 週間後の 2 月 25 日であった。内務省による開票結果では、テヘラン選挙区の 3,111 箇所の投票所の総計 2,931,113 票を集計したところ、同選挙区に割当てられた 30 議席に対して、改革派の推薦候補 30 人が当選に必要な最低得票数（総数の 25 パーセント）を獲得したと伝えられた¹²³。

その後、2 日間の日程で、候補者からの不服申し立て期間が設けられ、2 月 27 日までに、内務省には当選ライン前後の 29 から 33 位と公表された候補者からの不服申し立てが届いた。具体的には、改革派候補エリアース・ハズラティー（Elias Hazrati）、アリー・アクバル・ラハマーニー（‘Alī-Akbar Rahmānī）、モフタシャミープール（MRM）、伝統保守派の元大統領ラフサンジャーニー、伝統保守派と原理派の連合の筆頭候補ゴッラムアリー・ハッダードアーデル（Gholam-‘Alī Ḥaddād-Ādel）である¹²⁴。テヘラン選挙区の実施委員会が内務省の検査中央委員会に不服を提出し、内務省は全ての候補の不服に応じるため、監督者評議会に再

¹²¹ “Rūznāme-ye Rasmī-e Mashrūh-e Mozākerāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 25 May 2004, pp.6-12.

¹²² “Rūznāme-ye Rasmī-e Mashrūh-e Mozākerāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 25 May 2004, p.8.

¹²³ “Iranian TV Reports Final Majlis Election Results for Tehran,” *Vision of the Islamic Republic of Iran* (VIRI), 25 February 2000.

¹²⁴ “Election HQ Head Says Average Turnout 70 per cent, Some Votes to be Recounted,” *IRNA*, February 27, 2000.

開票を要請した¹²⁵。

監督者評議会は、3月2日、内務省に対して、大テヘラン選挙区の投票箱の3分の1にあたる約1,000箱の再開票を命じた。実施委員会と監視委員会による再開票・集計が始まった。3月8日までに527箱の再開票が終了し、中央監督委員会が順位に変動がないことを理由に再開票の打ち切りを内務省に指示した¹²⁶。3月11日、内務省の中央検査委員長が、527箱の集計結果と修正事項をまとめた報告書を監督者評議会に提出した¹²⁷。監督者評議会は、内務省の報告書を受けてテヘラン30議席の順位に変動がないことを承認した (Mohtashamīpūr 1379: 171)。

ここで、内務省において不服処理の担当者の党派について述べておく。まず、選挙実施本部長のモスタファー・タージザーデ (Mostafā Tājizāde) 政務担当内務次官 (1997-2000) は、IRMO と IIPF のメンバーである (Shamsi and Salīmī-Banī 1394: 66) ことから、改革派であることは明白である。内務省の中央検査委員長は、プールファスール・アリーモハッガル (Pūrfasūr ‘Alī Moḥaqqar) 法律・国会担当内務次官が担った。都市開発の専門家であるアリーモハッガルは、左派系の議員が多数を占める第3期国会選挙において地元選挙区で初当選した¹²⁸。中央検査委員長アリーモハッガルは、専門家気質な人物であり、政治信条は中立と考えられるため、不服処理に関しては、どの党派にも偏らない公正な判断ができると思われる。

(2) 監視部門：公正な開票の妨害・結果の部分的な改ざん

以上、第6期国会選挙のテヘラン選挙区の不服処理から結果公表まで、実施委員会における活動では、全ての党派の不服が審査され、さらに再開票の内容も日刊紙で有権者に報告さ

¹²⁵ “Recount for Three Majlis Candidates, Including Ex-President Rafsanjani,” *IRNA*, April 2, 2000.

¹²⁶ *Eṭṭelā‘āt*, 8 May 2000, P.4.

¹²⁷ 実施委員会の報告によると、再開票中に次のような修正がなされた。投票所 A の記録表には、立候補者5名の得票数が順に121、37、16、14、58と記入されていたが、再開票の結果221、370、160、147、158であり、記入ミスが修正された。詳細な再開票の内容は、セイエドモハンマドレザー・アーヤトッラヒー (Seyyed Moḥammad-Rezā Ayatollahi) テヘラン州知事から監督者評議会に宛てた報告書のコピーが掲載された日刊紙「エッテラーアート」を参照 *Eṭṭelā‘āt*, 19 Ordibehesht 1379/ 8 May 2000, P.4.

¹²⁸ アリーモハッガルの経歴は、「テヘランとアルボルズに住む北ホラーサーン協会 (Anjoman-e Khorāsān Shomālī Moqīm dar Tehrān va Alborz)」のホームページを参照 https://nkngo.ir/dr_mohaghar/ (2021年7月21日閲覧)

れる、という比較的公正な運営がなされた。

だが、テヘラン選挙区の結果公表はこれでは終わらなかった。イラン歴の正月（3 月 21 日）休暇が明けた 2000 年 4 月、監督者評議会ジャンナティー書記が、実施委員会が再開票プロセスを操作したという理由で¹²⁹、追加で 500 箱を再開票するよう急遽命じた（Mohtashamīpūr 1379: 198）。2 度目の再開票の結果、監督者評議会は不正投票を理由に大テヘラン選挙区の約 72 万票を無効にした。それによって、1 回目の再開票の結果、34 位落選とされていた伝統保守派と原理派の連合の筆頭候補ハッダード・アーデルが 28 位当選、その代わり改革派候補アリーレザー・ラジャーイーが落選、という順位変動が生じた¹³⁰。

このような監督者評議会による結果公表への介入を、不正と見る根拠は少なくとも二つある。第一に、内務省は、もともと公正な開票を行うために、テヘラン選挙区の開票は、手動ではなく、機械開票を使うことを試みていた事実がある。テヘラン選挙区では、立候補者約 900 人の中から¹³¹、有権者が最大 30 人の名前を手書きで記入して投票する。そのため、選挙スタッフが投票用紙と立候補者リストを照らし合わせて手動で開票する際、ミスが生じやすい¹³²。この問題に対処するため、内務省は、テヘラン選挙区に限り、光学式マーク読み取り（Optical Mark Reading、OMR）を用いた機械開票の採用を監督者評議会に提案し、一時は同意を得ていた。実際、第 6 期国会選挙前、内務省はカードリーダーを準備し¹³³、日刊紙「エッテラーアート」で有権者に新しい投票用紙の記入方法を周知した（図 1）。

図 1、OMR を用いた大テヘラン選挙区の特別投票用紙

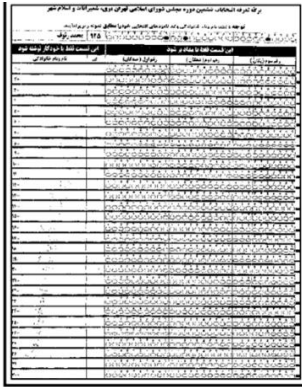
¹²⁹ 監督者評議会書記ジャンナティーは、2 度目の再開票の理由は改革派 KS が支持するラフサンジャーニー前大統領の票がゼロ票であった投票箱に再開票後に 1,022 票追加されていたため、実施委員会による不正開票が疑われるためだと主張した。“Guardians Council Says Vote Recount in Tehran to Continue,” *IRNA*, May 4, 2000.

¹³⁰ “Takhalofat va Taqalob-ha-ye Entekhābāt-e Majles-e Sheshomm: Shekayat-ke pas az 20 Sal residegi Nashod,” *Iranwire*, November 30, 2019, <https://iranwire.com/fa/election-1398/34585> (2021 年 4 月 16 日閲覧)。

¹³¹ *Ettelā‘āt*, 28 Āzar 1382/ 19 December 1999, p.3.

¹³² 大テヘラン選挙区選挙スタッフ経験者 T 氏、2019 年 11 月 6 日、テヘラン、筆者インタビュー。

¹³³ ムーサヴィーラーリー内務大臣は「テヘランには 3,111 箇所の投票所があり、全ての有権者が投票すれば 450 万枚の投票用紙を数えなければならない・・・第 6 期国会選挙では 200 台以上のカードリーダーを用意し 1 時間に 3,000~5,000 枚開票できるよう準備した」と述べている。“Harkat Milion-hā Īrānī be Samt-e Sandūq-hā-ye Rāy,” *IRNA*, 18 February 2000/ 29 Bahman 1378, <https://www.irna.ir/news/5703958/> (2021 年 3 月 19 日閲覧)



(注)「一番左の列に候補者の名前を記入、次の列に 3 桁の立候補者コードを記入、その次の 3 列に候補者コードの数字を順に黒鉛筆で塗りつぶす」という説明が、記入例とともに図の上部に記載されている。

(出所) *Ettelā'āt*, 25 Bahman 1378/ 14 February 2000, p.2.

このような光学式スキャン技術を用いた開票作業は、票の集計を正確にするための電子投票の方法の一つである¹³⁴。ゆえに、平等な開票・集計にあたり (Norris et. al.)、開票・集計プロセスが公正に実施される可能性を示唆するものである。

ところが、投票日の 3 日前、監督者評議会ジャンナティー書記は、ムーサヴィーラーリー内相に書簡を送り、「新しい投票方法は有権者に十分周知されていない。このまま選挙を行えば混乱が生じる。有権者は従来通り候補者の名前を記入し、投票所スタッフは手動で開票すべきである」と命じた¹³⁵。有権者への周知不足を口実にしているものの、この監督者評議会の行動は、正確さが向上する機械開票を拒んだ点で、正確な開票・集計を妨げたものと判断できる。

第二の根拠は、二回目の再開票に際し、監督者評議会書記ジャンナティーが、候補者氏名に「ラジャーイー」という苗字だけ記入されている場合、改革派候補のアリーレザー・ラジャーイーではなく、伝統保守派候補ラジャーイー・ホラサーニーとして数えるよう指示した点に認められる (Tajizadeh 1396)¹³⁶。アリーレザー・ラジャーイーは、リベラル系政党 FMI (政党员は立候補者登録で排除) に近いジャーナリストである。それに対して、ラジャーイー・ホラサーニーは、第 3、4 期の国会議員、ハーメネイー政権期 (1981—1989 年) の国連

¹³⁴ ACE, Electoral Knowledge Network, “Topic: Technology for Voting Operations,”

<https://aceproject.org/ace-en/topics/et/eth/eth01> (2021 年 4 月 11 日閲覧)

¹³⁵ *Ettelā'āt*, 28 Bahman 1378/ 17 February 2000, p.2.

¹³⁶ 選挙実施本部長であったタージザーデ政務担当内務次官が、NH 系亡命イラン人団体によって運営されるウェブサイト「ゼイトゥーン」に投稿した記事を参照 Moṣṭafā Tajzāde, “Cherā va Chegūneh Haddād-‘Ādel bar Jā-ye ‘Alīrezā Rajāi Neshast?” *Zeitūn*, 13 Shahrivar 1396/ 4 September 2017 <https://www.zeitoons.com/34528> (2021 年 3 月 19 日閲覧)。

大使であり、最高指導者ハーメネイーに近い人物である。このような監督者評議会の指示は、伝統保守派は反体制勢力の当選を妨害するために不正する利点がある、という本研究の理論を裏付けるものである。

このように、第6期国会選挙のテヘラン選挙区では、FMI 候補の当選結果が取消され、伝統保守派と原理派の連合候補が当選する、という不正が監督者評議会によってなされた。しかし、重要なのは、残りの29議席に関しては、改革派の当選が監督者評議会によって承認されたという点である。従って、不正度合いは中程度にとどめられていたと見ることができる。

最後に、最終結果が公表された後、このテヘラン選挙区での再開票をめぐる混乱の責任を、実施部門の担当者が負わされ、司法府によって罰せられた、というケースを確認する。これは、改革派が選挙の実施を担当している時、少しでも（故意か過失かを問わず）不正が疑われる事象が発生した場合、司法府によって罰せられる、という理論部で説明した不正の欠点を説明する作業である。

テヘラン選挙区の最終結果は、第6期国会の開催日程が迫った2000年5月20日に公表された。その際、監督者評議会は、約80万票の投票が無効になった理由は、内務省とテヘランの実施委員会が不正を働いたためだと主張した¹³⁷。この真偽はおいておき、重要なのは、この不正疑惑を基に、改革派の選挙実施担当者が、最高指導者の命を受けた¹³⁸司法府によって罰せられたという事実である。

テヘランの公務員法廷に召喚されたのは、実施部門の最高責任者にあたる選挙実施本部長タージザーデ政務担当内務次官、およびテヘラン選挙区の実施委員長アズラミー副テヘラン郡長であった。アズラミーの裁判の詳細は不明であるが、タージザーデに関しては、7

¹³⁷ 監督者評議会が公表した不正投票の内訳は、1) 監督委員会による投票箱の未施錠187箱、2) 投票箱の鍵の破損14箱、3) 投票用紙の紛失15箱、4) 当初と再開票の結果の差が10パーセント以上318箱などである。それによって1,362箱のうち534箱、2,931,113票のうち726,266票が無効になった。“Guardian Council Issues Statement on Tehran Elections,” *VIRI*, 20 May 2000.

¹³⁸ 2000年5月18日、監督者評議会ジャンナティー書記がハーメネイー最高指導者にテヘラン選挙区の最終判断を委ねた際、ハーメネイー最高指導者は、現状の結果を受け入れることともに、「司法および検察は不正行為を犯した者を特定し、裁判所は彼らに適切な罰則を科さねばならない」と書簡にて命じた。‘Alī Khamenei, “Pāsokh be Nāmeḥ-ye Āyatollāh Jannatī dar Khosūs-e Darkhāst-e Rāhnāmāi jahhat-e Halle Moshkelāt be Vojūd Āmdeḥ barā-ye Tā’yīd-e Natāyej-e Houzeh-ye Entekhābī-ye Tehrān,” 29 Ordibehesht 1370/ 18 May 2000, <https://farsi.khamenei.ir/message-content?id=11508> (2021年4月14日閲覧)

回の裁判が行われた結果、2001 年 3 月、6 年間の選挙の実施と監視プロセスへの関与禁止、1 年間の禁固刑、罰金、36 か月間の公職追放という内容の有罪判決が下された¹³⁹。このような司法府による公職追放という重い懲罰は、理論部で述べた改革派が選挙実施を担う際、選挙不正をする欠点を示す事実である。

第3節 小括

本章では、ハータミー政権期における国会選挙の運営を事例に、実施部門が改革派の場合、EMBs の二元構造が不正度合いの調整に与える影響を分析した。選挙資金管理を除く、4 つの選挙プロセスを検討したところ、改革派の実施部門の働きによって公正な選挙になる兆候が見られたが、伝統保守派の監視部門の介入によって中程度の不正まで揺り戻される、という仮説が作用する事象が確認された。さらに、改革派が公正な選挙を好む背景には、国会選挙で不正を犯す利点が欠点を上回るという事実が存在することも明らかにした。同様に、伝統保守派が中程度の不正を好む背景には、国会選挙の監視を担う際、不正を犯す利点と欠点がほぼ同じ程度存在することも事例分析で見えてきた。

最後に、EMBs の二元構造とは別に、中程度の不正に影響を与える可能性がある要因（資源不足、反対派の結束、欧米の圧力）の効果について考察を加える。まず、選挙不正を犯すだけの金銭的なリソース不足について検討する。ハータミー政権が発足した当時、「国際的な石油価格の下落に伴い、政権発足の前 1996 年には 19 億米ドルあったイランの石油収入が、1998 年には 10 億米ドルまで減少していた」（Maloney 2015: 272）。このことから、政権や体制の宗教指導者は、単に選挙不正をするための資源が不足していただけではないか、とも思われる。しかし、改革派政府に関しては、欧州諸国との外交関係の構築を図り、非石油収入の増加で石油収入の低下を補っていた。また、体制の宗教指導者、および当時は連合を組んでいた革命防衛隊出身者の政治家は、政府予算とは切り離された財源（革命防衛隊傘下の企業や宗教施設関連の財産）を持っているため、分配する力はあったと見られる。

次に、反対派の結束について検討する。1997 年の大統領選挙でハータミーが当選したのは、改革派が結束したからだと思われる。しかし、この結束は 2000 年第 6 期国会選挙の直前に綻びが生じた。本論でも何度か述べてきた 1999 年 7 月の学生デモである。この学生デモを主導した学生団体 OSU は、ハータミー政権の政府高官を務める IIPF や MRM とは一線

¹³⁹ “Sentenced Deputy Minister Insists Tehran Elections Were Sound,” *IRNA*, 4 March 2001.

を画していた。つまり、「ハータミー政権の政府高官は制度内での改革を目指していたのに対して、改革派の学生団体は制度内での交渉を諦め、インフォーマルな路上抗議運動が改革の方法だとする」(Revetti 2017: 15) 姿勢を取り始めていたのである。

2004 年の第 7 期国会選挙前、確かにハータミー大統領を支持する改革派政党が、行政府のみならず、国会や地方評議会で多数議席を占めていた。しかし、このような選挙で選ばれた政治・行政機構での権力の掌握は、改革派政治家の結束を促すものではなかった。選挙で選ばれる機関よりも、はるかに強力な権力を持つ最高指導者の任命機関による、改革派の行政機構の政策への妨害を受けて、改革派政党や政治活動家内部で分裂が生じたのである。具体的には、1999 年から既に制度内改革に幻滅していた学生団体 OSU に加えて、IIPF や IRMO の(非聖職者の)国会議員の一部も、制度内改革を諦め、路上抗議運動などインフォーマルな改革を求めるようになっていた。唯一、政府内と国会内の聖職者政党 MRM が、1997 年選挙から方針を変えず、既存の制度内で体制の聖職者との交渉を続ける姿勢をとったのであった (Kadivar 2013: 1081)。

このように、改革派の結束は、第 6 期、第 7 期国会選挙ともに、伝統保守派が恐れて不正を躊躇するほど、強力ではなかった。

続いて、欧米の民主化圧力について検討する。ハータミー政権は諸外国との貿易関係や海外投資の向上に力を入れていた。例えば、1999 年、イランは欧州連合 (EU) と「貿易協力協定 (Trade and Cooperation Agreement, TCA)」の締結に向けての交渉を開始した (Kaussler 2008: 271)。加えて、ハータミー政権は国際的な人権基準への対応にも積極的に取り組んでいた。例えば、拷問禁止条約や女子差別撤廃条約への加入を目指し、国連の諸機関との調整を始めていた (Kaussler 2008: 274-275)。それゆえに、ハータミー政権期は欧米の民主化圧力、つまり選挙不正をすれば貿易や投資が減少するコストが高まっていたために中程度の不正が発生したのではないか、とも考えられる。

しかし、この要因はイランの EMBs が改革派政権によって一元的に管理されていた場合、影響を与えたかもしれないが、選挙監視を伝統保守派が担っていたことに注意しなければならない。つまり、ハータミー政権期の外交とは対照的に、イラン国内では、伝統保守派が欧米からの海外投資の増加や国際人権条約への加入に消極的な立場をとっていた。実際、2004 年第 7 期国会選挙に際し、欧州評議会は「この選挙はイランに発言や表現の自由、恣意的な拘束という問題が存在することを露呈した。イラン政府 [ハータミー政権] に、体制改革を早急に取り組むことを求める」という趣旨の声明を発表している (Kaussler 2008: 288-

289)。その後、EU はイランに対して対話路線を放棄し、米国とともに経済制裁を含む強硬措置をとるようになった。従って、改革派政権期においても、イランが欧米からの貿易や投資の減少を恐れて、中程度の不正にしたというロジックは働いていない。

第3章 アフマディーネジャード政権期の国会選挙管理

本章の目的は、アフマディーネジャード政権期の第7期、第8期国会選挙管理を事例に、第1章で示した原理派政権期に EMBs の二元構造が中程度の不正に作用するメカニズムの妥当性を検証することである。具体的には、原理派の実施部門の影響を受けて一度過度な不正が発生しそうになるが、伝統保守派の監視部門の介入によって、中程度の不正に戻される、というメカニズムである。

このメカニズムを検証するために、第1節では、アフマディーネジャード政権期の国会選挙の背景を述べる。具体的には、選挙不正の利点と欠点を比較衡量する本研究の理論に従い、次の3点を確認する。①選挙の実施を担う原理派、監視を担う伝統保守派ともに、第8期、第9期国会選挙での多数議席の獲得が不確実である。②原理派政権は、経済的利権をめぐり国会と対立している。つまり、原理派には不正を行う利点がある。③原理派の支持層は、過度な不正が発生しても選挙に参加し、デモには参加しない。つまり、原理派にとって不正が発覚してもデメリットはない。それに対して、伝統保守派の支持層は、過度な不正が発生すると選挙ボイコットやデモに参加する。つまり、伝統保守派は不正が大きくなると困る。また、原理派が選挙を実施する場合、たとえ過度な不正が発生しても、実施委員会のメンバーが司法府に罰せられない。つまり、原理派にとっては不正を行うことが不利にならない。

第2節では、EMBs の二元構造が、過度な不正から中程度の不正へ、というメカニズムに作用するかを、5つの選挙プロセスにおいて検討する。その際、理論に沿って、実施部門については、選挙実施を担う主体は原理派であったのか、さらに原理派の実施部門は、反体制勢力あるいは改革派の当選を妨害し、原理派が議席を独占するような過度な不正を働く、あるいは立候補者の過度な不正を見逃す、という点について確認する。

監視部門の働きに関しては、実施部門の影響で過度な不正が発生すると、伝統保守派は、原理派の実施部門による過度な不正行為を一部妨害する、あるいは原理派の実施部門が見逃した不正を一部取締る、という仮説を検証する。

第3節では、本章の議論をまとめるとともに、中程度の不正に影響を及ぼすと考えられる

他の要因が作用していなかったことを検討する。

第1節 背景

1-1. 国会選挙前の形勢

アフマディーネジャード政権期に二度にわたり開催された国会選挙において、選挙実施を担う原理派、監視を担う伝統保守派の形勢は、どのような状態であったのだろうか。まず、2008年第8期国会選挙前について、2005年第9期大統領選挙の結果から考察する。2005年の大統領選挙は、革命後のイランで初めて1回目の投票で当選に必要な過半数を獲得した候補者が不在という接戦であった。6月17日に行われた第1回投票では、伝統保守派 JRM の元大統領ラフサンジャーニー（当時体制公益判別評議会議長）が 21.01 パーセント、原理派の元革命防衛隊アフマディーネジャード（当時テヘラン市長）が 19.48 パーセントを獲得し決戦投票に進むことになった（Gheissari and Nasr 2006: 154）。落選候補の筆頭は元国会議長で改革派 MRM 党首キャッルービーの 17.28 パーセントであった（落選後 MRM を脱退し、NTP を創設）。6月24日に開催された第2回投票の結果、アフマディーネジャードが 61.69 パーセントの得票率で初当選した。他方、伝統保守派ラフサンジャーニーは、得票率 35.93 パーセントであり、約 720 万票の差で大敗した。

このような 2005 年大統領選挙の結果は、改革派の候補者が不在の場合、原理派は伝統保守派よりも優勢であることを示唆する。一方で、三つの党派の候補が存在する場合、全国的に接戦になることが分かる。つまり、2008 年第 8 期国会選挙前、比較的公正な選挙が実施された場合、原理派が多数議席で勝利できるか不確定と言える。

次に 2012 年第 9 期国会選挙前の形勢を確認する。検討にあたり、2009 年第 10 期大統領選挙の結果を参照する。2009 年の大統領選挙では、原理派の現職アフマディーネジャードが 63.2 パーセントの得票率で再選された。落選候補の筆頭は、改革派推薦の元首相ムーサヴィーの 34.14 パーセントであった。他方、伝統保守派寄りの元革命防衛隊司令官モフセン・レザーイーは、全国でわずか 659,2816 票（1.7 パーセント）にとどまった¹⁴⁰。この結果だけを見ると 2012 年第 9 期国会選挙前、原理派が優勢なのに対して伝統保守派が劣勢と思われる。

しかし、この選挙は、後述するように改革派と伝統保守派の落選候補が現職候補による不

¹⁴⁰ 党派性は筆者が区分したが、投票結果は Ansari（2019: 356-357）を参照。

正を理由に結果を認めず、選挙不正に抗議する大規模な路上抗議運動を引き起こした。2009年の選挙がどれほど操作された結果であったかは研究者やイランの政治活動家の間でも見解が分かれている。だが一般に選挙不正に対する抗議デモは、僅差の結果が与党によって覆されたと野党候補および野党候補に票を投じた有権者が認識した時に発生しやすいとされている（Thompson and Kuntz 2009）。そのため、2009年の大統領選挙の結果から、原理派が2012年国会選挙で多数議席の勝利が確実なほど優性であったと判断することはできない。

1-2. 政権と国会

原理派が選挙実施を担う時、不正を働く利点の一つは理論部で述べた通り経済的利権を拡大するために法案承認や内閣信任投票の権限を持つ国会で多数派を形成することである。では、実際にアフマディーネジャード政権において原理派が多数派を占めていない国会によって、政権の経済的利権に関わる何らかの制約が課されていたのだろうか。

まず、アフマディーネジャード大統領が経済的利権の拡大を目指していたことの背景を概観する。アフマディーネジャードは、2005年大統領選挙において石油収入を貧困層に分配することをキャンペーンの一つに掲げていた（Randjbar-Daemi 2018: 199）。その理由は原理派政権の支持層である「バスィージのメンバーは大部分が貧困層からリクルートされている」（Golkar 2015: 179）からだと考えられる。つまり、大統領アフマディーネジャードは自身の支持層に経済的利益を分配するために利権の拡大を試みた。そのためにアフマディーネジャードは大統領に就任するとイランの歳入の約8割を占める石油収入を管理する石油相に自らの側近である革命防衛隊出身者の登用を試みた。

しかし、アフマディーネジャード政権発足から4カ月が経過した2005年12月まで石油相が決まらないという事態が発生した。アフマディーネジャード大統領が議会に紹介した石油相候補が第7期国会の信任投票を得られなかったのである。第7期国会では、革命防衛隊やバスィージなど軍出身の原理派は30パーセントにとどまっていた（Gheissari and Nasr 2005: 181）¹⁴¹。石油相への就任が国会によって阻まれた人物の党派を見ると全て大統領の側

¹⁴¹ なお、この先行研究で示された原理派の割合は、元バスィージ教育部門長レザー・タラーエイニーク（Rezā Talāyi-Nīk）を中心として軍出身者の議員で形成された第7期議会会派「協調と効率派（Fraksion-e Vefaq va Karamadi）」の加盟議員数が86名という事実と合致する。“Fraksion-e Vefaq va Karamadi Jaygozini bara-ye Rais va Do Naye Rais-e Majles Nadarad,” *IRNA*, 9 Khordad 1385/ 30 May 2006, <https://www.irna.ir/news/9437838/>（2021年5月29日閲覧）

近の原理派であることが分かる。まず一人目の石油相候補は、革命防衛隊出身でアフマディーネジャードの後任としてテヘラン市長に就任したアリー・サイードロウ（‘Alī Sa‘yīdrow）、二人目は、革命防衛隊出身の大学教員アリー・アスガル・ザーレイ（‘Alīasghar Zāre‘ī）であった¹⁴²。さらに三人目は革命防衛隊出身の政治家（後に 2009 年の大統領選挙で内相を務める）サーデグ・マフスーリー（Sādeq Maḥṣūlī）であったが、国会での信任が得られないことが確実なため、マフスーリーは国会での投票前に辞退した¹⁴³。

第 7 期国会議員によると不信任の理由は経験不足であった¹⁴⁴。この理由の真偽はどうか、原理派大統領アフマディーネジャードが革命防衛隊出身者の原理派に石油利権を握らせようとした試みが第 7 期国会によってしばらくの間阻まれたのは事実である。結局 12 月に国会の信任を得たのは、前ハタミー政権期に石油省次官を務め、石油相臨時代理を務めていたセイエド・カーゼム・ヴァリーリー・ハーマーネであった¹⁴⁵。

続いて、2012 年第 9 期国会選挙の前、政権と国会が対立していたかを確認する。最も顕著な対立の一つは、アフマディーネジャード政権が草案した補助金関連法案に対する第 8 期国会の反発である。2008 年 10 月、大統領アフマディーネジャードは、水道・ガス・電気などのインフラや飲食料への補助金を削減し、その代わり現金給付を行う、という補助金改革法案を第 8 期国会に提出した。しかし、この法案は、第 8 期国会の経済委員長で JRM の聖職者メスバーヒーモガッダム、伝統保守派のアフマド・タヴァッコリー国会研究所長などによって、収入と支出のバランスの問題が指摘され、長期間の間、議会で可決されなかった（Maloney 2015: 350-353）。結局、法制定に必要な手続きを経て、施行に至る 2010 年 12 月まで約 2 年間に要した。この事例から、アフマディーネジャード政権は、第 8 期国会の伝統保守派の有力議員からの反対によって、意のままに予算案を作成、執行することが困難であったことが分かる。従って、このような国会との対立を解消するために、原理派は国会で多数派を形成できるような不正を働く利点がある、と考えられる。

1-3. 支持層の選挙不正への反応

アフマディーネジャード政権期、選挙不正が発生した場合、原理派と伝統保守派の支持層

¹⁴² Gareth Smyth, “Iran’s President Nominates Unknown Ally as Oil Minister,” *FT*, 2 November 2005.

¹⁴³ Gareth Smyth, “Latest Iranian Oil Minister Nominee Withdraws,” *FT*, 9 November 2005.

¹⁴⁴ Smyth, 9 November 2005.

¹⁴⁵ しかし、2007 年 8 月アフマディーネジャードはハーマーネを解任した。Kimia Sanati, “Iran: Dismissal of Minister Leaves Oil Industry Vulnerable,” *NYT*, 30 August 2007.

はどのような反応を示したのだろうか。選挙不正疑惑がもたれる 2009 年第 10 期大統領選挙をめぐる動向から確認したい。2009 年 6 月 12 日に投票が行われ、3 日後、内務省がアフマディーネジャードの当選を発表した。しかし、改革派推薦候補の元首相ムーサヴィーが選挙不正を理由に結果を認めなかった。それを受けて、「6 月 15 日、テヘランの自由広場に 10 万人規模の市民が参集し、選挙結果の無効宣言と再集計を選挙実施・監視部門に求めた」（松永 2012: 137）。こうした経緯から、デモ行進に参加したのは改革派支持層の有権者だと分かる。

伝統保守派はどうか。立候補者の動きとしては、伝統保守派候補の元革命防衛隊司令官レザーイーもアフマディーネジャード政権による不正選挙を非難した。例えば、レザーイーは「約 170 の選挙区で投票率が 95 パーセントから 140 パーセントを記録していたことを理由に、実施委員会による票の水増し不正が行われた」ことを理由に、監督者評議会に再開票を求めた（Ansari 2019: 418）。また、伝統保守派（体制）支持層の有権者のうち「殉教者家族協会」¹⁴⁶が、選挙の実施と監視主体に対して、選挙不正の是正を要請する抗議文書を送った¹⁴⁷。文書で抗議しただけなのか、それともデモにも参加したのかは定かではないが、少なくとも過度な選挙不正に「殉教者家族協会」が抗議していることは分かる。また、別の伝統保守派支持層の有権者の反応としては、テヘランのバーザール商人の中の小規模な店舗の経営者が数千人ほど 6 月 15 日のデモに参加したことが挙げられる¹⁴⁸。なお、このデモに参加したバーザール商人らは、2009 年の選挙ではムーサヴィーに投票した人である。このことは、たとえ普段は体制の宗教指導者を支持していたとしても、明らかな不正選挙が生じ、自らの票が無意味にされたと感じた場合、伝統保守派支持層の有権者がデモに参加すると言える。

それに対して、原理派支持層の有権者は抗議デモに参加せず、むしろ弾圧にまわった。革命防衛隊やバスィージが催涙弾を発射して、デモ参加者を強制的に解散させた。一部の報告書では、7 月 1 日までに 627 人が逮捕されたとされる（Addis 2009: 8）。このように、革命防

¹⁴⁶ イランでは、イラン・イラク戦争など外国との紛争での戦死者は、「殉教者」として崇められ（例えば、イランのほとんどの道には大小問わず殉教者の名前が付けられている）、その家族には最高指導者府が管理する殉教者財団から補助金が配布されるなど、体制の庇護下におかれる。

¹⁴⁷ BBC Monitoring Middle East-Political “Tehran City Council Member Speculates on Future Tehrn Majyor, Urban Policies,” 4 August 2013. Tranlation of transcript of *Bahar*, 31 July 2013.

¹⁴⁸ エスノグラフィーを用いた先行研究（Harris 2012:450）を参照。

衛隊やバスィージが出動したのは革命防衛隊の中の若手が宗教指導者と仰ぐメスバーフヤズディーの意向を汲んだものと見られる。メスバーフヤズディーは、デモの発生後、アフマディーネジャードの再選を承認することは神の意を承認にすることに等しいなどと論じ、選挙結果を認めないイラン国民の弾圧を肯定した (Ansari 2019: 425)。

さらに、理論で想定した通り、2009 年の選挙前にバスィージに対する物資的利益の分配が増加していた。具体的には、「2008 年にはバスィージ全体の予算が前年比 2 倍になり、さらに失業中のバスィージに対して 5 千億ドル相当の補助金が追加された。2009 年にもバスィージ全体の予算は前年比 2 倍になっていた」 (Golkar 2015: 27)。つまり、バスィージのメンバーは組織に所属しているからこそアフマディーネジャード政権から物資的利益を享受できていた。このことから、選挙実施を担う原理派政権が過度な不正をしたとしても、原理派支持の有権者は利益を分配してくれる現職を再選させるために選挙に参加する、また不正選挙に対する抗議デモを弾圧することが分かる。これは本稿の理論部で述べた原理派が選挙不正をする欠点の少なさを示す事実である。

このように武装組織を動員するほど大規模な不正選挙デモが 2009 年の大統領選挙後に発生したにもかかわらず、内務省が管轄する選挙実施本部の責任者は誰も罰せられなかった。例えば、当時の内相マーフスーリー (元革命防衛隊・原理派) は第二次アフマディーネジャード政権が発足すると厚生相に任命された。また、選挙実施本部長カーメラン・ダーネシジュ (元革命防衛隊・原理派) も第二次アフマディーネジャード政権では科学技術相に任命された¹⁴⁹。この事実は、原理派の実施部門の責任者は、たとえ過度な選挙不正が疑われても、司法機関から罰せられることがないという本研究の理論を裏付けるものである。

ただし、以上検討してきた事例からは、選挙監視を担う伝統保守派支持の有権者が選挙不正に抗議してボイコットするのか (不正の欠点)、新保守派と伝統保守派には反体制勢力の当選を妨害するという不正の利点があるのかは定かではない。これらの点については以下で検討する選挙プロセスの事例分析の中で確認する。

¹⁴⁹ 2009 年の選挙管理に関する見解は革命防衛隊系のオンラインニュース「タスニーム」を参照 Nagofte-ha-ye Kameran Daneshju az Fatne 88 ta Showra-ye Ali-ye Enqerab-e Farhangi 16 Azar 1393/ 7 December 2014, <https://www.tasnimnews.com/fa/news/1393/09/16/580819/> (2021 年 7 月 22 日閲覧)

第2節 不正度合いの調整：過度な不正から中程度の不正へ

本節では、各選挙プロセスにおいて、選挙実施を担うのが原理派だけであれば、過度な不正が発生していた可能性があるが、伝統保守派が監視を担っていたために、中程度の不正へ戻されたのかという点について検討していく。

2-1. 選挙法

選挙法の選定プロセスにおける EMBs の二元構造が不正度合いに与える影響について検証したい。原理派政権期、内務省が現行法よりも一つでも改革派に不利な規則を含む選挙法を作成するが、監視部門が法案に拒否権を行使することによって、過度な不正を阻止するというメカニズムが働いたかを確認する。

なお、ここで取り上げるのは 2006 年に内務省が主導して作成した「包括的選挙制度法案 (Lāyeh-e Neẓām-e Jāme‘ Entekhābātī)」の制定プロセスである。アフマディーネジャード政権期に議論された他の国会選挙法を分析対象から除く理由を述べておく。まず、2008 年 2 月 20 日に制定された改正国会選挙法は国会提出法案であり、実施部門である内閣が関与していないため本稿の理論の対象外である。また、2011 年、大統領アフマディーネジャードが率先して作成した「選挙区割り・議員数改正法案 (Lāyeh-e Eslāh Jadval-e Howze-hā-ye Entekhābāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī va Te‘dād-e Namāyandegān-e Ānhā)」がある。この法案は、憲法第 64 条を法的根拠として¹⁵⁰、現行法の 290 議席を 310 議席へ、207 選挙区を 223 選挙区へ、それぞれ増加する法案であった。これは内閣提出法案であり、選挙プロセスの一つ「選挙区割りの確定」をめぐる不正度合いの検証に有用な事例のように見える。しかし、法制定プロセスを見てみると、監督者評議会ではなく、国会による審議の段階で法案が否決されていた¹⁵¹。このように、選挙区割り変更に関する法案の制定プロセスには監視部門が関与していなかったため、本稿の分析対象ではない。

(1) 実施部門：過度な不正の実施・許容

アフマディーネジャード政権期において「包括的選挙制度法案」の作成を担った内相の党

¹⁵⁰ 「国会の定数は 270 とする。10 年毎に人口、政治、地理その他の要因を考慮に入れて、最大 30 名までの議員を増員することができる」(憲法第 64 条)。

¹⁵¹ “Rūznāme-ye Rasmī-e Mozākerāt-e Jalase-ye ‘Alānī-ye Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 「国会議事録」 8th Legislature. 343rd Session on 4 Mordād 1390/ 26 July 2011, pp. 22-25.

派を確認する。2005 年 8 月、大統領アフマディーネジャードによって内相に指名されたのは、聖職者モスタファー・プールモハンマディー（Moṣṭafā Pūr-Moḥammadī）であった。プールモハンマディーはハッガーニー学派が運営するコムของ宗教学院に学び、革命後は情報省において体制に批判的な知識人に対する弾圧活動を担ってきた（Randjbar-Daemi 2018: 193）¹⁵²。このような教育背景、および政治的弾圧を肯定する立場から、プールモハンマディーは原理派に区分できる。

プールモハンマディーが草案した「包括的選挙制度法案」とは、大統領選挙、国会選挙、市町村議会選挙を同時に開催することを想定し、現行法では別々に定められている各選挙の規則を統合するものであった。プールモハンマディーは草案した理由として、①選挙予算の削減、②投票率の増加、の二点を挙げている。なお、②投票率の増加に関しては、最高指導者ハーメネイーも賛同し、同法案の作成に積極的な姿勢を示したと、プールモハンマディー本人が国营放送とのインタビューで説明している¹⁵³。

それでは、2006 年 8 月 9 日、原理派の内閣によって閣議決定された「包括的選挙制度法案」（全 60 条）には過度な不正の発生を促すような不平等な規則が含まれていたのだろうか。以下、具体的に検証していく。

「包括的選挙制度法案」には、現行法では定められていない、新たな規則がいくつか追加されていた。顕著に異なる条項は少なくとも二つある。第一に、現行法では軍の関与を禁止する規定があるにもかかわらず（第 16 条）、法案第 25 条には「選挙期間中の秩序を保つために警察が必要と判断した場合、選挙実施委員会はバスィージおよび他の軍に協力を求めることができる」と明記されたことである。関連して、法案第 26 条注に、「バスィージは正式な軍でないため〔軍の選挙実施関与を禁止する規則の〕例外とする」が追加された。第二に、法案第 57 条 1 項の国会選挙への立候補資格要件に関する規則には、イスラーム信仰の実践や体制への忠誠心などの現行法の要件に、裁判所の最終判決で社会的権利が剥奪された者は立候補資格がないとする条件が追加されたことである¹⁵⁴。

¹⁵² “Ma’ mūr-e Sarekūb-e Rowhāniyuan Mokhālef-e Āya Allāh Khāme’ī,” *RF*, 2 Shahrivar 1384/ 24 August 2005, <https://www.radiofarda.com/a/307786.html> (2021 年 6 月 7 日閲覧)

¹⁵³ “Bāzkhānī Talāsh-hā az Sāl-e 85 barā-ye Tajmī‘-ye Entekhābāt,” *Farārū*, 24 Farvardin 1389/ 13 April 2010, <https://cdn.Farārū.com/fa/news/45014/> (2021 年 6 月 7 日閲覧)

¹⁵⁴ 法案全文は次のウェブサイトを参照 “Maton-e Kāmel-e Lāyeḥ-e Neẓam-e Jāme‘ Entekhābātī,” *Mehr*, 18 Mordād 1385/ 9 August 2006, <https://www.mehrnews.com/news/364671/> (2021 年 6 月 7 日閲覧)

これら二つの規則の変更は、伝統保守派が実施部門を担った時では見られない、原理派特有の過度な不正なのだろうか。まず、民兵バスィージと軍の選挙運営への関与を許す規則について考える。軍の関与が制度的に禁止されている現行法でも、その運用過程において、バスィージが立候補登録者の身辺調査（特に選挙区での評判）を担い監督委員会に個人情報報告するなどの行為が発生しており、それが改革派の資格失格や当選の取消などに影響を与えることが問題視されている（Fatāhī-Zafarqandī 1397: 415）。それゆえに、バスィージが選挙スタッフになることを制度的に許可する内閣提出法案は、現行法以上に改革派を不利にし、原理派または伝統保守派の当選を有利にする規則と解することができる¹⁵⁵。なお、軍の選挙関与に関しては、次の(2)監視部門の活動で見ると、伝統保守派も反対する規則である。従って、この規則の作成は原理派政権に特有のものであり、過度な不正の発生を予見させるものである。

続いて、立候補資格要件に「司法によって社会的権利が剥奪された者の被選挙権がない」とする規則が追加された意味について検討する。イランでは、司法府において意思決定に関わるポスト、すなわち司法府長官、検事総長、最高裁判所長官は、全て最高指導者の任命ポストである。そのため、イランの司法には中立性と独立性が欠如しており、司法の判決には政敵〔主に改革派〕を排除しようとする伝統保守派の意図が反映される（Künkler 2009）。実際、体制に批判的なジャーナリスト、大学教員、聖職者などの改革派の立候補者となり得る人物は、イスラームや体制の冒涇、世論を惑わせる嘘の流布などを口実に、裁判所から有罪判決を受けてきた（Hen-Tov and Gonzalez 2011; Mir-Hosseini and Tapper 2008; Masroori 2007）。このように、裁判所による有罪判決を資格要件に明示したことは、一見伝統保守派を有利にさせる規則のように見える。しかし、ここにも原理派の当選を有利にする意図があると解釈できる。なぜなら、改革派の潜在的な立候補者による反体制・反イスラーム（と伝統保守派や原理派が判断する）活動を、司法府に摘発するのは、原理派支持層のバスィージだからである¹⁵⁶。従って、この立候補要件の改正は、現行法よりも改革派を不利にし、原理派と伝統

¹⁵⁵ この意見は ISNA 主催の法案改正専門家会議における、マフムード・ミールロウヒー（Maḥmūd Mīrlowhī）ハータミー政権内務次官 IIPF 政党员の発言を参照。“Lāyeh-e Neẓam-e Jāme‘ Entekhābātī dar Būte Naqd,” *ISNA*, 8 Mordād 1385/ 30 July 2006, <https://www.isna.ir/news/8505-04890/>（2021 年 6 月 7 日閲覧）

¹⁵⁶ 1993 年 11 月以降、司法府は、バスィージによる反体制の思想家・知識人による逮捕を合法と認めている（Ostovar 2016: 144）。

保守派の勝利を確実にする不平等な規則であり、過度な不正の発生を示唆するものである¹⁵⁷。

(2) 監視部門：中程度の不正までの揺り戻し

先述した「過度な不正」の発生を予見させる不平等な規則が追加された内閣提出法案は、第7期国会での審議中に一部修正が加えられ、2007年1月18日に可決された¹⁵⁸。しかし、2007年5月4日、監督者評議会が同法案を違憲と判断し、却下した（差し戻しではない）。そのため、包括的選挙制度法案が成立することはなかった¹⁵⁹。

それでは、監督者評議会が却下した背景には、中程度の不正へ戻そうとする意図が働いていたのだろうか。監督者評議会の法律家メンバーであるアズミー・シューシュタル（Azīmī Shūshutar）の発言に注目しながら検討したい。シューシュタルは、民兵バスイージの選挙実施への関与について、「バスイージは、農民、技術者、公務員など民間人である場合も多く、軍人とは限らない」と述べつつも、「兵役中のバスイージは軍事機関の指揮下に置かれるため法的には準軍という扱いになる。いずれにしても監督者評議会は軍の選挙関与を歓迎しない」という立場を表明した¹⁶⁰。

重要なのは、軍の選挙運営への関与を伝統保守派が強く否定した点である。これはイスラーム共和制を発足させた伝統保守派が選挙を行う理由と関連する。その目的は、むしろ民主化ではなく、「不当に権力を握っている支配者を追放し、より公正な国家統治への変革を信じて革命に参加した〔伝統保守派の〕支持層への応答である」（Katouzian 1997: 66）。それにもかかわらず、「王政に見られた軍部による選挙干渉」（吉村 2007: 124）が、イスラーム共和制下においても法的に許可された場合、伝統保守派は選挙を通して自らの支持層に新体制を認めさせようする試みを否定することになる。そうすると、伝統保守派は、支持層が投票ボイコットや不正選挙デモに参加するコストが高まるため、法案を却下したと考えられる。

¹⁵⁷ この見解は、NTP 副党首で聖職者でもあるラスール・モンタジャブニヤー（Rasūl Montajabniyā）が ISNA 主催の専門家会議での発言した内容を参照。ISNA, 30 July 2006.

¹⁵⁸ BBC Monitoring Middle East – Political. “Majlis Approves Draft on Merging Presidential, Majlis Elections,” 23 January 2007. Translation of report from *Keyhān*, 18 January 2007.

¹⁵⁹ “Iran Guardian Council Rejects Simultaneous Majlis, Presidential Election Bill,” *Fars*, 4 May 2007.

¹⁶⁰ 監督者評議会の公式 Web サイト参照 “Qāyem Maqām-e Markaz-e Taḥqīqtā-e Showrā-ye Negahbān: Bā Lāyeh-e Neẓam-e Jāme‘ Entekhābātī Siyāsī Barkhord Nakonīm,” *Showrā-ye Negahbān*, 1 Shahrivar 1385/ 23 August 2006, <https://www.shora-gc.ir/fa/news/93/>（2021 年 6 月 7 日閲覧）

以上が国会選挙に関する規則の部分の却下理由である。なお、包括的選挙制度法案は国会選挙だけでなく大統領選挙法の規則も含んでおり、監督者評議会が他の法律の専門家が過度な不正が発生する可能性を指摘したのは主に大統領選挙の方であった。いずれにしても、監督者評議会が内閣提出法案を却下したことで、過度な不正の発生を予見される規則を含む改正選挙法案の制定が阻まれた。

なお、監督者評議会は単に改正選挙法案を阻んだだけであり、改革派政権期に議論された監督者評議会による最終結果公表の権限の制約や、立候補資格審査要件から体制への忠誠心を除くなど、現行法よりも公正な規則を検討したわけではない。そのため、国会選挙法の不正度合いは現行法の中程度の不正が維持された。

2-2. 立候補者登録

立候補者登録のプロセスを検討するに際し、ここではテヘラン選挙区を取り上げる。なぜなら、後述するように、テヘラン選挙区の形勢は原理派や保守派が優勢でも劣勢でもなかったためである。原理派には勝利を確実にするために過度な不正を働く動機があり、伝統保守派には伝統保守派の支持層による選挙不正に対する抗議を防ぐために過度な不正を抑制する動機があった。以下、第7期、第8期国会選挙前のテヘラン選挙区の党派の趨勢について述べる。

大統領選挙のテヘラン州の結果、および2006年12月の第3期テヘラン市議会選挙の結果を参照することで、テヘラン選挙区においてアフマディーネジャード政権と同じ原理派候補の勝利が不確実であったかを検討する。

2005年6月17日の第1回投票におけるテヘラン州の結果は、原理派アフマディーネジャード1,500,829票、伝統保守派ラフサンジャーニー1,274,276票、改革派候補3名の合計1,345,533票となっている（Ansari 2019: 352）。つまり、アフマディーネジャードが優位であるが、過半数を獲得しているわけではなく、他の党派の候補者に大差をつけているわけではない。また、2006年12月15日に開催された第3期テヘラン市議会選挙の結果は、原理派と伝統保守派の両方の推薦を受けた現職メフディー・チャムラーン（Mehdī Chamrān）が最多票を獲得したものの、全15議席の結果を見ると、原理派が単独で優勢なわけではなかった。例えば、原理派単独の候補でアフマディーネジャード政権の大統領府から出馬したマースード・ザリバーファーン（Masu‘ud Zarībāfān）、メフルダード・バザルパーシュ（Mehrdād Bazrpāsh）、ナスリーン・ソルターンハヴァー（Nasrīn Soltānkhavāh）はみな落選した。この

うち、ザリバーファーンとソルターンハヴァーは現職市議会議員であったが再選を逃した。これに対して、ハータミー政権期のイスラーム文化指導相マスジェドジャーメイ、副大統領兼予算機構長モハンマド・アリー・ナジャフィー（Moḥammad-‘Alī Najafī）、環境問題担当副大統領マースーメ・エブテカール（Ma‘śūmeh Ebtekār）¹⁶¹ が改革派の推薦候補として当選した¹⁶²。この結果から、第 8 期国会選挙前、テヘラン選挙区では原理派の当選が不確実であることが分かる。

続いて、テヘラン選挙区の実施委員会の人事の党派を見ていく。アフマディーネジャード大統領は州知事や行政区の長に、イラン・イラク戦争中に革命防衛隊やバスィージとして従軍した退役軍人の中でも自身と親交のある人物を任命してきた¹⁶³。第 8 期国会選挙の実施を担ったテヘラン選挙区の人物の中にもそうした特徴が見られる。テヘラン州知事は、カーメラン・ダーネシジューであった。彼は宇宙工学の博士号保有者であり、1990 年代国防省航空研究センターでキャリアを始めた。その後、革命防衛隊関係の研究所や大学に勤め、2005 年のアフマディーネジャード政権の発足に伴い、テヘラン州知事に任命された。本章第 1 節で述べた通りダーネシジューは 2009 年の大統領選挙では政務担当内務次官として選挙実施本部長を務めた。この人事から大統領アフマディーネジャードの側近と見て取れる。よって、ダーネシジューは革命防衛隊出身で大統領の側近である原理派に区分される。

資格審査に関与するテヘラン選挙区の第 8 期国会選挙の評議員 8 名¹⁶⁴の党派を分類すると、原理派 3 名、伝統保守派・原理派 1 名、伝統保守派 2 名、無党派 2 名となる。具体的には、ハッガーニー学派の宗教学院出身の聖職者ホセイン・アリー・ニーリー（Ḥoseyn‘alī Nīrī）¹⁶⁵とセイエド・アフマド・ザルギヤル（Seyyed Aḥmad Zargar）¹⁶⁶、さらに革命防

¹⁶¹ 副大統領二名の経歴は Brumberg（2001: 235）を参照。

¹⁶² BBC Monitoring Middle East – Political. “Daily on Reasons behind Iranian Government’s ‘Defeat’ in Elections,” 14 January 2007. Translation of report from *Mardom-Salari website*, 4 January 2007.

¹⁶³ Mahmūd Behnām, “Namāyesh-e Entekhābātī 12 Esfand va Tarkīb-e Majles-e Nohom-e Regīm” *‘Aṣṣ-ḥadīth*, 27 Khordad 1391/ 16 June 2012.

¹⁶⁴ “‘Ozā-ye Hei‘at-hā-ye Ejra-ye Entekhābāt-e Majles-e Hashtom va Khobregān dar Howze-ye Tehrān Mo‘arrefī Shodand,” *IRNA*, 18 Dey 1386/ <https://www.irna.ir/news/9413331/>（2021 年 7 月 12 日閲覧）

¹⁶⁵ “Monāfeqīn mī-khāstand aṭrāf-e Imām rā az Afrād-e Kārāmd Khālī Konand,” *Javān*, 12 Shahrivar 1395/ 2 September 2016, <https://www.javanonline.ir/fa/news/809016/>（2021 年 7 月 19 日閲覧）

¹⁶⁶ ザルギヤルはアフマディーネジャードが初当選した 2005 年の第 9 期大統領選挙から評議員を継続している “Mahmūd Mogīse va Aḥmad Zargar: Kārنامه Qāziyān E‘dām dar Dādghāh-e Enqerāb-e Terhān” *BBC Persian*, 11 Ābān 1399/ 11 November 2020, <https://www.bbc.com/persian/iran-features-54909182>（2021 年 7 月 13 日閲覧）

衛隊の若手エリートメフディー・アミーニー (Mehdī Amīnī) ¹⁶⁷が原理派に区分される。テヘラン州の教育局長アリー・アスガル・ヤズダーニーが原理派・伝統保守派に区分される¹⁶⁸。伝統保守派としては、イスラーム文化革命最高評議会からアリー・アクバル・アシュアリー (Alī-Akbar Ash‘arī) ¹⁶⁹とサーディゲ・ヘジャーズィー (Ṣādīqe Hejāzī) ¹⁷⁰が挙げられる。無党派としては、テヘラン教育局・教育開発部門長アリー・モハンマディー¹⁷¹と法律家モフセン・ケシュヴァリーが挙げられる。まとめると、第8期国会選挙のテヘラン選挙区の実施委員会の人事は、改革派政権から一転して原理派多数であることが分かる。

(1) 実施部門による過度な不正

原理派多数のテヘランの選挙実施委員会は立候補者登録のプロセスにおいて過度な不正を働いたのだろうか。以下、考察をしていく。資格審査の結果の前に、まず、そもそも誰（どの党派）が立候補したのかを把握する必要がある。なぜなら、選挙をボイコットする、ある

¹⁶⁷ アミーニーは、エリート軍人を養成する革命防衛隊司令・本部校で修士号を取得し、革命・抵抗聖戦〔イラン・イラク戦争〕記憶保存機構初代長官を務める。この機構が設立された背景には、革命やイラン・イラク戦争の記憶を、イランの若年層が忘れることを危惧する最高指導者ハーメネイーの意図がある。アミーニーは、文化社会的な緩みを一切許さない立場をとることから、選挙における国民の選択の自由が制限されることを支持すると見てよいだろう。

“Rāhiyān-e Nūr: Olgū barā-ye Ṣadūr-e Enqerāb va Gostaresh-e Eslām Ast,” *Basij news*, 22 Mordad 1396/ 13 August 2017, <https://basijnews.ir/fa/news/8900867/> (2021年7月19日閲覧)

¹⁶⁸ ヤズダーニーは、バスイージ抵抗軍・保護者・教師組合のための救済委員会に対して在職中に教育局長として支援を行っていたことから、原理派に近いと考えられる。ただし、救済委員会（ペルシャ語で通称コミーテイェ・エムダード）は、最高指導者府が運営する宗教財団の一つであることから、伝統保守派にも近い人物と言える。 *Resālat*, 6 Mehr 1388/ 28 September 2009, p.14.

¹⁶⁹ アシュアリーは、監督者評議会書記ジャンナティーが責任者を務めるイスラーム宣伝調整評議会の一員であり、1997年の第7期大統領選挙から選挙実施委員会を務める“Zendgīnāme: Alī-Akbar Ash‘arī,” *Hamshahrī*, 14 Mordad 1386/ 5 August 2007, <https://www.hamshahrionline.ir/news/28244/> (2021年7月13日閲覧)

¹⁷⁰ ヘジャーズィー女史は、イスラーム文化革命最高評議会の女性・家族機構長であり、アフマディーネジャード政権期、大統領府の女性・家族省長を務めた。“Moṣāḥebe ba Sarkār-e Khānom-e Ṣādīqe Hejāzī Modīr-e Koll-e Markaz-e Omūr-e Zanān va Khānevāde,” *Omūr-e Bānubān-e Dāneshkade-ye Parastārī va māmāī*, 1 Mordad 1390/ 23 July 2011, <http://rezvanbanoo.blogfa.com/post/16> (2021年7月19日閲覧)

¹⁷¹

<http://www.monazereh.ir/fa/meta/2309/%D8%B9%D9%84%DB%8C-%D8%A7%D8%B5%D8%BA%D8%B1-%DB%8C%D8%B2%D8%AF%D8%A7%D9%86%DB%8C>

いは異なる党派が連合を組んでいて立候補者の中には党派色が強く見られないかもしれないからである。

第 8 期国会選挙の立候補登録は 2008 年 1 月 5 日から 1 週間の日程で行われた。その期間、定数 30 のテヘラン選挙区では約 1,000 人が登録した。テヘラン選挙区に登録した連帯には三つの党派があった。一つ目は、原理派と伝統保守派の連帯 JMO である。JMO は、原理派の聖職者ルーホッラー・ホセイニアン（Rūh Allāh Ḥoseyniān）を筆頭とする「イスラーム革命防衛協会」と JRM や ICP などの伝統保守派で構成されていた（Alfoneh 2013: 33）。ただ、JMO 内部の原理派と伝統保守派の勢力関係は、少なくとも第 8 期国会選挙では原理派が優位だったと思われる。その根拠は JMO がアフマディーネジャード大統領支持を前面に出した選挙キャンペーンを行ったためである。また、第 8 期国会選挙の既存研究（Sanandaji 2009: 624）では、JMO は他の保守派の連合と比較すると最も非民主的な性質を持つ党派に区分されている。

二つ目は、JMO の推薦が得られなかった、または自主的に拒否した伝統保守派の政治家の連帯「保守派包括連合（E'telāf-e Falāqīl-e Osūlgerāyān、以下 EFO）」である。EFO は、立候補登録が始まる 1 週間前の 2007 年 12 月 30 日、アリー・ラーリージャーニーを筆頭候補として形成された¹⁷²。ラーリージャーニーは 2005 年から国家最高安全保障評議会書記を務めていたが、アフマディーネジャード大統領との政策方針の対立を理由に 2007 年に辞任していた。なお、ラーリージャーニーは革命防衛隊出身であるが、第 8 期国会選挙で彼の推薦母体となったのは革命防衛隊やバスィージではなく、コム（Kom）の聖職者政党 JMHEQ であった¹⁷³。従って、第 8 期国会選挙では EFO の候補を伝統保守派と見なす。

三つ目は、改革派の諸政党の連帯である。第 8 期国会選挙に出馬した改革派連合は、ハータミー政権期の教育相モルタザー・ハージー（Mortazā Hājī）を筆頭として、IIPF、IRMO、MRM、KS、LH など 29 の政党で構成されていた。

以上を踏まえて、テヘラン選挙区の選挙実施委員会による一次審査の結果（2008 年 1 月 22 日公表）を見ていきたい。テヘランの選挙実施委員会は、原理派 JMO と伝統保守派 EFO の擁立候補のほとんどを承認した。それに対して、実施委員会が失格にした候補には、改革

¹⁷² *Sarmāye*, 23 Dey 1386/ 13 January 2008, p.19.

¹⁷³ ここでは EFO の党派性を説明するために、全国の筆頭ラーリージャーニーの党派性を説明したが、ラーリージャーニーが出馬したのはテヘランではなくコム選挙区である。“Powerful Hardline Elerical Body Picks Iran's Larijani as Their Majlis Candidate,” *Mehr*, 2 February 2008.

派政権期の第6期国会議員ジャミーレ・キャディーヴァル (Jamile Kadivar)、モフセン・アールミン、ダーヴード・ソレイマーニー (Davud Soleimani)、ファータメ・ラクイー (Fateme Rakui) などが含まれていた。さらに、モルタザー・ハージー (ハータミー政権期教育相)、エブラーヒーム・アスガルザーデ (IRMO 幹部)¹⁷⁴、ラスール・モンタジャブニヤー (NTP 副党首) などの改革派候補も失格になった。失格理由は、国会選挙法第28条に規定された立候補資格、具体的にはイスラームの信仰と実践、憲法の遵守、体制とイスラーム法学者の統治への忠誠を満たさないというものであった¹⁷⁵。この審査結果から、原理派が実施委員会を担う際、彼らの目から見れば反体制勢力と映る人物の当選が妨害されたことが分かる。

この一次審査の結果は、改革派の立候補者の選挙ボイコットを引き起こすほど過度な不正であったと考えられる。例えば、ハータミー政権の第一副大統領モハンマドレザー・アーレフ (Moḥammad Reżā Āref) はテヘラン選挙区で出馬していたが、実施委員会による審査結果に抗議して立候補を取り下げた¹⁷⁶。さらに、改革派支持の有権者の投票行動に影響を及ぼすと考えられるハータミー元大統領が、NTP 党首キャッルービーや元大統領ラフサンジャニーとともに、監督者評議会による審査では、恣意的に操作された立候補者登録を見直す要請をするための会議を開いた。すなわち、実施委員会の審査結果がそのまま最終審査結果に反映されれば、第7期国会選挙の時と同様に、改革派エリートが不正選挙を理由に有権者にボイコットを呼びかける恐れがあったと考えられる。

続いて、第9期国会選挙の立候補資格審査を検討する。第9期国会選挙の立候補登録は2011年11月23日から1週間の日程で行われ、テヘランでは約1,000人が登録した。立候補登録した党派の様相は第8期国会選挙とは異なるものであった。というのも、2009年大統領選挙後のデモ参加者と治安部隊との衝突を受けて、司法府は、デモを扇動したという理由で IIPF と IRMO を違法政党と見なし、強制的に解散した。デモを扇動したかどうかの真偽は不明だが、ここでは IIPF と IRMO が司法府によって違法政党と見なされたことが重要である。なぜなら、国会選挙法第30条3項で違法政党の政党员や関係者は立候補資格が無い人物に区分されているからである。従って、IIPF と IRMO 政党员の失格は確実になってい

¹⁷⁴ アスガルザーデは米国大使館人質事件を率いたイマーム路線学生組織の責任者であった。

1990年代後半、司法府による改革派への弾圧が強化された際、「民主主義と矛盾しないイスラーム主義を達成する」という趣旨の演説を学生団体に向けて行った (Brumberg 2001: 243)

¹⁷⁵ *E'temād-e Mellī*, 23 Bahman 1386/ 12 February 2008, p.3.

¹⁷⁶ "Mohammadreza Aref az Hozur dar Entekhabat Anslaf Dad," *BBC Persian*, 18 Bahman 1386/ 7 February 2008.

た。

より重要なのは、IIPF と IRMO 政党员は 2009 年の大統領選挙が不正選挙だと信じていたため、そもそも第 9 期国会選挙のボイコットを宣言していたことである。例えば、改革派の選挙対策本部である改革派調整評議会 (Showrā-ye Hamāhangī-ye Jabhe-ye Eşlāḥāt) は、「自由選挙が妨害されているため、我々は候補者を擁立しないし、第 9 期国会に出馬する候補は誰であっても支持しない」と宣言した¹⁷⁷。そのため、改革派の立候補者はもとより限られていた。テヘラン選挙区で出馬した主要な改革派候補は、労働者組合を母体とする政党 LH で現職マフジューブ、および 2012 年の選挙前に新党「国民の声 (Seda-ye Mellat)」を立ち上げたアリー・モタッハリー¹⁷⁸であった。

また、原理派と伝統保守派は完全に分裂していたわけではないものの、第 8 期国会選挙に比べると、両者の候補者の違いはより明瞭だった。具体的には、第 8 期国会選挙では、最高指導者ハーメネイーを支持する伝統保守派と大統領アフマディーネジャードを支持する原理派が JMO という連帯を組んでいたのに対して、第 9 期国会選挙では JMO に残ったのは前者 JRM や ICP などの伝統保守派であった¹⁷⁹。

また、第 9 期国会選挙で立候補登録した伝統保守派は「抵抗戦線 (Jabhe-ye Istategi)」という名で JMO とは別の連合を形成した¹⁸⁰。「抵抗戦線」の筆頭候補は国防省で最高指導者名代を務めたセイエド・マフムード・アラヴィーであった。「抵抗戦線」の発足の経緯は、おそらく 2012 年選挙を改革派がボイコットしたために、伝統保守派の中でも改革派に理解を示す立場をとる官製野党のような意味で作られたものと考えられる。例えば、2009 年の大統領選挙後、モタッハリーのように、人々の政治参加の権利保障については伝統保守から改革派

¹⁷⁷ “Eşlāḥātālāb-e Vāqē‘ī Entekhabāt-e Farmāyeshī rā Taḥrīm mī-konad,” *Sarbazeazad*, 4 January 2012, <https://sarbazeazad.wordpress.com/2012/01/04/> (2021 年 6 月 3 日閲覧)

¹⁷⁸ アリー・モタッハリーは、第 1 章で紹介したホメイニーの同志モルテザー・モタッハリーの息子である。初当選した第 8 期国会選挙では、原理派と伝統保守派の連合 JMO の推薦を受けていた。しかし、2009 年の大統領選挙後、「本来イスラームでは人々の権利が保障されるべきなのに現在のイランでは実践できていない」(Motahari 1396: 89) との主張を強調しているように、体制の宗教指導者とは一線を画し、改革派寄りの立場をとるようになった。

¹⁷⁹ “Rowhani Namayande Majles be Eṭham adam-e eltezam be islam rad Şalāḥiyat,” *Iran Emruz*, 25 Bahman 1390/ 14 February 2012.

¹⁸⁰ 「抵抗戦線」の発足から立候補の擁立、選挙の実施と監視委員会のスクリーニングを経た後の最終的な候補者リストまでのまとめはイラン国内ニュース「ハバルオンライン」を参照 “Jabhe-ye Istadegi Chist va Chegune Shekl Gereft?,” *Khabaronline*, 11 Esfand 1390/ 1 March 2012 <https://www.khabaronline.ir/news/201278/> (2021 年 7 月 23 日閲覧)

寄りに立場を変えた他の現職候補で実施委員会によって失格にされた人物が、テヘラン選挙区における抵抗戦線の推薦リストに含まれていた¹⁸¹。

他方、原理派は「イスラーム革命持続戦線（Jabhe-ye Paydārī-e Enqerāb-e Eslāmī）以下、持続戦線」¹⁸²という名で立候補者を擁立した。「持続戦線」には第 8 期国会の中のアフマディーネジャード政権支持会派「イスラーム革命戦線」に属する原理派の聖職者ルーホッラー・ホセイニアーン、モルタザー・アーガーテヘラーニー、ハミッド・レサーイーなどが名を連ねた¹⁸³。

以上の第 9 期国会選挙のテヘラン選挙区における立候補登録の背景を踏まえ、実施委員会の一次審査結果の内容を見ていきたい。2012 年 1 月 11 日、テヘランの実施委員会が一次審査の結果を公表した。改革派から出馬した数少ない候補者モタッハリーとマフジューブの二人とも失格であった。さらに、伝統保守派「抵抗戦線」の推薦リストに含まれる現職候補ハミッドレザー・カトゥズィアーン、アリー・アッバспールテヘラーニーも失格になった。失格理由は、国会選挙法第 28 条に規定されたイスラーム、イスラーム共和制、憲法、イスラーム法学者の統治への忠誠心の欠如であった¹⁸⁴。一方、原理派「持続戦線」の候補はほぼ全員が承認された。

以上から、原理派が立候補審査の実施を担った第 9 期国会選挙では、改革派に加えて、伝統保守派候補も失格になる、という伝統保守派政権期でも想定されないような過度な不正が発生したことが分かる。

(2) 監視部門による中程度までの揺り戻し

本稿の仮説通り、監視部門による二次審査、三次審査において、実施委員会の一次審査で失格になった改革派や伝統保守派候補の一部は復活したのだろうか。2008 年の第 8 期国会選挙では、テヘラン選挙区での改革派の大幅な失格に抗議して、NTP 党首キャッルービー、元大統領ハタミーが、監督者評議会書記ジャンナティーに抗議文書を提出した¹⁸⁵。この不

¹⁸¹ *Khabaronline*, 1 March 2012.

¹⁸² 「持続戦線」は、2009 年の大統領選挙当時に内相を務めていたサーデグ・マフスーリーが中心となり 2011 年 7 月に結成された。しかし、結成後は大統領と袂を分かち、メスバーフヤズディー支持を表明する保守強硬派である（松永 2013: 8）、と言われる。

¹⁸³ *Behnām*, 16 June 2012.

¹⁸⁴ “Disqualifeid Iranian Candidates Comment on Reasons for Being Rejected,” *ILNA*, 10 January 2012.

¹⁸⁵ *E’temād-e Mellī*, 7 Bahman 1386/27 January 2008, pp.1-2.

服を受けた後、監督委員会と監督者評議会による 2008 年 2 月 5 日の第二次審査、2 月 12 日の第三次審査の結果、先に述べた改革派候補ハーギー、アスガルザーデ、モンタジャブニヤーを含む数名の改革派候補が承認された¹⁸⁶。一方で、第 6 期国会議員で IIPF の政黨員の立候補者登録は監督者評議会による審査でも認められなかった¹⁸⁷。従って、監視部門は、第 6 期国会議員のような既存の制度を改革するための法案を可決する候補者（つまり、伝統保守派の目から見た反体制勢力）の当選を妨害するために、不正を働く利点がある、という本研究の理論の想定通りの行動をとっている。

また、それ以外の改革派推薦候補は承認したことから、監視部門による立候補審査での不正は中程度に調整されたと言える。しかし、第 8 期国会選挙の事例からは、伝統保守派が過度な不正を受けて選挙ボイコットに参加する可能性があったのかは不明瞭なままである。この点、第 9 期国会選挙を検討することで補完したい。

第 9 期国会選挙において、監督者評議会は、実施委員会が失格にした改革派候補モタッハリーとマフジューブの資格を承認した。また、伝統保守派候補「抵抗戦線」アッバースプールとカトズィアーンの登録も承認した。この事実から、監視部門が立候補者登録のプロセスをある程度公正な方向に修正しようと試みたことが看取できる。

また、第 9 期国会選挙では、監督者評議会は、実施委員会が承認した JMO と「抵抗戦線」の筆頭候補とともに失格にした。監視部門によって失格になった JMO の筆頭候補は現職副議長シャハーボッディーン・サドル (Shahāb al-Dīn Ṣadr) である¹⁸⁸。監督者評議会によると、サドルはアフマディーネジャード政権の政府高官による汚職事件に関与している疑いから失格になったとされる¹⁸⁹。また、「抵抗戦線」(JMO も推薦) の筆頭候補はアラヴィーである。アラヴィーは、国防省と正規軍で合計 13 年間、最高指導者ハーメネイーの名代として軍の政治思想・イスラーム信仰の統制部署で活動してきた聖職者である。監督者評議会によると、アラヴィーの失格理由はイスラームの信仰と実践の欠如である¹⁹⁰。

¹⁸⁶ “Ta’īd Ṣalāhīyat 280 tan Dīgar az Radd-e Ṣalāhīyat Shodegān,” *BBC Persian*, 23 Bahman 1386/ 12 February 2008, https://www.bbc.com/persian/iran/story/2008/02/080212_dd_vetting_latest

(2021 年 7 月 13 日閲覧)

¹⁸⁷ *E’temād-e Mellī*, 23 Bahman 1386/ 12 February 2008, p.3.

¹⁸⁸ “Shahāb al-Dīn Ṣadr Radd-e Ṣalāhīyat Shod,” *Hamshahrī*, 23 Bahman 1390/12 February 2012, <https://www.hamshahrionline.ir/news/160157/> (2021 年 7 月 13 日閲覧)

¹⁸⁹ サドル本人は汚職疑惑を否定している。“Towzihāt-e Shahāb al-Dīn Ṣadr darbāre-ye Etehām Ertebāt bā Rahīm Mashei va Ellat-e Radd-e Ṣalāhīyat Shodan,” *Kabaronline*, 18 Āzar 1391/ 18 December 2012, <https://www.khabaronline.ir/news/262285/> (2021 年 6 月 7 日閲覧)

¹⁹⁰ “Dalil-e Radd-e Ṣalāhīyat Namayande Khobregan bara-ye Entekhabat Majles,” *Khabaronline*, 3

ここで、伝統保守派の監視部門が同じ伝統保守派の筆頭候補を失格にしたことについて解釈を加えたい。サドルの失格に関しては、国会選挙法第 30 条 6 項で汚職犯罪者は立候補資格を持たないと規定されており、この法規定を実行したものと考えられる。すなわち、実施委員会が見落とした本来失格にされるべき候補を監督者評議会が失格にしたという意味で、公正な審査へ揺り戻したと見られる。

アラヴィーの失格に関しては、イラン国内メディアでも監督者評議会の不可解な判断として物議をかもした。アラヴィーの失格に疑問を呈した国内メディアでは、アラヴィーはモジュタヒドというイスラーム法解釈の資格を持つ聖職者のみが就任できる専門家会議（最高指導者の選出機関）のメンバーでもあり、イスラーム信仰と実践の欠如を理由に失格なのは恣意的な操作ではないかとの疑問が示された¹⁹¹。こうした国内メディアの指摘からすると、監督者評議会による不正とも判断できよう。一方で、別の見方もできる。第 9 期国会選挙をボイコットした改革派の聖職者（モジュタヘドを含む）が過去の選挙でイスラームの信仰と実践の欠如という同じ理由で失格になっていることを考慮すると、監督者評議会は同じ理由を伝統保守派の聖職者にも適用することで、公正な審査を行っている姿勢を 2009 年大統領選挙での不正を疑った改革派と伝統保守派の有権者に見せる狙いがあったものと思われる。

このように、実施委員会の立候補資格審査の結果を監督者評議会が公正な方向に修正した背景には、改革派の有力候補がボイコットし、改革派支持層の有権者も選挙をボイコットする可能性が高い一方で、少なくとも伝統保守派支持層には選挙参加を促す目的があったと考えられる。

しかし、第 9 期国会選挙でも監視部門による立候補資格審査は公正とは判断し難い。なぜなら、第 9 期国会選挙の前に伝統保守派（具体的には司法府）が IIPF と IRMO を違法政党に指定したこと自体、改革派候補の立候補登録を妨げる行為と解釈できるからである。

2-3. メディア活動

第 8 期、第 9 期国会選挙ともに、メディア活動に関しては、理論部で想定した実施部門による過度の不正の発生と監視部門による中程度の不正への揺り戻し、という事実を確認できなかった。

Esfand 1390/ 22 February 2012.

¹⁹¹ *Khabaronline*, 22 February 2012.

第8期国会選挙のメディア活動で実施部門を担ったイスラーム文化指導相はモハンマド・ホセイン・サファール・ホランディー（Moḥammad Ḥossein Ṣaffār Horandī）であった。ホランディーは革命防衛隊出身で、最高指導者府が管轄する原理派寄りの論調の日刊紙「ケイハーン」の副編集長という経歴¹⁹²から、人々の政治参加の度合いに関しては原理派の立場にある。

イスラーム文化指導省に事務局がある報道監査委員会は、原理派アフマディーネジャード政権期、2005年にホランディーが大臣に就任すると、すぐに改革派の新聞やウェブメディアへの検閲を強化した。その結果、改革派候補は、原理派と伝統保守派候補に比べて、2008年第8期国会選挙の選挙期間中に利用できるメディアが大幅に制限されていった。

例えば、2006年9月11日、報道監査委員会は改革派の主要日刊紙「シャルグ」を原理派の政府高官を冒涇した罪（プレス法第6条8項違反）で発禁にした¹⁹³。また、2005年11月から12月にかけて、国外に拠点を置く政治組織（選挙期間中は改革派候補の声明を掲載する）が運営するウェブサイト「エムルーズ」、「ルーイダード」、「ミーザーン」、「アーシューブ」を検閲した¹⁹⁴。イランでのウェブサイトの検閲とは、イラン国内から当該サイトにアクセスできず、閲覧が禁止される状態を意味する。そして、2007年1月、イラン国内で刊行されるオンラインニュースや政治家のブログサイトのイスラーム文化指導省への登録が法律で義務付けられたことで¹⁹⁵、改革派政党や政治活動家が選挙時に用いることができるメディアがさらに制限されていく。例えば、2007年7月、イスラーム文化指導省は、労働者層を母体とする改革派政党LHのウェブサイトILNAを労働者のストライキ（現政権の経済政策批判）を報じたことを理由に検閲し、イラン国内での閲覧が禁止された。さらに、2007年4月には現政権を冒涇したことを理由に元革命防衛隊総司令官で最高指導者に近い伝統保守派で構成される体制公益判別評議会のメンバーモフセン・レザーイーが運営するウェブ

¹⁹² ホランディーの経歴：革命防衛隊ホルムズガン州支部司令官（1980-81）、革命防衛隊政治部門長（1983-93）、「ケイハーン」副編集長（1993-2005）“Zendgīnāmeḥ: Moḥammad Ḥossein Ṣaffār Horandī (1332-),” *Hamshahrī*, 15 Farvardīn 1387/ 3 April 2008.

<https://www.hamshahrionline.ir/news/47569/>（2021年3月20日閲覧）

¹⁹³ BBC Monitoring Middle East – Political. “Iran Press Supervisory Board Gives Reasons for Banning Daily,” 11 September 2006. Translation of report from *ISNA*, 11 September 2006.

¹⁹⁴ BBC Monitoring World Media. “MPs protest to president over internet censorship,” 21 December 2005. Aired by *Sans Frontières* 21 December 2005.

¹⁹⁵ ウェブサイトの所有者がウェブサイトを開設してから2か月以内にしなかった場合、そのウェブサイトは検閲される

ブサイト「バズタブ (Baztab)」も検閲され、イラン国内での閲覧が禁止された¹⁹⁶。

原理派のイスラーム文化指導省は、このように改革派候補のメディア活動の機会を奪う一方で、原理派候補には明白な優遇措置をとった。例えば、第8期国会選挙の選挙活動が始まる直前の2008年1月、イスラーム文化指導省は、アフマディーネジャード政権の大統領府青年問題担当顧問メフルダート・バザルパーシュ (Mehrdad Bazarpāsh) が編集する日刊紙「ヴァタネ・エムルーズ (Vatan-e Emrūz)」に発行許可を与えた。同時期、社会保障機構庁の刊行物「アーティエ (Ātiye)」が週刊誌から日刊紙 (名称をホルシードに変更) へ変更する手続きをスピード承認した¹⁹⁷。社会保障機構庁は大統領府直轄であり、アフマディーネジャード大統領が最も力を入れた貧困層への国の財政の分配策を主導していた省庁である。社会保障機構庁の定期刊行物が週刊誌から日刊紙になることは、原理派政権の支持候補のメディア活動の機会が増えると考えられる。

しかし、これに対して司法府が本研究の理論で想定した通り実施部門が発禁や閲覧禁止にした改革派のメディアに再発行許可を与えることはなかった。もっとも、司法府が改革派メディアの再発行に向けて努力や調整を全くしていなかったわけではない。例えば、2007年3月11日、テヘランの刑事裁判所76支部は、「シャルグ」の編集長が約900ドルの罰金を支払うことと引き換えに、同紙の発禁を解除した¹⁹⁸。また、テヘランの公務員法廷第6支部は、元テヘラン市長でKS創設者の一人ゴッラムアリー・キャルバスチー¹⁹⁹が編集する「ハ

¹⁹⁶ “Iranian Pragmatic Conservative Site Filtered over Mild Criticism,” *BBC Monitoring World Media*, 2 May 2007.

¹⁹⁷ “Laghv Emtiyāz-e Āriyā va Sadūr-e Mojavez barā-ye Havādārān-e Ahmadīnezhād,” *RF*, 23 January 2008/3 Bahman 1384.

https://www.radiofarda.com/a/f2_two_new_pro_Ahmadinejad_newspaper/431570.html (2021年7月11日閲覧)

¹⁹⁸ BBC Monitoring Middle East – Political. “Ban on Iranian Reformist Daily Lifted,” 11 March 2007. Translation of report from *Fars News*, 11 March 2007.

¹⁹⁹ 1990年にテヘラン市長に就任したキャルバスチーは、テヘラン市の財政を国の財政から独立させることを目標に、土地や不動産の税率を上げ市独自の財源を拡充することに成功した。さらに、その収益を、高速道路の建設や公園施設の整備など都市の住環境の改善に還元した。キャルバスチーは、そのような市政を日刊紙「ハムシャフリー」を通して市民に広報することで、市民から絶大な人気を誇っていた (Rouhani 2003: 173-174)。しかし、1998年、キャルバスチーは汚職容疑で逮捕され、2年の禁固刑、罰金、10年間の公職追放という内容の有罪判決を受け、失脚する。なお、汚職が摘発された理由は、改革派市長率いる首都テヘラン市が独自の財政体系を形成しつつあったことが、聖職者と革命防衛隊の既得権益を脅かすと考えられたためだと指摘されている (Maloney 2015: 281-282)。

ムミハーン」に約 500 ドルの罰金を命じた上で、発禁を解除した²⁰⁰。しかし、いずれの新聞も、アフマディーネジャード政権批判を理由に選挙期間前に報道監査委員会によって再び発禁処分を受け、改革派政治家が選挙期間中のメディアとして利用することができなかった。

このように、第 8 期国会選挙のメディア活動で原理派の不正度合いの選好がメディア活動に反映される結果となった理由は、ハータミー政権期に緩和されたメディアに対する制約を再び強化する必要性を原理派と伝統保守派が共有したためだと思われる。実際、テヘラン検事長には、ハータミー政権期に報道法廷の裁判所長として、改革派プレスの検閲やジャーナリストの逮捕を積極的に行ったモルタザヴィーが就任していた。つまり、2008 年第 8 期国会選挙ではメディア活動の監視を担う司法機関にも原理派が登用されていたのである。そのため、EMBs の二元構造が上手く機能しなかったと思われる。

次に、2012 年の第 9 期国会選挙のメディア活動で EMBs の二元構造が作用しなかった理由を述べる。2009 年の大統領選挙後に発生した不正選挙に抗議する大規模な路上抗議運動の影響を受けて、改革派系の出版物やウェブサイト新たに発行許可が付与されることはなかった。抗議運動の発生後、改革派政党 IIPF、IRMO、KS の政党员、および改革派系ジャーナリストが連日のように逮捕され、彼らが編集する新聞や雑誌が発禁処分、ウェブサイトも閲覧禁止処分を受けることとなった。これらの改革派メディアへの弾圧は、イスラーム共和制の維持という目標を共有する伝統保守派と原理派の協力のもと行われた。従って、第 9 期国会選挙では、選挙の実施と監視を担う主体の党派がたとえ違ったとしても、メディア活動に関する不正度合いの選好は一致していたと考えられる。

2-4. 選挙資金管理

本節では、選挙活動に区分される選挙資金管理を検討する。原理派政権期に観察されるであろう事象は次のようになる。まず、原理派の実施部門である内閣または立候補者によって、原理派の当選を確実にする選挙資金の不正が発生する兆しが見られる。次に、監視部門の司法府が選挙資金の不正の発生を防ぐ。この段階には、司法府による実施部門や候補者に対する圧力による選挙不正抑止と不正の妨害の二つが想定される。

なお、ここでは、第 9 期国会選挙前のみ取り上げる。第 8 期国会選挙では、原理派による

²⁰⁰ BBC Monitoring World Media. “Court Acquits Former Tehran Mayor; Lifts Ban on His Newspaper,” 12 March 2007. Translation of report from *ILNA*, 12 March 2007.

選挙資金の不利利用が発生した疑いがもたれているが、監視部門がそれを阻止できなかったからである。具体的には、国会によって選出される会計検査院・院長（2004 年 11 月—2008 年 7 月）モハンマド・レザー・ラヒーミー（Moḥammad-Rezā Rahimi）が、第 8 期国会選挙の立候補者 170 人に公的資金を選挙活動資金として渡すという不正が発生した疑惑がもたれている²⁰¹。現在までのイランでの裁判を踏まえると、アフマディーネジャード大統領も同意の上で行われたとされる²⁰²。

仮に、この疑惑が事実だとすれば、なぜ監視部門は、このような原理派政権による過度な不正を妨害しなかったのだろうか。おそらく、妨害する意思が無いというより、ここでは能力不足が原因ではないかと思われる。イランでは、国会に直属する会計監査院は、本来、内閣に対し独立の地位を有し、国の決算を検査し確認する役割を担う。しかし、会計監査院自体の汚職をチェックする仕組みが当時のイランには存在しなかった。

（1）実施部門による過度な不正

それでは、第 9 期国会選挙の選挙資金活動をめぐる動向について検討を始めたい。2011 年、アフマディーネジャード政権は「補助金目的化法（Qānūn-e hadafmandī-ye yārāneh）」（2010 年 1 月施行）に基づき、高所得者を除く全ての有権者に第二回現金給付（月 45,500 トマン、当時の物価米 15 キログラムほど）をイラン歴 1390 年度中（国会選挙が開催される 2012 年 3 月まで）に実施する法案を国会に提出した²⁰³。政権は、選挙期間中に現金給付を行うのは投票率を上げるために必要で有効な政策だと説明した²⁰⁴。

「補助金目的化法」は、イランの歳出の 40 パーセント（2006 年時点）を占めていた補助

²⁰¹ ラヒーミーは、2015 年 1 月、社会保障機構長時代の公的資金の横領などの罪で禁固刑 5 年 9 カ月と罰金の有罪判決を受けた。汚職の一つに、第 8 期国会選挙の立候補者 170 人に、国庫からあわせて 1 億 2 千万トマンの選挙活動資金を渡した疑惑も含まれる。*Īrān*, 16 Shahrīvar 1398/ 7 September 2019, p.1,3.

²⁰² 法廷において、ラヒーミーからアフマディーネジャード大統領宛ての書簡が公開され、本人も認めている“Vākensh-hā-ye Barkhi Osulgerayan-e Majles be Mahkumiyat-e Rahimi,” *RF*, 5 Bahman 1393/ 25 January 2015. <https://www.radiofarda.com/a/fl12-iran-rahimi-case-reactions/26812121.html> (2021 年 7 月 5 日閲覧)

²⁰³ 第 8 期国会経済委員長ゴラームレザー・メスバーヒーモガッダム（Meşbāhī-Moqqadam）の国営放送とのインタビューを参照“Enteqād-e Meşbāhī-Moqqadam az Tasmīm-e Dowlat barā-ye Pardākt-e Pūl dar Āiyām-e Entekhābāt,” *Mehr*, 1 Esfand 1390/ 26 February 2012 <https://www.mehrnews.com/news/1536751/> (2021 年 6 月 4 日閲覧)

²⁰⁴ *Mehr*, 26 February 2012.

金には浪費が多いという問題から、補助金額を削減すると同時に、貧困層への相対的な分配を増やす目的で制定された法律である（Harris 2010: 37）。なお、革命後のイランにおいて、補助金の分配は歴史的に議論されてきた問題であり²⁰⁵、アフマディーネジャード政権に特有の政策ではない。

選挙不正の分析で注目すべきは、政権支持層に対する補助金の分配が現金給付という分かりやすい方法で選挙期間中に実施されるということである。一般に、権威主義国では与党が国の財政を支配しているため、選挙期間に合わせた支持層への補助金の増加によって現職への票を恣意的に誘導することが指摘されている（Magaloni 2006; Blaydes 2011）。イランの当時の状況はこうした先行研究の指摘に近い。まず、「アフマディーネジャード政権の支持層は都市部の低所得者層である」（Ghessari and Sanandaji 2009: 291）。また、選挙期間中の現金給付の対象が低所得者層であることから、政権と同じ原理派候補への票の誘導を示唆するものである。これは原理派政権による過度な不正と見られる。

（2）監視部門による中程度までの揺り戻し

原理派政権による選挙資金の不正の試みは司法府と連携した第 8 期国会の伝統保守派議員によって阻まれた。2011 年 10 月、JRM 幹部メスバーヒーモガッダム第 8 期国会予算委員長（第 7 期国会では経済委員長）が、アフマディーネジャード政権が「補助金目的化法」の履行に違反しており、さらに選挙期間中の現金給付は選挙不正であるという理由から、第二回現金給付に反対を表明した²⁰⁶。政権の違法行為とは、国会管轄の会計検査院の報告によると、政府による第一回現金給付の報告を監査したところ根拠のない支出の財源が発覚したというものである。具体的には、現金給付に支払った財源として政府が報告書に記録した 1 兆 5 千億トマン（約 15 億米ドル）の支出の財源は、法律では法人税の引き上げによる増収から支払う規則であるにもかかわらず、実際にはそれに反して石油省から 3 千億トマン、中央銀行から 5 千億トマンが支出されていた²⁰⁷。このように、歳出予算に基づかない財源から

²⁰⁵ 革命後のイランでは、王政時代の偏向した経済政策の影響により、国内の各階層間で所得格差が拡大したとし、その是正と低所得層の救済のために様々な補助金政策を実施した。代表的なのは、小麦、農業用肥料、ガソリンなどである。ただし、時の経済状況に応じて、予算に占める補助金の金額や対象品目の見直しが何度も変更されてきた。詳細は、岩崎（1998）を参照。

²⁰⁶ Mehr, 26 February 2012.

²⁰⁷ “Takhlof-e 15 Milirād Dolārī Dowlat dar Barnāme Hazf-e Yārāneh-hā,” *BBC Persian*, 21 Shahrivar

の支出は違法であるとメスバーヒーモガッダムをはじめとする第 8 期国会の伝統保守派の議員が非難したのである。

結局、第 8 期国会は内閣が提出した第二回現金給付を中止し、現金の代わりに社会保障サービスの補助金に充てる内容を盛り込んだ法案を第 9 期国会選挙が開催される前（2011 年 12 月 27 日）に可決した²⁰⁸。そして、国会が修正を加えた改正補助金目的化法案は 2012 年 5 月に監督者評議会によって承認された。このようにして、原理派候補に有利な選挙資金管理の過度な不正の発生が妨げられたのである。

もっとも、現金給付を差し止めたのは本研究が想定する監視部門（監督者評議会や司法府）ではなく、国会であったという観点から、EMBs の二元構造が作用していないという批判も考えられる。しかし、公的資金を選挙活動に不正に利用することについて監視部門による対策も講じられていた。

投票日から約半年前の 2011 年 9 月、司法府長官サーデグ・アーモリー・ラーリージャーニー（Šādeq Āmolī Lārījānī）は、検事総長ゴラームホセイン・ホセイニー・エッジエイ（Gholāmhoseyn Hosseynī Ezzhī）に、政府高官による約 3 億米ドルの公的資金の横領事件の関係者を逮捕するように命じた。この事件は、運輸省傘下の鉄道建設会社代表取締役メアフアリード・アミール・ホスラヴィー（Meh Āfarīd Amīr Khosravī）²⁰⁹、およびメッリー銀行頭取マフムード・レザー・ハーヴァリー（Maḥmūd-Rezā Khāvarī）²¹⁰をはじめとする政府高官が鉄道建設事業の予算を個人口座に横領したというものである。9 月 28 日までに検察は元大臣や次官など関係者を逮捕した²¹¹。また賄賂を受け取り、政府高官に資金を不正に提供したとされるサーデラート銀行、メッリー銀行、サマーン銀行の頭取が解任された²¹²。

1390/ 12 September 2011, https://www.bbc.com/persian/business/2011/09/110912_ka_fazli_subsidies (2021 年 6 月 8 日閲覧)

²⁰⁸ “Rūznāme-ye Rasmī-e Mozākerāt-e Jalase-ye ‘Ālanī-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 「国会議事録」 8th Legislature. 398th Session on 12 Bahman 1390/ 1 December 2011, p.15.

²⁰⁹ ホスラヴィーに対する死刑は 2014 年 5 月に執行された。“Iranian Businessman Hanged over Biggest Bank Fraud,” *BBC*, May 24, 2014, <https://www.bbc.com/news/world-middle-east-27554069> (2021 年 6 月 8 日閲覧)

²¹⁰ ハーヴァリーは事件発覚直後に国外に逃亡した。“Former Bank Chief To Be Tried In Absentia Over Embezzling Billions,” *RF*, October 9, 2017, <https://en.radiofarda.com/a/former-bank-melli-chairman-khvari-trial-in-absentia/28781909.html> (2021 年 6 月 8 日閲覧)

²¹¹ Gladstone, Rick and Christine Hauser, “Courts Rebuke Iran’s President with Sentences and Ally’s Firing,” *NYT*, 30 July 2012.

²¹² “Iran’s Government Committee Issues Statement on Embezzlement Case,” *IRNA*, September 28, 2011.

選挙が近づくとつれて、司法府は汚職の取締りをさらに強化した。2011 年 12 月 10 日、立候補登録の約 2 週間前、司法府長官ラーリージャーニーは、経済システム乱用罪特別捜査本部を設立し、本部長には汚職犯罪に対して極刑を下してきた経歴を持つエッセイー検事総長を任命した²¹³。第 9 期国会選挙の立候補登録が開始された 12 月 23 日、エッセイー検事総長は「立候補者やその支持者による選挙不正は犯罪であり、法に基づき罰せられる」と国営放送を通して警告した²¹⁴。さらに 2012 年 1 月 6 日、最高裁判所長官が選挙犯罪特別裁判所を全国に設置したことを公表し、有権者を買収して特定の候補者に投票するよう求めることは犯罪であり、選挙犯罪捜査の対象であると言明した。

公式な選挙活動が開始された 2 月 15 日、司法府長官アーモリー・ラーリージャーニーは、3 億ドル横領事件の関係者 110 人が逮捕され、32 人の有罪が確定し、5 人が死刑や終身刑に値する最も重い罪を犯したと、国営メディアを通して伝えた²¹⁵。その上で、司法府長官は選挙期間中の資金管理に関して「司法府は、選挙実施本部と中央監督委員会と協力し、選挙不正に対処する。残念ながら、これまで選挙犯罪対策本部に立候補者や政治組織による不正の報告が届いている。選挙不正は法に則り迅速に罰せられることに注意すべきである」と警告した²¹⁶。

このように、アフマディーネジャード政権の政府高官による選挙活動資金を含む不正の取締りは、司法府、国会、国会管轄の会計検査院との協力のもと行われていた。従って、第 8 期国会による選挙期間中の現金給付の差し止めはこのような監視部門との調整の一環として位置づけることができる。

これまで、伝統保守派の監視部門が、原理派の実施部門による過度な不正の発生を未然に防いだという本研究の仮説を裏付ける事実を説明してきた。ここで、監視部門が中程度の不

²¹³ “Azmūn-e Qovve-ye Qazaye-ye dar Barkhord bā Ekhlāl-gara-e Eqtesād,” *KKM*, 19 Āzar 1390/ 30 November 2011, <https://www.icana.ir/Fa/News/184746/> (2021 年 6 月 4 日閲覧)

²¹⁴ “Abtnām-e Dāvotalabān-e Namāyandegi Majles az Shanbeh Āqāz mi-shavad,” *ISNA*, 2 Dey 1390/ 23 December, 2011, <https://www.isna.ir/news/9010-00512.188737/> (2021 年 6 月 4 日閲覧)

²¹⁵ 司法府長官は、5 名は国の経済システム保護法に違反し、その処罰は贈収賄、横領及び詐欺に関する処罰法第 4 条「贈収賄により財産を不正に取得した場合、全て返還せねばならない。加害者は、罰金を支払い、政府の職務から永久的に追放し、15 年から終身刑に処される」に該当すると公表した。“5 Nafar az Mottahamān-e Parvande Fesād-e Mešdāq-e Mofsed-e fel arzī Hastand,” *KKM*, 26 Bahman 1390 / 15 February 2012, <https://www.icana.ir/Fa/News/190105/5-> (2021 年 6 月 4 日閲覧)

²¹⁶ *KKM*, 15 February 2012.

正は許容したという仮説に対応する事実についても触れておく必要がある。第 8 期国会の伝統保守派議員、および監視部門の司法府や監督者評議会は、民営化をめぐり、アフマディーネジャード政権が公共セクターの株を革命防衛隊やバスィージ傘下の企業に優先的に売却していることについて、第 9 期国会選挙の選挙期間中も継続を許可した（Alfoneh 2013: 181）。これは、現金給付ほど露骨ではないが、原理派政権が支持層である革命防衛隊やバスィージに経済的利益を優先的に分配し、原理派候補への票の誘導を招く不正にあたる。これは、伝統保守派、特に改革派候補がアクセスできない選挙活動資金を、原理派が利用しているという観点でも、他の党派の候補と比較して原理派候補を優位にする操作である。従って、伝統保守派の監視部門は公正な選挙資金活動に志向しているわけではないと言える。

2-5. 開票・結果公表

本節では、選挙後に区分される開票・結果公表プロセスを分析する。原理派政権に観察されるべき事象は次の通りである。まず、原理派の実施部門によって原理派候補を有利にする開票作業や結果の改ざんがなされる。次に、伝統保守派の監視部門が実施部門の犯した不正を部分的に修正するというものである。

なお、ここでは第 8 期国会選挙のみを取り上げる。むしろ第 9 期国会選挙の開票・結果公表プロセスでも不正は見られた。しかし、実施部門と監視部門の間で不正度合いに程度の差は無かった。具体的には、明白に不正と分かるような過度な不正は実施部門の作業段階でも生じなかった。その理由は先の立候補者登録で見た改革派の有力候補のボイコットである可能性が高い。すなわち、有力な改革派候補が選挙をボイコットしたために、改革派の当選を妨害するためにあえて過度な不正を犯す必要がなかったのである。

(1) 実施部門による過度な不正

検討に際し、二つの選挙区の事例を取り上げる。一つはこれまでと同じ理由でテヘラン選挙区である。もうひとつはイーラーム選挙区であり、この選挙区では原理派による過度な不正から伝統保守派による中程度の不正への調整が明白に見て取れる。

第 8 期国会選挙の第 1 回投票は 2008 年 3 月 14 日に行われた。テヘラン選挙区での過度な不正の発生は投票所での開票の段階から始まっていた。第 1 章第 2 節で述べた通り、イランでは候補者が一定数の投票所に対して投票開始から結果報告書の作成まで代理人を選挙に立ち会わせることができる（国会選挙法第 55 条）。この法律に基づき、改革派候補はテ

ヘラン選挙区約 4,000 箇所の投票所のうち 500 から 600 箇所に代理人を配置していた。しかし、第 8 期国会選挙では、開票が始まると同時に、投票所の責任者である首長代理が改革派候補の代理人投票所から強制的に退出させた²¹⁷。そのため、原理派と伝統保守派の候補は代理人を介して開票中の過失の有無を確認できたが、改革派候補は開票中に不正が発生したと思われる場合でもそれを証明する根拠を不服申し立て書に記入できなくなった。

これは、改革派政権期は言うまでもなく、伝統保守派政権期でも発生し難い、原理派政権に特有の過度な不正と考えられる。体制の宗教指導者（つまりイスラーム法学者）はイスラーム共和国憲法およびその憲法のもとで制定された法律を遵守することを彼らの統治権を正統化する手段の一つとしている。よって、改革派候補の代理人を投票所から特段の理由なく退出させるような国会選挙法第 55 条の違反は体制の宗教指導者が自ら権力の正統性を否定するに等しい。

投票所での開票後も、中央レベルにおいて原理派の実施部門による開票・結果公表プロセスにおける不正が続いた。内務省は、集計作業が始まると、政府系メディアを除いて全てのメディアを内務省の建物から特段の理由もなく退出させた²¹⁸。そして翌日、プールモハンマディー内相は、テヘラン選挙区の集計の結果、19 人が当選に必要な有効得票数の 25 パーセント以上を獲得し、その全員が原理派と伝統保守派の連合 JMO の候補だと発表した。ここで過度な不正が疑われる理由は、テヘラン選挙区の改革派連合の責任者ホセイ・マルアシー（Hoseyn Marashī）が疑問を呈した通り、投票後わずか半日でテヘラン選挙区の約 4,000 箇所の集計を手動開票で終えることが非現実的な点にある²¹⁹。

次にイーラーム州のイーラーム選挙区（2 議席）の事例を検討する。イラクとの国境に位置するイーラーム州は、ペルシャ系の民族が大半を占めるイランの中では、最大のマイノリティをかかえる州の一つである。2010/11 年のイラン国勢調査によると、イーラーム州人口の 79.6 パーセントがクルド系、10.7 パーセントがロール系、6.1 パーセントがクルド系の別の民族、1.8 パーセントがアラブ系、そしてペルシャ系はわずか 1 パーセントに満たないとされる（Aliakbari, Gheitasi, and Anonby 2015: 839）。イーラーム選挙区は、イーラーム州中央の

²¹⁷ ハータミー元大統領とキャッルービー元議長（NTP 党首）が連名で監督者評議会に宛てた不正の調査依頼に関する書簡を参照。E'temād, 17 Farvardīn 1387/ 5 April 2008, p.6.

²¹⁸ E'temād, 5 April 2008, p.6.

²¹⁹ テヘラン選挙区の改革派連合の責任者マルアシーによる声明を参照。Īrān Emrūz, 26 Esfand 1386/ 16 March 2007, <https://www.iran-emrooz.net/index.php/news1/15642/>（2021 年 6 月 5 日閲覧）

イーラームの他に、エイヴァーン (Eyvān)、シルヴァーン (Sirvān)、チャルダーヴォル (Chardāvor)、メフラーン (Mehran) を併せた5つの行政区で構成され、2議席が割当てられている。この5つの行政区の人口は全てクルド語族である (Aliakbari, Gheitasi, and Anonby 2015: 840)。

イランでは、マイノリティが人口の大半を占める州の有権者は、人権保護政策の一環としてマイノリティの権利擁護を重視する改革派政党や政治活動家を支持する傾向が強い (Gheissari and Sanadaji 2009)。実際、イーラーム州の投票傾向を見てみると、1997年、2001年、2005年の大統領選挙、2000年の国会選挙の全てにおいて改革派候補に最多票が投じられていた (Gheissari and Sanadaji 2009: 286)。言い換えると、イーラーム選挙区は人権保護を軽視する原理派や伝統保守派が劣勢な選挙区である。

しかし、改革派がイーラーム選挙区において2008年の国会選挙前に優勢だったとは必ずしも言えない。なぜなら、前回の国会選挙では、第7期国会の原理派政権の支持会派「イマーム・ホメイニーと最高指導者戦線」に属するような候補者も2位当選していたたからである。また、イランの地方選挙区では地方行政府から提供されるサービスが有権者の投票行動に影響を及ぼしやすいことが先行研究 (Raisi 2020: 21) で明らかにされている。そのため、これまでの国会選挙とは違い、後述するように原理派の人物がイーラーム州の行政府を担っている場合、原理派候補が優勢になる可能性もある。総じて、イーラーム選挙区の2議席をめぐる争いはどの党派が優勢かは不透明な状況にあると言える。

第8期国会選挙では、イーラーム州の選挙実施の責任者の党派の傾向は原理派に近いと考えられる。州知事モジュタバー・エラーイーは革命防衛隊出身であり、2012年には殉教者・退役軍人財団の文化担当副団長に就任している。また同選挙区で選挙実施委員長を務めたのエイヴァーン郡長は、バスィージ出身のバスィージアリー・アクバル・アブディー (Ali Akbar Abdi) であった²²⁰。いずれも出身母体が原理派支持層の革命防衛隊とバスィージであることから、選挙不正の選好は原理派に近いと見ていい。

2008年3月15日、イーラーム選挙区の実施委員会は第1回投票で当選に必要な25パーセントの得票数を獲得した候補者が不在と発表した。第2回投票に進むと発表された上位4

²²⁰ イーラーム地元ニュース「イーラーメ・エムルーズ」とアブディー首長とのインタビューを参照 “Mosahebeh Ekhtesas Butak ba Ali Akbar Abdi,” *Īlam Emrūz*, 29 Ordibehesht 1387/ 18 May 2008, <https://www.ilamtoday.com/news/show/?ihwffxkyu-> (2021年6月23日閲覧)

名は、①アリー・アクバル・マティン（31,649 票）、②ダーリュシュ・ガンバリー（26,131 票）、③アリー・アクバル・バスターミー（25,410 票）、④シャープール・プーラーディー（24,886 票）である²²¹。①現職議員のマティンは第 7 期国会の政権支持会派「イマーム・ホメイニーと最高指導者戦線」に属することから原理派候補である。②ガンバリーも現職議員であるが、伝統保守派 EFO、改革派 NTP、改革派連合の三つのリストから推薦を受ける改革派候補である。③バスターミーは改革派 NTP の推薦候補、④プーラーディーは伝統保守派 EFO の推薦候補であり、当時イラーーム州道路交通局副局长を務めていた²²²。

さて、この結果公表で問題となったのは無効票数の多さである。実施委員会は、集計した 177,513 票のうち 42,504 票、つまり全体の 29.3 パーセントが無効票だと判断した。しかし、第 1 回投票では結果が見直されず、第 2 回投票が 4 月 25 日に開催された。ここで、あからさまに改革派の有力候補ガンバリーの票を無効にする過度な不正が実施委員会による結果公表のプロセスで発生した。第 2 回投票後の 25 日の夜、地元ニュース「イーラーメ・エムルーズ」で、改革派の現職候補ガンバリーが 1 位、EFO 推薦の伝統保守派プーラーディーが 2 位の多数数を獲得し、2 人の当選が発表された。しかし、翌 26 日の朝、実施委員会は、ガンバリーの票で 7,000～8,000 の無効票²²³が見つかったことを理由に、改革派のガンバリーは落選、原理派の現職マティンが当選したと発表した²²⁴。

(2) 監視部門による中程度までの揺り戻し

それでは、監督者評議会は先に見た過度な不正を中程度の不正まで揺り戻したのだろうか。まず、テヘラン選挙区から検討する。監督者評議会はマルアシー、ハータミー、キャッルービーから実施委員会による開票中の不正の指摘と再開票の要請を受理した。その後、監督者評議会は、テヘラン選挙区の監督委員会に報告書の提出を求め、不服内容を調査した。

²²¹ “Natayej-e Qatei Entekhabat-e Majles-e Shoura-ye Eslami dar Howze Ilam Moshakhas Shod,” *IRNA*, 25 Esfand 1386/ 15 March 2008, <https://www.irna.ir/news/9409891/> (2021 年 7 月 13 日閲覧)

²²² “Fahrest-e Nahai Arayeshi MontakĀbĀn-e Mardom dar Majles va Kandida-ha-ye Dowre-ye Dovvom,” *Mehr*, 27 Esfand 1386/ 17 March 2008, <https://mehrnews.com/x7Bbh/> (2021 年 7 月 13 日閲覧)

²²³ イランは、無効票の多さが、結果操作の代表的な手段であることは先行研究 (Khosravi 1399: 92) でも指摘されている。

²²⁴ ガンバリー候補本人の証言”Ehtemal Bazgasht Daryush Qanbari be Majles,” *Farārū*, 18 Khordad 1391/ 7 June 2012 <https://Farārū.com/fa/news/114979/> (2021 年 7 月 13 日閲覧)

しかし、2008 年 4 月 20 日、監督者評議会は、再開票の必要があるほどの深刻な不正は認められなかったという理由で、実施委員会が公表した原理派と伝統保守派の連合 JMO 候補 19 人の第 1 回投票での当選という結果を承認した²²⁵。

この事実は、監督者評議会が、実施委員会の結果に同意したことから、過度な不正の発生を容認したものと解釈されるかもしれない。しかし、権威主義国一般では与党に不利な選挙不正の不服申し立ては無かったものとして処理される (Birch 2011: 37)。こうした不正への対処と比べると、イランの監督者評議会が原理派の内務省による公表結果に対して (当時の野党にあたる) 改革派候補者の不服申し立てを受理し、さらにそれを審査したことは、ある程度法的手続きに則った措置と見ることができる。しかし、テヘランの事例のように、不服申し立てを受けて審査し不正はなかったと発表するのと、不服申し立てを無視して不正はなかったと発表するのでは、あまり違わないとの批判もあり得る。そのため、もう一つの事例であるイーラーム選挙区における監督者評議会の対応を参照し、EMBs の二元構造が作用していたかを考察したい。

次に、イーラーム選挙区での監督者評議会の対応を見ていきたい。イーラーム選挙区では、第二回投票の結果発表後、改革派の現職候補ガンバリーの投票の無効化に抗議する支持者がエイヴァーン行政区庁舎を襲撃した。地元警察が暴徒化した有権者に対して発砲するなどして、2008 年 4 月 27 日までに 4 人が死亡、13 人が重軽傷を負う被害が出た²²⁶。このデモの発生を受けて、監督者評議会は特別調査団をイーラーム選挙区に派遣した。調査の結果、監督者評議会は改革派のデモ参加者が非難した実施委員会によるガンバリーの得票数の無効化を不正だとは認めなかった。しかし、原理派の現職候補マティンの票にも不正投票があるとしてその分を無効化したことで、最終的に改革派の現職候補ガンバリーの当選が認められた²²⁷。

この事例から読み取れるのは、監督者評議会が改革派のデモ参加者が非難した実施委員会によるガンバリーの票の無効化を不正行為とは認めていない、つまり実施委員会による不正を見逃したことである。しかし同時に、監督者評議会は、原理派候補にも不正投票があったにもかかわらず実施委員会がそれを見逃していた点について、不服の審査中に修正し

²²⁵ *Āftāb*, 1 Ordībehesht 1387/ 20 April 2008, p.12.

²²⁶ “Dargiri-ye Khunin Entekhābāti dar Ivan-e Gharb,” *BBC Persian*, April 27, 2008, https://www.bbc.com/persian/iran/story/2008/04/080427_mf_me_ivan_update (2021 年 6 月 22 日閲覧)

²²⁷ *Farārū*, 7 June 2012.

たことで、最終的には公正な結果を出したと認めることができる。これらをあわせると、全体としてはイーラーム選挙区において監督者評議会が過度な不正を中程度の不正にまで戻したと判断できる。

第3節 小括

本章では、イラン特有の EMBs の二元構造が過度な不正から中程度の不正へという不正度合いの調整に作用しているという仮説を、アフマディーネジャード政権期の国会選挙管理を事例に検証してきた。その結果、メディア活動を除く 4 つの選挙プロセスに仮説が妥当することが明らかになった。

また、原理派が選挙実施を担う時、反体制勢力の排除という伝統保守派と共通した利点以外にも内閣信任や法案承認の権限を持つ国会との対立を解消し経済的利権を拡大するという不正の利点が存在することも確認した。さらに、原理派が選挙実施を担っている時、たとえ不正が発生しても、改革派のように司法府から罰せられることも、原理派支持の有権者が反発することもないという事実を確認した。

選挙プロセスの監視部門を担っていた伝統保守派は、原理派政権期の大統領選挙で発生した過度な不正を受けて、支持層が過度な不正に抗議しデモに参加する、次の選挙で再び過度な不正が発生した場合ボイコットする可能性があるなどの、不正の欠点に直面していたことも示した。一方で、反体制勢力の当選を妨害するという不正の利点はあるため、たとえ過度な不正を公正な方向に戻しても、ある程度の不正の発生は許容するということも確認した。

最後に、EMBs の二重構造以外に、原理派政権期の不正を中程度に抑えることに効果を与えた要因として可能性のあるものを考察しておきたい。第一に、リソース不足である。アフマディーネジャード政権期は、政権による経済・財政政策におけるミスマネージメントが先行研究で指摘されているが、第 8 期、第 9 期国会選挙ともに、原理派政権の財政がひどく悪化していたわけではない。2008 年第 8 期国会選挙前、国際的な石油価格の上昇に伴い、イランの歳入の 8 割を占める石油収入は、「ハータミー政権では 8 年かけて 176 億米ドルの収入を得たところ、アフマディーネジャード政権では半分の 4 年間で 266 億米ドルの収入を得ていた」(Randjbar-Daemi 2018: 199)。

2012 年の第 9 期国会選挙前は、2008 年以降の国際的な石油価格の下落 (Harris 2010: 37)、2009 年の大統領選挙前に石油省と中央銀行から 24 億米ドルを年金機構のため支出したこ

とによる国内財政のひっ迫（Ansari 2019: 445）など、数々の経済問題が浮き彫りになった。しかし、それはアフマディーネジャード政権が、原理派支持層に対して分配する資源までも失ったことを意味しない。実際、第9期国会選挙前、2010年5月10日、石油省は、革命防衛隊が運営する経済団体ハータム・アル・アンビアーに850万米ドルの予算のパイプライン建設プロジェクト、6月4日には5億米ドルの予算の油田開発プロジェクトを与えた（Alfoneh 2013: 177）²²⁸。つまり、政府の財政状況が厳しくなっていたとしても、原理派支持層に分配するだけの資金は残っており、それを選挙時も分配できたはずだと考えられる。しかし、実際には選挙時に過度な不正が生じなかったのは、EMBsが原理派の政権だけによって一元的に管理されておらず、伝統保守派の監視部門が存在しているからだと言える。

第二に、欧米の圧力である。第8期国会選挙前は、特に欧米の民主化圧力を回避するのに役立つとされるイランの対中経済関係が強化された時期であった。2006年に国連安全保障理事会が核兵器製造疑惑を理由に対イラン経済制裁を採択して以降、中国への石油輸出量が大幅に増加した。ハータミー政権期には8年間で5パーセントの伸びであったのに対し、アフマディーネジャード政権が2005年に発足してから2008年までの3年間で同等の約5パーセントの伸びがあった（Maloney 2015: 410）。また、2012年の第9期国会選挙前、アフマディーネジャードの強硬な核政策に伴い、国際的な制裁が強化されたことによって、ほとんどの欧米の投資家がイランから撤退した。他方、イランでは人口増加に伴いガスの供給量が増加していた。これを補うために、イラン政府は中国石油天然気集団（China National Petroleum Corp）に油田開発の権限を与えていた（Maloney 2015: 408）。これらのことから、アフマディーネジャード政権は選挙不正による欧米との貿易量や投資の減少を懸念する必要がなかったと考えられる。つまり、第8期、第9期国会選挙ともに、欧米からの圧力強化が原因で選挙不正が中程度になったとは言えない。

第三に、反対派の結束である。2008年第8期国会選挙前、IIPF、IRMO、KS、NTP、MRMなどの改革派政党の候補は、ハータミー前大統領の改革派政策を支持するという目標の下、連合を組んでいた。しかし、「イランでは普段別々に活動している改革派の勢力が選挙時限定で形成する連合は脆弱であり」（Rievetti 2017）、選挙のボイコットやデモなどの恐れを伝

²²⁸ 石油省がこのような予算を付けることができた理由は、公定レートと市場レートの差を利用して余剰の収益を不当に着服していたためだとされる（アフマディーネジャード政権の任期終了後、この不正は会計監査院によって暴かれる）。

統保守派の監視部門に与えるほど強いものではなかった。つまり、反対派の結束も当時は強いものではなかったので、二期にわたる国会選挙における中程度の不正の要因となったとは考えがたい。

2009 年の大統領選挙では、改革派の候補者と広範な支持層が結束し、不正選挙に抗議するデモが行われた。しかし、その後初の国政選挙でなった 2012 年の第 9 期国会選挙においては、もはやそうした結束は存在しなかった。リヴェッティ (Paola Rivetti) によるイランでのインタビュー調査に基づく研究によると、2009 年の不正選挙への抗議デモ参加者やその関係者（と体制から見なされた者）に対する厳しい弾圧を目の当たりし、改革派支持層の若者（特に学生）は政党などの組織に加入すると弾圧対象になる可能性が高いと考え、組織活動を避ける傾向が強まった (Rivetti 2017:8)。つまり、反対派の結束は、アフマディーネジャード政権期の国会選挙における中程度の不正の発生に影響を及ぼすほどのものではなかった。

第4章 ロウハーニー政権期の国会選挙管理

本章では、ロウハーニー政権期の国会選挙管理を事例に、実施部門と監視部門の選挙不正に対する選好が同じとなる伝統保守派政権期には、公正な選挙にはならないが、過度な不正もほとんど発生せず、中程度の不正が発生するという仮説を検証する。

第1節では、ロウハーニー政権期の第10期、第11期国会前の党派の趨勢に焦点を当て、伝統保守派が国会選挙で多数派を形成できるほど優勢か、あるいは選挙の行方が不確実であるかを確認する。また、過度な選挙不正が発生した場合、伝統保守派の支持者が選挙ボイコットやデモに参加する可能性があるか否かを検討する。さらに、ロウハーニー政権期、たとえ政権が国会と特定の政策をめぐる対立しても最高指導者の任命機関の支援を受けて政策を遂行できるかどうかを確認する。

第2節では、EMBsの二元構造が5つの選挙プロセスにおいて中程度の不正に影響を及ぼすメカニズムの事例分析を行う。その際、伝統保守派の人物が選挙の実施を担っており、それゆえに実施部門の活動範囲内で中程度の不正に調整されているか否かを見る。また、監視部門を担う伝統保守派は、実施部門が行った選挙管理業務の不正度合いを公正な方向にも、過度な不正にも、変化させずに承認するという事実が見られるか否かを確認する。

第3節では、本章の議論をまとめるとともに、EMBsの二元構造以外に中程度の不正に影響を及ぼす要因について考察を加える。

第1節 背景

1-1. 国会選挙前の形勢

ここでは、2016年の第10期国会選挙において伝統保守派が全国的に国会で多数派を形成できるほど優性であったかどうか、2013年第12期大統領選挙の結果を基に分析する。2013年6月に開催された大統領選挙で、ロウハーニーは過半数をわずかに上回る50.71パーセントの得票率で初当選した。当時、ロウハーニーを大統領に推薦した政治勢力は、1999年に第5期国会の右派（伝統保守派の聖職者よりも若手の非聖職者、テクノクラート）議員を中心に発足したMDPである。加えて、改革派もロウハーニーを支持していた。これは、ハータミー政権期の第一副大統領アーレフがロウハーニーへの支持を表明し、投票日の4日前に立候補を辞退したことに見て取れる（佐藤2013; 坂梨2014）。

なお、2013年の大統領選挙に出馬した伝統保守派の候補はロウハーニーだけではないこ

とに注意する必要がある。最高指導者を筆頭とする体制の宗教指導者側に近い候補はガーリーバーフ（革命防衛隊出身・テヘラン市長）、レザーイー（革命防衛隊出身・体制公益判別評議会事務局長）、ヴェラーヤティー（元外相・最高指導者外交顧問）の3名である。この3名を伝統保守派とみなす根拠は、大統領選挙前の2013年5月28日、JRM党首メフダヴィーカニーの事務所における選挙対策会議に3名が出席したことである。この会議には、体制の宗教指導者を輩出するJRMとJMHEQの聖職者も出席した²²⁹。このような体制の宗教指導者との親交から3名の候補を伝統保守派に区分する。3人の票を合わせると、全国で33.31パーセントの得票率²³⁰であった。

原理派は「持続戦線」サイド・ジャリーリー（革命防衛隊出身・SNSC書記）が出馬した。しかし、得票率は11.35パーセントにとどまった。この結果を一瞥すると、原理派が全国的に第10期国会選挙前は劣勢だったように思われる。しかし、国会選挙の直近の全国的な党派の趨勢を2015年1月の州最高評議会（Showrā-ye ‘Ālī-ye Ostān-hā）の議長選挙の結果で見ると、74票のうち42票で議長に選出されたのは原理派ゴラームレザー・バスィーリープール（Gholamreẓā Bašīrīpūr）（マシュハド市議会代表）であった。州最高評議会とは全国の主要都市の市議会（国民の直接選挙で選出）の総会であり、1年に1度議長選挙が開催される。バスィーリープールは、革命防衛隊やバスィージなど軍出身ではないが、対イラク戦争中、国境地帯の激戦区の一つフーズスターン州の都市シューシュタル、アンディームシュク、デズフルにおいて郡長を務めた経歴を持つ²³¹。マシュハド市議会選挙でも「持続戦線」に推薦されていることから、原理派に区分される。

まとめると、2016年第10期国会選挙前の全国的な党派の趨勢は、大統領選挙レベルだと改革派とロウハーニー支持の伝統保守派がやや優勢、体制の宗教指導者に近い伝統保守派が次点と見られる。しかし、市議会のようにより地域に近いレベルの選挙では、全国的に原理派がわずかに優勢という状況であった。従って、伝統保守派が国会選挙で多数派を形成で

²²⁹ メフダヴィーカニー事務所での会議では、3名の中から候補者を一本化するかが検討された。出席者は、JRMからタグヴィー、メスバーヒーモガッダム、ナーサヒー、JMHEQからナーゼリーシャーホルディー、ジャムシーディー、ガルヴィーであった（Qeysārī 1395: 214）。

²³⁰ 2013年大統領選挙の得票率は Zarqānī and Razvīnezhād（1395: 87）を参照。

²³¹ マシュハド市の公式ウェブサイト参照 Showrā-ye Eslāmī-ye Shahr-e Mashhad, n.d.

“Gholāmreẓ Bašīrīpūr,”

https://shora.mashhad.ir/former_managers/7237905-%D8%A8%D8%B5%DB%8C%D8%B1%DB%8C-%D9%BE%D9%88%D8%B1.html（2021年7月26日閲覧）

きるかどうかは不確実だったと考えなければならない。

次に、2020 年第 11 期国会選挙前の趨勢を概観する。2017 年 5 月の第 12 期大統領選挙では、伝統保守派 MDP と改革派に支持されたロウハーニーが 57 パーセントの得票率で再選を果たした。前回より得票率は伸びているが、わずかに過半数を上回るというレベルは変わらない。次点は、他の聖職者候補エブラーヒーム・ライースィーの 38.5 パーセントであった²³²。ライースィーは、メスバーフヤズディーではなく、ホメイニーの同志が運営する宗教学院で学んだ聖職者である。ハーメネイーが最高指導者に就任して以降、ライースィーは司法府でキャリアを重ねてきた。具体的には、テヘラン高等検察庁検事長、行政機構を含むイランの全般的な国家機構の汚職を取締る国家総合検査院の院長、司法府副長官を歴任している。また、2006 年の専門家議会選挙では JRM と JMHEQ の両方の推薦を受けて初当選した。こうした経歴から、ライースィーは最高指導者や体制の聖職者に近い伝統保守派に区分される。

より地域に近いレベルの党派の趨勢を確認するために、2019 年の州最高評議会の議長選挙の結果²³³を参照する。2019 年の議長選は、改革派 KS モルテザー・アルヴィリー (Mortzā Alvīrī) (テヘラン市議会代表) と原理派のバスィージ司令官経験者²³⁴アリレザー・アフマディー (‘Ālīrezā Aḥmadī) (コム市議会代表) の接戦となった。1 回目の投票で前者が 70 票中 35 票、後者 34 票 (1 票無効) となり、再投票の結果、改革派アルヴィリーが 40 票で、3 期目の連続当選を果たした。

まとめると、2020 年第 11 期国会選挙前の全国的な党派の趨勢は、大統領選挙レベルで見ると改革派とロウハーニーに近い伝統保守派が優勢、ついで優勢だったのは体制の宗教指導者に近い伝統保守派である。しかし、市議会のように地域に近いレベルでは改革派と原理派が同じくらいの勢力であることが分かる。総じて、伝統保守派が 2020 年の国会選挙で確実に多数派を形成できるかは不透明であった。

²³² Thomas Erdbrink, “Rouhani Wins Re-election in Iran by a Wide Margin,” *NYT*, 20 May 2017.

²³³ “Ebqā-ye Mortzā Alvīrī bar Riyāsat-e Showrā-ye ‘Ālī-ye Ostān-hā,” *Khabargozarān-e Pānā*, 21 Azār 1398/ 12 December 2019, <http://www.pana.ir/news/975895> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

²³⁴ 州最高評議会の公式ホームページ参照 Showrā-ye ‘Ālī-ye Ostān-hā, n.d. “Rezume: ‘Ālīrezā Aḥmadī,” <https://www.shoraha.org.ir/Members/Resume/a-ahmadi> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

1-2. 政権と国会

本研究は、第1章で述べた通り、伝統保守派の政権は、たとえ原理派や改革派が多数を占める国会と対立したとしても、最高指導者の任命機関の援助があるため、政権の意向に沿う政策を実行できると仮定している。実際に、ロウハーニー政権と国会が対立した場合、最高指導者の任命機関によって対立は克服されたのだろうか。第10期国会はロウハーニー支持の伝統保守派と改革派の連合が過半数の議席を占めたため、ここでは政権と国会の党派の乖離が大きい第9期国会との対立事例を見ていく。

前章で述べた通り、第9期国会（2012—2016年）においては、改革派が選挙をボイコットしたために原理派と伝統保守派が議席の大半を占めていた。そのため、ロウハーニー政権第1期は、政策をめぐる何度か国会と対立することになった。その最たる例が、2015年のイランと主要6カ国（米・中・露・英・仏・独）との多国間核合意の締結である。国会との対立を検討する前に、ロウハーニー政権の外交安全保障政策の背景を簡単に述べておきたい。ロウハーニーは、対イラク戦争中、最高防衛評議会のメンバーとして軍事戦略をめぐるエリート間の調整役を担った（Randj-bar Daemi 2018: 244）。その時の手腕が評価され、1989年に新設された SNSC の初代書記に当時の大統領ラフサンジャニーによって指名され、同職を2005年8月に辞任するまで継続した（Mousavian 2014: 210）。このように豊富な外交経歴を持つロウハーニーが率いる政権が最も力を入れた政策の一つが先述の主要6カ国との核合意である。

イランは、核兵器の開発疑惑をめぐる、主には欧米諸国との対立を深めた。以降、国連の経済制裁、米国やEU独自の経済制裁がイランに科されている。この経済制裁を解除するために、ロウハーニー政権は発足直後から主要6カ国との交渉を開始した。そして、2015年7月14日、共同歩調包括的合意（JCPOA）を締結することに成功した。合意内容は、イランが核開発活動を一時的に停止する見返りとして、主要6カ国がイランに対する現行の経済制裁を段階的に解除し、新たな制裁を課さないというものであった。

しかし、問題はイラン国内に JCPOA に反する勢力が存在したことである。それが原理派が多数派を占める第9期国会であった。核開発をめぐる欧米諸国に対する一切の譲歩を拒む原理派議員は、イランが JCPOA を履行できなくするために、国際合意を履行するためには国会の承認が必要だと主張し、2015年8月、JCPOA に反対する原理派アリー・レザー・ザッカーニー議員を委員長とする JCPOA 特別審査委員会を立ち上げた。このように、原理派議員の反対によってロウハーニー政権が意図する政策の達成が危ぶまれた。

しかし、ロウハーニー政権は、最高指導者府の協力を得て²³⁵、党派間の対立を調整し、2015年10月12日、賛成161票、反対59票で合意の履行を承認した。そして、監督者評議会が国会通過の2日後の10月14日にJCPOAの履行法案を承認した。このように、伝統保守派ロウハーニー政権は、最高指導者の任命機関の協力を経て、原理派が多数の国会との対立を解消し、政権が望む政策を実施できた。これは、伝統保守派政権は、勝利が不透明な時、選挙不正を犯してまでも国会での多数派を形成する必要があることを示す。

1-3. 支持層の選挙不正への反応

ロウハーニー政権期、選挙の実施と監視を担った伝統保守派の支持層はどういう人びとかを整理しておきたい。まず、ロウハーニーの支持者をエリートレベルで見ると、ロウハーニー自身が第5期国会議員であった時代に同僚であった右派議員（非聖職者、若手、テクノクラートなど）を中心に1999年に結成されたMDPがある。MDP党首はロウハーニー政権の第一副大統領モハンマド・バーゲル・ノーバフトである。MDPは、最高指導者が絶大な権力を握るイスラーム法学者の統治という政治体制を重んじるが（その点で、別のテクノクラート政党KSと異なる）、政策レベルではイスラームや革命などのイデオロギーよりも現実に沿った合理的選択を重視する。つまり、一般国民の有権者でMDPを支持する人々は、最高指導者を宗教指導者として支持するが、行政府の長として現実的課題を解決するリーダーを求める傾向がある。このような特徴から、MDPやロウハーニーは、イスラーム社会の伝統的価値を重んじる最高指導者に近い（つまり監視部門を担う）伝統保守派とは異質なようにも思われるが、人々の政治参加の度合いに関しては、ハータミー政権期の改革派政党IIPFとアフマディーネジャードの支持層となる革命防衛隊やバスィージの中間をとるため、伝統保守派に区分して分析を進める。

他方、監視を担う伝統保守派の支持層は、誰が大統領に選ばれようと、最高指導者ハーメネイーやJRM、JMHEQなど革命以降体制の中枢で権力を掌握する聖職者を国の統治者として認める人々である。革命を経験した世代の人々であり、イスラーム共和制では王政よりも人々の政治参加の権利が認められるという点で現状維持を承認する立場にある。こうした

²³⁵ 票決に至るまでに、最高指導者府アスガル・ヘジャーズィー、国会議長ラーリージャーニー、SNSC書記シャムハーニーが国会での迅速な承認を促すために会合を開いたとされる（貫井2016: 99）。

点で、現体制において人々の政治参加の制約を肯定する原理派支持に傾くバスィージや革命防衛隊の中の若年層とは異なる。

このような伝統保守派の支持層が、ロウハーニー政権期に開催された選挙において、選挙不正に反発して選挙ボイコットやデモに参加したというケースは見られなかった。その理由は、第2節で論ずるように、そもそも彼らが反発するような過度な選挙不正が生じていないためだと考えられる。

背景の最後に、選挙不正が疑われる場合でも、伝統保守派の実施部門は司法府には罰せられない（つまり改革派のような不正の欠点がない）という仮定に対応する事実を確認しておく。ロウハーニー政権期には、改革派や伝統保守派の一般有権者によるデモは発生しなかったが、2017年の大統領選挙後に原理派支持の有権者、具体的にはバスィージがロウハーニー政権による選挙不正を非難して選挙結果を見直す要請を記した抗議文書を監督者評議会に提出した²³⁶。監督者評議会書記ジャンナティーは、政権による選挙不正が発生したことを口頭で認めた²³⁷が、結果を変えるほど深刻なものではないと発表し、結果を認めるよう促した。つまり、伝統保守派の監視部門は、原理派から提供される不正選挙の情報を無条件に承諾して、選挙実施メンバーを罰するわけではないと言える。実際、実施部門の責任者である内相、政務担当内務次官ともに、改革派政権期のように裁判所に召喚され、有罪判決（公職追放）を受けるといった事態は起きていない。これは、伝統保守派の実施部門は、たとえ選挙不正が疑われても、司法府による罰則という欠点がないという理論に対応する事実である。

²³⁶ 抗議文書の内容はロウハーニー陣営が、各州知事や市町村長に対して、ロウハーニーに投票しなければ、その地区や地域の予算を減額すると脅迫し、不正に票を動員した、選挙集会の会場に有権者を政府の公用バスで動員したなど。“Markaz-e Dowlatī barā-ye Rā’y Āvardan-e Rowḥānī Basīj Shodeand,” *SNN*, 26 Ordībehesht 1396/ 16 May 2017, <https://snn.ir/fa/news/606605/> (2021年7月26日閲覧)

²³⁷ ただし、ジャンナティーが認めた不正は、原理派の抗議文書に書かれていたものではなく、投票用紙の投票所への到着遅延のため投票できない有権者がいた、長蛇の列ができて投票時間に間に合わなかった人々がいたなど、テヘランの金曜礼拝指導者（最高指導者任命）アフマド・ハータミーが公表した内容に近い。バスィージ機関誌「ジャヴァーン」Web版を参照「各地の州知事を裁判所に召喚」というタイトル“Ehḡzār-e Ostāndārān-e Mokhtalef be Dādgostārī,” *Javān*, 27 May 2017, <https://www.javanonline.ir/fa/news/853854/> (2021年7月26日閲覧)

第2節 不正度合いの調整：中程度の不正

2-1. 選挙法

EMBsの二元構造が選挙法の制定において不正度合いに影響を及ぼすメカニズムから検討を始める。伝統保守派政権期に想定されるメカニズムとは、まず実施部門の作業段階で公正な規則と改革派を不利にする（反体制勢力が選挙に当選しないように妨害するための）規則が混在する法律が草案される。次に、監視部門が、実施部門の作成した法律に大幅な変更を求めることなく承認する。

ここでは、「国会選挙における選挙活動資金の透明性保証と監督法案（*Tarḥ-e Qānūn-e Shaffāfiyat va Nezārat bar Ta'mīn-e Mālī-ye Fa'āliyat-hā-ye Entekhābātī dar Majles-e Showrā-ye Eslāmī*）」が2020年第11期国会選挙前に制定されるまでのプロセスを事例として取り上げる。なお、この法案は国会提出法案であるが、後述するように、母体となる法案が内閣提出法案であることから、実施部門が主導的役割を担ったものとして分析対象とするに値する。

ロウハーニー政権期に制定あるいは審議された他の国会選挙関連の法案を分析対象から除く理由を述べておく。まず、2016年5月23日に制定された改正国会選挙法は内閣提出法案ではなく、第9期国会の提出法案であり、ロウハーニー政権は法制定に関与していない。もう一つ、2019年3月3日に内閣が国会に提出した「包括的選挙制度法案」がある。この法案は、前章で述べた内閣提出法案と名称が同じことから分かるように、目的も同じで、大統領選挙法、国会選挙法、市町村議会選挙法の規則を統合しようとするものである。だが、この法案は、審議すべき内容の多さから、2020年2月の国会選挙前はまだ国会審議中であり、監視部門の監督者評議会での審査にまで至らなかった。

以上が事例選択の理由である。以下、選挙資金の透明化法の検討に入りたい。

ロウハーニー政権期、選挙法の制定を担った内相はアブドッレザー・ラフマーニー・ファズリー（*Abd Reḡā Raḥmānī-Fazlī*）である。ラフマーニー・ファズリーは対イラク戦争中の革命防衛隊出身の政治家である。ただ、ラフマーニー・ファズリー自身は伝統保守派に近い。そのみなす根拠は、1992年に第4期国会議員²³⁸に選出されて以降、政治家としてのキャリアをアリー・ラーリージャーニーのもとで歩んできたことと関連する²³⁹。アリー・ラーリー

²³⁸ 地元北ホラーサーン州シールヴァンド選挙区で、JRMなど当時のイスラーム右派（伝統保守派）の推薦を受けて初当選した。

²³⁹ 互いに革命防衛隊出身という経歴から、経歴は、国外に拠点を置くイラン人権団体「第三セクター」のWebサイトを参照“*Profail-e 'Abdolreḡā Raḥmānī-Fazlī, 'Arṣe Sevvom,*

ジャーニーも革命防衛隊出身の政治家であるが、革命前、ホメイニーの同志モタッハリーが運営する宗教学院で学んだ²⁴⁰。ラーリージャーニーは、前章で述べた通り、第 8 期、第 9 期国会選挙の出馬にあたりコムの大職者政党 JMHEQ の推薦を受けて出馬した。

また、ラフマーニー・ファズリーは伝統保守派の元国会議長ラーリージャーニーのもとで政治キャリアを積んできた。ラフマーニー・ファズリーは、第 4 期国会議員（1992-1996）の間、ラフサンジャーニー政権のイスラーム文化指導相（1991-1996）であったラーリージャーニーとの親交を深め、1996 年にラーリージャーが国営放送局長に就任すると、国営放送・企画広報担当副局長に任命された。次に、2006 年、ラーリージャーニーが SNSC 書記に就任するとラフマーニー・ファズリーは同評議会・文化社会担当副書記に任命された。さらに、2008 年、ラーリージャーニーが第 8 期国会議長に選出されるとラフマーニー・ファズリーは議長推薦を受けて国会の会計検査院長に選出された。

このような経歴から、ロウハーニー政権で内相を務めたラフマーニー・ファズリーは伝統保守派に区分される政治家と言える。実施部門の党派的傾向を確認したところで、次に、「国会選挙における選挙活動資金の透明性保証と監督法案」の制定プロセスの検討に入りたい。最終的に 2020 年 1 月に制定されたこの法案は第 10 期国会の提出法案であるが、2016 年第 10 期国会選挙前に内閣が第 9 期国会に提出した法案を基に作成されたものである。この経緯について、以下説明を加える。

内相ラフマーニー・ファズリーは、第 8 期、第 9 期国会の会計監査院長として、アフマディーネジャード政権の政府高官による汚職を調査し、国会に報告する役割を主導していた。つまり、前章で述べた、原理派政府高官による公的資金の横領事件の調査を担っていた会計監査院長がラフマーニー・ファズリーであった。国会選挙の運営と関連してラフマーニー・ファズリーが問題視したのは、イランには選挙活動資金の取締りに特化した法律が存在しないことであった。そうした法律の不在ゆえに、第 3 章第 2 節で言及したラヒミー元会計検査院長から第 8 期国会選挙候補者への金銭の受け渡しに関しても選挙不正とはみなされなかったのである²⁴¹。

n.d.<https://www.arsehsevom.org/cabinet-profile-abdolreza-rahmani-fazli/>（2021 年 6 月 20 日閲覧）。

²⁴⁰ ラーリージャーニー個人 Web サイトを参照（<https://www.larjani.ir/Larjani/fa/biography>）

²⁴¹ イラン国営通信による分析を参照 “Hazīne-hā-ye Entekhābātī Nāmzad-hā-ye Entekhābāt Shaffāf Mīshavad,” *IRNA*, 27 Bahman 1397/ 16 February 2019 <https://www.irna.ir/news/83210748/>（2021 年 7 月 15 日閲覧）

この問題に対処すべく、ラフマーニー・ファズリー内相は国会選挙資金の透明性を保証するための法律の作成に取り組んだ。具体的には、第 10 期国会選挙の半年前、2015 年 8 月 31 日、ロウハーニー政権の内閣は「大統領選挙、国会選挙、地方議会選挙候補者の選挙資金の透明化法案 (Lāyeh-e Shafaf Sazi Manabe'e Mali va Hazineh-ha-ye Entekhābāti Davotalaban-e Entekhābāt-e Riyasat Jomhuri, Majles, Showrāye Eslāmī va Shahr-ha-ye Eslāmī)」を閣議決定した。この法案では、選挙資金源の制限 (第 1 条、2 条)、用途の制限 (第 3 条)、登録口座と記録の実施委員会への提出 (第 4 条、5 条)、政党による選挙資金の援助の記録 (第 6 条) などに関する規定が定められた。しかし、第 9 期国会の多数を占める原理派議員の反対に直面し、第 10 期国会選挙前までの成立はかなわなかった。

ロウハーニー政権第二期では、先述の選挙資金管理に関わる規則も含む「包括的選挙制度法案」の審議が始まった²⁴²。だが、2020 年第 11 期国会選挙までの制定には間に合わないと思われた政権が、選挙活動資金の透明性を保証する法案のみ別途審議するよう第 10 期国会に要請した。具体的には、2019 年末、国会担当内務次官ホセイーン・アリー・アミーリー (Hoseyn 'Alī Amīrī) が、国会の内務委員長モハンマド・ジャヴァード・コウリーヴァンド (Mohammad Javād Kowlīvand) に対して立候補者の選挙活動資金の透明性を保証する法案の可決を急ぐよう求めた²⁴³。アミーリーは政権支持の伝統保守派 MDP の党員である。

また、第 10 期国会で選挙資金の透明化法案の制定を主導したコウリーヴァンド議員は、選挙法に関して内相ラフマーニー・ファズリーと非常に近い考え方を持つと思われる。なぜなら、コウリーヴァンドは議員の任期終了直後、2020 年 6 月 9 日、内相ラフマーニー・ファズリーによって国会担当内務次官 (アミーリーの後任) に任命されているからである²⁴⁴。

2019 年 12 月 22 日、第 11 期国会選挙の 2 か月前、コウリーヴァンド内務委員長は最も急を要するレベルの法案である第二緊急法案として「国会選挙における選挙活動資金の透明

²⁴² 「包括的選挙制度法案」をロウハーニー政権が草案する意図や経緯については、イラン国会附属研究所による報告書を参照 Markyaz-e Pazhūheshkadeh-ye Majles-e Showrā-ye Eslāmī, “Tashrīh Ravand Tafi-e Lāyeh Jāme‘ Entekhābāt-e Keshvar va Tashrīyat-e Siyāsāt-hā-ye Kollī Eblāqī-ye Entekhābāt bar Ān,” 28 Mehr 1395/ 19 October 2016.

²⁴³ 改革派の日刊紙「ドンヤーエ・エグテサード」を参照 “Darkhāst-e Mo‘āven-e Rowhānī az Majles barāy-e Taṣvīb-e Lāyeh Jāme‘ Entekhābāt va Shāh Shodan-e Hazīne-hā-ye Entekhābātī Namāyandegān,” *Donyā-ye Eqtesād*, 2 Dey 1398/ 23 December 2019, <https://donya-e-eqtesad.com/%D8%A8%D8%AE%D8%B4-%D8%B3%D8%A7%DB%8C%D8%AA-%D8%AE%D9%88%D8%A7%D9%86-62/3607715-> (2021 年 6 月 13 日閲覧)。

²⁴⁴ “Maḥmūd Kowlīvand Qayem Vazīr-e Keshvar dar Omūr-e Majles Shodand,” *IRNA*, 20 Khordād 1399/ 9 June 2020, <https://www.irna.ir/news/83816210/> (2021 年 7 月 26 日閲覧)。

性保証と監督法案」を国会に提出した。この法律の内容、つまり不正度合いがどのように実施部門によって調整されたのか、2020年1月26日の国会議事録を基に分析したい。

国会審議を見ると、まずコウリーヴァンド内務委員長が過度な不正を発生させ得る不平等な規則を提案する原理派を阻んでいることが読み取れる。具体的には、法案第11条の罰則をめぐり、「持続戦線」の原理派議員ホセイナアリー・ハージー・デリーガーニー (Hoseyn ali Haji Deligani) ²⁴⁵が、「立候補者が違反した場合、今後全ての選挙で1～2期分の立候補資格を失う」(第11条)という規定に「この罰則の対象は当選者に限る」という文言を追加すべきと主張した²⁴⁶。この提案を解釈する際、イランでは選挙不正の情報提供を担うのは原理派支持層のバスィージであることに注意せねばならない。そのため、改革派の当選結果が、他の党派に比べて取り消されやすいのである。第2章で見た第6期国会選挙後の改革派の当選取り消しはその例である。

この提案に対して、伝統保守派のコウリーヴァンド内務委員長は、たとえ当選しなかったとしても多数の有権者がその人物に投票したことに変わりはないため、当選者のみに罰則を限定することは有権者の権利の侵害に値すると述べ、反対を表明した²⁴⁷。そして、票決の結果、原理派デリーガーニーの提案は否決された。この事例から、実施部門の政権と協働する伝統保守派議員が、監視部門の前の国会審議の段階で、過度な不正が生じうる規則の制定を阻んでいることが分かる。

一方で、実施部門が作成した法案には、改革派、特に体制の宗教指導者が反体制勢力とみなす者を不利にする規則が含まれていることも確認できた。それは政党からの選挙資金援助に関する規則(法案第4条)である。この法案では、立候補者は、個人や政党から選挙活動資金を受け取った場合、領収書を発行し、資金を提供した政党名、党首の氏名、ライセンス番号を記載する義務があると規定されている。ライセンス番号とは、内務省から発効され

²⁴⁵ デリーガーニーは、エスファハーン州の複数の都市でバスィージ司令官を歴任、「持続戦線」の推薦候補として、シャーヒンシャフル選挙区(エスファハーン州・1議席)で当選。経歴は革命防衛隊系オンラインニュース「ターブナーク」参照 *Tābnāk*, n.d., <https://www.Tābnāk.ir/fa/tags/12542/1/%D8%AD%D8%A7%D8%AC%DB%8C-%D8%AF%D9%84%DB%8C%DA%AF%D8%A7%D9%86%DB%8C> (2021年5月19日閲覧)

²⁴⁶ “Rūznāme-ye Rasmī-e Mozākerāt-e Jalase-ye ‘Alanī-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 「イラン国会議事録」 10th Legislature. 413th Session on 6 Bahman 1398/ 26 January 2020, p.6.

²⁴⁷ “Rūznāme-ye Rasmī-e Mozākerāt-e Jalase-ye ‘Alanī-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 26 January 2020, p.9.

る政党の活動許可証である（憲法 10 条）。イランでは、政党が正式に活動するためには、体制、イスラーム、イスラーム法学者の統治への忠誠などの登録条件を満たすことを内務省によって認められなければならない、それゆえに反体制的な活動をする政党は存在しない。また、改革派の政党の数は相対的に伝統保守派や原理派に比べると少ない傾向にある²⁴⁸。それは、単にライセンスが発行されにくいだけでなく、イランで反体制の路上抗議運動が発生した場合、真偽を問わず、改革派の政党员が反体制勢力と内通した罪で逮捕され、改革派政党が解体されやすいからである（Reisinezhad 2015）。

このようなイランの政党の状況を踏まえると、ライセンス番号を持つ政府公認政党のみからの支援金に限定する規則は政党以外からも資金を集めたい改革派の選挙資金活動を他の党派よりも不利にする、不平等なものである。これは、理論部で見た、伝統保守派は反体制勢力の当選を阻むために不正をする利点があるという議論を裏付けるものである。

以上、内閣提出法案の流れを汲んだ第 10 期国会の提出法案は、実施部門における審議の過程で、過度な不正を誘発するような不平等な規則を排除する一方で、改革派に不利な規則を含む、中程度の不正に調整されていることを明らかにした。次に、監視部門の行動について確認する。2020 年 1 月 29 日、つまり法案が可決されてから 3 日後、監督者評議会は違憲性を指摘することなく承認した。これは、改革派政権期の選挙法制定プロセスで見た差し戻し、原理派政権期で見た却下とは、異なる反応である。監督者評議会のスピード承認によって、選挙資金の透明化を定めた法律は 2020 年第 11 期国会選挙前に制定された。

以上の事例から、伝統保守派政権期、実施部門の段階で不正が中程度に調整されるために、監視部門が実施部門の活動を大幅に修正することなく承認したことが示された。これは、本稿の仮説と一致するものである。

2-2. 立候補者登録

立候補者登録のプロセスについては、ロウハーニー政権期、EMBs の二元構造は理論通りのメカニズムで動いていなかった。理論では、伝統保守派政権期、実施委員会による一次審査の段階で監督者評議会の意向を反映する、例えば過去に監督者評議会が失格にした改革派候補は失格にするが承認した候補は承認するといった調整がとられるため、監視部門の

²⁴⁸ イラン国内メディア「ハバルオンライン」による政党活動の分析を参照 “Az 223 Hezb, Che Te‘dād Fa‘‘āl Hastand?” *Khabaronline*, 14 October 2011/ 22 Mehr 1390, <https://www.khabaronline.ir/photo/177829/> (2021 年 7 月 15 日閲覧)

審査は実施委員会の結果を大きく変更せずに承認するという流れを想定した。

しかし、実際には、第 10 期、第 11 期国会選挙ともに、実施委員会による一次審査で通過した多くの改革派候補が監督委員会と監督者評議会による審査で大幅に失格になるという現象が見られた。

例えば、2016 年第 11 期国会選挙前のテヘラン選挙区における党派の趨勢は全国のものとはほぼ同じであった。具体的には、改革派とロウハーニーに近い伝統保守派の推薦ロウハーニーの得票率が 46.35 パーセント、体制の宗教指導者に近い伝統保守派の推薦ガーリーバーフ、ヴェラーヤティー、モフセン・レザイーの合計は 37.69 パーセント、原理派「持続戦線」の推薦ジャリーリーは 11.22 パーセントであった。さらに、2013 年の大統領選挙と同時に開催された第 4 期テヘラン市議会選挙の議長選挙の結果を見ても、改革派とロウハーニーに近い伝統保守派の推薦候補マスジェドジャーメイが 16 票、原理派と体制の宗教指導者に近い伝統保守派の候補チャムランが 15 票²⁴⁹と拮抗していた。このように、テヘラン選挙区では、ロウハーニーに近い伝統保守派と体制の宗教指導者に近い伝統保守派のそれぞれが改革派と原理派と連帯を組んでいたもので、伝統保守派単独で確実にテヘラン選挙区の 30 議席勝利できるか不明という状況であった。

このように当選が不確実な状況では、理論では、伝統保守派政権期の実施部門は中程度の不正を働くはずである。しかし、2016 年 1 月 6 日にテヘランの実施委員会が発表した一次審査の結果を見ると、第 6 期国会選挙以降監督者評議会によって必ず失格にされていた改革派候補、さらには反体制勢力と体制の宗教指導者が見なすりベラル系政党 FMI の登録さえも承認されていた。承認された改革派候補とは、具体的には、2009 年に司法府の命で強制的に解党された IIPF と IRMO の政党员が中心になり結成した「国民連合党 (Hezb-e Ettehād-e Mellat、以下 NUP)」のメンバーである²⁵⁰。

2016 年 1 月 17 日にテヘラン選挙区の監督委員会が発表した二次審査の結果²⁵¹、一次審査

²⁴⁹ “Masjed Jame‘ī Ra’īs-e Showrā-ye Shahr-e Tehrān Shod,” *DW*, 3 September 2013, <https://www.dw.com/fa-ir/%D9%85%D8%B3%D8%AC%D8%AF-%D8%AC%D8%A7%D9%85%D8%B9%DB%8C-%D8%B1%D8%A6%DB%8C%D8%B3-%D8%B4%D9%88%D8%B1%D8%A7%DB%8C-%D8%B4%D9%87%D8%B1-%D8%AA%D9%87%D8%B1%D8%A7%D9%86-%D8%B4%D8%AF/a-17061805> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

²⁵⁰ BBC Monitoring Middle East – Political. “Iran Daily Reports on Qualified, Disqualified Nominees for Majlis Elections,” 10 January 2016. Transcript reported by E’tamad 6 January 2016.

²⁵¹ Radd-e Šalāhīyat-e Gostar-e Chehre-hā-ye Ešlāhtalab dar Terān va Shahrestān-hā, 27 Dey 1394, 17 January 2016, <https://www.radiofarda.com/a/f7-most-of-reformist-figures-have-been-announced->

を通過した FMI、NUP、NTP、KS の主要候補がほとんど失格になった。もっとも、ハタミー政権期の第一副大統領アーレフや MRM の聖職者など、一部の有力な改革派候補も承認されており、不正度合いは中程度と判断できる。しかしながら、伝統保守派政権期ではなく、改革派政権期に想定される EMBs の二元構造の影響のメカニズムとしてみた場合、本研究の理論が作用していなかったと言わざるをえない。

2020 年第 11 期国会選挙における立候補者登録も同様である。例えば、テヘラン選挙区では、選挙前の趨勢は伝統保守派が確実に 30 議席を獲得できるか不透明であった。具体的には、2017 年第 12 期大統領選挙のテヘラン州の結果、改革派とロウハーニーに近い伝統保守派の推薦候補ロウハーニーの得票率は 65.09 パーセント、ライースイーは 30.87 パーセントであった。同時開催された第 5 期テヘラン市議会選挙の結果、改革派とロウハーニー支持の伝統保守派の推薦候補が 21 議席（31 議席から減少）全てで勝利した²⁵²。しかし、問題は、改革派とロウハーニーに近い伝統保守派の票の内訳が、選挙の運営者の目からすれば不明という点である。よって、テヘラン選挙区において、第 11 期国会選挙前も、伝統保守派が 30 議席を勝利できるか不確実であった。

その場合、本研究では、伝統保守派の選挙区の実施委員会が中程度の不正を働くと仮定する。この仮定については、事実が確認できた。2019 年 12 月 19 日、テヘラン選挙区の実施委員会の一次審査の結果を見ると、一部の改革派候補が反体制と見なされたために失格になっていた。例えば、元 IIPF 政党员で NUP 党首アリー・ショクリーラード、および副党首アーザド・マンスーリーが失格になった。さらに、ハタミー元大統領が支援する慈善団体バラン財団の理事長ジャバード・イマームも失格になった²⁵³。彼らの失格理由は、「イスラームの実践と信仰心の欠如」（国会選挙法第 28 条 1 項）、「イスラーム共和制への忠誠心の欠如」（同 2 項）、「憲法とイスラーム法学者の統治への忠誠心の欠如」（同 4 項）であった²⁵⁴。

disqualified-for-election/27493001.html（2021 年 7 月 26 日閲覧）

²⁵² Natīje-ye Nahā'ī-ye Entekhābāt-e Showrā-ye Eslāmī-ye Shahr-e Tehān, Rey va Tajrīsh E'lām Shod, ISNA, 31 Ordibehesht 1396, 21 May 2017, <https://www.isna.ir/news/96023120539/>（2021 年 7 月 26 日閲覧）

²⁵³ ジャバード・イマームは伝統保守政党「退役軍事協会」の中央評議会のメンバーでもある

²⁵⁴ *Diyarmirza*, “Javd Imam, Be Astanaad be Band-e 1,2, va 4 Madeh 28 Radd-e Şalāhīyat Shodam,” *Dey* 23, 1398 [January 13, 2020], <https://diyarmirza.ir/1398/10/%D8%AC%D9%88%D8%A7%D8%AF-%D8%A7%D9%85%D8%A7%D9%85-%D8%A8%D9%87-%D8%A7%D8%B3%D8%AA%D9%86%D8%A7%D8%AF-%D8%A8%D9%86%D8%AF-1-%D9%88-2-%D9%88-4-%D9%85%D8%A7%D8%AF%D9%87->

しかし、監視部門の審査結果を見てみると、理論が作用していないことが分かった。つまり、EMBs の実施部門と監視部門で不正の選好が一致していなかったのである。具体的には、2020 年 1 月 22 日に発表された監督者評議会の三次審査の結果、テヘラン選挙区では、一次審査を通過した KS、NTP、MRM などの改革派候補がほぼ全員失格になり、唯一 MRM の聖職者アンサーリーのみ立候補が認められた。監督者評議会が発表した失格理由は汚職であるが、改革派エリートはこれを選挙不正とみなし、第 11 期国会選挙をボイコットした²⁵⁵。この事実から、監視部門は、実施委員会が働いた不正度合いを承認することなく、過度な不正の方向に触れる行動をとったと言える。

なぜ、理論が作用しなかったのだろうか。理由は、実施委員会の人事の党派性にあると思われる。すなわち、理論上、伝統保守派政権では、実施部門の人事が選挙区レベル（資格審査は選挙区レベルが担当）においても伝統保守派になると想定した。しかし、実際には、ロウハーニー政権期、改革派が州知事その他の首長に任命されていた²⁵⁶。例えば、2016 年第 10 期国会選挙の選挙実施を統括したテヘラン州知事は改革派政党 KS のセイエド・ホセイ・ハーシェミーであった²⁵⁷。また、2020 年第 11 期国会選挙時におけるテヘラン州知事は労働者が支持母体の改革派政党 LH アヌーシールヴァーン・モフセニー・バンドペイが務めていた²⁵⁸。このように、ロウハーニー政権期、選挙区レベルの実施委員会の人事に改革派が登用された理由は、大統領選挙でロウハーニーを勝利に導いたのが、彼に近い伝統保守派だけでなく、改革派も含まれていたためだと思われる。

また、2020 年第 11 期国会選挙で、監督者評議会が、改革派候補を全国的にほぼ全て失格にすることは、一見過度な不正の発生であり、有権者のボイコットというコストを犯してい

28-%D8%A7%D9%84%D8%AD%D9%85%D8%AF/ (2021 年 6 月 25 日閲覧)

²⁵⁵ KS 幹部アトリアーンファルによると、改革派連合としては選挙ボイコットを決定した。他方、KS はテヘラン選挙区で 1 名「アンサーリー」を除き全員が失格になったが、承認された候補者を任意で集めて 30 人の候補者リストを作成したとされる（モハンマド・アトリアーンファル、2020 年 2 月 12 日、テヘラン、筆者インタビュー）。すなわち、たとえ改革派と称する候補者が擁立されていても、それは改革派の立候補承認を意味しない、と言える。

²⁵⁶ “Hameh Ahmadinezhadi-ha ra Ekhraj Konid,” *Tābnāk*, 1 Mehr 1394/ 22 September 2016, <http://www.Tābnāk-gilan.ir/fa/news/99727/> (2021 年 6 月 20 日閲覧)

²⁵⁷ NTP 機関誌「エッテマード」を参照 *E'temād*, 19 Shahrivar 1392/ 10 September 2013, p.3

²⁵⁸ 経歴はテヘラン州知事の Web サイトを参照 *Ostāndār-e Tehrān*, n.d. “Doktor Anūshīrvān Mohsenī Bandpey,” <https://www.ostan-th.ir/Page/4/%D8%A7%D8%B3%D8%AA%D8%A7%D9%86%D8%AF%D8%A7%D8%B1-%D8%AA%D9%87%D8%B1%D8%A7%D9%86.html> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

るように見える。しかし、ボイコットを表明したのは、改革派の立候補者のみで、ロウハーニー政権に近い伝統保守派 MDP は選挙参加を表明していた。そのため、ボイコットが見込まれる有権者も改革派が中心だと考えられる。これは、伝統保守派の体制指導部にとって、伝統保守派が選挙に参加する限り不正は欠点にはならないという理論部と対応する事実である。

2-3. メディア活動

メディア活動における EMBs の影響を考察する。伝統保守派政権期、実施部門による活動の範囲内で改革派候補が不利になるよう操作され、監視部門はその不正度合いを変化させないという想定されるメカニズムが妥当するかどうかを確認する。

なお、ここでも第 10 期大統領選挙のみを取り上げる。というのも、第 11 期国会選挙では、実施部門も監視部門も、メディア活動で改革派を不利にする不正を働く必要がなかったからである。先述の通り、第 11 期国会選挙では、立候補者登録の段階で当初改革派政党が擁立を検討していた候補が全国的に失格になったため、改革派政党は新たに任意の推薦候補を探す必要が生じた。そのため、改革派政党は、新聞やオンラインニュースなどのメディア媒体を持っていたものの、選挙期間が始まってからキャンペーンができない状態に陥っていた。例えば、テヘラン選挙区では、改革派政党 KS が候補者リストを新聞に掲載したのは原理派と伝統保守派の連合「イスラーム革命勢力人民戦線（Jabhe-ye Mardomī Nīrūhā-ye Enqerāb-e Eslāmī、以下 JAMNA）」よりも 3 日ほど遅れてのことだった。

さらに、選挙期間中、テヘラン市内の広場やモスクの近くなど人目に付く大きな街頭看板には、ガーリーバーフ元テヘラン市長を筆頭とする JAMNA の 30 人のリストが掲示された。しかし、選挙ボイコットした改革派はともかく、選挙参加を表明した KS、またロウハーニー政権支持の伝統保守派 MDP の候補者リストが、新聞や A4 サイズほどの小さな路上の張り紙以外に掲載されることはなかった。これは、改革派のメディア活動が全くできないわけではないが、伝統保守派と原理派の連合 JAMNA に有利なものであり、中程度の不正が発生していると言える。しかし、実態として、この不平等なメディア活動の原因となったのは、EMBs の二元構造ではなく、前のプロセスの立候補資格審査であった。すなわち、JAMNA は早々に立候補者が承認されたため街頭看板を作成する時間があつた一方で、KS や MDP は選挙活動開始の前日まで監督者評議会からの再審査の結果を待っていたために、JAMNA のようなメディア活動を準備する時間がなかったのである。

それでは、以下、第 10 期国会選挙のメディア活動について検討する。選挙活動は 2016 年 2 月 18 日～25 日であるが、メディア活動が始まる前に、既に改革派には制約がかされていた。それは、司法府が改革派ハタミー前大統領の顔写真や声を選挙活動に用いることを違法行為として禁じたことである。これは特に、立候補者と一般有権者の関係が希薄な首都テヘラン選挙区における改革派のメディア活動を不利にした。テヘランでは、30 人という議席の割り当て数の多さから、改革派は、立候補資格審査を通過したほぼ無名の候補者を集めて、短期間で有権者に印象付けるために、有権者が改革派の良い印象を抱くハタミーの顔写真をリストの上に掲載するという手法を 2008 年までの国会選挙で行っていた²⁵⁹。しかし、2009 年の大統領選挙後に発生した不正選挙デモ「緑の運動」以降、選挙活動中にハタミーの顔写真を使うことが、司法府によって禁じられたのであった。

このような状況で、第 10 期国会選挙のメディア活動が始まった。実施部門のメディア活動を取締るイスラーム文化指導相はアリー・ジャンナティー（‘Alī Jannatī）であった。アリー・ジャンナティーは、革命前コムの宗教学院で、ホメイニーの同志モハンマド・ベヘシュティー（1981 年 6 月 IRP 本部爆破事件で客死）を師として宗教学や哲学を学んだ。イスラーム法学に精通しているが、非聖職者であり、ロウハーニーに近い伝統保守派 MDP の幹部である²⁶⁰。

イスラーム文化指導相ジャンナティーは、第 10 期国会選挙前、原理派議員が独自の新聞の発行許可を求めたのに対して、拒否した²⁶¹。それによって、既に改革派が不利な状況でさらに原理派に有利なメディア活動の発生、つまり過度な不正の発生を防いだ。一方、改革派政権期のイスラーム文化指導相のように、反体制的な内容の掲載も厭わない新聞に発行許可を与えるような措置はとらなかった。

²⁵⁹ テヘラン大学政治学部教授サーデグ・ズイーバーキヤラムによる選挙活動戦略の考察を参照 “Entekhābāt va Tablighat-e Na-motalef,” *IRNA*, 28 Bahman 1398/ 17 February 2020, <https://www.irna.ir/news/83677272/> (2021 年 6 月 15 日閲覧)

²⁶⁰ アリー・ジャンナティーは、革命後ベヘシュティーによって国営放送司法担当代表に任命された。その後、ラフサンジャーニー政権期からハタミー政権期にかけて 2000 年まで、イスラーム文化指導相国際担当次官を務めた。経歴はテヘラン市刊行日刊紙「ハムシャフリー」を参照 “Zendeḡīnāme ‘Alī Jannatī,” *Hamshahrī* 24 Mordād 1392/ 15 August 2013, <https://www.hamshahrionline.ir/news/227167/> (2021 年 7 月 24 日閲覧)

²⁶¹ “Towḡīhāt-e Vazīr-e Ershād darbāre-ye Khabarnegarān-e Mamnū‘-ye Alqalam va Tavaqqof-e ‘9 Dey’,” *ISNA*, 17 Mordād 1394/ 8 August 2015, <https://www.isna.ir/news/94051709625/> (2021 年 7 月 24 日閲覧)

2016 年の国会選挙では、インターネットの普及に伴い、新聞に加えてソーシャルメディアが新たなツールとして立候補者のメディア活動に利用されるようになった。ソーシャルメディアにおけるメディア活動でも、原理派による過度な不正の発生を伝統保守派の実施部門が未然に防いだ事実が確認できた。2016 年国会選挙では、ソーシャルメディアを選挙活動に使う候補者は、伝統保守派や原理派よりも改革派の方が多かった²⁶²。つまり、最高指導者の任命機関であるテレビやラジオはもちろん、新聞も利用が制限される中、改革派候補はソーシャルメディアで選挙キャンペーンを積極的行ったのである。

こうした状況を受けて、原理派と体制の宗教指導者に近い伝統保守派の陣営から、ロウハーニー政権に対して、投票開始の 24 時間前までに選挙活動を中止することが法律で定められており、ソーシャルメディアも例外ではないという理由からテレグラムの検閲を要請した。検閲されると、有権者はそのサイトにアクセスできなくなるので、改革派のメディア活動を他の媒体と同様に不利にできるというわけである。しかし、ロウハーニー政権の情報通信技術相マフムード・ヴァエズイー (Maḥmūd Vaezi) はこの要求を拒否した。なお、ヴァエズイーは MDP 政党员である²⁶³ことから、党派はロウハーニーに近い伝統保守派である。つまり、伝統保守派の実施委員会が原理派による過度な不正の発生を防いだことになる。ただし、ソーシャルメディアでの過度な不正の発生を防いだところで、メディア活動全体が公正になるわけでもないので、全体の不正度合いとしては、中程度になるよう調整されていた。

このように、実施部門によって中程度に調整されたメディア活動に対して、ロウハーニー政権期には司法府がハータミーの顔写真や声の使用を禁止した以外、特段介入した事例は見られない。以上から、監視部門のメディア活動における不正度合いの選好が実施部門と同じために、一度も公正にも過度な不正にも振れず、中程度の不正が発生するという仮説が当

²⁶² ソーシャルメディアの中で最も利用者が多いテレグラム（全体の利用者の 76 パーセント）のチャンネル登録者数の投票日前日までの割合は、改革派と MDP のチャンネル 78.8 パーセント、体制の宗教指導者に近い伝統保守派と原理派 21.2 パーセントである。イラン人の人権法専門家で構成されるイラン人権資料センター（The Iran Human Rights Documentation Center）による選挙レポート参照。Komision-e Hoquq-e Bashar-e Iran, “Ghalbeh-e Kabal-ha-ye Telegram Eslah-talĀbān bar Enhesar-e Resanei Osulgarayan dar Entekhābāt-e Haftom-e Esfand,” Esfand 12, 1394 [March 2, 2016], <https://persian.iranhumanrights.org/1394/12/iranian-candidates-use-social-networks-to-campaign/>（2021 年 6 月 15 日閲覧）。

²⁶³ “Pasokh-e Mahmud Vaezi be Fa‘‘līyat-e Entekhabati Hezb-e E‘tedāl va Towse‘e barā-ye Majles-e Yadahhom,” *Fars*, 3 Esfand 1397/ 22 February 2019. <https://www.farsnews.ir/news/13971203000496/>（2021 年 7 月 15 日閲覧）

てはまることが明らかになった。

2-4. 選挙資金管理

本節では、選挙資金活動について検討する。伝統保守派政権期に想定される流れは、実施委員会が過度な不正は取締るが中程度の不正は許容する、ゆえに監視部門の検察や裁判所の介入なく監督者評議会も実施部門の措置を認める（結果の承認）というものである。

なお、ここでは2016年第10期国会選挙のみを取り上げる。2020年第11期国会選挙で立候補承認されたのはほぼ原理派と伝統保守派の連帯 JAMNA の推薦候補のみであり、選挙資金管理のプロセスでわざわざ不正を犯す必要がなかったためか、選挙資金に関する不正の報告が見られなかった。

それでは第10期国会選挙の検討に入る。ここではハマダーン州のバハール、キャブータルアーハング選挙区（1議席）を事例として取り上げる。理由は二つある。第一に、これらの選挙区では伝統保守派の勝利が不確実であったことが挙げられる。2013年の大統領選挙の結果、ロウハーニーがバハール市で41.8パーセント、キャブータルアーハング市で46.11パーセントの最多票を獲得しているが、全国の結果でも説明した通り、この数字だけからだと改革派とロウハーニー支持の伝統保守派 MDP の得票数の内訳が不明である。それに対して、両方の市で2位になったのは全国の趨勢とは違い原理派候補ジャリーリーであった。ジャリーリーはバハール市で21.44パーセント、キャブータルアーハング市で19.12パーセントの得票率を獲得した。

2013年第4期キャブータルアーハング市議会議長に選出されたのは、同市監督者評議会事務所に努めるタギー・エスマイーリー（Taqi Esmaili）であった²⁶⁴。つまり、市議会選挙では、体制の宗教指導者に近い伝統保守派が最多票を獲得していることになる。総じて、2016年の国会選挙のバハール・キャブータルアーハング選挙区1議席を、ロウハーニー支持の伝統保守派 MDP がとるか、あるいは体制の宗教指導者に近い伝統保守派がとるかは不明の情勢であった。

第二に、三つの党派の候補者が立候補資格審査を経た後も残っていたことが挙げられる。各党派の詳細は次の通りである。まず、伝統保守派（体制の宗教指導者寄り）の推薦候補は

²⁶⁴ 地元紙「ハマダーネ・パヤーム」を参照 “‘‘Azī-ye Hei’at-e Neẓārat bar Entekhābāt Kabūdarāhang Entekhab Shodand,’’ *Hamadān-e Payām*, 12 Azar 1398/ 3 December 2019.

革命防衛隊出身で第 8 期国会議員エイース・ジャッファリーである。改革派の推薦候補は改革派系教師組合「イスラーム教師協会」のメンバーで第 4、5 期国会議員のアリー・ヤクービー (Ali Yaqubi) である。そして、原理派の推薦候補は現職モハンマド・アリー・プールモフタール (Mohammad Ali Purmokhtar) である²⁶⁵。

それでは、三つの党派の立候補者が存在し、伝統保守派が確実に勝利できるか不透明な時、伝統保守派政権期の実施部門は中程度の不正をするのだろうか。バハール選挙区において第 10 期国会選挙の選挙実施委員長を務めたのは、2014 年 3 月 31 日にバハール行政区の首長に任命されたアフサン・ガンバリイであった²⁶⁶。ガンバリイはイラン・イラク戦争の退役軍人であり、戦後は内務省と結びついた治安維持軍 (Niru-ye Entezami) のハマダーン州支部において治安部隊の統率を担ってきた。第 1 章第 2 節で述べた通り治安維持軍は、投票日投票所内外の警備にあたる。戦後のイランでは国内の治安回復が急務であったが、その際、治安機関は革命直後に相次いだ末端の警察官による市民に対する無差別的な暴力行為や略奪を撲滅することを目標に、地方には体制に忠実でかつ組織の統率力に優れた人材が登用された²⁶⁷。よって、ガンバリイはその経歴から伝統保守派に近いと見るのが妥当であろう。

では、ガンバリイ率いるバハール選挙区の実施委員会は中程度の不正の発生に影響を及ぼしたのだろうか。結論から述べると、原理派候補による過度な不正は取締るが中程度の不正を見逃すという事実が確認できた。この選挙区では、第 10 期国会選挙の活動期間中、原理派プールモフタールが運営する慈善団体が改革派推薦候補ヤクービーによって選挙実施委員会に摘発された。この報告を受けた実施委員会は地元警察を動員し、慈善団体スタッフを

²⁶⁵ バハールとキャブータルアーハング選挙区では、第 5 期国会選挙まで改革派系の教師協会が優勢であった。その根拠は、急進左派ムーサヴィー政権 (1980-89) 教育相セイエド・カーゼム・アクラミーが第 1 期国会選挙における 93 パーセントの得票率での勝利である。しかし、改革派が優勢と見られた 2000 年第 6 期国会選挙で、現職・改革派ヤクービーが新人・革命防衛隊出身 (原理派・伝統保守派) タライーニークに敗れた。その後、革命防衛隊出身者が常に当選してきた。地元ニュース「ハメダーンプレス」の論説を参照。この党派性の勢力変動の要因は明らかにされていない。”Entekhābāt-e Gozashte va Pīsh Row Majles dar Howze Bahār va Kabūdarāhang” *Hamedānpress*, Bahman 1390 28, 17 February 2012, <http://www.hamedanpress.ir/?p=news&i=1&g=10&e=400> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

²⁶⁶ 革命防衛隊系メディア「タスニーム」を参照。“Qanbari Farmandar Kabudarhang shod,” *Tasnīm*, 11 Farvardīn 1393/ 31 March 2014, <https://www.Tasnīmnews.com/fa/news/1393/01/11/325050/> (2021 年 6 月 24 日閲覧)

²⁶⁷ JRM 党首で、革命体制の初代内務省として治安維持軍の発足と統率を行ったメフダヴィーカニーの回顧録を参照 (Mahdavi-Kanī 1396)。

逮捕した。しかし、プールモフタール本人は慈善団体スタッフの行動に自分は関与していないと述べ、逮捕を免れた²⁶⁸。

ここで、事例の理解のために、イランにおける慈善財団と選挙不正について簡単に説明をしておきたい。慈善活動の基盤は貧者に富を分配するというイスラーム教の教義である。とくにシーア派では、貧者、孤児などの社会的弱者への配慮が宗教的善行として評価されている。イランでは、1979 年の革命後このような慈善活動の理念が国家主導で推奨され、金銭の供与に限らず、さまざまな慈善活動が活発におこなわれてきた(細谷 2011:2-3)。ただし、選挙期間中は慈善財団による分配は不正とされる。なぜならば、慈善財団は政府が定めた割引レート(政府が補助金を投入)で物資を購入できるため、財団が選挙活動中に有権者に物資を分配することは選挙活動に公的資金の利用を禁ずる国会選挙法に抵触するためである。

従って、バハール・キャブータルアーハング選挙区の事例に戻ると、仮に原理派が実施委員会を担っていれば、原理派の慈善財団スタッフは誰も逮捕されず、不正報告自体も無視されていた可能性がある。しかし、伝統保守派の選挙実施委員会は、原理派財団スタッフを逮捕することで選挙法を正しく執行し、原理派政権期ゆえにおきたであろう過度な不正の発生を妨げることができた。

一方で、伝統保守派の実施委員会は原理派の立候補者プールモフタール本人を罰することとはなかった。その理由は、本研究の理論部で想定した伝統保守派支持層の有権者の不正に対する反応と関連すると思われる。先述の通り、イランでは慈善財団から貧困層、殉教者家族、さらには幅広い市民への分配は慣習である。つまり、イランの有権者は慣習的に慈善団体から食料、チャードル(女性用の礼拝用の服)、結婚・出産時の支援金などを受給しているため、選挙不正だと認識せずに慈善団体を運営する候補者に投票する傾向がある。このような慈善財団の活動を通じた有権者の選好の操作は、特に立候補者と有権者の関係性が緊密な地方選挙区で発生する傾向にあることが、イーラーム州選挙区における第 10 期国会選挙の事例分析から明らかにされている(Kamalvandi, Shokribgi, and Ahmadi 1397)。

つまり、伝統保守派支持層の有権者が不正と気付いていないため、たとえ慈善財団から有権者への分配による投票の誘導が行われたとしても、彼らが選挙ボイコットに走ったり不正選挙への抗議デモに参加する恐れがほとんどないのである。従って、伝統保守派の有権者

²⁶⁸ “Aḥsān Mehdī, Etteḥāmat-e Feṣād Eqteṣādī Pūrmokhtār,” *BBC Persian*, 23 Mehr 1399/ 13 October 2020, <https://www.bbc.com/persian/iran-features-54527612> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

が気付いていないレベルの不正を実施委員会は許容したと解することができる。

最終的に監督者評議会は、このような不正の摘発にも関わらず、プールモフタールの当選を承認している。よって、伝統保守派政権期、 EMBs の実施部門と監視部門の選好が同じため、過度な不正も、公正な選挙も行われることなく、中程度の不正が発生する、という仮説は正しいと言える。

2-5. 開票・結果公表

開票・結果公表プロセスを検討する。伝統保守派政権期に想定されるメカニズムは次の通りである。まず、実施部門が伝統保守派と原理派の連立候補に有利な不正を開票中に働くが、改革派候補からの不服を全く無視するわけではない（部分的な再開票で対応する）。次に、監視部門は、実施部門の活動の途中で介入することなく、実施部門が行った程度の選挙不正を承認する（部分的に操作された結果を承認する）。

なお、ここでも 2020 年の第 11 期国会選挙は取り上げない。理由は前のプロセスまでと同じで、立候補者登録の制約の高さと、改革派のボイコットに伴い、結果を改ざんする必要性がなかったためか、開票・結果公表プロセスに関する不正の報告が見られなかったからである。

以下、第 10 期国会選挙の検討に入る。ここでは、5 議席が割当てられているホラーサーン・ラザヴィー州のマシュハド選挙区を事例に取り上げる。理由は、第一に、伝統保守派の全 5 議席の勝利が不確実なためである。一般に、マシュハド市は伝統保守派と原理派の地盤とされる。なぜなら、最高指導者ハーメネイーの出身地であり、シーア派最大の聖廟の一つイマーム・レザー廟に付随する宗教財団が存在するからである。イマーム・レザー廟は年間 2,500～3,000 万人が世界各地から巡礼に訪れ、膨大な寄付金が蓄えられている。さらに、マシュハドのイスラーム宣伝調整評議会（官製集会を統率）によると、マシュハドには 8,100 の宗教団体が登録され、NGO の 95 パーセントは伝統保守派または原理派である²⁶⁹。

このような一般的なイメージとは裏腹に、実際の選挙結果を見てみると、2013 年大統領選挙のマシュハド市では改革派と伝統保守派 MDP の推薦候補ロウハーニーが 43 パーセントと最多の得票率を獲得した。次点はマシュハド近郊トルカベ出身の最高指導者に近い伝

²⁶⁹ Fornūsh Amirshahi, “Osulgara Nist? Az Mashhad Boro,” *RF*, 1 Azar 1395/ 21 November 2016, <https://www.radiofarda.com/a/f3-mashad-in-fundamentalists-hands/28131288.html> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

統保守派の推薦候補ガーリーバーフの 32 パーセントであり、マシュハド市出身の原理派候補ジャリーリーはわずか 13~17 パーセントにとどまった²⁷⁰。このように、原理派と体制の宗教指導者に近い伝統保守派の推薦候補で、かつマシュハド出身であるにもかかわらず、大統領選挙ではいずれも過半数をとることができなかった (Zarqānī and Razavīnezhād 1395: 91)。

2013 年第 4 期マシュハド市議会選挙の結果を見ると、25 議席のうち改革派の獲得議席はゼロ、「持続戦線」推薦の原理派が 15 議席、残り 10 議席を伝統保守派が獲得した²⁷¹。この結果も合わせると、伝統保守派も含め、三つの党派のうちどの党派が 2016 年国会選挙前に優勢なのかは不確実と言える。

第二に、マシュハド選挙区では、立候補審査を経た後も 3 つの党派の候補が残っていたためである。一つは、原理派「持続戦線」の現職セイエド・アミール・ホセイン・ガーズイーザーデ・ハーシェミー (Seyyed Amir Hoseyn Qazizaadeh Hashemi) を筆頭とする 3 人の「持続戦線」メンバーを含む原理派と JRM の連合 JMO である。二つ目は、ホセイン・アミーニー (Hoseyn Amīnī) を筆頭とする改革派と MDP の連合「改革派包括連合」である。三つ目は、「持続戦線」を過激派とみなし連立を組むことを避けた体制の宗教指導者に近い伝統保守派のみの推薦リスト「イマーム・ホメイニーと最高指導者の信奉者路線」である²⁷²。つまり、立候補者の党派は 2013 年の大統領選挙と同じであり、勢力も近いと考えられる。

マシュハド選挙区において第 10 期国会選挙の実施委員会を管轄したのは、2015 年 8 月 16 日にホラーサーン・ラザヴィー州の政務・安全保障担当副州知事に任命されたマフムード・キャリーミー (Maḥmūd Karīmī) である。キャリーミーは伝統保守派に区分される。その根拠として彼の経歴を概観したい。キャリーミーは 13 歳の時、対イラク戦争に従軍中の父と兄弟を亡くし、殉教者家族協会の一員として人生を送ることになる。キャリーミーは、最高指導者府が運営する殉教者財団の庇護下にある同協会員としてハーメネー最高指導者に謁見した経験があり、最高指導者を宗教指導者として崇拝する。選挙に関しては、「どの派

²⁷⁰ “Har Ostan Chand darsad be Hasan Rowhani va Namzad-ya-ye Digar Ray Dade Ast?,” *Eghtesad-e Gordan*, 26 Khordad 1392/ 16 June 2013 <http://eghtesadgordan.ir/fa/news/13939/> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

²⁷¹ “Sahom-e Guruh-ha-ye Siyasi az Chahrmin Entekhabat-e Showra-ye Shahr dar Tehran va 8 Shahr-e Bozorg,” *Khobaronlin*, 30 Khordad 1392/ 20 June 2013. <https://www.khabaronline.ir/photo/299598/> (2021 年 7 月 26 日閲覧)

²⁷² “Natāyej-e Entekhābāt Majles-e dar Mashahad BerĀkhare ‘Elām Shod,” *Entekhāb*, 9 Esfand 1394/ 28 February 2016, <https://www.entekhab.ir/fa/news/255318/> (2021 年 6 月 24 日閲覧)

関かは関係なく、ただ最高指導者に従うだけである」という見解を表明している²⁷³。

それでは、伝統保守派の実施委員会は中程度の不正を働いたのだろうか。マシュハド選挙区の結果は、投票終了3日後、2016年2月28日夜7時頃、選挙実施委員会によって公表された。結果は、5議席全てを原理派「持続戦線」の党员3名を含むJMO推薦候補が占めた。6位から10位は「改革派包括連合」推薦候補であり、11位から15位は伝統保守派であるとされた²⁷⁴。

2月29日から2日間、法律に基づく不服申し立て期間が設けられた。その期間、改革派と伝統保守派の候補者からあわせて6名が開票・集計中の過失を理由に不服の申し立てを行った。マシュハド市を州都とするホラーサーン・ラザヴィー州の改革派包括連合の責任者モジュタババー・サーダート・モハンマディー (Mojtabā Sadat Moḥammadi) は、投票所に立ち会った改革派候補の代理人から複数の投票所で開票作業中に過失(不正)が発生したことが報告されたとして、全1,159箇所のうち84箇所の投票箱の再開票を依頼した²⁷⁵。

モハンマディーによる不服申し立て内容を詳しく見ると、開票・結果の集計中に不正が生じたと思われる理由として、次のようなことが記載されていた。すなわち、3年前の大統領選挙で、「持続戦線」の地盤ととされるマシュハドでも、「持続戦線」や体制の宗教指導者に近い伝統保守派(JRM)候補を差し置き、改革派とMDP推薦のロウハーニーが43パーセントの得票率を獲得した。それにもかかわらず、実施委員会が公表した結果で、改革派とMDP推薦候補の筆頭アミーリーの得票数が有効投票数1,163,339票の23パーセントにあたる272,070票しかないのは、明らかに実施委員会による恣意的な操作が疑われるというものであった。つまり、不正の度合いはおいておき、何等かの不正が生じた可能性は高いと解釈できる。

この不服を受理した選挙実施委員会は、監督委員会の合意のもと票の数え直しを始めた。この数え直しの作業中に不正の度合いが調整されたと考えられる。具体的には、実施委員会は、申請のあった84箇所の投票所うち全てではなく、38箇所のみで、190人の選挙スタッフを再び動員し、票の数え直しを行った。残り46箇所は不服申し立て者による提出証拠が

²⁷³ “Maḥmūd Karimi: Rahbari be Man Tezkor Dadehand,” *Entekhāb*, 27 Āzar 1390/ 18December 2011, <https://www.entekhab.ir/fa/news/47557/> (2021年6月24日閲覧)

²⁷⁴ *Entekhāb*, 28 February 2016.

²⁷⁵ “Bazshomari Sandug-ha-ye Rai Mashhad az Shaye’e ta Vaqiyat,” *Mehr*, 19 Esfand 1394/9 March 2016, <https://www.mehrnews.com/news/3576325/> (2021年6月24日閲覧)

不十分という理由で応じなかった²⁷⁶。3月9日、マンスーリー選挙実施委員会委員長が、集計漏れのため上位10名の得票数がそれぞれ増加したが、順位に変動はなかったと発表した。このように、票の数え直しの要請があった全ての投票箱で数え直しはしないが、改革派候補からの不服に全く対処していないわけでもないので、中程度の不正だと言える。

さらに、マシュハドの選挙実施委員会が、票の数え直しが要求された投票所数の一部でしか数え直しを行わないとした理由に、監督者評議会の前例を挙げていることに注意したい。不正選挙抗議デモが発生した2009年の大統領選挙において、監督者評議会は数え直しの上限は不服申し立てがなされた投票所の10パーセントとすると発表していた²⁷⁷。このように、マシュハドの実施委員会は、この前例に倣い、「監督者評議会の法解釈的には要請のあった投票所の10パーセントで十分であるが、我々は17パーセントも数え直しを行った」と主張し、全ての投票所で数え直ししないことを正当化したのである²⁷⁸。このことから、伝統保守派政権期、実施部門と監視部門が、開票・結果公表プロセスにおける不正度合いを共有していることが分かる。

このような実施委員会による措置がとられたマシュハド選挙区の最終結果は、3月16日、監督者評議会が追加調査を求めることなく承認された²⁷⁹。つまり、監視部門が、実施部門において調整されていた不正をそのまま認めたということになる。以上から、伝統保守派政権期、一度も両極端に振れず、中程度の不正が生じるという、仮説と対応する事実が確認された。

第3節 小括

本章では、ロウハーニー政権期の国会選挙管理を事例に、伝統保守派政権期においてEMBsの二元構造が選挙不正度合いに影響を及ぼすメカニズムを検討してきた。結果、立候

²⁷⁶ Moḥammad Saberian, “Bazi Mashhad: Havalamtolub Piruz Kist?,” *Ansaf*, 28 Esfand 1394/ 18 March 2016, <http://www.ensafnews.com/24650/> (2021年6月24日閲覧)

²⁷⁷ 監督者評議会の公式ウェブサイト参照 “Showrā-ye Negahbān Āmade Bāzshomārī-ye Ārā’y-ye 10 darṣad az Ṣandūg-hā- ast,” *Showrā-ye Negahbān*, 30 Khordād 1388/ 20 June 2009, <https://www.shoragc.ir/fa/news/1276/> (2021年6月24日閲覧)

²⁷⁸ *Mehr*, 9 March 2016.

²⁷⁹ “Showrā-ye Negahbān Natayej-e Entekhābāt Tehran va 50 Howze Digar ra Taid Kard,” *BBC Persian*, 27 Esfand 1394/ 16 March 2016.

https://www.bbc.com/persian/iran/2016/03/160316_u04_ir94_gc_election_results (2021年6月24日閲覧)

補者登録を除く、4つのプロセスで、伝統保守派政権期、EMBsの実施部門と監視部門の不正に対する選好が同じなため、公正な選挙にはならないが、一度も過度な不正が生じることなく、中程度の不正が発生するという本研究の仮説の妥当性が示された。

加えて、伝統保守派が選挙の実施や監視を担う際、中程度の不正を好む理由として、理論部で述べた利点と欠点についてもそれぞれ確認した。

最後に、EMBsの二元構造の代替説明について検討する。

第一に、リソース不足である。確かに、2017年にロウハーニーが再選して以降経済悪化に不満を募らせた市民によるデモが各地で発生していた。例えば、2017年12月28日から2018年1月初旬にかけて、マシュハドを発端に路上抗議運動が発生し、その後テヘランを含むイラン各地に拡散した。この路上抗議運動に参加した（逮捕者の）大半が18歳から35歳の貧困層の若者であった（貫井 2018: 43）。それゆえに、この路上抗議運動は経済悪化に対する抗議と言える。デモの発端となったマシュハドは、第2節第5項でも触れた通り、ハーメネイー最高指導者の出身地であり、イラン最大の聖廟の一つイマーム・レザー廟に付随する宗教財団も存在する。それにもかかわらず、マシュハドを発端として経済的不満を噴出させる若者のデモが発生したことは、伝統保守派が選挙不正のために分配する資源の不足を示唆すると、一見、思われる。

しかし、この経済デモに関しては別の解釈もできる。ロウハーニー政権の高官によると、このデモは貧困層の自発的行動ではなく、2017年の大統領選挙で2位落選したライースイーの支持者とバスィージがロウハーニー政権に打撃を与える目的で扇動したものとされる。そして、裏で意図を引いていたのがライースイーの舅にあたるマシュハドの金曜礼拝指導者アフマド・アラモルホダーであるとの批判が改革派議員から上がった（貫井 2018: 40）。これが事実だとすれば、マシュハドを発端とするデモは、伝統保守派や原理派の宗教指導者のリソース不足ではなく、むしろ官製デモに支持者を動員できるほど十分なリソースを持つことを示すものである。

もっとも、この動員説は、経済状況を改善できないロウハーニー政権の政府高官による責任逃れのための弁明かもしれない。しかし、この説がある程度信憑性を持つと思われる関連する事実も存在する。2017年の大統領選挙後、ライースイーの落選が確定すると、彼を推薦した原理派「持続戦線」や体制の宗教指導者、特に各地の金曜礼拝指導者が、ロウハーニー政権による選挙不正を訴え、監督者評議会に再開票を求めた。また、バスィージも、路上抗議運動までは行っていないが、ロウハーニー政権による不正の証拠と抗議文書を監督者

評議会に提出した²⁸⁰。このように、大統領選挙後のロウハーニー政権の不正選挙を批判する人々はデモの扇動者や参加者と一致する。何よりライースィーはマシュハドのイマーム・レザー廟に付随する宗教財団の管理人である。従って、マシュハドを発端に各地に広まったデモは、体制の宗教指導者に近い伝統保守派や原理派の聖職者が、現政権に対する反政府デモを動員するリソースがあることを示していると解釈するのが妥当だと思われる。

第二に、欧米の民主化圧力を検討する。ロウハーニー政権は 2015 年に欧米諸国を含む 6 カ国と JCPOA を締結し、経済制裁の緩和を目指すために協調的な外交政策を展開していた。つまり、貿易や海外投資の回復を望んでいた。であれば、欧米の圧力が、選挙不正の度合いを抑制したと思われるかもしれない。この影響は外交を主導したロウハーニー政権寄りの実施部門には効いているかもしれない。

しかし、体制の宗教指導者に近い伝統保守派は、欧米諸国が経済制裁緩和にコミットする可能性について 2016 年選挙の開催時点でも懐疑的であった。つまり、最高指導者ハーメネイーも、JCPOA 締結を承認したとは言え、米国単独の金融制裁が緩和されない中で、核合意の締結に反対する原理派寄りの立場に移行しつつあった。そして、2020 年第 11 期国会選挙では、選挙直前に発生した米政府による革命防衛隊の精鋭部隊の司令官の暗殺事件、その後の軍事衝突の危機に見られるように、選挙実施を担う政権も体制の宗教指導者も、欧米との協調を保つために公正な選挙を開催することに利益を見いだしていなかった。

第三に、反対派の結束を検討する。ほとんどの改革派エリートがボイコットした 2020 年の国会選挙は言うまでもなく、2016 年第 10 期国会選挙でも、改革派の結束は伝統保守派に選挙不正のコストをかすほど強力ではなかった。2016 年選挙では、ロウハーニー政権支持という点で立候補者である政治エリートや一般有権者が結束していたことは確かであるが、連合を構成する人々の要求は大幅に異なっていた。これまで述べてきた通り、ロウハーニー政権支持者は改革派と伝統保守派政党 MDP である。改革派は、イスラーム共和制の代替となる政治体制、より民主的な統治を求める傾向にある一方で、MDP は体制を維持したまま、政策レベルで変化をもたらすことを目指す傾向にある。このように、エリート間でも目標は一致しておらず、体制の宗教指導者が選挙不正をした後に不正選挙デモが発生することを恐れるほど結束が強力ではなかったと言える。

²⁸⁰ SNN, 16 May 2017.

終章

第1節 総括

本研究では、イランの国会選挙の不正度合いが決まるメカニズムを、EMBsの二元構造に着目して理論的に導出し、それをハータミー政権、アフマディーネジャード政権、ロウハーニー政権期における国会選挙の管理を事例として、実証的に検討してきた。本節では、本論で議論してきた内容を簡潔にまとめる。

イランにおける国会選挙の不正を説明する分析枠組みの構築にあたり、本稿が着目した点は二つある。第一に、イランのEMBsが大統領と最高指導者によって二元的に支配されているという視点である。権威主義国の不正選挙を扱う先行研究では、EMBsが一人の独裁者、または覇権政党によって一元的に支配されていることを前提としていた。一元化したEMBsをとる権威主義国では与党が国会選挙で圧倒的勝利をおさめるような過度な選挙不正が発生しやすいと論じられてきた。それに対して本稿では、二元的に支配されたEMBsをとるイランでは、既存の理論とは異なるメカニズムが選挙不正に作用しているという視点を導入した。第二に、イランの国会選挙の運営側の党派に着目した点である。これまでのイラン研究では、立候補者の間の党派対立や有権者の政治選好の移り変わりが、国会選挙での多数派党派の変化に影響を与えたという見方が主流であった。しかし、国会選挙の運営を担う主体の党派については等閑視されてきた。そこで本稿では、既存研究では欠落していた視点を補い、EMBsの二元構造に内在する党派性が国会選挙の不正度合いに与える影響に着眼した。

これら二つの視点を軸に本稿では、EMBsの実施部門は政権の党派に応じて不正の選好が変わる一方で、監視部門は常に伝統保守派であるため、最終的に不正度合いが中程度になるメカニズムとして、次の三つを導出した。第一に、改革派政権期、選挙実施を担う改革派は、不正をする欠点が利点を上回るため、たとえ国会での多数派の形勢が困難な時でも、公正な選挙を好む。しかし、監視部門を担う伝統保守派が、公正な選挙をすると反体制勢力と彼らが見なす人物の当選を許してしまうかもしれないので、公正な選挙を妨害する。ただし、監視部門には支持層が不正に抗議するコストもあるので、中程度の不正にとどめる。以上から、改革派政権期、EMBsの二元構造は、公正な選挙から中程度の不正へ、というメカニズムに作用する。

また、原理派政権、選挙実施を担う原理派が、不正をする利点が欠点を上回るため、勝利が不確実な場合、原理派候補が多数派議席を獲得するために、過度な不正を好む。しかし、

選挙監視を担う伝統保守派が、過度な不正の発生によって支持者が抗議するコストを恐れ、過度な不正の発生を抑える。ただし、伝統保守派には不正をする利点もあるので、ある程度の不正は働く。それによって、原理派政権期、EMBsの二元構造は過度な不正から中程度の不正へというメカニズムに作用すると考えられる。

続いて、伝統保守派政権、選挙実施を担う伝統保守派は、選挙不正をする利点と欠点がほぼ同じなため、伝統保守派候補の勝利が不確実な場合、あえて過度な不正は行わないが、反体制勢力と彼らが見なす人物の当選を確実に妨害するために、ある程度の不正を好む。この不正度合いの選好は選挙監視を担う伝統保守派と同じである。そのため、伝統保守派政権期、一度も公正な選挙も、過度な不正も発生することなく、中程度の不正が生じると仮定する。

以上の分析枠組みについて、本稿は事例分析を用いて実際にメカニズムが作用しているかを検証した。まず、第2章では改革派ハータミー政権期の事例を検討した。ここでは、内務省を中心に選挙実施を担った改革派が平等な選挙法の制定やメディア活動など公正な選挙実施に努めたものの、監督者評議会による法案への拒否権行使、司法府による選挙前のメディア検閲などによって、公正な選挙実施が一部妨害されたことを示した。また、その背景として、改革派の選挙実施担当者には、支持層による不正選挙に対する反発や司法府によって罰則という欠点が、内閣信任投票や内閣提出法案への信任を得る利点よりも上回っていたことも示した。それによって、改革派政権期、EMBsの二元構造が公正から中程度の不正へという調整に作用したことが明らかにされる。

次に第3章では、アフマディーネジャード政権期の国会選挙管理を検討した。ここでは、選挙実施を担う原理派が軍の選挙介入を許容する選挙法の制定や選挙期間中の貧困層への現金給付など過度な不正を試みたものの、選挙監視を担う監督者評議会による法案への拒否権行使、司法府による政府高官の汚職の取締りによって、過度な不正が未然に阻止されたことが明らかになった。ただし、監視部門は、法制定に関しては現状の改革派に不利な規則を維持し、資金管理については選挙期間中の軍への優先的な予算配分や株の売却の継続など現金給付ほど露骨ではない中程度の不正は見逃したことも確認された。加えて、このような選挙不正を好む原理派と伝統保守派のおかれた状況についても示した。それによって、原理派政権期、EMBsの二元構造が過度な不正から中程度の不正へというメカニズムに作用していることが示された。

第4章では、ロウハーニー政権の事例を扱った。ここでは、選挙実施を担う伝統保守派が、選挙法の国会での審議中や開票作業中に不正度合いを中程度に調整することによって、

選挙監視を担う伝統保守派が実施部門の活動を大幅に変更することはなかったことが示された。ロウハーニー政権期は、政党や人事の重複が実施と監視部門に無かったものの、こうしたメカニズムが作用した背景には、いずれも中程度の不正を好むからであることも明らかにになった。

第2節 研究の意義

本稿の学術的意義は、イラン研究と権威主義の不正選挙研究の二つの分野に見出すことができる。以下、順に述べる。

イラン研究への貢献として、第一に、本研究はイランの法律や政府文書を用いて国会選挙管理の制度設計の全容を明らかにした。既存研究は大統領と最高指導者が併存する特殊な政治体制そのものの分析に偏るあまり、この権力の二元性が選挙の制度設計にいかに反映されているのかは不明瞭なままであった。ゆえに、本研究は既存研究では用いられていないペルシャ語の一次資料を用いてイランの選挙制度の細部を補い、新たな観点で権力の二元性の特徴を浮き彫りにするという点で、イラン政治研究の進展に貢献するものである。

第二に、本研究は、イランの政治党派の多様性が選挙の運営側に存在し、それが選挙不正の度合いに影響を及ぼすという視点を導出し、分析枠組みを構築した。イランの政治党派や潮流を扱う既存研究では、立候補者や有権者の党派性や政治選好については数多く議論されてきた。しかし、選挙の運営側に着目する視点はほとんどなかった。その点、本研究は、最終的に不正度合いが中程度になるという結果は同じでも、それに至るまでのメカニズムが、選挙実施を担う政権の党派に応じて大きく異なるという独自の見方を提示し、実証的に示した。

また、本研究は、権威主義体制下の選挙研究に対する貢献もある。本研究は選挙不正に与える EMBs の二元構造の影響に着目し、理論化した。これまでの研究では権威主義体制下の EMBs は一人の独裁者または覇権政党によって一元的に支配されていることが前提となっていた。そのためイランのように二元化された EMBs をとる権威主義国において、どのようなメカニズムで国会選挙の不正度合いが決まるのかは明らかにされていなかった。それに対して二元化された EMBs という新たな視点を導出し、それが選挙不正にどのような経路で影響を及ぼすかの理論化を試みた本研究は、権威主義研究一般に対するインプリケーションも大きいと考えられる。

第3節 今後の課題

今後の課題として、本稿では、各選挙プロセスの不正度合いを別々に分析してきたが、各選挙プロセスが互いに影響を及ぼしている可能性については検討することができなかった。特に、実証部で見てきたように、多くの場合立候補者登録がその後の選挙プロセスの不正度合いに影響を及ぼしていた。例えば、立候補登録の段階で改革派が大幅に失格になった国会選挙の事例では、それまで不確実であった原理派と伝統保守派の勝利の可能性が高まったためか、メディア活動、選挙資金活動、開票・結果公表など後続のプロセスであまり不正の報告が見られなかった。もっとも、単なる資料不足ということも考えられる。だが、今後の研究では、立候補者登録での不正度合いが、他の選挙プロセスの不正度合いに与える影響についても考察を加えたい。

参考文献

イラン国会議事録

“Rūznāme-ye Rasmī-e Mashrūḥ-e Mozākerāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 6th Legislature. 432nd Session on 5 Khordād 1383/ 25 May 2004.

“Rūznāme-ye Rasmī-e Mozākerāt-e Jalase-ye ‘Alanī-ye Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 8th Legislature. 343rd Session on 4 Mordād 1390/ 26 July 2011.

“Rūznāme-ye Rasmī-e Mozākerāt-e Jalase-ye ‘Alanī-ye Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 8th Legislature. 398th Session on 12 Bahman 1390/ 1 December 2011.

“Rūznāme-ye Rasmī-e Mozākerāt-e Jalase-ye ‘Alanī-ye Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 10th Legislature. 413th Session on 6 Bahman 1398/ 26 January 2020.

イスラーム議会文書

Majles-e Showrā-ye Eslāmī, “Lāyeḡe-ye Eslāh-e Qānūn-e Entekhābāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” 14 Esfand 1381/ 4 March 2003, doc.no. 81/11/2127.

監督者評議会文書

Showrā-ye Negahbān, “Nazar-e Showrā-ye Negahbān (marhale-ye yekom),” 11 Farvardīn 1382/ 31 March 2003, doc.no. 82/30/2712.

Showrā-ye Negahbān, “Nazar-e Showrā-ye Negahbān (marhale-ye dovvom),” 2 Mordād 1382/ 11 August 2003, doc.no. 82/30/3902.

司法府文書

Qovve-ye Qazā‘īye, *Bakhshnāme: Hamkāri bā Mas’ūlān-e Dafatar-e Ostān-hā va Shahrestān-hā-ye Showrā-ye Negahbān barā-ye Nezārat-e Behtar bar Entekhābāt*, 6 Mehr 1381/ 28 September 2002.

内務省刊行物

Vežarat-e Keshvar. n.d. “Jozve-ye Āmūzeshī-ye Jāme‘-e A‘zā-ye Sho‘ab-e Akhz-e Rā‘i.”

Vežarat-e Keshvar. n.d. “Jozve-ye Āmūzeshī -ye Bāzresīn-e Sho‘ab-e Entekhābāt-e Majles.”

新聞・機関誌

Āftāb (Web 版 <https://aftabnews.ir/>)

‘Aṣr-e Āzādegān (IRMO 機関誌、紙媒体)

‘Aṣr-e Īrān (Web 版 <https://www.asriran.com/>)

‘Aṣr-e now (Web 版 <https://asre-nou.net/>)

Bahār (Web 版 <https://www.baharnews.ir/>)

Bayān (MRM 機関誌、紙媒体)

BBC Persian : *British Broadcasting Corporation Persian* (英国放送協会ペルシャ語、Web 版 <https://www.bbc.com/persian/>)

Donyā-ye Eqtesād (Web 版 <https://donya-e-eqtesad.com/>)

DW : *Deutsche Welle Farsi* (ドイツ国営国際放送ペルシャ語、Web 版 <https://www.dw.com/fa>)

Ebtekār (紙媒体)

Entekhāb (紙媒体、Web 版 <https://www.entekhab.ir/>)

E‘temād (NTP 機関誌、紙媒体)

E‘temād-e Mellī (NTP 機関誌、紙媒体)

Eṭṭelā‘āt (紙媒体)

Farārū (Web 版 <https://fararu.com/>)

Fārs : *Khabargozarī-ye Fārs* (Web 版 <https://www.farsnews.ir/>)

FT : *Financial Times*

Hamshahrī (テヘラン市刊行日刊紙、紙媒体、Web 版 <https://www.hamshahrionline.ir/>)

ILNA : *Khabargozarī-ye Kār-e Īrān* (LH 機関誌、Web 版 <https://www.ilna.news/>)

Īrān (紙媒体)

Īrān Emrūz (FMI 機関誌、Web 版 <https://www.iran-emrooz.net/>)

IRNA : *Khabargozarī-ye Jomhūrī-ye Eslāmī* (国営イラン通信、Web 版 <https://www.irna.ir/>)

ISNA : *Khabargozarī-ye Dāneshjūyān-e Īrān-e Eslāmī* (教育文化研究アカデミックセンター刊行、Web 版 <https://www.isna.ir/>)

Jāme‘e (IIPF 機関誌、紙媒体)

Javān (バスイージ機関誌、Web 版 <https://www.javanonline.ir/>)

Keyhān (最高指導者府刊行、紙媒体)

Khavar Online (Web 版 <https://www.khabaronline.ir/>)

KKM : *Khabargozarī-ye Khāne-ye Mellat* (イラン国民議会通信、Web 版 <https://www.icana.ir/>)

Mehr : *Khabargozarī-ye Mehr* (Web 版 <https://www.mehrnews.com/>)

Porsemān: *Porsemān-e Dāneshgāhiyān* (大学における最高指導者名代広報事務所刊行、Web 版 <https://www.porseman.com/>)

Radio Zamāne (アムステルダム拠点イラン人権団体刊行、Web 版 <https://zamaaneh.com/>)

Resālat (JRM 機関誌、紙媒体)

RF : *Rādio fardā* (自由欧州報道ペルシャ語、Web 版 <https://www.radiofarda.com/>)

Sarmāye (紙媒体)

Sharq (紙媒体)

SNN : *Khabargozarī-ye Dāneshjū* (学生バスイージ組合機関誌、Web 版 <https://snn.ir/>)

Tābnāk (革命防衛隊系、Web 版 <https://www.tabnak.ir/>)

Tasnīm: *Khabargozarī-ye Tasnīm* (革命防衛隊系、Web 版 <https://www.tasnimnews.com/>)

VoA: *Voice of America* (アメリカ国営国際放送ペルシャ語、Web 版 <https://ir.voanews.com/>)

Yās-e now (IIPF 機関誌、紙媒体)

Zeytūn (NF 系亡命イラン人団体刊行、Web 版 <https://www.zeitoons.com/>)

回想録

Khāṭerāt-e Mahdavi-Kanī: Mahdavi-Kanī, Moḥammad-Rezā. 1396[2017/8]. *Khāṭerāt-e Āyat allāh Mahdavi-Kānī*. Tehrān: Markaz-e Asnād-e Enqelāb-e Eslāmī.

Khāṭerāt-e Nāṭeq-Nūrī: Nāṭeq-Nūrī, ‘Alī-Akbar. 1392 [2013/4]. *Khāṭerāt-e Hojjat al-Eslām ‘Alī-Akbar Nāṭeq-Nūrī*. Markaz-e Asnād-e Enqelāb-e Eslāmī, vol. 2.

研究文献

日本語

岩崎葉子 (1998) 「イラン経済の現局面：「新時代」を探る」『現代の中東』24 巻、17-29.

大西裕編著 (2017) 『選挙ガバナンスの実態—その多様性と「民主主義の質」への影響』ミネルヴァ書房.

岸川毅 (2002) 「メキシコ PRI 体制の「静かな移行」と政治社会の再編」『国際政治』131 号、16-32.

黒田賢治 (2015) 『イランにおける宗教と国家—現代シーア派の実像』ナカニシヤ出版.

- 坂梨祥 (2014)「イランの第 11 期大統領選挙—「公正な選挙」実施の試みと核交渉への影響」『国際問題』第 629 号、17-28.
- 佐藤秀信 (2004/5)「ハータミーの失敗—閣僚等主要人事の側面から」『中東研究』486 巻 3 号、26-39.
- 佐藤秀信 (2009)「イラン・イスラーム体制の国民訓育技術」『現代の中東』46 巻 1 号、22-35.
- 佐藤秀信 (2009/10)「イスラーム革命防衛隊とは何か」『中東研究』505 巻 2 号、41-57.
- 佐藤秀信 (2013)「必然と偶然が生んだ新大統領—第 11 期イラン大統領選挙の集計結果までの展開」『中東研究』518 巻 2 号、23-38.
- 嶋本隆光 (2011)『イスラーム革命の精神』京都大学出版会.
- 下斗米伸夫 (2008)「ロシア下院議員選挙とプーチン政治体制の変容」『レヴァイアサン』42 巻、123 - 147.
- 鈴木優子 (2018)「選挙と部族社会—第 12 回大統領選挙におけるコフギルイエ・ヴァ・ボイラフマド州の動向」山岸智子編『現代イランの社会と政治—つながる人びとと国家の挑戦』明石書店、68-116.
- 富田健次 (2007)「イスラーム統治と民主制—交差と乖離」『一神教学際研究』3 巻、1-17.
- 貫井万里 (2016)「核合意のイラン内政と国際関係への影響」『安全保障政策のリアリティ・チェック—新安保法制・ガイドラインと調整半島・中東情勢 中東情勢・新地域秩序』日本国際問題研究所、85-101.
- 貫井万里 (2018)「岐路に直面するイラン・イスラーム共和国体制—2017 年末抗議デモの特徴と原因」『反グローバリズム再考—国際経済秩序を揺るがす危機要因の研究 グローバルリスク研究』日本国際問題研究所、39-61.
- 久末亮一「2020 年シンガポール総選挙—与党停滞と野党伸張、議会政治の転換点と将来への希望」アジア経済研究所 2020 年 8 月.
- 松永泰行 (2002a)「イスラーム体制下における宗教と政党—イラン・イスラーム共和国の場合」日本比較政治学会編『現代宗教と政党—比較のなかのイスラーム』早稲田大学出版部、67-95.
- 松永泰行 (2002b)「イラン・イスラーム共和国における選挙制度と政党」『中東諸国の選挙制度と政党』日本国際問題研究所、4-20.
- 松永泰行 (2005)「体制内改革の「失敗」とイラン・イスラーム共和国体制基盤」酒井啓子・

- 青山弘之編『中東・中央アジア諸国における権力構造－したたかな国家・翻弄される社会』アジア経済研究所、145-176.
- 松永泰行（2012）「イランにおける抗議行動－政治空間の変容と公的主張」酒井啓子編『中東政治学』有斐閣、127-140.
- 松永泰行（2013）「第 11 期イラン大統領選挙を巡る国内政治過程－ロウハーニー当選の背景とその制度的意味合い」『中東研究』518 号 2 巻、3-13.
- 松永泰行（2016a）「イランにおける制度的弾圧と一般国民－抑圧的体制下の争議政治としての競合的選挙」酒井啓子編『軍・政治権力・市民社会－21 世紀における「新しい」政軍関係』晃洋書房、262-279.
- 吉村慎太郎（1992）「イラン・イスラム議会議員選挙に寄せて」『広島大学総合文化研究科紀要』17 巻、207-234.
- 吉村慎太郎（2007）『レザー・シャー独裁と国際関係－転換期イランの政治史的研究－』広島大学出版会.
- 吉村慎太郎（2011）『イラン現代史－従属と抵抗の 100 年－』有志舎.
- 吉村慎太郎（2013）「ハサン・ロウハーニーと 2013 年イラン大統領選挙」『アジア社会文化研究』15 巻、1-20.
- ルーホッラー・ホメイニー（2003）『イスラーム統治論・大ジハード論』（富田健次訳・編）、平凡社.
- 鷲田任邦（2017）「権威主義的政党支配下におけるゲリマンダリング－GIS を用いたマレーシアの事例研究」日本比較政治学会編『競争的権威主義の安定性と不安定性』ミネルヴァ書房、57-84.

英語

- Abdo, Geneive. 2001. "Iran's Generation of Outsiders," *The Washington Quarterly*, 24(4): 163-171.
- Abdolmohammadi, Pejman and Cama Giampiero. 2015. "Iran as a Peculiar Hybrid Regime: Structure and Dynamics of the Islamic Republic," *British Journal of Middle Eastern Studies*, 42(4): 558-578.
- Abrahamian, Ervand. 1982. *Iran between Two Revolutions*, Princeton: Princeton University Press.
- Abrahamian, Ervand. 1989. *Radical Islam: The Iranian Mojahedin*, London: I.B. Tauris.
- Abrahamian, Ervand. 1999. *Tortured Confessions: Prisons and Public Recantations in Modern Iran*, Oakland: University of California Press.

- Addis, Casey I. "Iran's 2009 Presidential Elections." Congressional Research Service, July 6, 2009.
- Afshari, Ali and Graham Underwood. 2007. "The Student Movement's Struggle," *Journal of Democracy*, 18(4): 80-94.
- Akhavi, Shahrough. 2008. "The Thought and Role of Ayatollah Hossein ali Montazeri in the Politics of Post-1979 Iran," *Iranian Studies*, 41(5): 645-666.
- Aldama, Abraham, Mateo Vasquez-Cortes, and Lauren Elyssa Young. 2019. "Fear and Citizen Coordination against Dictatorship," *Journal of Theoretical Politics*, 31(1): 103-125.
- Alem, Yasmin. 2011. *Duality by Design: The Iranian Electoral System*, Washington D.C.: International Foundation for Electoral Systems.
- Aliakbari, Mohammad, Mojtaba Gheitasi and Erik Anoby. 2015. "On Language Distribution in Ilam Province, Iran," *Iranian Studies*, 48(6): 835-850.
- Alfoneh, Ali. 2013. *Iran Unveiled: How the Revolutionary Guard Is Turning Theocracy into Military Dictatorship*, Washington D.C.: The American Enterprise Institute.
- Almadri, Kazem. 2005. "The Power Structure of the Islamic Republic of Iran: Transition from Populism to Clientelism, and Militarization of the Government," *Third World Quarterly*, 26(8): 1285-1301.
- Almeida, Paul. 2003. "Opportunity Organizations and Threat-Induced Constention: Protest Waves in Authoritarian Settings," *American Journal of Sociology*, 109(2): 345-400.
- Amini, Parvin. 2002. "A Single Party State in Iran, 1957-78: The Rastakhiz Party-the Final Attempt by the Shah to Consolidate his Political Base." *Middle East Studies*, 38(1): 131-168.
- Ansari M., Ali. 2019. *Iran, Islam and Democracy: The Politics of Managing Change*, London: Gingko Library.
- Arjomand, Amir. 1988. *The Turban for the Crown: The Islamic Revolution in Iran*, Oxford: Oxford University Press.
- Arjomand, Amir. 2009. *After Khomeini: Iran under His Sucessor*, Oxford: Oxford University Press.
- Bakhash, Shaul. 1984. *The Reign of The Ayatollahs: Iran and The Islamic Revolution*, New York: Basic Books, Inc..
- Bakhtiari, Bahman. 1993. "Parliamentary Elections in Iran." *Iranian Studies*, 26(3/4): 375-388.
- Bakhtiari, Bahman. 1996. *Parliamentary Politics in Revolutionary Iran: Institutionalization of Factional Politics*, Gainesville: University Press of Florida.

- Bayat, Asef. 2017. *Revolution without Revolutionaries: Making Sense of The Arab Spring*, Stanford: Stanford University Press.
- Beaulieu, Emily and Susan D. Hyde. 2009. "In the Shadow of Democracy Promotion: Strategic Manipulation, International Observers, and Elections Boycotts," *Comparative Political Studies*, 42(3): 392-415.
- Belova, Eugenia and Paul Gregory. 2009. "Political Economy of Crime and Punishment under Stalin," *Public Choice*, 140: 463-478.
- Bhasin, Tavishi and Jennifer Gandhi. 2013. "Timing and Targeting of State Repression in Authoritarian Elections," *Electoral Studies*, 32: 620-631.
- Birch, Sara. 2011. *Electoral Malpractice*, Oxford: Oxford University Press.
- Blaydes, Lisa. 2011. *Elections and Distributive Politics in Mubarak's Egypt*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Boroumand, Ladan and Boroumand Roya. 2000. "Is Iran Democratizing," *Journal of Democracy*, 11 (4): 114-128.
- Brownlee, Jason. 2007. *Authoritarianism in an Age of Democratization*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Brumberg, Daniel. 2001a, "Dissonant Politics in Iran and Indonesia," *Political Science Quarterly*, 116(3): 381-411.
- Brumberg, Daniel. 2001b. *Reinventing Khomeini: The Struggle for Reform in Iran*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Buchta, Wilfried. 2000. *Who Rules Iran? The Structure of Power in the Islamic Republic*, Washington D.C.: Washington Institute for Near East Policy.
- Case, William. 2006. "Manipulative Skills: How Do Rulers Control the Electoral Arena?" in Andreas Schedler, eds. *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*, London: Lynne Rienner, 95-112.
- Catt, Helena, Andrew Ellis, Michael Maley, Alan Wall and Peter Wolf. 2014. *Electoral Management Design*, Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance.
- Cheeseman, Nic and Brian Klaas. 2018. *How to Rig an Election*, New Haven: Yale University Press.
- Chehabi, Houchang. 1990. *Iranian Politics and Religious Modernism: The Liberation Movement of Iran under the Shah and Khomeini*, London: I.B. Tauris.

- Chehabi, Houchang. 1991. "Religion and Politics in Iran: How Theocratic is the Islamic Republic?," *Daedalus*, 120(3): 69-91.
- Chehabi, Houchang. 2001. "The Political Regime of the Islamic Republic of Iran in Comparative Perspective," *Government and Opposition*, 36(1): 48-70.
- Chernykh, Svitlana, Zachary Elkins, James Melton, and Tom Ginsburg. 2014. "Constitution and Election Management." in Pippa Norris, Richard E. Frand, and Ferran Martinez i Coma eds. *Advancing Electoral Integrity*, Oxford: Oxford University Press, 94-117.
- Dabashi, Hamid. 2006. *Theology of Discontent: the ideological foundations of the Islamic Revolution in Iran*, London: Routledge.
- Diamond, Larry. 2002. "Thinking about Hybrid Regime," *Journal of Democracy*, 13(2): 21-35.
- Ehteshami, Anoushiravan and Mahjoob Zweiri. 2007. *Iran and the Rise of Its Neoconservatives: The Politics of Tehran's Silent Revolution*, London: I.B. Tauris.
- Elson, Sara B., Douglas Yeung, Parisa Roushan, S. R. Bohandy, and Alireza Nader. 2012. *Using Social Media to Gauge Iranian Public Opinion and Mood after the 2009 Election*, Santa Monica: The RAND Corporation.
- Entessar, Nader. 2002. "Limits of Change: Legal Constraints to Political Reform in Iran," *Journal of Third World Studies*, 19(1): 25-36.
- Fairbanks, Stephen. 1998. "Theocracy versus Democracy: Iran Considers Political Parties," *The Middle East Journal*, 52(1): 17-31.
- Fazili, Yousra. 2010. "Between Mullahs' Robes and Absolutism: Conservatism in Iran," *SAIS Review*, XXX(1) :49-55.
- Forozan Hesam and Afshin Shahi. 2017. "The Military and the State in Iran: The Economic Rise of the Revolutionary Guards," *The Middle East Journal*, 71(1): 67-86.
- Gandhi, Jennifer and Ellen Lust-Okar. 2009. "Elections under Authoritarianism," *Annual Review of Political Science*, 12: 403-422.
- Gandhi, Jennifer. 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Ganji, Akbar. 2008. "The Latter-Day Sultan: Power and Politics in Iran," *Foreign Affairs* 87(6): 45-62.
- Gasiorowski, Mark J. 2000. "The Power Struggle in Iran," *Middle East Policy*, 7 (4): 22-40.

- Gheissari, Ali and Sanandaji Kaveh-Cyrus. 2009. "New Conservative Politics and Electoral Behavior in Iran," in Ali Gheissari, eds., *Contemporary Iran: Economy, Society, Politics*, Oxford: Oxford University Press, 275-298.
- Gheissari, Ali and Vali Nasr. 2004. "Iran's Democracy Debate," *Middle East Policy*, 11(2): 94-106.
- Gheissari, Ali and Vali Nasr. 2006. *Democracy in Iran: History and the Quest for Liberty*, Oxford: Oxford University Press.
- Ghobadzadeh, Naser and Rahim Lily. 2016. "Electoral Theocracy and Hybrid Sovereignty in Iran," *Contemporary Politics*, 22(4): 450-468.
- Ginsburg, Tom and Tamir Moustafa. 2008. *Rule by Law: The Politics of Courts in Authoritarian Regimes*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Golkar, Saeid. 2015. *Captive Society: The Basij Militia and Social Control in Iran*, New York: Columbia University Press.
- Habibi, Nader. 2015. "How Ahmadinejad Changed Iran's Economy," *The Journal of Developing Areas*, 49(1): 305-312.
- Hafner-Burton, Emilie. 2005. "Trading Human Rights: How Preferential Trade Agreements Influence Government Repression," *International Organization*, 59: 593-629.
- Hafner-Burton, Emilie, Susan D. Hyde and Ryan S. Jablonski. 2014. "When Do Governments Resort to Election Violence?," *British Journal of Political Science*, 44(1): 149 - 179.
- Hai, Lim H. 2005. "Making the System Work: The Election Commission." in Mavis Puthucheary and Norani Othman eds., *Elections and Democracy in Malaysia*, Bangi: Penerbit Universiti Kebangsaan Malaysia.
- Harris, Kevan. 2010. "The Politics of Subsidy Reform in Iran," *Middle East Report*, 254: 36-39
- Harris, Kevan. 2012. "The Brokered Exuberance of The Middle Class: An Ethnographic Analysis of Iran's 2009 Green Movement," *Mobilization*, 17(4): 435-455.
- Harris, Kevan. 2013. "The Rise of The Subcontractor State: Politics of Pseudo-Privatization in The Islamic Republic of Iran," *International Journal of Middle East Studies*, 45: 45-70.
- Harris, Kevan. 2017. *A Social Revolution: Politics and the Welfare State in Iran*, Oakland, University of California Press.
- Hartlyn, Jonathan, McCoy Jennifer, and Thomas M. Mustillo. 2008. "Electoral Governance Matters: Explaining the Quality of Elections in Contemporary Latin America," *Comparative Political*

- Studies*, 41(1): 73-98.
- Hermet, Guy, Rose Richard, and Rouquie Alain. 1978. *Election without Choice*, London: The Macmillan Press.
- Hen-Tov, Elliot and Nathan Gonzalez. 2011. "The Militarization of Post-Khomeini Iran: Praetorianism 2.0," *The Washington Quarterly*, 34(1): 45-59.
- Holliday, Shabnam J. 2010. "Khatami's Islamist-Iranian Discourse of National Identity: A Discourse of Resistance," *British Journal of Middle Eastern Studies*, 37(1): 1-13.
- Howard, Marc M. and Philip G. Roessler. 2006. "Liberalizing Electoral Outcomes in Competitive Authoritarian Regimes," *American Journal of Political Science*, 50(2): 365-381.
- Hwee, Yeo L. 2002. "Electoral Politics in Singapore Electoral Politics." in Gabriele Bruns, Aurel Croissant, and Marei John eds., *Southeast and East Asia*, Singapore: Friedrich Ebert Stiftung, 203-232.
- Kadivar, Moḥammad-Ali. 2013. "Alliance and Perception Profiles in the Iranian Reform Movement, 1997 to 2005," *American Sociological Review*, 78(6): 1063-1086.
- Kaussler, Bernd. 2008. "European Union Constructive Engagement with Iran (2000-2004): An Exercise in Conditional Human Rights Diplomacy," *Iranian Studies*, 41(3): 269-295.
- Katouzian, Homa. 1997. "Arbitrary rule: A Comparative Theory of State, Politics, and Society in Iran," *British Journal of Middle Eastern Studies*, 24(1): 49-73.
- Kazemzadeh, Masoud. 2008. "Intra-Elite Factionalism and the 2004 Majles Elections in Iran," *Middle East Studies*, 44(2): 189-214.
- Keshavarzian, Arang. 2005. "Contestation without Democracy: Elite Fragmentation in Iran." in Marsha Posusney and Michele Angrist, eds., *Authoritarianism in the Middle East: Regimes and Resistance*, London: Lynne Rienner Publishers, 63-90.
- Keshavarzian, Arang. 2007. *Bazar and State in Iran: The Politics of the Tehran Marketplace*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Khalaji, Mehdi. 2011. "Iran's Regime of Religion." *Journal of International Affairs*, 65(1): 131-147.
- Künkler, Mirjam, The Special Court of the Clergy (Dādgāh-Ye Vizheh-Ye Ruhāniyat) and the Repression of Dissident Clergy in Iran (May 13, 2009). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=1505542> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1505542>
- Kuzman, Charles. 2001. "Crisis Within: Islamic Scholars' Protests against the Islamic State in Iran."

- International Journal of Politics, Culture and Society*, 15(2): 341-359.
- Lehoucq, Fabrice E. 2002. "Can Parties Police Themselves?: Electoral Governance and Democratization," *International Political Science Review*, 23(1): 29-46.
- Lehoucq, Fabrice E. and Ivan Molina. 2002. *Stuffing the Ballot Box: Fraud, Electoral Reform, and Democratization in Costa Rica*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lehoucq, Fabrice E. 2003. "Electoral Fraud: Causes, Types, and Consequences," *Annual Review of Political Science*, 6: 233-256.
- Levitsky, Steven and Way Lucan. 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Levitsky, Steven and Way Lucan. 2013. "The Durability of Revolutionary Regimes," *Journal of Democracy*, 24(3): 5-17.
- Lob, Eric. 2018. "Construction Jihad: State-building and Development in Iran and Lebanon's Shi'i Territories," *Third World Quarterly*, 39(11): 2103-2125.
- López-Pintor, Rafael. 2000. *Electoral Management Bodies as Institutions of Governance*. New York: Bureau for Development Policy, United Nations Development Programme.
- Lust-Okar, Ellen. 2005. *Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents, and Institutions*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lust-Okar, Ellen. 2006. "Elections under authoritarianism: Preliminary lessons from Jordan." *Democratization*, 13(3): 456-471.
- Magaloni, Beatriz. 2006. *Voting for Autocracy: The Politics of Party Hegemony and Its Demise*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Magaloni, Beatriz. 2010. "The Game of Electoral Fraud and the Ousting of Authoritarian Rule," *American Journal of Political Science*, 54(3): 751-765.
- Magaloni, Beatriz and Jeremy Wallace. "Citizen Loyalty, Mass Protest and Authoritarian Survival," paper prepared for the conference on Dictatorships, Princeton University, April 25-26, 2008.
- Maloney, Suzanne, 2015. *Iran's Political Economy since The Revolution*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mashayekhi, Mehrdad. 2001. "The Revival of the Student Movement in Post-Revolutionary Iran," *International Journal of Politics, Culture and Society*, 15(2): 283-313.
- Masroori, Cyrus. 2007. "The Conceptual Obstacles to Political Reform in Iran," *The Review of Politics*

69: 171-191.

Matsunaga, Yasuyuki. *Struggles for Democratic Consolidation in the Islamic Republic of Iran, 1979-2004*. (PhD diss., New York University, 2006).

Matsunaga, Yasuyuki. 2007. "Mohsen Kadivar, and Advocate of Post-revivalist Islam in Iran," *British Journal of Middle East Studies*, 34(3): 417-329.

Matsunaga, Yasuyuki. 2009. "The Secularization of a *Faqih*-Headed Revolutionary Islamic State of Iran: Its Mechanisms, Processes, and Prospects," *Comparative Studies of South Asia, Africa and the Middle East*, 29(3): 468-482.

Mehdavi, Paasha. 2015. "Explaining The Oil Advantage: Effects of Natural Resource Wealth on Incumbent Reelection in Iran," *World Politics* 67(2): 226-267.

Mir-Hosseini, Ziba and Richard Tapper. 2008. *Islam and Democracy in Iran: Eshkevari and the Quest for Reform*, London: I.B. Tauris.

Morse, Yonatan L. 2019. *How Autocrats Compete: Parties, Patrons, and Unfair Elections in Africa*, Cambridge: Cambridge University Press.

Moslem, Mehdi. 2002. *Factional Politics in Post-revolutionary Iran*, New York: Syracuse University Press.

Mozaffar, Schafeen, and Andreas Schedler. 2002. "The Comparative Study of Electoral Governance: Introduction," *International Political Science Review*, 23(1): 5-27.

Namazi, Rasoul. 2019. "Ayatollah Khomeini: From Islamic Government to Sovereign State," *Iranian Studies*, 52(1/2): 111-131.

Norris, Pippa, Richard W. Frank, and Ferran Martinez i Coma. 2014. *Advancing Electoral Integrity*. New York: Oxford University Press.

Ocantos, Ezequiel G. Chad Kiewiet de Jonge, and David W. Nickerson. 2014. "The Conditionality of Vote-Buying Norms: Experimental Evidence from Latin America," *American Journal of Political Science*, 58(1): 197-211.

O'Donnell, Guillermo and Philippe Schmitter. 1986. *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusion about Uncertain Democracy*, Baltimore: John Hopkins University Press.

Ostovar, Afshon. 2016. *Vanguard of the Imam: Religion, Politics, and Iran's Revolutionary Guards*, Oxford: Oxford University Press.

Pastor, Robert A. 1999a. "A Brief History of Electoral Commissions," in Andreas Schedler, Larry

- Diamond, and Marc F. Plattner eds., *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracy*, Colorado: Lynne Rienner Publishers, Inc, 73-82.
- Pastor, Robert A. 1999b. "The Role of Electoral Administration in Democratic Transitions: Implications for Policy and Research," *Democratization*, 6(4): 1-27.
- Rahnema, Ali and Farhad Nomani. 1995. "Competing Shi'i Subsystems in Contemporary Iran," in Saeed Rahnema and Sohrab Behdad eds., *Iran after the Revolution: Crisis of an Islamic State*, London: I.B. Tauris, 65-93.
- Raisi, Alireza. 2019. "The Puzzle of Populism in Iran's Electoral Politics." *Democratization*, 26(6): 916-934.
- Raisi, Alireza. 2020. "Electoral Participation in Iran's Parliamentary Politics: Between Two Competing Explanation." *Political Behavior*, <https://doi.org/10.1007/s11109-020-09605-6>.
- Randjbar-Daemi, Siavush. 2018. *The Quest for Authority in Iran: A History of the Presidency from Revolution to Rouhani*, London: I.B. Tauris.
- Rasler, Karen. 1996. "Concessions, Repression, and Political Protest in the Iranian Revolution," *American Journal of Sociology*, 61: 132-152.
- Razi, Hossein. 1987. "The Nexus of Legitimacy and Performance: The Lessons of the Iranian Revolution," *Comparative Politics*, 19(4): 453-469.
- Reisinezhad, Arash. 2015. "The Iranian Green Movement: Fragmented Collective Action and Fragile Collective Identity," *Iranian Studies*, 48(2): 193-222.
- Reuter, John O. and David Szakonyi. 2021. "Electoral Manipulation and Regime Support: Survey Evidence from Russia," *World Politics*, 73(2): 275-314.
- Rivetti, Paola. 2017. "Political Activism in Iran: Strategies for Survival, Possibilities for Resistance and Authoritarianism," *Democratization*. 1-17. DOI: 10.1080/13510347.2017.1293658
- Rose, Richard, Mishler William and Munro Neil. 2011. *Popular Support for an Undemocratic Regime: The Changing View of Russians*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rouhani, Farhang. 2003. "Islamic Yuppies? State Rescaling, Citizenship, and Public Opinion Formation in Tehran, Iran," *Urban Geography*, 24(2): 169-182.
- Roy, Oliver. 1999. "Crisis of Religious Legitimacy in Iran," *Middle East Journal*, 53(2): 201-216.
- Rozenas, Arturas. 2015. "Office Insecurity and Electoral Manipulation," *The Journal of Politics*. 78(1): 232-248.

- Rundlett, Ashlea and Milan Svolik W. 2016. "Deliver the Vote! Micromotives and Macrobehavior in Electoral Fraud," *American Political Science Review*, 110(1): 180–90.
- Sadeghi-Boroujerdi, Escandar. 2019. *Revolution and Its Discontents: Political Thought and Reform in Iran*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Sadjadpor, Karim. 2011. *Reading Khamenei: The World View of Iran's Most Powerful Leader*, Washington D.C.: Carnegie Endowment.
- Sadri, Houman. 1998. "Trends in the Foreign Policy of Revolutionary Iran," *Journal of Third World Studies*, XV(1): 13-37
- Saffari, Said. 1993. "The Legitimation of the Clergy's Right to Rule in the Iranian Constitution of 1979," *British Journal of Middle Eastern Studies*, 20(1): 64-82.
- Safshekan, Roozbeh and Farzan Sabet. 2010. "The Ayatollah's Praetorians: The Islamic Revolutionary Guard Corps and the 2009 Election Crisis," *Middle East Journal*, 64(4): 543-558.
- Saikal, Amin. 2009. "The Roots of Iran's Electoral Crisis," *Survival*, 51(5): 91-104.
- Sakwa, Richard. 1995. "The Russian Elections of December 1993," *Europe-Asia Studies*, 47(2): 195-227.
- Samii, William. 2001. "Iran's Guardian Council as an Obstacle to Democracy," *Middle East Journal*, 55(4): 643-662.
- Sanandaji, Kaveh-Cyrus. 2009. "The Eighth Majles Elections in the Islamic Republic of Iran: A Division in Conservative Ranks and the Politics of Moderation," *Iranian Studies*, 42(4): 621-648.
- Sarabi, Farzin. 1994. "The Post-Khomeini Era in Iran: The Elections of the Fourth Islamic Majlis," *The Middle East Journal*, 48(1): 89-107.
- Schedler, Andreas. 2002a. "The Menu of Manipulation," *Journal of Democracy*, 13(2): 36-50.
- Schedler, Andreas. 2002b "The Nested Game of Democratization by Elections," *International Political Science Review*, 23(1): 103-122.
- Schedler, Andreas. 2006. *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. Colorado: Lynne Rienner Publishers.
- Schedler, Andreas. 2013. *The Politics of Uncertainty: Subverting and Subverting Electoral Authoritarianism*, Oxford: Oxford University Press.
- Schatz, Edward. 2009. "The Soft Authoritarian Tool Kit: Agenda-Setting Power in Kazakhstan and Kyrgyzstan," *Comparative Politics*, 41(2): 203-222.

- Seeberg, Merete B. 2015. "State Capacity and The Paradox of Authoritarian Elections," *Democratization*, 21(7): 1265-1285.
- Selvik, Kjetil. 2018. "Autocratic Legitimation in Iran: Ali Khamenei's Discourse on Regime Insiders and Outsider," *Democratization*, 25(7): 1114-1131.
- Shambayati, Hootan. 2008. "Courts in Semi-Democratic/ Authoritarian Regimes: The Judicialization of Turkish (and Iranian) Politics," in Tom Ginsburg and Tamir Moustafa eds., *Rule by Law: The Politics of Courts in Authoritarian Regimes*, Cambridge: Cambridge University Press, 283-303.
- Shen-Bayh, Flona. 2018. "Strategies of Repression: Judicial and Extrajudicial Methods of Autocratic Survival," *World Politics*, 70(3): 321-357.
- Siavoshi, Sussan. 1992. "Factionalism and Iranian Politics: The Post-Khomeini Experience," *Iranian Studies*, 25(3/4): 27-49.
- Siavoshi, Susan. 1999. "Authoritarian or Democratic: the Uncertain Future of Iran," *Iranian Studies*, 32(3): 313-331.
- Sidorkin, Oleg and Dmirtiy Vorobyev. 2020. "Extra votes to signal loyalty: regional political cycles and national elections in Russia," *Public Choice*, 185(1): 183-213.
- Simpser, Alberto, 2013. *Why Governments and Parties Manipulate Elections: Theory, Practice, and Implications*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Smith, Ian O. 2014. "Election Boycotts and Hybrid Regime Survival," *Comparative Politics Studies*, 47(5): 743-765.
- Svolik, Milan, 2012. *The Politics of Authoritarian Rule*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Takeyh, Ray. 2009. *Guardians of the Revolution: Iran and the World in The Age of the Ayatollahs*, Oxford: Oxford University Press.
- Tarock, Adam. 2001. "The Muzzling of the Liberal Press in Iran," *Thrid World Quartely*, 22(4): 585-602.
- Tazmini, Ghoncheh. 2009. *Khatami's Iran: The Iran's Islamic Republic and the Turbulent Path to Reform*, London: I.B. Tauris.
- Tezcur, Gunes. 2006. "Intra-Elite Struggles in Iranian Elections," in Ellen Lust-Okar and Zerhouni Saloua, eds., *Political Participation in the Middle East*, Colorado: Lynne Rinner Publishers, 51-74.
- Tezcur, Gunes. 2012. "Democracy Promotion, Authoritarian Resiliency, and Political Unrest in Iran,"

Democratization, 19(1): 120-140.

- Thompson, Mark R. and Philipp Kuntz. 2006. "After Defeat: When Do Rulers Steal Elections?," in Andreas Schedler, eds. *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*, London: Lynne Rienner, 113-128.
- Thompson, Mark R. and Philipp Kuntz. 2009. "More than Just the Final Straw: Stolen Elections as Revolutionary Triggers," *Comparative Politics*, 41(3): 253-272.
- Tucker, Joshua. 2007. "Enough! Electoral Fraud, Collective Action Problems, and Post-Communist Colored Revolutions," *Perspectives on Politics*, 5(3): 535-551.
- Van Ham, Carolien and Staffan I. Lindberg 2015. "From Stick to Carrots: Electoral Manipulation in Africa, 1986-2012," *Government and Opposition*, 50(3): 532-548.
- Wahman, Michael. 2013. "Opposition Coalitions and Democratization by Election," *Government and Opposition*, 48(1): 3-32.
- Wedeen, Lisa. 2015. *Ambiguities of Domination: Politics, Rhetoric, and Symbols in Contemporary Syria*, Chicago: Chicago University Press.
- Wells, Matthew. 1999. "Thermion in the Islamic Republic of Iran: The Rise of Muhammad Khatami," *British Journal of Middle Eastern Studies*, 26(1): 27-39.
- Wehrey, Frederic, Jerrold D. Green, Brain Bichiporuk, Alireza Nader, Lydia Hansell, Rasool Nafisi, S. R. Bohandy. 2009. *The Rise of the Pasadran: Assesing the Domesric Rules of Iran's Islamic Revolutionary Guards Corps*, SantaMonica Rand Corporation.
- Zonis, Marvin. 1998. "The Rule of the Clerics in the Islamic Republic of Iran," *Annals of American Academy of Political and Social Science*, 482: 85-108.

ペルシャ語

- Aḥmadī, Monā and Seyyed Maḥmūd Hāshemī. 1395[2016/7] "Sāzokār-e Neẓārat-e Mālī bar Aḥzāb dar Hoqūq-e Mowẓū‘-e Īrān." *Tahqīqāt-e Hoqūqī-ye Īrān va Bein al-melal*, 9(3-4):1-25.
- Aḥmadvandī, Shojā‘. 1389 [2010/11]. "Tablīqāt dar Qānūn-e Entekhābāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī," *Faṣlnāme-ye Pazhūheshkade-ye Hoqūq va Siyāsāt*, 12(3):1-20.
- ‘Alizāde, Moḥammad, Moḥammad Ḥoseyn Morādī, ‘Alīrezā ‘Āshūrī and Moḥammad Ḥoseyn Madīḥī. *Shaffāfiyat-e Entekhābāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī*. Dey 1398 [December 2020/January 2021].
- Āqā‘ī-Jirhande, ‘Abbās and Bastāmī, Rezā. 1378[1999/2000] *Majles-e Showrā-ye Eslāmī Dowre-ye*

- Dovvom*. Tehrān: Markaz-e Asnād-e Enqerāb-e Eslāmī.
- Dārabī, ‘Alī. 1397[2018/9]. *Jaryānshenāsī-ye Siyāsī dar Īrān*, Tehrān: Sāzmān-e Enteshārāt-e Pazhūheshgāh-e Farhangī va Andīshe-ye Eslāmī.
- Fattāhī-Zafarqandī, ‘Alī. 1397[2018/9]. *Showrā-ye Negahbān: Nezārat bar Entekhābāt*. Tehrān: Pazhūheshkade-ye Showrā-ye Negahbān.
- Hajjāriyān, Sa‘īd. 1379[2000/1]. *Jomuhūriyat; Afsūn Zodayī az Qodrat*. Tehrān: Tarḥ-e now.
- Jahān-Moḥammadī, Rezā. 1389[2010/11]. *Majles-e Showrā-ye Eslāmī Dowre-ye Sevvom*. Tehrān: Markaz-e Asnād-e Enqelāb-e Eslāmī.
- Kamālvandī, Fahd, ‘Āliye Shokrbeygī, and Omīd‘alī Aḥmadī. 1397[2018/9]. “Barresī-ye Naqsh-e Kharīd va Forūsh-e Ārā’ bar Moshārekāt-e Siyāsī dar Ostān-e Īlām bā Ta’kīdī bar Entekhābāt-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī,” *Moṭāle‘āt-e ‘Olūm-e Ejtemā‘ī-ye Īrān*, 57: 1-34.
- Khoshzād, Akbar. *Majles-e Showrā-ye Eslāmī Dowre-ye Avval*. 1386[2007/8]. Tehrān: Markaz-e Asnād-e Enqelāb-e Eslāmī.
- Khosravī, Ḥasan. “Taḥlīl-e Natāyej-e Entekhābāt-e Dowre-ye Yāzdahom-e Majles-e Showrā-ye Eslāmī dar Parto-e Qā‘ede-ye Akṣariyat,” *Faslnāme-ye Jāme‘eshenāsī-ye Īrān*, 3(3): 86-111.
- Khosrowshīrī, ‘Alī and Moṣṭafā Javān. 1392[2013/4]. *Majles-e Showrā-ye Eslāmī Dowre-ye Panjom*. Tehrān: Markaz-e Asnād-e Enqelāb-e Eslāmī.
- Moḥtashamīpūr, ‘Alī-Akbar. 1379[2000/1]. *Chand Ṣedāyī dar Jāme‘e va Rowḥānīyat*, Tehrān: Khāne-ye Andīshe-ye Javān.
- Moṭāhharī ‘Alī. 1396[2017/8]. “Naṭeq-hā va Name-hā-ye ‘Alī Moṭāhharī dar Majles-e Hashtom va Nohhom,” Tehrān: Nashr-e Ney.
- Mūgū‘ī, Javād. 1396[2017/8]. *Ākharīn Nokhostvazīr: Zendeḡī va Zamāne-ye Mīr Ḥoseyn Mūsavī 1320-1368*. Qom: Shahīd Kāzemī.
- Qeysarī, Mehdī. 1395[2016/7]. *Yār-e Imām Yāvar Rahbar: Zendeḡī va Mobārezāt-e Āyat allāh Mahdavi-Kānī*, Tehrān: Mo‘assese-ye Farhangī-ye Honarī
- Sajjādīpūr, Hādī. *Majles-e Showrā-ye Eslāmī Dowre-ye Chahārom*. 1388[2009/10]. Tehrān: Markaz-e Asnād-e Enqelāb-e Eslāmī.
- Salīmī-Banī, Ṣādeq. 1390[2011/2]. *Majma‘-e Rowḥānīyān-e Mobārez*. Qom: Pazhūheshkade-ye Taḥqīqāt-e Eslāmī.
- Salīmī-Banī, Ṣādeq and Moẓaffarī Āyat. 1388[2009/10]. *Jāme‘e-ye Rowḥānīyāt-e Mobārez*. Qom:

- Pazhūheshkade-ye Taḥqīqāt-e Eslāmī.
- Shādlū, ‘Abbās. 1397[2018/9]. *Eṭṭelā‘ātī darbāre-ye Ahzāb va Jenāḥ-hā-ye Siyāsī-ye Īrān-e Emrūz*. Tehrān: Nashr-e Vozarā’.
- Shamsī, Abd Allāh and Šādeq Salīmī-Banī. 1394[2015/6] *Hezb-e Jebhe-ye Moshārekat-e Īrān-e Eslāmī*. Qom: Pazhūheshkadeh-ye Taḥqīqāt-e Eslāmī.
- Zarafshān, Moḥammad-Hādī and Seyyed-Mojtabā Ḥosseinīpūr-Ardakānī. 1397[2018/9]. *Majmū‘-ye Qavānīn va Moqarrarāt-e Entekhābāt*. Tehrān: Pazhūheshkadeh-ye Showrā-ye Negahbān.
- Zarqānī, Hādī and Mortẓā Raḡavīnezhād. 1395[2016/7]. “Barresī va Taḥlīl-e Orgū Fazā’ī dar Entekhābāt-e Yāzdahhom-e Riyāsāt Jomhūrī-ye Īrān,” *Faṣlnāme-ye Zhe’opolītīk*, 12(3):73-104.
- Zībākalām, Šādeq and Mortezā Moqtadāyī. 1393[2014/5]. “Ahzāb-e Siyāsī va Naqsh-e Ān dar Towse‘e-ye Siyāsī-ye Īrān: Moṭāle‘e-ye Mowredī-ye Entekhābāt,” *Faṣlnāme-ye Takhšīšī-e ‘Olūm-e Siyāsī*, 29(3): 7-28.